

令和4年第1回市議会（定例会）

外部監査人報告綴

堺市

令和4年

第1回市議会（定例会）

外部監査人報告綴

外部監査人報告第 1 号

令和 4 年 1 月 28 日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

包括外部監査人 中務 正裕

包括外部監査結果報告

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 5 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

包 括 外 部 監 查 結 果 報 告 書

【報告書中の試算・推計の数値・金額】

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料を基に行ったものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 包括外部監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査対象部署	3
5 包括外部監査人及び補助者の氏名と資格	3
6 包括外部監査の実施期間	3
7 利害関係	3
8 報告書の構成及び記載方法	3
(1) 構成	3
(2) 監査の結果の書き分け	4
(3) 監査の結果の記載方法	4
9 監査の結果による意見等の項目一覧表	4
第2 子ども家庭福祉	8
1 我が国の子ども家庭福祉の歴史	8
2 子ども家庭福祉の進展	8
3 子ども家庭福祉の機関	10
(1) 行政及び審議機関	10
(2) 実施機関	11
4 子ども家庭福祉の主な専門職	12
(1) 児童福祉司	12
(2) 児童福祉施設における専門職員	12
(3) 児童委員	13
(4) 家庭相談員	13
(5) 保健師	13
第3 堺市における子ども・子育て支援事業の概要	14
1 堺市子ども・子育て総合プラン	14
(1) 堺市子ども・子育て総合プランの策定	14
(2) 総合プランの基本理念と施策の柱	14

2	子ども・子育て支援事業を担当する部局と財務内容.....	17
	(1) 総合プランに基づく事務事業の担当部局	17
	(2) 子ども青少年局の財政規模.....	17
	(3) 堺市における児童の人口推移.....	18
	(4) 財政規模の拡大と児童の減少傾向からみた監査の視点	19
第4	子ども育成課	20
1	不妊症・不育症支援事業【総合プラン施策領域 1-1】	20
	(1) 概要.....	20
	(2) 監査対象に対する意見.....	22
	ア 【意見1：不妊症・不育症支援事業におけるリモート相談の実施】	22
2	妊産婦・乳幼児等の保健指導事業【施策領域 1-1、3-4】	23
	(1) 概要.....	23
	(2) 監査対象に対する意見.....	25
	ア 【意見2：宿泊型産後ケア事業に関する兄弟のいる場合への対応充実】	25
3	子育てアドバイザー事業【施策領域 3-4、4-1】	27
	(1) 概要.....	27
4	育児支援ヘルパー派遣事業【施策領域 3-2、3-4、4-1】	29
	(1) 概要.....	29
	(2) 監査対象に対する意見.....	32
	ア 【意見3：多胎育児家庭を含めた特に支援を要する家庭に対するサポート体制の充実】	32
5	地域子育て支援センター事業【施策領域 4-1】	34
	(1) 概要.....	34
	(2) 監査対象に対する意見.....	35
	ア 【意見4：子育て相談についてウェブ面談の実施について】	35
6	みんなの子育てひろば事業【施策領域 3-2、4-1】	37
	(1) 概要.....	37
第5	幼保推進課	39
1	利用調整業務	39
	(1) 概要.....	39
	(2) 監査対象に対する意見.....	40
	ア 【意見5：保育施設の利用調整にかかる効率的な業務遂行】	40
	イ 【意見6：保育士確保のための周辺自治体との連携等】	41
2	利用者負担額（保育料）のあり方について.....	43
	(1) 概要.....	43
	(2) 監査対象に対する意見.....	44

ア	【意見 7：保育料の利用者負担額の階層区分のあり方について】	44
イ	【意見 8：ひとり親世帯等の利用者負担額の減免の範囲と同収入世帯との保育料の格差について】	45
3	保育料（利用者負担額）徴収業務	48
(1)	概要	48
(2)	監査対象に対する意見	50
ア	【意見 9：保育料の徴収について】	50
イ	【意見 10：給与等を財産調査・差押の対象とした徴収マニュアルの整備】	51
4	民間認定こども園・幼稚園運営事業【施策領域 3-1】	52
(1)	概要	52
(2)	監査対象に対するコメント	53
5	民間保育所保育実施委託事業【施策領域 3-1】	54
(1)	概要	54
(2)	監査対象に対するコメント	54
6	地域型保育事業【施策領域 3-1】	56
(1)	概要	56
(2)	監査対象に対するコメント	57
7	民間認定こども園・保育所運営補助事業【施策領域 3-1】	58
(1)	概要	58
(2)	監査対象に対する意見	59
ア	【意見 11：補助金の目標設定及び実績評価の方法】	59
8	地域型保育運営補助事業【施策領域 3-1】	61
(1)	概要	61
(2)	監査対象に対する意見	61
ア	【意見 12：保育士の配置改善についての目標設定・実績評価】	61
9	私立幼稚園運営補助事業【施策領域 3-1】	63
(1)	概要	63
(2)	監査対象に対する意見	64
ア	【意見 13：目標達成率の向上】	64
10	延長保育推進事業【施策領域 3-1】	65
(1)	概要	65
(2)	監査対象に対するコメント	66
11	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）（一般型、幼稚園型）【施策領域 3-1】	67
(1)	概要	67
(2)	監査対象に対する意見	69
ア	【意見 14：ホームページにおける情報記載の充実】	69

1 2	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）【施策領域 3-1】	71
	(1) 概要	71
	(2) 監査対象に対する意見	72
	ア 【意見 15：事務事業総点検シートでの目標設定の再検討】	72
1 3	私立幼稚園預かり保育推進事業【施策領域 3-1】	73
	(1) 概要	73
	(2) 監査対象に対するコメント	73
1 4	市外認定こども園・保育所等利用事業【施策領域 3-1】	74
	(1) 概要	74
	(2) 監査対象に対するコメント	75
1 5	私立幼稚園幼児教育振興事業	76
	(1) 概要	76
	(2) 監査対象に対するコメント	77
1 6	幼児教育・保育無償化事業（施設等利用給付）（教育費）【施策領域 3-1】	78
	(1) 概要	78
1 7	幼児教育・保育無償化事業（施設等利用給付）（民生費）【施策領域 3-1】	79
	(1) 概要	79
	(2) 監査対象に対するコメント	79
1 8	認可外保育施設等利用者負担補助事業（多子世帯利用者負担補助金）【施策領域 3-1】	80
	(1) 概要	80
	(2) 監査対象に対するコメント	81
1 9	堺認証保育所運営補助事業【施策領域 3-1】	82
	(1) 概要	82
	(2) 監査対象に対する意見	84
	ア 【意見 16：認証保育所にかかるホームページの記載の充実化】	84
2 0	事業所内保育施設運営事業【施策領域 3-1】	85
	(1) 概要	85
2 1	実費徴収に係る補足給付を行う事業【施策領域 3-2】	86
	(1) 概要	86
	(2) 監査対象に対するコメント	87
2 2	保育教諭等人材確保事業【施策領域 3-1】	88
	(1) 概要	88
	(2) 監査対象に対する意見	89
	ア 【意見 17：資格取得後 1 年以内に退職した場合に補助金の返還等】	89
2 3	保育士宿舎借り上げ支援事業【施策領域 3-1】	91

(1) 概要.....	91
2 4 休暇取得促進支援事業【施策領域 3-1】	93
(1) 概要.....	93
(2) 監査対象に対するコメント.....	94
2 5 さかいマイ保育園事業【施策領域 3-1】	96
(1) 概要.....	96
2 6 認定こども園等の監査に関する業務.....	98
(1) 概要.....	98
(2) 監査対象に対するコメント.....	99
(3) 監査対象に対する意見.....	100
ア 【要望1：実地監査が延期されている施設への実地監査実施】	100
イ 【要望2：緊急事態宣言中における施設監査の方法について】	101
第6 幼保運営課.....	103
1 市立認定こども園移管事業.....	103
(1) 概要.....	103
2 保育士等就職促進事業【施策領域 1-2】	107
(1) 概要.....	107
3 さかい保育士就職応援事業【施策領域 1-2】	112
(1) 概要.....	112
4 さかい保育士総合支援事業【施策領域 1-2】	118
(1) 概要.....	118
(2) 監査対象に対する意見.....	120
ア 【要望3：さかい保育士総合支援事業に関する代替案の検討】	120
5 さかいプレ保育士事業.....	121
(1) 概要.....	121
6 小規模保育事業等巡回支援事業【施策領域 2-1】	122
(1) 概要.....	122
7 公立認定こども園運営事業.....	124
(1) 概要.....	124
(2) 監査対象に対する意見.....	132
ア 【意見18：公立認定こども園運営事業の具体化・明確化】	132
イ 【要望4：給食費徴収の法的措置に関する運用等の策定】	134
8 一般管理事業.....	135
(1) 概要.....	135
第7 待機児童対策室.....	137
1 待機児童の状況.....	137

(1) 概要.....	137
(2) 監査対象に対する意見.....	142
ア 【意見 19：年度途中の待機児童対策の強化】	142
イ 【意見 20：年度途中の待機児童数の公表】	143
ウ 【意見 21：小規模保育事業の定員割れ対策の検討】	144
2 認定こども園等整備事業	147
(1) 概要.....	147
3 小規模保育整備事業	150
(1) 概要.....	150
(2) 監査対象に対する意見.....	152
ア 【意見 22：計画的な整備及び評価方法の改定】	152
4 送迎保育ステーション事業	154
(1) 概要.....	154
(2) 監査対象に対する意見.....	155
ア 【要望 5：保護者ニーズにあった運用】	155
イ 【意見 23：購入費の補助対象となるバスの安全基準】	156
5 さかい子育て応援アプリを活用した待機児童解消事業【施策領域 3-1】	158
(1) 概要.....	158
(2) 監査対象に対するコメント.....	159
6 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助事業【施策領域 3-1】	160
(1) 概要.....	160
第 8 子ども家庭課	162
1 子ども・若者育成支援事業【施策領域 2-3、3-4】	162
(1) 概要.....	162
2 女性相談事業【施策領域 3-2、4-3】	163
(1) 概要.....	163
(2) 監査対象に対する意見.....	165
ア 【要望 6：Web ツール等による迅速な相談対応】	165
3 子育て短期支援事業【施策領域 3-2、3-3、3-4、4-1】	166
(1) 概要.....	166
4 母子家庭等就業・自立支援センター【施策領域 3-3】	168
(1) 概要.....	168
5 ひとり親家庭等支援事業【施策領域 3-3、3-4】	170
(1) 概要.....	170
(2) 監査対象に対する意見.....	171
ア 【意見 24：リモート会議の利用】	171

イ	【要望7：ワンストップ化の推進】	171
6	ひとり親家庭等日常生活支援事業【施策領域3-3】	173
(1)	概要	173
7	母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業【施策領域3-3】	175
(1)	概要	175
8	要保護児童支援事業【施策領域3-2、3-4、4-3】	176
(1)	概要	176
(2)	監査対象に対する意見	178
ア	【意見25：里親制度周知方法の多様化】	178
9	子ども虐待防止事業【施策領域3-1】	179
(1)	概要	179
10	家庭児童相談事業【施策領域3-2、4-1】	181
(1)	概要	181
11	ひとり親家庭学び直し支援事業【施策領域3-3、3-4】	183
(1)	概要	183
(2)	監査対象に対するコメント	184
12	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付補助金事業【施策領域3-3】	185
(1)	概要	185
13	在宅乳幼児親子教室開催事業【施策領域1-1】	186
(1)	概要	186
第9	子ども家庭課（児童自立支援施設）	188
1	児童自立支援施設整備事業	188
(1)	概要	188
(2)	監査対象に対する意見	195
ア	【要望8：児童自立支援施設の設置中止による取得土地の有効利用】	195
イ	【要望9：児童自立支援施設の設置に代わる対応策の検討】	196
第10	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	197
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計【施策領域3-3、3-4】	197
(1)	概要	197
(2)	監査対象に対する意見	204
ア	【意見26：母子父子寡婦福祉資金貸付事業における延滞債権の開示について】	204
イ	【要望10：回収懸念債権の把握について】	205
第11	健康福祉局 障害支援課（支援教育課）・障害福祉サービス課	206
1	発達障害者支援センター運営事業【施策領域3-1】	206
(1)	概要	206

(2) 監査対象に対する意見.....	209
ア 【要望 11：発達障害者支援センターの役割について】	209
2 発達障害者（児）支援事業【施策領域 3-1】	211
(1) 概要.....	211
(2) 監査対象に対する意見.....	213
ア 【要望 12：発達障害者（児）支援事業の更なる周知】	213
イ 【要望 13：就学期の各種関係機関への確実な引き継ぎ】	213
3 障害児施設入浴サービス事業【施策領域 3-1】	215
(1) 概要.....	215
4 障害児事業者等指定・指導事務.....	217
(1) 概要.....	217
(2) 監査対象に対する意見.....	220
ア 【意見 27：実地指導の確実な実施】	220
イ 【要望 14：指定事業者の事業内容の質の審査の必要性】	220
5 障害児等療育支援事業【施策領域 3-1】	222
(1) 概要.....	222
(2) 監査対象に対するコメント.....	224
6 あい・さかい・サポーター養成事業【施策領域 3-1】	225
(1) 概要.....	225
7 発達障害啓発事業【施策領域 3-1】	227
(1) 概要.....	227
(2) 監査対象に対する意見.....	229
ア 【要望 15：啓発活動の充実】	229
8 障害児通所支援事業者育成事業【施策領域 3-1】	230
(1) 概要.....	230
(2) 監査対象に対する意見.....	231
ア 【要望 16：他の事業との連携による効率化】	231
9 発達障害医療機関等支援事業【施策領域 3-1】	232
(1) 概要.....	232
10 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業【施策領域 3-1】	234
(1) 概要.....	234
(2) 監査対象に対する意見.....	235
ア 【要望 17：外部委託の検討】	235
11 こどもリハビリテーションセンター運営管理事業【施策領域 3-1】	236
(1) 概要.....	236
第 1 2 子ども相談所.....	238

1	子ども相談所運営事業	238
(1)	概要	238
(2)	監査対象に対する意見	239
	ア 【意見 28：子ども相談所における業務運営】	239
	イ 【要望 18：子育て支援課、児童心理司との連携と情報の集約化】	243
2	一時保護所管理運営事業	245
(1)	概要	245
(2)	監査対象に対する意見	247
	ア 【要望 19：一時保護児童について2カ月以内の援助方針】	247
	イ 【要望 20：一時保護児童に関する教育の機会保障】	247
	ウ 【要望 21：徴収率の改善について】	248
	エ 【要望 22：アンケートの実施】	249
	オ 【意見 29：積極介入事案における検証について】	249
第13	教育委員会（学童事業）	252
1	放課後子ども総合プラン事業	252
(1)	概要	252
(2)	監査対象に対する意見	253
	ア 【要望 23：堺市放課後子ども総合プラン事業について】	253
2	放課後児童対策事業（のびのびルーム）	255
(1)	概要	255
3	放課後ルーム事業	257
(1)	概要	257
(2)	監査対象に対する意見	258
	ア 【要望 24：放課後ルーム事業について】	258
	イ 【意見 30：放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業の統合について】	259
第14	子ども企画課	262
1	さかい子育て応援団事業【施策領域 4-1】	262
(1)	概要	262
(2)	監査対象に対する意見	265
	ア 【意見 31：さかい子育て応援団事業に関する周知】	265
2	さかいチャイルドサポーター育成事業【施策領域 4-1】	266
(1)	概要	266
3	子育て支援情報発信事業【施策領域 4-1】	269
(1)	概要	269
(2)	監査対象に対するコメント	273

4	子育て事務センター事業	274
(1)	概要	274
5	さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業【施策領域 3-4、4-1】	278
(1)	概要	278
(2)	監査対象に対する意見	283
ア	【意見 32：委託料の適切な検証】	283
イ	【要望 25：クラウドファンディングによる寄附金の使途の明確化】	283
6	子ども食堂開設支援補助金	285
(1)	概要	285
7	新生児臨時給付金	287
(1)	概要	287
第 1 5	総括	288

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

子ども・子育て支援事業に関する事務

(2) 包括外部監査対象期間

原則として令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和3年度の事務についても対象とした。

3 特定の事件を選定した理由

我が国における少子化の進行については、堺市でも例外ではなく、出生数は平成22年以降減少傾向にあり、平成31年（令和元年）の出生数は6,038人、年少人口の割合は12.7%となっている。また、平成23年以降死亡数が出生数を上回る自然減が継続しており、今後もこの傾向が続くと予想されている。

少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済構造の大きな転換期を迎えている。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題も顕在化している。堺市では、平成27年度から5カ年を計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、また、その後継計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る子ども・子育て支援施策を総合的に推進している。

子ども・子育て支援（以下「子育て支援」という。）施策については、平成23年度に包括外部監査を実施しているが、既に10年が経過しており、また、上記計画の策定前であることから、改めて同計画に基づく子育て支援事業について、効果的かつ適切に実施されてきたかどうか検証を行うことは有意義であると考え。とりわけ、昨年からのコロナ禍の中、ひとり親家庭の困窮が社会問題となっており、子育て支援施策は、社会、周辺状況の変化によって必要性、適合性等が変化していくものであることから、どのような支援事業が必要で何が足りないかという観点からも検証を試みたく、本年度の監査テーマとして選定した。

4 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

堺市における18歳未満の児童人口は減少傾向にあり、将来的にも、堺市における18歳未満の人口を2030年で108,567人、2050年で100,279人との予想をしており、今後とも減少傾向が続くことが想定されている。他方で、子ども・子育て支援事業の財政規模は、子ども青少年局のみを検証しても毎年数十億円規模で拡大しており、児童一人あたりで見した場合の事業費は増加する一方となっている。もちろん、児童人口の減少をくい止めるために、子育て支援事業の拡充は必要であるが、支援対象となる人口の減少が続くなか、限られた財政において総花的に事業を拡大していくことは困難であり、あまり有効性が認められない事業の廃止や縮小、より効率的な事業運営、有効性が認められる事業への選択と集中が、今後、より一層必要となると考える。

かかる視点に基づき、具体的には各事業について以下の点を中心に検証した。

- ① 事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に処理されているか。
- ② 子育て支援事業が、計画に基づき適切に実施されているか。また、社会状況・実態に照らし、合目的的、必要性の高いものとなっているか。
- ③ 子育て支援事業の各種目標の設定が合理的か、またその目標に対する達成度はどうか（大幅に遅れている分野はないか）。
- ④ 子育て支援事業において所管部局間の連携、国や広域自治体（大阪府）との連携がとれているか。
- ⑤ 子育て支援事業が、市民へ十分に周知されているか、また、市民、事業者との連携はとれているか。
- ⑥ 子育て支援事業の予算・決算に係る事務が適切に行われ、透明性が確保されているか。
- ⑦ 委託、物品購入等の契約事務が適正かつ効率的に行われているか。
- ⑧ 施設・設備管理、会計事務が適切に行われているか。
- ⑨ 事務・事業の実施にあたり、経済性、効率性及び有効性を十分に考慮し、十分な費用対効果が得られているか。また、これを検証するために適切なモニタリングが実施されているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関係部局に網羅的かつ具体的な質問及び追加質問を重ね、書面による回答及びヒアリングを実施した。

- ② ヒアリングに並行して関係書類・帳票類等の閲覧・突合を実施した。
- ③ 現地視察及び現地におけるヒアリングを実施した。

(3) 監査対象部署

- 子ども青少年局
- その他子ども・子育て支援事業に関する部局等

5 包括外部監査人及び補助者の氏名と資格

包括外部監査人	弁護士	中務正裕
監査補助者	弁護士	森脇雅典
	弁護士	山口心平
	弁護士	赤崎雄作
	弁護士	松本久美子
	弁護士	西川昇大
	弁護士	藤野琢也
	公認会計士	伊沢敏一

6 包括外部監査の実施期間

自令和3年4月1日 至令和4年1月31日

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

8 報告書の構成及び記載方法

(1) 構成

第2では、冒頭に我が国の子ども家庭福祉の歴史に触れ、実施機関、子ども家庭福祉に携わる主な専門職の説明を行っている。第3では、堺市における子ども・子育て事業の基本的な計画にあたる「堺市子ども・子育てプラン」の内容を概観し、子ども・子育て事業の財政面に検討を加えている。第4以下では、主として子ども青少年局の各課における事業内容を検証し、改善が必要と思われる点について、指摘、意見、要望を記載している。なお、子ども・子育て事業は多岐にわたっていることから、特に意見を付していない事業についても、現在行われている事業概要を記している。

なお、監査の結果の冒頭においては、監査結果に基づく意見等を挙げた項目の一

覧表を記載した。

(2) 監査の結果の書き分け

本報告書においては、以下のとおり、監査の結果として、「指摘事項」「意見」「要望」の3つに区分して記載した。

指摘事項	(1) 法令、基準等に違反していると認められるもの (2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	(1) 事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの (2) その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
要望	(1) 制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

(3) 監査の結果の記載方法

監査の結果としての指摘事項、意見、要望については、それぞれについて通し番号を付した。指摘事項、意見、要望につき、結論部分を明らかにするため、まず結論を簡潔に記載し、その後に理由を記載した。

なお、数値を丸める場合は、一桁下の位の数値について四捨五入を原則とし、1,000円以下の金額については端数の切り捨て処理を行っており、本報告書の各表に表示されている合計数値又は百分率は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

9 監査の結果による意見等の項目一覧表

監査の結果としての「指摘事項」「意見」「要望」を挙げた項目は、以下のとおりである。

	内容	区分			頁
		指摘	意見	要望	
第4 子ども育成課					
意見1	不妊症・不育症支援事業におけるリモート相談の実施		○		22
意見2	宿泊型産後ケア事業に関する兄弟のいる		○		25

	場合への対応充実				
意見 3	多胎育児家庭へのサポート体制の充実		○		32
意見 4	子育て相談についてウェブ面談の実施について		○		35
第5 幼保推進課					
意見 5	保育施設の利用調整にかかる効率的な業務遂行		○		40
意見 6	保育士確保のための周辺自治体との連携等		○		41
意見 7	利用者負担額の階層区分のあり方について		○		44
意見 8	ひとり親世帯等の利用者負担額の減免の範囲と同収入世帯との保育料の格差について		○		45
意見 9	保育料の徴収について		○		50
意見 10	給与等を財産調査・差押の対象とした徴収マニュアルの整備		○		51
意見 11	補助金の目標設定及び実績評価の方法		○		59
意見 12	保育士の配置改善についての目標設定・実績評価		○		61
意見 13	目標達成率の向上		○		64
意見 14	ホームページにおける情報記載の充実		○		69
意見 15	事務事業総点検シートの目標設定の再検討		○		72
意見 16	認証保育所にかかるホームページの記載の充実化		○		84
意見 17	資格取得後 1 年以内に退職した場合に補助金の返還等		○		89
要望 1	実地監査が延期されている施設への実地監査実施			○	100
要望 2	緊急事態宣言中における施設監査の方法について			○	101
第6 幼保運営課					
要望 3	さかい保育士総合支援事業に関する代替案の検討			○	120

意見 18	公立認定こども園運営事業の具体化・明確化		○		132
要望 4	給食費徴収の法的措置に関する運用等の策定			○	134
第7 待機児童対策室					
意見 19	年度途中の待機児童対策の強化		○		142
意見 20	年度途中の待機児童数の公表		○		143
意見 21	小規模保育事業の定員割れ対策の検討		○		144
意見 22	計画的な整備及び評価方法の改定		○		152
要望 5	保護者ニーズにあった運用			○	155
意見 23	購入費の補助対象となるバスの安全基準		○		156
第8 子ども家庭課					
要望 6	Web ツール等による迅速な相談対応			○	165
意見 24	リモート会議の利用		○		171
要望 7	ワンストップ化の推進			○	171
意見 25	里親制度周知方法の多様化		○		178
第9 子ども家庭課（自立支援施設）					
要望 8	児童自立支援施設の設置中止による取得土地の有効利用			○	195
要望 9	児童自立支援施設の設置に代わる対応策の検討			○	196
第10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業					
意見 26	母子父子寡婦福祉資金貸付事業における延滞債権の開示について		○		204
要望 10	回収懸念債権の把握について			○	205
第11 健康福祉局 障害支援課（支援教育課）・障害福祉サービス課					
要望 11	発達障害者支援センターの役割について			○	209
要望 12	発達障害者支援事業の更なる周知			○	213
要望 13	就学期の各種関係機関への確実な引き継ぎ			○	213
意見 27	実地指導の確実な実施		○		220
要望 14	指定事業者の事業内容の質の審査の必要性			○	220
要望 15	啓発活動の充実			○	229
要望 16	他の事業との連携による効率化			○	231

要望 17	外部委託の検討			○	235
第 1 2 子ども相談所					
意見 28	子ども相談所における業務運営			○	239
要望 18	子育て支援課、児童心理司との連携と情報の集約化			○	243
要望 19	一時保護児童について 2 カ月以内の援助方針			○	247
要望 20	一時保護児童に関する教育の機会保障			○	247
要望 21	徴収率の改善について			○	248
要望 22	アンケートの実施			○	249
意見 29	積極介入事案における検証について			○	249
第 1 3 教育委員会 (学童事業)					
要望 23	堺市放課後子ども総合プラン事業について			○	253
要望 24	放課後ルーム事業について			○	258
意見 30	放課後ルーム事業、放課後児童対策事業 (のびのびルーム)、放課後子ども総合プラン事業の統合について			○	259
第 1 4 子ども企画課					
意見 31	さかい子育て応援団事業に関する周知			○	265
意見 32	委託料の適切な検証			○	283
要望 25	クラウドファンディングによる寄附金の使途の明確化			○	283

第2 子ども家庭福祉¹

1 我が国の子ども家庭福祉の歴史

我が国の子ども家庭福祉は、古くは、封建時代における村落共同体の相互扶助に基づいており、仏教思想に基づいた孤児、棄児の救済も行われてきたが、制度的な児童福祉的施策が行われるようになったのは、明治期以降となる。明治維新後の産業革命が推し進められているなか、貧窮者が増大し、1911年には、子ども・女性労働に対する保護立法である「工場法」が制定され、15才未満の労働時間の短縮、深夜労働、危険作業の禁止などが規定されたが、十分な保護がなされたものとは言えなかった。

その後、大正期には、内務省社会局が新設され、児童保護のための社会福祉制度や施設の充実が図られることになった。昭和に入ると、災害や昭和恐慌により、困窮する国民が増大し、人身売買、子ども虐待、母子心中などの問題が多発するようになり、このような社会情勢に対して、1929年に要扶養児をもつ貧困な母親への扶養を定めた「救護法」、1933年には「少年教護法」「児童虐待防止法」が制定され、1937年には「母子保護法」によって貧困母子世帯に対する扶助が行われることになった。その後、太平洋戦争に突入していき、第二次世界大戦の敗戦により、大量の戦災孤児や引き揚げ孤児、浮浪児が巷にあふれる時代となった。

戦後は、戦災孤児救済を目的とした児童福祉が主眼とされたが、日本国憲法の基本理念に基づき、1947年に「児童福祉法」が制定され、児童福祉を国の責任において、一つの体系とし、要保護児童を対象とした「児童保護」から、全ての子どもを対象とした「児童福祉」へと転換されていくこととなった。1951年には「児童憲章」が制定され、大人は子どもの権利を認め、保護する責任を有し、子どもの健全な発達をめざし努力することが期待されることになった。その後、高度経済成長時代に入り、工業化による出稼ぎや、親の失業等による家庭生活の変化にともない、子どもの扶養や養育能力の低下が問題となり、経済成長を支える労働力確保のための人材育成として、児童福祉の重要性が唱えられ、「母子保健法」(1965年制定)、「児童手当法」(1971年制定)等の諸立法が制定されていった。また、国際的な児童福祉の動きに伴い、我が国においても1994年「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を批准し、締結国となった。同条約では、子どもを「保護される対象」として捉えるのではなく、権利を享受し行使する「権利の主体」として捉えられていることが特徴となっている。

2 子ども家庭福祉の進展

近年では、少子化の進行、夫婦共稼ぎ世帯の一般化、離婚の増加など子育てを巡る社会環境が大きく変化してきたことに伴い、子ども虐待や不登校児の増加などの家庭問題が複雑化、多様化してきている。これらの対策として、以下のとおり、子育て支援に

¹ 第2全般の参考文献：「児童家庭福祉 第3版」大津泰子著（ミネルヴァ書房）

対応する法改正や諸施策が講じられてきている。

平成 6 年（1994 年） 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の策定

平成 9 年（1997 年） 「児童福祉法」の改正：市町村の措置であった保育所への入所が、保護者が希望する保育所を選択して入所することが可能となる。自立支援を基本として施設の機能と名称の見直しが行われる（「養護施設・虚弱児施設」→「児童養護施設」、「教護院」→「児童自立支援施設」等）。

平成 12 年（2000 年） 「児童虐待の防止等に関する法律」（児童逆低防止法）制定

平成 16 年（2004 年） 「発達障害者支援法」制定

平成 21 年（2009 年） 「子ども・若者育成支援法」成立

平成 22 年（2010 年） 「障害者自立支援法」（現障害者総合支援法）・「児童福祉法」改正

平成 24 年（2012 年） 子ども・子育て関連 3 法の制定（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）

平成 25 年（2013 年） 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布：これに基づき設置された子どもの貧困対策会議により、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（すくすくサポート・プロジェクト）」決定（2015 年）（下記図表参照）

平成 26 年（2014 年） 「基本指針」改正（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）

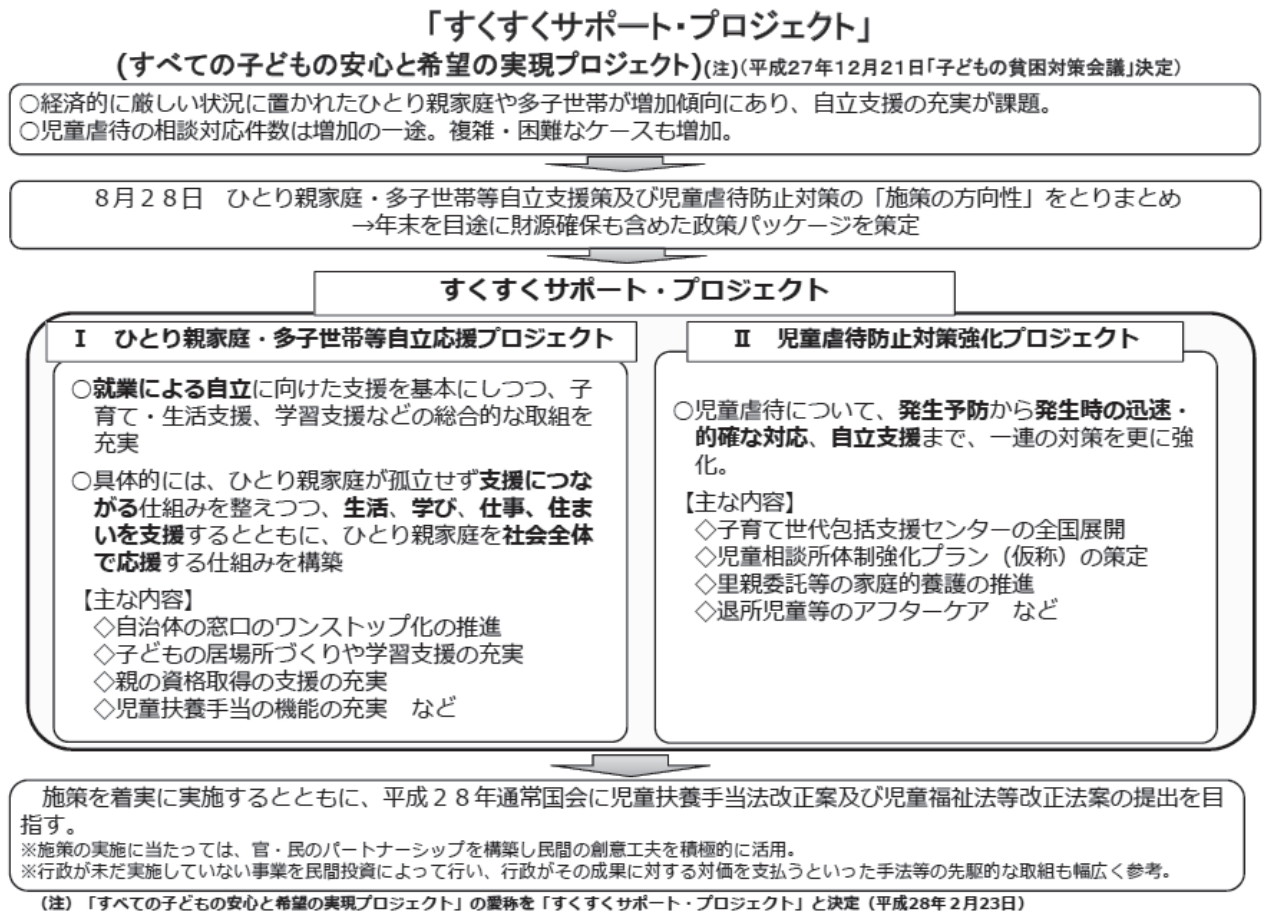
平成 27 年（2015 年） 子ども・子育て支援新制度の施行、子ども・若者育成支援推進大綱の改正

平成 28 年（2016 年） 「児童福祉法」改正：子ども虐待防止対策に向けた施策と支援の強化等を盛り込む。子どもが「権利の主体」として位置付けられ、基本理念の見直しがなされるとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村における支援拠点の整備、児童相談所等の体制強化、里親委託等の推進、18 才以上の者の支援等が盛り込まれた。

令和元年（2019 年） 「児童福祉法」改正、「基本指針」の改正、次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針の改正、子どもの貧困対策の推進に関する法律

の一部改正、子供の貧困対策に関する大綱の改正
 令和2年（2020年） 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正

（厚生労働省資料）



3 子ども家庭福祉の機関

(1) 行政及び審議機関

ア 国

厚生労働省において、子ども家庭福祉に関する福祉行政全般についての企画調整、監査指導、事業に要する費用の予算措置などの中核的機能を担う。

イ 地方公共団体

都道府県は、子ども家庭福祉事業の企画、予算措置、児童福祉施設の認可と指導監督、児童福祉施設（保育所を除く）への入所決定、児童相談所や福祉事務所・保健所等の設置運営、市町村に対する必要な援助、児童家庭相談のうち専門性の高いものへの対応等を行う。政令指定都市については、都道府県とほぼ同様の権限をもち、子ども家庭福祉に関する事務を行う。

市町村は、保育所などの児童福祉施設の設置及び保育の提供、障害児通所支援等の事業、子育て支援事業の整備、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、子ども及び妊産婦の福祉に関する事業の把握・情報提供、相談事業等を行っている。

ウ 審査機関

厚生労働省には、社会保障審議会が設置され、子ども家庭福祉に関する調査・審議が行われている。都道府県、政令指定都市（市町村は任意）については、子ども家庭福祉行政に関する児童福祉審議会を設置することができる。この審議会は、地方公共団体の長の管理に属し、その諮問に答えること、関係機関に意見を求め、具体的行政事務について意見を述べることなどの権限を有している。

(2) 実施機関

ア 児童相談所

児童相談所は「市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること」を目的としている（児童相談所運営指針）。児童相談所は、児童福祉法に基づき、各都道府県及び政令指定都市に設置が義務づけられている。

児童相談所の職員として、ソーシャルワーカー（児童福祉司、相談員）、児童心理司、心理療法担当職員、医師、弁護士、児童指導員、保育士などの専門職員が配置され、相談、調査・診断・判定、援助（指導・措置）、一時保護などの業務を行っている。

子ども虐待、放任等の理由により、子どもを一時的に保護する必要がある場合や、援助決定のための行動観察や生活指導等が必要な場合、児童相談所に付設された一時保護所において、子どもの一時保護が行われる。一時保護の期間は原則2ヶ月となっており、原則として児童、保護者の同意を得て行われるが、放置することが子どもの福祉を阻害すると認められる場合などは、保護者の同意を得ずに一時保護を行うことができる。

イ 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉法第14条に基づき設置され、都道府県及び市に設置が義務づけられている。福祉事務所における子ども福祉関連の業務には、子ども及び妊婦に関する実情把握と相談・調査・指導の実施等である。

ウ 保健所・市町村保健センター

保健所は、地域保健法第6条に基づき、都道府県・政令指定都市／中核市、特別区などに設置される。子ども家庭福祉に関しては、①子ども及び妊産婦の保健に関する衛生知識の普及、②子ども及び妊産婦の健康相談・健康診査、保健指導、

③身体に障害のある子ども、長期療養が必要な子どもへの療育指導、④児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し必要な助言等を行う。また、市町村の保健センターは、健康相談や保健指導、健康診査などを行う。

エ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、1997年の児童福祉法改正によって新たに制度化された児童家庭福祉に関する地域相談機関であり、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる、②市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う、③児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う、④里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う、⑤児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行う、とされている。

オ 子育て世代包括支援センター

2016年の母子保健法の改正により、「母子健康センター」が「母子健康包括支援センター」と改名され、2017年4月より「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター）が法定化されて、市町村に設置することが努力義務となった。同センターでは、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供することを目的としている。

4 子ども家庭福祉の主な専門職

(1) 児童福祉司

児童福祉司は、児童福祉法に基づき、都道府県と政令指定都市に設置された児童相談所に配置されている児童相談専門のケースワーカーであり、公務員に採用されたうえで児童相談所の児童福祉司に任用される。

(2) 児童福祉施設における専門職員

ア 児童指導員

児童指導員は、児童養護施設等に配置され、子どもの生活指導、学習指導など日常生活のケアを行う。

イ 母子支援員

母子支援員は、母子生活支援施設に配置され、母子の生活支援を行う。

ウ 児童自立支援専門員

児童自立支援専門員は、児童自立支援施設において、生活指導、学習指導等を

行い、子どもの自立支援を行う。

エ 児童の遊びを指導する者

児童の遊びを指導する者とは、児童厚生施設に配置され、子どもの情操教育を高める活動等の遊びを指導する業務を行う。

オ 保育士

保育士は、保育所、乳児院、児童養護施設等に児童福祉施設に配置される。専門的知識及び技術を有し、乳幼児の保育、保護者に対する保育の指導、障害児の療育、要保護児童などの日常生活ケアを行う。保育士資格は、児童福祉法第 18 条の 6 に定められている国家資格となっている。

カ 児童生活支援員

児童生活支援員は、児童自立支援施設で、児童自立支援支援員とともに、生活指導等の入所児童の生活指導等を行う。

キ 家庭支援専門相談員

児童養護施設等において、家族への支援や親権者との関係調整などの業務を担う。

ク 心理療法担当職員

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等において、虐待等による心的外傷等のために心理療法を必要とする子どもなどに、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を行う。

(3) 児童委員

児童委員は、児童福祉法に基づき、地域住民のなかから選ばれた児童家庭福祉のための民間の奉仕者として活動している。児童委員は民生委員も兼ねており、市町村の一定区域を担当し、担当区域内の子ども・妊産婦についてその実情の把握、保健その他の福祉に関する情報提供や援助指導を行い、児童福祉司などと協力する。

(4) 家庭相談員

家庭相談員は、福祉事務所に配置されている家庭児童相談室に配置され、児童相談所、保健所、学校、警察等との連携し、家庭における子どもの養育に関する専門的な相談・指導を行う。

(5) 保健師

保健師は、保健師助産師看護師法により、厚生労働大臣の免許を受けて保健の指導業務に携わる者をいう。保健センターの保健師は、乳幼児健康診査、乳幼児相談、親子教室、母親学級、新生児訪問指導、乳幼児の予防接種や精神保健等、地域住民に密着した保健指導等の保健サービスを行う。

第3 堺市における子ども・子育て支援事業の概要

1 堺市子ども・子育て総合プラン

(1) 堺市子ども・子育て総合プランの策定

堺市では、平成27年度から5カ年を計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、平成30年の中間見直しを経て、その後継計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「総合プラン」と略称する場合がある。）を策定し、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る子ども・子育て支援施策を総合的に推進している。

(2) 総合プランの基本理念と施策の柱

総合プランの基本理念は、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」及び「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」であり、この基本理念を実現するため、以下の4つを施策の柱としている。

1 妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援

妊娠・出産期から乳幼児期は、育児への不安や負担感が特に生じやすい時期であり、母親の健康状態と子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、産前・産後のきめ細かな支援と母子保健の取組など、安心して出産・子育てができる支援を行います。また、共働き家庭や女性の社会参加の増加により保育ニーズは依然として増大傾向にあり、こうした中、待機児童の早期解消に向けた受入枠拡大と保育士確保に取り組み、多様で質の高い教育・保育サービスを提供します。

【関連する施策領域】

- 妊娠・出産や乳幼児の健やかな育ちへの支援
- 多様な教育・保育サービスの体制の確保
- 個性豊かに育つための幼児期からの教育・保育の推進

2 学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援

子どもが健やかに育ち、将来を担う若者として成長していくために、自発的に学び、考えることができる総合的な学力・知力・体力の向上に取り組むとともに、安全で安心して学ぶことができる環境の整備を進めます。青少年期においては、子どもが自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら、自立した個人として成長していくことができるよう、多様な体験活動や社会参画の機会をつくとともに、青少年の健全な成長に向けた環境整備を進めます。

【関連する施策領域】

- 学齢期における健やかな成長への支援

- 多様な体験活動の推進と教育環境の整備
- 子ども・若者の社会参画への支援

3 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援 ※ライフステージ横断

一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えるためには、障害、複雑な家庭環境、児童虐待など、子どもとその家庭が抱える個々の状況を把握し、必要とする支援を適切に提供することが重要です。また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、より一層の環境整備を進めることが求められています。これらのことを踏まえ、全ての子どもの人権を擁護する視点を持って、様々な状況の中で特別な支援を必要とする子どもや家庭に寄り添い、直面する課題に向き合いながら、子どもと家庭への将来を見据えた専門的で継続的な支援を行います。

【関連する施策領域】

- 障害のある子どもと家庭への支援
- 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養護の推進
- ひとり親家庭の自立への支援
- 子どもの貧困対策の推進
- 外国につながる子どもと家庭への支援

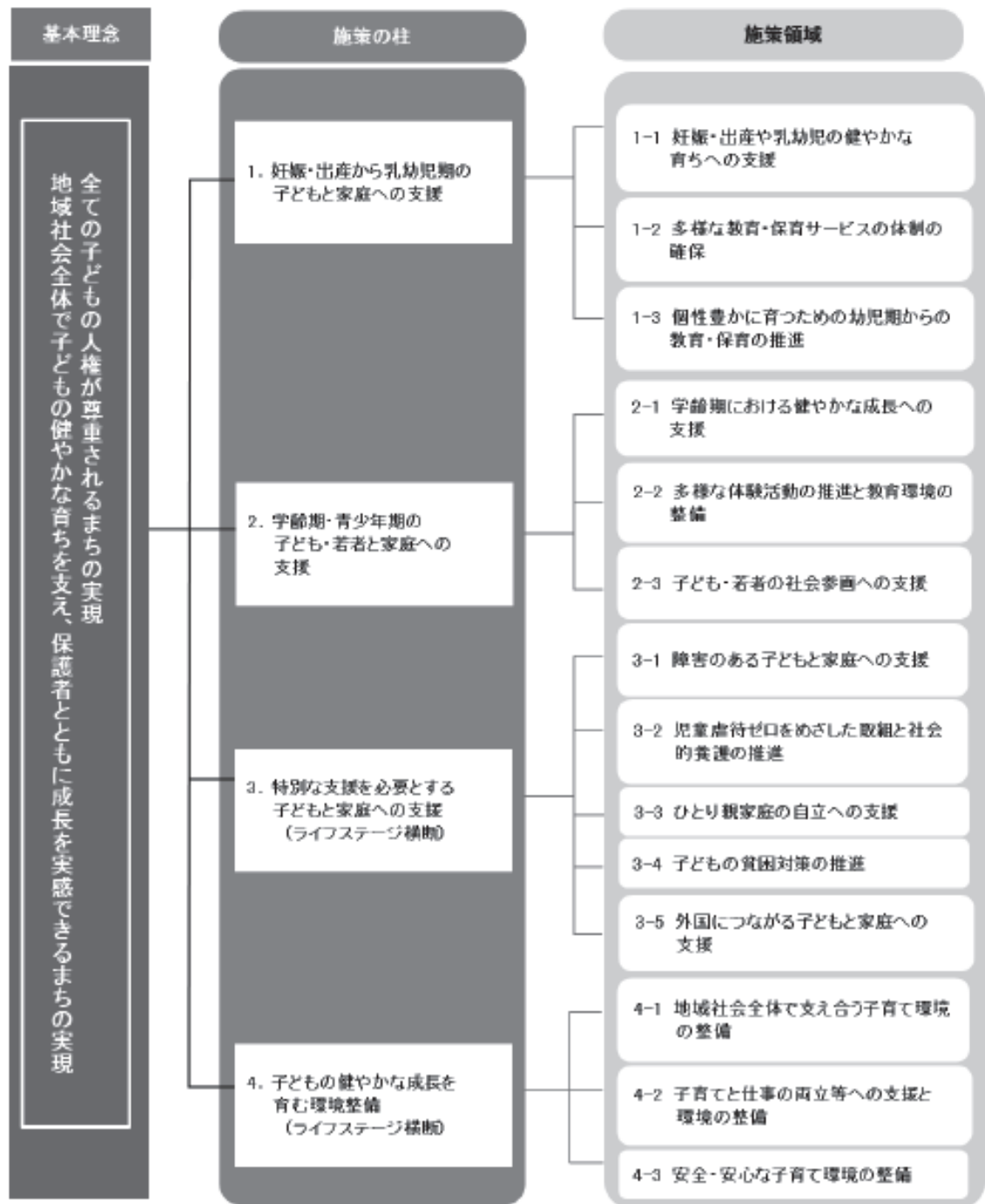
4 子どもの健やかな成長を育む環境整備 ※ライフステージ横断

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てへの不安を一人で抱え込むなど、保護者の孤立化が課題となっていることを踏まえ、地域社会の全ての構成員がその役割に応じて、子どもの健やかな成長をともに見守り、育んでいくことができる環境整備を進めます。また、子育てと仕事や多様な社会参画を両立できる社会の構築をめざした取組を推進します。

【関連する施策領域】

- 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備
- 子育てと仕事の両立等への支援と環境の整備
- 安全・安心な子育て環境の整備

堺市子ども・子育て総合プラン 施策体系図



2 子ども・子育て支援事業を担当する部局と財務内容

(1) 総合プランに基づく事務事業の担当部局

堺市における子ども・子育て支援事業は、総合プランに基づいて実施されているが、その担当部局は複数にまたがっているものの、全 281 事業のうち 133 事業が子ども青少年局で実行されている。子ども青少年局以外には、教育委員会事務局や健康福祉局が担当部局となるほか、各区役所には子育て支援課があり、一部の事業は各区役所に移譲され実施している。(なお、1つの事業が2つ以上の課で実施されているもの、1つの事業が2つ以上の施策領域にまたがる場合があるため、それらの事業は重複として件数から控除している。)

各施策領域における担当部局ごとの事業件数は、以下のとおりである。

(件数)

	子ども 青少年局	教育委員会 事務局	健康福祉局	各区役所	その他	合計	
(1)妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援							
1-1 妊娠・出産や乳幼児の健やかな育ちへの支援	12		4			16	
1-2 多様な教育・保育サービスの体制の確保	17	1				18	
1-3 個性豊かに育つための幼児期からの教育・保育の推進	2	7				9	
(2)学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援							
2-1 学齢期における健やかな成長への支援	3	6	2		1	12	
2-2 多様な体験活動の推進と教育環境の整備	4	23		2	15	44	
2-3 子ども・若者の社会参画への支援	3	5	1	1	4	14	
(3)特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援							
3-1 障害のある子どもと家庭への支援	13	4	2			19	
3-2 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養護の推進	20	5				25	
3-3 ひとり親家庭の自立への支援	20	1				21	
3-4 子どもの貧困対策の推進	45	14	13		6	78	
3-5 外国につながる子どもと家庭への支援	3	5		2		10	
(4)子どもの健やかな成長を育む環境整備							
4-1 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備	21	9	1	16	3	50	
4-2 子育てと仕事の両立等への支援と環境の整備	8		1		5	14	
4-3 安全・安心な子育て環境の整備	4	9		3	3	19	
	半額合算 重複	175	89	24	24	37	349
	差引	42	19	2	0	5	68
		133	70	22	24	32	281

※子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）より各事業がどの部課で実施されているかを分類したもの

(2) 子ども青少年局の財政規模

堺市において、子ども・子育て支援事業に係る全体の事業費を明確に区分して算定されているデータは不見当であったことから、主たる部局である子ども青少年局の事業費の3年度分推移及び令和2年度の決算額と財源内訳を検証した。結果は、以下のとおりであり、決算額において平成30年度から令和元年度にかけては約34億円の増加、令和元年度から令和2年度にかけては約65億円の増加となっていること、子ども青少年局の決算額のうち63%が国や府からの補助金で賄われていることが分かる。

子ども青少年局所轄部課別予算・決算額

(単位：千円)

所轄部課	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
子ども企画	3,662,167	3,610,558	3,204,329	3,195,444	3,670,098	3,567,089
子ども育成	1,860,758	1,738,921	1,904,336	1,736,153	2,363,254	1,935,689
子ども家庭	25,709,186	24,613,813	25,725,569	25,406,406	27,713,308	26,781,228
幼保推進	20,614,399	20,193,653	23,632,470	22,405,579	28,649,283	26,746,202
待機児童対策室	2,126,080	785,694	3,192,278	1,613,439	2,892,624	1,752,827
幼保運営	1,711,603	1,596,203	1,722,022	1,625,598	1,809,625	1,651,210
家庭支援	106,787	102,625	109,174	104,435	130,386	113,881
一時保護所	106,772	106,586	111,557	102,630	110,821	98,577
合計	55,897,752	52,748,053	59,601,735	56,189,684	67,339,399	62,646,703

令和2年度の決算額と財源内訳

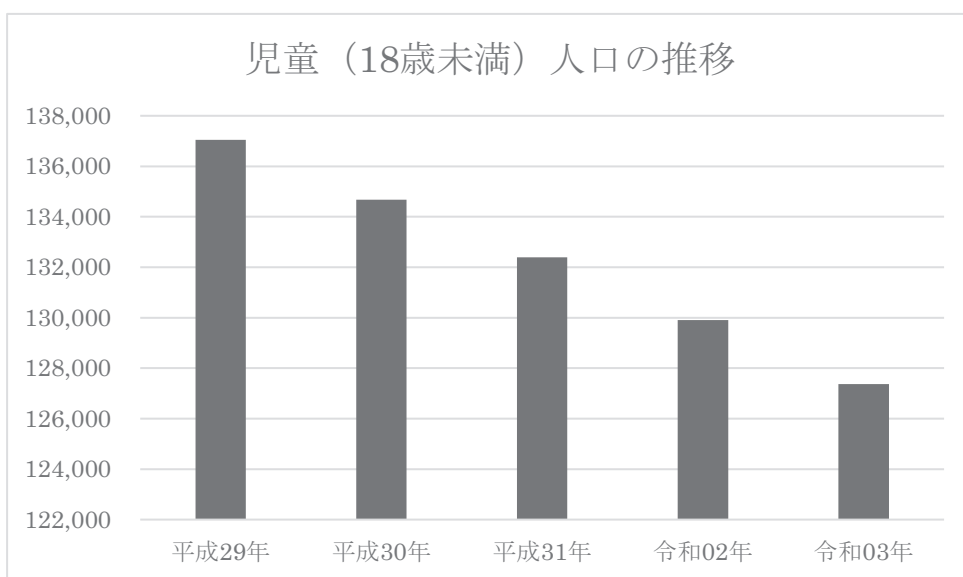
(単位：千円)

所轄部課	決算額	特定財源				一般財源
		国・府支出金	市債	受益者負担金	その他	
子ども企画	3,567,089	261,508	0	0	0	3,305,581
子ども育成	1,935,689	374,423	149,042	0	14,854	1,397,370
子ども家庭	26,781,228	18,873,339	0	7,996	163,300	7,736,593
幼保推進	26,746,202	18,346,302	0	0	0	8,399,900
待機児童対策室	1,752,827	1,537,762	155,200	0	0	59,865
幼保運営	1,651,210	144,540	0	0	0	1,506,670
家庭支援	113,881	28,428	0	0	0	85,453
一時保護所	98,577	56,263	0	0	1,124	41,190
合計	62,646,703	39,622,565	304,242	7,996	179,278	22,532,622

(3) 堺市における児童の人口推移

堺市の総合プランの主な対象年齢である0歳児から18歳未満人口（児童福祉法に定義された「児童」）の過去5年の推移は、以下の表記載のとおりである。

我が国全体で少子高齢化が進む中、堺市においても、平成29年においては137,050人であった18歳未満人口は令和3年には127,372人と4年間で9,678人減少しており、児童人口は減少傾向にあることが認められる。



年齢別人口統計表		各年度4月末現在（人）			
年齢	平成29年	平成30年	平成31年	令和02年	令和03年
乳児0歳児	6,682	6,150	6,058	5,883	5,617
幼児（1～6歳）	42,607	41,643	40,628	39,551	38,697
少年（7～17歳）	87,761	86,877	85,712	84,466	83,058
児童（18歳未満計）	137,050	134,670	132,398	129,900	127,372

(4) 財政規模の拡大と児童の減少傾向からみた監査の視点

上記にみたとおり、堺市における18歳未満の児童人口は減少傾向にあり、将来的にも、堺市における18歳未満の人口を2030年で108,567人、2050年で100,279人との予想をしており、今後とも減少傾向が続くことが想定されている。他方で、子ども・子育て支援事業の財政規模は、子ども青少年局のみを検証しても毎年数十億円規模で拡大しており、児童一人あたりで見た場合の事業費は増加する一方となっている。

もちろん、児童人口の減少をくい止めるために、子育て支援事業の拡充は必要であるが、支援対象となる人口の減少が続くなか、限られた財政において総花的に事業を拡大していくことは困難であり、あまり有効性が認められない事業の廃止や縮小、より効率的な事業運営、有効性が認められる事業への選択と集中が、今後、より一層必要となると考える。

以下、かかる視点から、子ども・子育て支援事業について各論の検証を行う。

第4 子ども育成課

1 不妊症・不育症支援事業【総合プラン施策領域 1-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

不妊症・不育症に悩む夫婦が、個別相談や交流会等を通して情報を得て、適切な時期に適切な治療を選択することができるよう、助産師や不妊カウンセラーによる不妊症・不育症相談を実施し、同じ悩みを抱える方同士の交流や情報交換の機会として交流会を実施する。

イ 少子化対策プラスワン、次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法

平成14年9月20日に厚生労働省より公表された「少子化対策プラスワン—少子化対策の一層の充実に関する提案—」の中で、不妊治療について「子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方について検討する」とされ、また、地方自治体ごとに、行動計画の策定など、少子化対策の推進体制を整備することとされている。

平成17年4月1日に施行された次世代育成支援対策推進法（同法は平成26年度末までの時限立法であったが、令和7年3月31日まで10年間延長された。）は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにする等した法律である。少子化社会対策基本法は、少子化社会に対処する施策の総合的推進を目的として、基本理念を明記した法律である。

本事業は、これらの法律、施策に基づいて実施されているものである。

ウ 実施方法について

本事業に基づく相談には、区保健センター職員による日常業務としての電話等の相談と、子ども育成課実施の個別面接相談（予約制）の2種類が存在する。通常は、前者の方式で相談を実施し、相談内容によっては後者を紹介し対応している。個別面談については、相談者が抱える様々な心情や不安要素の的確な把握や、多くのセンシティブ情報を取り扱うため、堺市においては対面での実施のみを行っており、ウェブによる相談は実施していない。希望に応じて、大阪府が実施する電話相談やカウンセリング等（オンライン対応可）を案内している。

エ 相談件数の推移

(ア) 不妊症

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数(区)	221	220	262
相談件数(個別面接)	10	9	7
相談件数(合計)	231	229	269

(イ) 不育症

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数(区)	95	95	87
相談件数(個別面接)	5	4	0
相談件数(合計)	100	99	87

オ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額 (千円)	446	241	303
決算額 (千円)	303	165	57

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	101	82	28
一般財源	202	83	29	
合計	303	165	57	
人件費		1,312	1,134	984
総コスト		1,615	1,299	1,041
備考				

【令和 2 年度の主な事業費の内訳】

費目	令和 2 年度決算額 (千円)
謝礼金 (講師謝礼等)	46
需用費 (消耗品費等)	11
合計	57

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見1：不妊症・不育症支援事業におけるリモート相談の実施】

i 結論

子ども育成課における不妊症・不育症支援事業の個別面談相談について、対面に限定せず、ウェブによるリモート相談を導入することも検討すべきである。

ii 理由

- ① 平成30年度、令和元年度と比較し、令和2年度の相談件数は増えているが、個別面接の件数は減少している。これは、コロナ禍において、対面による相談が控えられたことが主たる原因と推定されるため、同事業について、今後とも有効に活用していくためには、ウェブによるリモート相談の制度を導入すべきと考える。
- ② 本事業は、不妊症・不育症に悩む夫婦が、個別相談や交流会等を通して情報を得、適切な時期に適切な治療を選択することができるよう、助産師や不妊カウンセラーによる不妊症・不育症相談を実施するものであるから、同様の悩みを抱える夫婦との関係性が薄くなりがちなコロナ禍において、より一層その必要性は高いといえる。
- ③ なお、リモートによる場合において、センシティブ情報の取扱いが一応問題となるも、リモートであっても、セキュリティ・プライバシー保護の対策を図ることは可能であり、実際、大阪府においては同様のサービスをリモートで実施していることから、その点についての問題は解決可能と考えられる。

2 妊産婦・乳幼児等の保健指導事業【施策領域 1-1、3-4】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

妊産婦や乳幼児、保護者等が正しい知識を身につけることで、健康を保持・増進し、保護者が安心して子育てをすることで子どもが健やかに成長発達できるよう支援することを目的とする。

具体的な事業の内容としては、以下のとおりである。

- ・ 支援が必要な対象を早期に把握し、適切な支援につなげる。(妊娠届出時の全件面接や関係機関との連携など)
- ・ 妊娠期、乳幼児期に保護者や家族を含めた個別の保健指導や育児相談を実施。(保健師の家庭訪問、新生児訪問、助産師による育児ひろば、宿泊型産後ケア事業、妊婦や乳幼児への歯科、栄養相談等)
- ・ 集団を対象に健康教室や情報提供、啓発等の実施。(パパの育児ひろば、妊婦教室、離乳食講習会、学校や地域との連携した思春期教育、地域での健康教育など)
- ・ 子育ての孤立予防、仲間作りの支援。(赤ちゃん広場、育児サークル、同じ悩みを持つ方への集いなどへの支援)

イ 母子保健法、堺市子ども・子育て総合プラン

母子保健法においては、第 10 条において、「市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを推奨しなければならない。」と規定している。

ウ 保健所と保健センターの役割分担について

地域保健法は、「厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。」とし（同法第 4 条第 1 項）、基本指針に定める事項として、「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」を規定している（同法第 4 条第 2 項第 2 号）。

同規定を受けて策定された地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、「政令市は、保健所と市町村保健センター等との密接な連携を図り、効率的かつ効果的な保健サービスの提供を可能にする体制を整備すること。」が求められている。

この点、堺市は保健所設置市であるところ、子ども育成課は主として保健所機能の役割を果たしており、具体的には、母子保健業務の中で、市として共通する施策や事業に関すること、方針の検討・決定や統計管理などは同課が担っている。他方、実務的な市民サービスの提供は各区保健センターが行っている。

エ 宿泊型産後ケア事業について

本事業の内容の一つとして、宿泊型産後ケア事業という事業があり、これは、助産所に母子同室で宿泊し、助産師による母親の心身のケアや育児のサポートをするというものである。

この点、同事業は、周囲に支援者がいない出産後数か月未満の母子を対象に、育児手技の獲得や心身の休養を目的に実施しているところ、施設は生後 6 か月頃までの乳児が過ごすための環境となっており兄弟が同伴することは困難であり、また兄弟の同伴により日常の育児の延長となりやすく、事業目的の達成が阻害されやすいことから、合わせてのケアは設定しておらず、兄弟がいるようなケースには、こども園等での一時預かりや父親と過ごしていただく等の方法を提案しているとのことである。

最近 3 年間の利用実績は、以下の通りである。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
産後ケア施設数 (箇所)	4	4	3
産後ケア・利用実人数 (人)	28	29	41
産後ケア・利用延人数 (人)	31	35	44
産後ケア利用日数 (日)	127	133	208

現在、本事業の実施施設は、設備が生後 6 ヶ月未満の乳児が滞在することを前提とする助産所であるため、それ以上の年齢の児童の利用を想定した施設ではない。それゆえ、安全確保の観点から、利用世帯の幼少兄弟児の受け入れは極めて困難な状況である。

オ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額 (千円)	27,265	27,121	29,892
決算額 (千円)	27,337	24,547	23,207

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		1,599	1,644
その他（広告収入）		484	475	545
一般財源		25,254	22,428	17,144
合計		27,337	24,547	23,207
人件費		10,660	9,157	11,359
総コスト		37,997	33,704	34,566
備考				

【令和 2 年度の主な事業費の内訳】

費目	令和 2 年度決算額 (千円)
謝礼金	8,709
需用費	6,605
委託料	7,641
報酬	252
合計	23,207

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 2：宿泊型産後ケア事業に関する兄弟のいる場合への対応充実】

i 結論

宿泊型産後ケア事業に関し、現状母親と子ども 1 名のみが対象とされているが、利用者の拡大及び利便性向上のため、市内医療機関を拡大するとともに、兄弟を同時に預かったり、他のサービスと連携するなどの選択肢を増やすことを検討すべきである。具体的には、分娩時の入院設備として幼少兄弟児の同伴を可能としている施設など受入れ体制を整えることができる施設について、他の子育てサービスを利用した上で、父親の育児が見込めない場合や一人親家庭において、幼少兄弟児の保育や宿泊を当事業の中で対応できるよう、施設側と積極的に協議を行うことが望ましい。

ii 理由

- ① 宿泊型産後ケア事業として、助産所に母子同室で宿泊し、助産師による母親の心身のケアや育児サポートをするものであるが、兄弟がいる場合には、他の子

どもの世話をする人がいない場合、その利用が事実上制限されることになりかねない。

- ② 現状、該当者には、こども園等での一時預かりや父親と過ごしていただく等の方法を提案しているとの回答を得ているが、本事業が宿泊を伴うサービスであることから、子ども園等での一時預かりでの対応には限界があり、家庭の事情によって、父親と過ごすことができない場合も十分想定される。
- ③ そこで、幼少の兄弟がおり、父親の育児が見込めない場合や一人親家庭において、同事業を利用することが可能となるよう、施設側との協議を行い、積極的な対応を行うことを認めることも検討し、選択肢を増やしより多くの母親がサービスを利用することができるよう対応を充実すべきであると考える。

3 子育てアドバイザー事業【施策領域 3-4、4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

子育てのボランティアを育成・活用し、子育て家庭やサークル等に子育てアドバイザーをコーディネートし、派遣（訪問）決定を行う。1回の派遣につき、1,000円の謝礼金を支払うこととしている。

イ 児童福祉法

児童福祉法第6条の3第5項において、「この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下併せて「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。」と規定されており、本事業は養育支援訪問事業の一つとして実施されているものである。

ウ 育児支援ヘルパー派遣事業との統合

本事業は、令和3年度より、育児支援ヘルパー派遣事業と統合され、その名称は子育てアドバイザー・育児支援ヘルパー派遣事業となっている。

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	5,144	4,412	4,379
決算額（千円）	3,826	4,009	2,540

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		378	475
一般財源		3,448	3,534	2,012
合計		3,826	4,009	2,540
人件費		19,710	19,540	20,170

総コスト		23,536	23,549	22,710
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)
謝礼金	1,626
役務費	608
その他	306
合計	2,540

4 育児支援ヘルパー派遣事業【施策領域 3-2、3-4、4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

訪問による育児・家事支援を実施し、出産や育児に対する不安や負担を軽減することにより、当該家庭における児童の養育の安定を図り、安心して生み育てられる環境を整備することを目的とする。支援を必要としている家庭からの申請に基づき派遣決定を行い、市と委託契約している事業者から1回2時間、50回（多胎の場合は80回）を限度にヘルパーを派遣する。

イ 根拠法令等

児童福祉法第6条の3第5項は、「養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。」と規定しており、同第21条の9において、市町村は、養育支援訪問事業が着実に実施されるよう必用な措置の実施に努めなければならないとされている。本事業はかかる法令に基づき実施されているものである。

ウ 派遣実績について

派遣実績については、以下の通りである。事業者毎の派遣実績の差異は、派遣可能地域、派遣可能曜日、派遣体制が事業者毎に異なることが主な要因であることである。なお、事業者の調整については、主に電話で行っていることである。

【延べ派遣回数】

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2,979	3,111	2,789	2,712

【令和2年度内訳】

事業所名	全体の 合計 / 委託料合計	全体の データの個数 / 世帯区分
Angel	792,300	348
なでしこ	332,700	181
ちあ介護サービス	224,700	125
ひかりケアステーション	340,200	186
コアラ会	1,245,400	531
あゆみ	301,100	148
北野介護センター陽だまり	77,800	27
はーどらんどホームヘルパーステーション	29,300	23
カンガルーママ	458,300	165
ひだまり訪問介護	264,400	77
スマートスマイル	756,500	400
NPO法人福祉ワーカーズあゆみ	293,200	146
VIVOケアチーム	42,500	24
介護24さかい	153,000	90
ウイングケア	100,200	42
しあわせ倶楽部	91,700	57
ベガサスヘルパーセンター	62,100	56
介護サービスステーションきずなの会	67,800	42
ヘルパーステーションさち	61,000	36
こすもす介護サービス	3,300	3
つぶらヘルパーステーション	8,500	5
総計	5,706,000	2,712

エ 多胎育児家庭に関する報告書

厚生労働省は「厚生労働省 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 多胎育児家庭の虐待リスクと家庭訪問型支援の効果等に関する調査研究報告書」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520465.pdf>) を公表している。同調査研究では、「多胎育児家庭の現状の課題」と「訪問型支援ニーズ」を具体的に明らかにし、多胎育児家庭の虐待リスク軽減の支援に寄与する「先進的な訪問型支援」の具体的な方法と効果を参考にし、多くの家庭で実現可能な家庭訪問型支援のバリエーションを提案している。

具体的には、以下のような他市事例が紹介されている。

	実施自治体	内 容
1	兵庫県 宝塚市	「多胎ファミリー・健診サポート」(行政が主体となって当事者と連携する支援) 所得制限のない無料サポートとして、4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児健診の場でピアサポーターがサポートする。市が当事者団体に呼びかけ、協働して健診サポートという事業をおこした。これにより、多胎家庭の健診未受診率を下げ、多胎家庭の健診場面の心身の困難感が軽減され、多胎育児の先輩とも繋がって相談相手の獲得もできるという、多面的な効果を得ている。利用希望者は、ひょうご多胎ネットに申し込む。
2	福岡県	「多胎妊産婦(家庭)のための産前・産後サポート事業」(行政

	久留米市	が主体となって当事者と連携する支援) 行政と医療機関、当事者団体の三者で多胎家庭を支援する仕組みである。産前サポートとしては自宅や総合周産期母子医療センターへのピアサポーターによる訪問、産後サポートとしては保健師の新生児訪問にピアサポーターが同行する家庭訪問等を行う。妊娠期から多胎家庭と育児経験者の接点がもて、効果的な情報提供や仲間づくりの機会としている。新生児訪問時のピアサポーターの同行訪問は、ほぼ全数に近い利用率となっている。所得制限のない無料サービスで、経費は国の交付金を利用している。
3	岐阜県 多治見市	「こんにちは赤ちゃん訪問時のサポーターの同行訪問事業・健診サポート事業」(当事者団体と医療・行政が連携する「多胎支援ネットワーク」での訪問支援) 多治見市が NPO 法人ぎふ多胎ネットに委託。「こんにちは赤ちゃん訪問」では、保健師の専門的支援とピアサポーターの生活面のサポート、「健診サポート事業」は、健診時にピアサポーターが駐車場から健診の全行程に同行しサポートする。同行によって母親の身体的困難の軽減が出でき、不安の傾聴と情報の提供ができる。未受診を防ぐことにも寄与している。

オ 子育てアドバイザー事業との統合

本事業は、令和3年度より、子育てアドバイザー事業と統合され、その名称は子育てアドバイザー・育児支援ヘルパー派遣事業となっている。

カ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	5,387	6,885	6,615
決算額(千円)	6,393	5,670	5,842

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		4,560	2,300
一般財源		1,833	3,370	3,466
合計		6,393	5,670	5,842

人件費		11,905	11,765	12,230
総コスト		18,298	17,435	18,072
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)
委託料	5,706
通信運搬費	136
合計	5,842

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見3：多胎育児家庭を含めた特に支援を要する家庭に対するサポート体制の充実】

i 結論

多胎育児家庭を含めた特に支援を要する家庭に対しては、市として、育児支援ヘルパー事業の周知を徹底するとともに、その利用申請を積極的に働きかけることにより、必要な家庭に支援が行き届くよう体制をより充実すべきである。

ii 理由

- ① 現在、市においては、育児支援ヘルパー事業につき、保健センターにおいて母子健康手帳発行時および転入家庭への面接時に、妊娠中の全家庭に情報提供を行っており、特に多胎妊娠の場合は、養育上の支援が必要となる家庭が多いことからそのニーズを確認したうえ、出産後は新生児訪問を始め、養育や家庭状況の把握を継続し、個別に各子育てサービスの紹介や申請方法の説明等を行っているとのことである。もっとも、他の自治体の例では、後記のとおり、乳幼児健診の際に、無料でサポートを行うなど、より積極的なサービスを実施しており、支援を必要としている家庭がその制度を知らず、利用がなされていないケースがないよう、健診の場における呼びかけやサポート等により、市がより積極的に周知し、その利用申請を促すべきと考える。
- ② 多胎に対する自治体の先進的な取り組みについては、「厚生労働省 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 多胎育児家庭の虐待リスクと家庭訪問型支援の効果等に関する調査研究報告書」において、具体的事例が紹介されている。例えば、兵庫県宝塚市においては、「多胎ファミリー・健診サポート」として、市が当事者団体に呼びかけ、4か月児、10か月児、1歳6か月児健診の場でピアサポーターがサポートを行う所得制限のない無料サポートとして

実施されている。また、福岡県久留米市においては、「多胎妊産婦（家庭）のための産前・産後サポート事業」として、産前サポートとしては自宅や総合周産期母子医療センターへのピアサポーターによる訪問、産後サポートとしては保健師の新生児訪問にピアサポーターが同行する家庭訪問等を行っており、これも所得制限のない無料サポートとして実施されている。岐阜県多治見市においては、「こんにちは赤ちゃん訪問時のサポーターの同行訪問事業・健診サポート事業」として、前者に関し、保健師の専門的支援とピアサポーターの生活面のサポート、後者に関し、健診時にピアサポーターが駐車場から健診の全行程に同行しサポートするといった取り組みを実施している。

5 地域子育て支援センター事業【施策領域 4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

地域の子育て支援施策を推進し、子育て中の保護者の子育てへの不安や負担感を軽減するとともに、地域全体で子育てをする基盤づくりを行い、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。

地域の子育ての支援の拠点として、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行うとともに、子育て支援関係団体や市民ボランティア等の育成などを行う。

イ 児童福祉法

児童福祉法第 21 条の 9 は、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」とし、「児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業」「保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業」「地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」の 3 つの事業を列挙している。

本事業は、かかる規定に基づき、実施されるものである。

ウ 実施方法について

本事業については、区役所子育て支援課と区役所子育てひろばにおいて、それぞれ同内容の相談対応を実施している。

コロナ禍以前から、対面での相談以外に、電話・メールでの対応も行っているところ、新型コロナウイルス感染症拡大で電話・メールでの相談対応の周知も実施している。

エ 相談件数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数（うち、区役所子育て支援課における相談件数）	2,613 (1,352)	2,170 (1,170)	1,918 (847)	1,589 (1,082)

オ みんなの子育てひろば事業との統合

令和3年度より、みんなの子育てひろば事業と統合し、地域子育て支援拠点事業となっている。

カ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	27,009	29,226	28,189
決算額（千円）	25,682	26,455	26,317

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	19,198	19,664	20,140
	一般財源	6,484	6,791	6,177
	合計	25,682	26,455	26,317
人件費		15,845	15,660	16,660
総コスト		41,527	42,115	42,977
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 （千円）
役務費	953
需用費	518
その他	24,846
合計	26,317

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見4：子育て相談についてウェブ面談の実施について】

i 結論

地域子育て支援センター事業における子育て相談について、周知を徹底したうえ、リモートによる面談の実施を検討すべきである。

ii 理由

- ① 令和 2 年度における相談件数が前年から約 17%減少している。これは令和 2 年度においては、感染防止対策として区役所子育てひろばの閉室や入室人数の制限を行ったため、同ひろばにおける相談件数が減少したことによるものと考えられるが、新型コロナウイルスの影響が継続する中、今後も入室人数の制限が継続される等、従前であれば同ひろばに来場して相談を行っていた利用者が、今後は来場が困難となって相談を利用できない可能性は十分ある。
- ② 地域全体で子育てをする基盤づくりを行い、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする本事業の性質に鑑みれば、可能な限り潜在的な相談希望者の取りこぼしがないよう、従来の電話やメールによる対応とともに、対面、対話が可能となるウェブ等を利用したリモートによる面談の実施を行うことが望ましい。

6 みんなの子育てひろば事業【施策領域 3-2、4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感や負担感を緩和し、地域全体で子育て親子の育ちを支援することを目的とする。

身近な地域の中で気軽に利用し、保護者や子ども同士が交流したり、子育てに関する相談ができる場を提供する。地域で子育て支援活動に携わっている団体が運営し、その活動に対し、市が運営補助金を交付する。

イ 児童福祉法

児童福祉法第 21 条の 9 は、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」とし、「児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業」「保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業」「地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」の 3 つの事業を列挙している。

本事業は、かかる規定に基づき、実施されるものである。

ウ 地域子育て支援センター事業との統合

令和 3 年度より、地域子育て支援センター事業と統合し、地域子育て支援拠点事業となっている。

エ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	142,630	154,412	152,842
決算額（千円）	135,679	141,583	142,424

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		100,227	106,758

	一般財源	35,452	34,825	30,864
	合計	135,679	141,583	142,424
人件費		6,910	6,840	6,920
総コスト		142,589	148,423	149,344
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)
補助金	142,423
その他	1
合計	142,424

第5 幼保推進課

1 利用調整業務

(1) 概要

ア 堺市では、保育施設の利用調整にあたり、堺市保育施設等利用調整基準を定め、当該基準に基づき、保護者が希望する施設の中から、利用できる施設の調整を行っている。利用申込数が施設の受入れ可能数を超え、希望する全ての児童が利用できない場合、利用調整を行い、保育の必要性が高い方から施設の利用を決定する。

イ 利用調整基準

堺市保育施設等利用調整基準では、基準項目と加点項目として点数が定められ、その合計が世帯の点数となるとされている。令和3年度における主な基準項目は、就労、妊娠・出産、病気など、介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、育児休業であり、4点から20点（ただし、災害復旧の場合は60点）の点数が定められている。加点項目としては、①2歳児クラスで卒園となる保育施設を卒園する場合や認可外保育施設等を利用している場合等保育の代替手段を確保する必要性が高いと考えられる事由、②保護者のいずれかが別居している、市内の保育施設で保育士として勤務する場合、前年度の当初から待機中の場合といった世帯・子どもの状況、③きょうだいと同じ保育施設を希望する場合、多胎児の場合等のきょうだいの状況から保育の必要性が特に高い場合に加点事由について、主に1から4点までの範囲で加点するとされている。ただし、主に2歳児クラスで卒園となる保育施設を卒園する場合には10点の加点がなされ、2歳児クラスまでの小規模保育事業等を利用した者が3歳児クラスで優先的に入所できるように配慮されているほか、育児休業のために上の児童が保育施設を退所し、復職時に育児休業対象の児童が申込をする場合にも、育児休業の際にそのまま上の子を預けるのではなく、一度保育施設を退所するという選択をした者が当該児童の入所において優先的に入所できるように6点の加点がなされている。一方、「待機となった場合に、育児休業の延長を許容すると意思表示した場合」には-30点と大きく減点がなされている。

また、特定の事項に該当する場合に限り優先的に利用調整を行っているところ、世帯状況による優先項目として、単身家庭、生活保護家庭、育児休業等からの復職に伴う再利用、保育士の児童が定められている他、令和3年5月からは新型コロナウイルス感染症に対する医療機関等に勤務する医療従事者についても優先の対象とされている。また、その他の優先項目として、おもに2歳児クラスで卒園となる保育施設から卒園し、連携施設への入所を希望する場合、医療的ケアを要す

る児童が児童発達支援事業所の併設する保育施設を希望する場合、送迎保育ステーションの併設している保育施設の卒園児が、送迎先保育施設を希望する場合などが定められている。

ウ 利用調整の手順

利用調整は、利用（調整）の申込がなされると毎月発生する業務であるが、とくに毎年4月1日入所の利用調整業務は、例年、前年度10月1日から10月30日までの受付期間に、約5,000件程度の利用申込がなされる。かかる利用申込は、各区役所の子育て支援課において、申込者と面談して書類等の確認や質問をしながら受付がなされ、堺市保育施設等利用基準に従った点数を算出の上、子育て事務センターに資料を送付し、そこでデータ入力作業を行う。そして、11月から12月の間に、第1希望の保育所が所在する区の職員が、入力されたデータが正しいかの確認を行った上で、各区において会議を行い、点数の高い方から施設の利用を決定していく。その後、毎年1月頃に利用決定の通知を行っている。

エ 利用調整業務に要する時間

堺市によれば、4月入所のための利用調整業務に延べ約1,500時間（従事する職員7区合計約40人について、11月からの約1か月間半の間に一人あたり約39時間）も要しているとのことである。

オ 根拠法令等

子ども子育て支援法、子ども子育て支援法施行規則、児童福祉法
堺市子ども・子育て支援法施行細則、堺市保育施設等利用調整基準

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見5：保育施設の利用調整にかかる効率的な業務遂行】

i 結論

保育施設の利用調整は、現状の手作業で行っているため相当な時間がかかっており、AIの活用等を含めた効率的な業務遂行について検討すべきである。

ii 理由

例年4月1日入所のための利用調整業務は、各区の正規職員の従事する時間だけで延べ約1,500時間も要している。

他の自治体では、AIを活用した利用調整によって、業務の効率化を図っているところもあり（東京都港区、東京都板橋区、さいたま市、郡山市、佐賀市、草

津市など²。これまで 1,500 時間要していたものが数秒で調整が行われたとする事例もある。)、堺市においても AI 導入を含め、利用調整業務の効率化を検討すべきものとする。

イ 【意見 6：保育士確保のための周辺自治体との連携等】

i 結論

保育士等の確保のため、市外に所在する保育施設で働く保育士等についても優先的な調整の対象とできるように、周辺自治体と協定を結ぶ等の連携・調整を図ることが望ましい。

ii 理由

- ① 堺市においては、保育士等の確保の観点から、堺市に所在する保育施設で働く保育士等に関して、優先的な調整（先行した調整及び加点）を行っているが、堺市外に所在する保育施設で働く保育士に関しては優先的な調整を行っていない。この点、「保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付府子本 809 号・29 初幼教第 9 号・子保発 0929 第 1 号）においては、「保育士等の中には、その居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する者も多数存在しており、当該保育士等について、その居住する市町村内の保育園等への勤務を条件とせずに市町村の圏域を超えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場への復帰が可能となり、当該市町村における待機児童の解消にも、広域的な待機児童の解消にも大きな効果が見込まれることから、こうした利用調整が行われるよう、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと」が求められている。しかし、堺市において、現在周辺の市町村と協定や協定に向けた協議は行われていない。保育士等を確保することは、待機児童対策にとって極めて重要であって、この点については周辺自治体にとっても変わらないところであり、周辺市町村との連携に向けた協議を働きかけることが望まれる。
- ② また、保育士等に限らず、市町村の圏域を超えた利用調整の実施について、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成 27 年 2 月 3 日府政共生第 98 号・雇児発 0203 第 3 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、所在地市町村において、他市町村に居住する住民の利用に関する優先度の取扱いに基づき、調整をお願いしているところであるが、居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等への入園を希望する住民が一定数存在し得ることに鑑み、市町村の圏域を超えた利用調整がなされるよう、積極的に各市町

² 総務省 HP (https://www.soumu.go.jp/main_content/000683248.pdf) 参照

村間の連携・調整に努めること。また、その際、各都道府県においても、その域内に所在する市町村の担当者が参集して広域的な利用調整に向けた協議を行うことが可能となる場を提供するなど、積極的に広域調整の役割を果たすこと。」が求められているが、堺市においては、他市に居住している者については堺市に居住する住民の堺市に居住する住民の利用調整後に空きがあれば利用調整を行っている。周辺自治体でも同様の状況であり、周辺自治体も含め待機児童が存在し、利用調整に相当な時間と労力を要している状態では実現は難しい可能性もあるが、現時点で、広域的な利用調整に向けた協議は一切行われていないとのことであるため、広域的な利用調整の在り方そのものや、また実現にむけた協議について、大阪府や周辺の市町村へ働きかけを行うことが望まれる。

2 利用者負担額（保育料）のあり方について

(1) 概要

ア 堺市における利用者負担額

堺市において、3号認定子ども（0歳児クラスから2歳児クラスの子ども）の保育施設の利用者負担額は、下記のとおりとなっている。

階層	税区分	標準時間	短時間	ひとり親世帯等
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
B1	市民税非課税ひとり親世帯等	0	0	0
B2	市民税非課税一般世帯	0	0	0
C1	市民税均等割額のみ世帯	10,000	9,800	0
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満	12,000	11,700	0
D1	市民税所得割課税額 48,600円以上70,900円未満	17,000	16,700	0
D2	市民税所得割課税額 70,900円以上108,200円未満	25,000	24,500	0※1 25,000
D3	市民税所得割課税額 108,200円以上138,100円未満	30,000	29,400	30,000
D4	市民税所得割課税額 138,100円以上198,400円未満	40,000	39,300	40,000
D5	市民税所得割課税額 198,400円以上297,400円未満	45,000	44,200	45,000
D6	市民税所得割課税額 297,400円以上338,500円未満	54,000	53,000	54,000
D7	市民税所得割課税額 338,500円以上397,000円未満	56,000	55,000	56,000
D8	市民税所得割課税額 397,000円以上	67,000	65,800	67,000

※1 世帯の所得割額77,101円未満
上記の他、多子世帯における軽減制度あり

なお、ひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金などの受給者がいる世帯等も含まれている（以下、「ひとり親世帯等」という）。

イ 根拠法令

子ども子育て支援法 27条3項2号、法 28条2項2号、29条3項2号、法 30条2項各号（第4号を除く）、同政令、堺市子ども子育て支援施行規則 12条、別表 2

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 7：保育料の利用者負担額の階層区分のあり方について】

i 結論

堺市においては、保育料の利用者負担額を定めるための階層区分が、他の政令指定都市と比較して少ないため、よりきめ細やかな設定を行うことで収入に応じた公平性を感じられるものとするよう検討を行うべきである。

ii 理由

- ① 利用者負担額は、世帯の所得状況その他の事情を勘案して国が定める基準を限度として、市町村が定めるとされる場所、堺市では、市町村民税課税世帯の階層区分は C1 から D8 までの 10 区分に分けている。国が定める基準では、6 区分に分けられているため、国基準よりは細分化されていると言え、他の周辺自治体は堺市と同程度の階層数であるが（高石市 11 階層、大阪狭山市 10 階層、松原市 6 階層、泉大津市 10 階層）、人口数等から比較対象とすべき他の政令指定都市ではより細分化して設定している都市が多い（下記表参照）。

	堺	大阪	神戸	京都	広島	岡山	名古屋	静岡	横浜
市町村民税課税世帯の階層区分数	10	19 ※	10	20	17	15	16	17	28

（※階層区分が異なる場合でも利用者負担額が同額である場合には 1 区分として計算している。）

- ② 利用者負担額を決定するための階層区分は、区分数が多いほど利用者負担額の設定も細かく設定でき、区分数が少ないと、階層区分が一つ変わると大幅に利用者負担額が変わることになる上、1 階層における収入の幅が広いいため、同一区分中の下の方の世帯において負担が重くなりかねない。すなわち、D1・D2 層の境界（市民税所得割課税額 70,900 円前後（年収 380 万円））で月額 8,000 円、D3 層・D4 層の境界（市民税所得割課税額 138,100 円前後（年収 550 万円））で月額 1 万円の差が設定されており、D1 から D2 に階層区分が変更になると年間 9 万 6,000 円、D3 から D4 に階層区分が変更になると年間で 12 万円も負担額が変わることになる。また、堺市の D4 層は、市民税所得割課税額 138,100 円以上 198,400 円未満が含まれ、年収ベースでは約 550 万円から約 770 万円と幅広い世帯で、同額の 4 万円の負担となっている。
- ③ 堺市と同様区分数の神戸市を除くと、他の比較対象の政令指定都市では、D1・D2 層付近では 2,000 円～5,000 円程度、D3・D4 層付近でも 4,000 円～6,000 円程度の差で設定されている。
- ④ 階層区分を細分化していない理由を堺市に確認したところ、細分化すると保育料が変わりやすく、極力保育料の増減が生じない方が保護者にとってメリット

があり、平成 11 年の様々な保育施策に関する市民との懇話会で細分化しない方向で進めるよう話がなされたためとのことであった。確かに極力保育料の増減がなければ翌年度の保育料の予測はしやすいといえ、そういう意味でのメリットはあるとも考えられるが、階層区分の境目の者にとっては収入が少額増加しただけで保育料がいきなり大幅に増えることになりかねず、不利益は大きく、極力保育料の増減がないことによるメリットが、保護者にとってどれほど大きいのかは疑問である。むしろ、収入が減ればその分保育料が少額であっても減る方がメリットが大きいであろうし、その逆で少額でも収入が上がれば保育料も相応に増額されるのはやむを得ないものとして受け入れられるものと考えられる。

- ⑤ 他自治体においては、市民と有識者との間で検討委員会を立ち上げ、利用者負担額の在り方について協議するなどを行っており、堺市においては、平成 11 年の懇話会以降市民を含めた保育料の在り方についての検討は行われていないとのことであるため、堺市においても、次に指摘する点も含めて、所得に応じた公平な利用者負担額の在り方について市民を含めた協議を行う等³³、利用者負担額の変更に向けた検討を行うべきものとする。

イ 【意見 8：ひとり親世帯等の利用者負担額の減免の範囲と同収入世帯との保育料の格差について】

i 結論

堺市においては、ひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額について、所得割額 77,101 円未満の世帯をすべて無償化しているところ、ひとり親世帯等に該当する場合か否かで保育料の負担の差額が月額最大 2 万 5,000 円も生じており、ひとり親等世帯への保護だけでなく、公平な利用者負担額の分担という観点から、保育料設定の見直しを検討すべきである。

ii 理由

- ① 堺市におけるひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額の軽減制度として、C1、C2、D1 に該当する世帯と D2 の一部の世帯（所得割額 77,101 円未満）に該当する場合、保育料を無償としている。この点、ひとり親世帯等に該当しない場合の同階層区分の利用者負担額は、それぞれ月額 1 万円、1 万 2,000 円、1 万 7,000 円、2 万 5,000 円とされており（3 号認定こども、第 1 子、保育標準

³³ 例えば、東京都大田区では、市民と有識者とで保育園・学童保育保育料検討委員会を組織し、検討を行っている。

(https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikuryo/hoikuryokaitei/hoikuryo_kento/houkokusy o.html)

時間の場合。以下、特に記載のない限り、同様の場合で比較検討する。)、ひとり親世帯等とそれ以外で月額最大2万5,000円の差額が生じている。

- ② また、国が定める利用者負担額の上限額の基準では、第2階層（市町村民税非課税世帯）で月額9,000円、第3階層（所得割課税額48,600円未満）で月額19,500円とされているところ、ひとり親世帯等に該当する場合には、第2階層で0円、第3階層（所得割課税額48,600円未満の世帯）では第1子はひとり親世帯等以外の世帯の金額より1,000円減額した額の半額（第2子以降は無償）とされているにとどまる。
- ③ さらに、令和2年度における他の政令指定都市におけるひとり親世帯等の利用者負担額の設定については、以下の表の通りであり、ひとり親世帯等に該当する場合でも、住民税課税世帯においては低額であっても利用者負担額を徴収していることがわかる。また、ひとり親世帯等とそれ以外の世帯との差額の最大額は比較対象とした8政令指定都市の平均で13,500円程度であり、比較対象とした政令指定都市の中で最大の差額があった名古屋市でも18,300円にとどまり、最大差額が2万5,000円の堺市とは大きく異なっている。

	堺市	大阪市	神戸市	京都市※	広島市	岡山市	名古屋市	静岡市	横浜市
均等割のみ課税世帯の利用者負担額	0	2,000	3,100	1,700	1,850	4,000	2,850	0	2,300
所得割77,100円以下の世帯の利用者負担額	0	3,500 ~ 9,000	4,500 ~ 9,000	3,000 ~ 8,900	1,850 ~ 5,620	4,500 ~ 9,000	3,200 ~ 3,800	3,100 ~ 7,000	2,900 ~ 3,200
同一階層区分に該当するひとり親世帯等とそれ以外の世帯との利用者負担額の最大差額	25,000	12,500	13,000	15,800	13,130	11,000	18,300	10,500	13,300

※京都市：保育所・幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における保育標準時間認定11時間の場合の金額

- ④ この点、堺市におけるこの利用者負担額の軽減制度は、年収360万円未満のひとり親等世帯への貧困対策の一環で、自治体の裁量に委ねられた保育料設定の一内容として堺市が実施するものである。これは、堺市では、平成28年に実施した「堺市子どもの生活に関する実態調査」においてひとり親世帯はふたり親世帯よりも貧困の状態になりやすいという結果があり、ひとり親世帯の支援施策の拡充を行っていることに加え、国が、平成29年度の子ども・子育て会議において、「幼児教育の段階的無償化等」として、「年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減」することを施策としてあげており、その後、令和元年の無償化開始時に非課税世帯の保育料が無償化になったため、当該ひとり親世帯等への保育料についても、従前の国の方向性に合わせる形で無償としたとのことである。しかしながら、当該差額の合理性については議論の余地があり、平成29年度にひとり親世帯等について「市町村民税非課税世帯並みに軽減」とされた際には、市町村民税非課税世帯も有償であったのであり、令和元年度の非課税世帯の保育料を

無償化した際に、同様にひとり親世帯等も無償化することまで施策としては挙げられていない。

- ⑤ また、このひとり親世帯等への利用者負担額の減免制度は、他に堺市が独自で実施する多子の減免制度とは異なり、事務事業総点検シートが作成されない保育料設定の一内容としての位置づけを行い、市がこの施策のためにどの程度の負担をしているのかが外部的に明らかにされていない。
- ⑥ この点、利用者負担額の設定にあたっては、保育サービスの利用者間での公平性、保育サービスを利用している家庭と利用していない家庭における公平性の観点も重要であって、本来、利用する以上は収入に応じた相応の負担は行うべきである。また、貧困対策であれば、ひとり親世帯等に該当するか否かに関わらず、低所得者世帯への負担軽減が行われるべきであり、低所得者層においても階層区分を増やし、負担能力に応じたきめ細かな保育料体系とした上で、ひとり親世帯にもその半額等の負担を求めるといった制度設計も可能であって、同一の階層区分に該当しながら、ひとり親世帯等に該当するか否かで、月額最大2万5,000円もの利用者負担額の差額があることには市民の理解を得られる合理的な説明は困難と思われる。
- ⑦ 以上のように、貧困対策の重要性やひとり親世帯への配慮の必要性は理解できるが、公平な利用者負担額の分担という観点から、階層区分の全体的な見直しを含め、利用者負担額の在り方について、市民や有識者との協議の場を設ける等して、改めて検討をすべきであると考ええる。

3 保育料（利用者負担額）徴収業務

(1) 概要

ア 事業内容

子ども・子育て支援新制度においては、私立保育所に対し、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）の全額を委託費として支払い、利用者負担額は市町村が利用者から徴収している。また、公立の認定こども園、幼稚園、保育所についても、利用者負担分を市町村が利用者から徴収している。

イ 徴収率

堺市の過去3年間における保育料の徴収率は、以下の通りである。

	現年度徴収率	過年度徴収率
平成30年度	99.18%	15.38%
令和元年度	99.43%	15.98%
令和2年度	99.66%	13.01%

なお、現年度徴収率とは、当該年度において納めるべき保育料の徴収率であり、過年度徴収率とは、前年度以前に納めるべき保育料の徴収率をいう。

これを見れば、現年度の保育料の徴収率は99%を超えるもので高い徴収率となっているが、過年度分となると、極端に下がり、13%～15%と低い徴収率となっている。

ウ 滞納額

令和3年6月時点の未収入リストを確認すると、計388名の滞納者（単月の滞納者も含む）の滞納額合計は98,429,770円であり、このうち滞納額が100万円を超える者は16名存在した。また、滞納額が50万円を超える者の人数は62名で、全体の滞納額の50%を超える54,461,648円を占める。

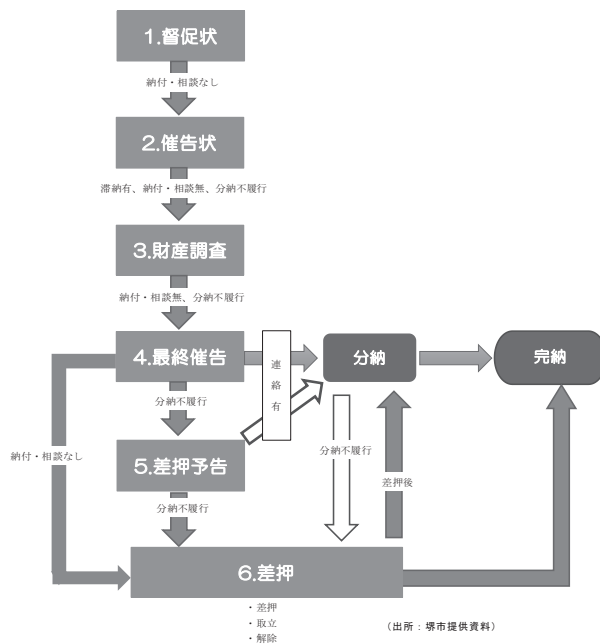
また、過去3年間で、消滅時効の完成により、不納欠損となった保育料（利用者負担額）の総額は、平成30年度9,406,114円、令和元年11,223,394円、令和2年度5,851,656円に上っている。

エ 徴収方法

保育料は原則として口座振替で支払われているが、未納となった保育料については、督促状を送付し、納付書にて支払われている。未納となった保育料の督促に関しては、徴収マニュアルが存在し、当該マニュアルに沿って対応が行われている。

る。

徴収マニュアルによれば、督促から差押さえまで以下の流れで徴収業務を行っている。なお、これらのうち督促状や催告状の書類の送付先リスト等は、「こあら」と呼ばれるシステムにて管理され、当該発送書類の出力も当該システムから機械的に可能となっている。



督促状の送付は、法令に基づき、2 か月前の分で未納世帯について、原則的に全世帯に送付される。例外としては、①コールセンター架電等で納付約束し、納期が未到来、②督促対象月分を分納誓約済かつ、分納履行中、③督促対象月の納付書が発行されていない場合とされる。

財産調査は、年間 100 件から 150 件行われているが、生命保険や預貯金を対象として行われており、財産調査やその後の差押関連業務に関するマニュアルには、生命保険や預貯金以外の財産（例えば給与や不動産

等）に関する記載はない。

過去 3 年間で、財産調査の結果、財産が判明し、差押さえまでに至った件数、回収できた金額は、以下の通りであった。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
差押件数	90 件	22 件	5 件
回収金額	7,162,628 円	3,566,994 円	490,400 円

また、給与照会を平成 29 年度から行い始め、令和 2 年度までの実施状況は以下の通りである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給与照会件数	1 件	4 件	5 件	0 件
差押件数	0 件	0 件	2 件	0 件

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見9：保育料の徴収について】

i 結論

保育料の徴収において、一定月数分以上の滞納が生じた場合等、早期の段階で、給与の差押えを含めた強制的な徴収に踏み切る必要があると考える。

ii 理由

- ① 堺市においては、初期の滞納者への督促等を行う業務は適切に行われ、現年度の保育料については高い徴収率となっているが、過年度分については13%～15%と低い徴収率にとどまっている。50万円を超える滞納者も相当数おり、また、過去3年間で2,500万円を超える保育料債権が消滅時効にかかり不能欠損として処理されているが、かかる債権の保護者の保育料月額が1万円未満であるケースが多く、保育料を未納としている保護者は相当長期間にわたって保育料を支払わず、あるいは保育料の一部しか負担せずに保育サービスを利用していることが推定される。
- ② また、現在の滞納者リストにおいて、100万円を超える保育料を滞納しているとされる者が複数いるところ、かかる金額まで滞納状態となっていることは望ましい状態ではないものの、かかる高額な保育料の滞納者は、過去の相当期間分の保育料も時効消滅していないとして管理されている、すなわち現に分納を行っているか、あるいは堺市から連絡に応じ過去分の支払いを誓約しているがために消滅時効にかからずに支払いが継続されている者である。他方で、堺市からの督促に応じず、財産調査でも財産が不明等のまま保育料債権が時効によって消滅している者が相当数いるという状況である。このような状況は、保育料の公平な分担という観点からは看過しがたいところである。
- ③ この点、堺市へのヒアリングによれば、差押えの前段階として行う財産調査は、基本的に堺市からの連絡に応じない、あるいは分納誓約が守られないといった者に対して行うとのことであり、かつ、財産調査の対象は主に生命保険と預貯金であり、給与の調査のための勤務先への照会は平成29年から行い始めているが、上記のとおりごく少数にとどまる。また、担当者からは、給与調査の対象がごく少数である理由として、勤務先に保育料の滞納が分かることで当該保護者と勤務先との関係が悪化することが懸念される、コロナ禍以降は特に退職等へ追い込まれるリスクも考えられ、差し控えていることが説明された。
しかしながら、相談等に応じていても一定月数分以上の滞納が生じ、他の財産調査では財産が確認できない場合や、誠実に相談等に応じないような場合には、勤務先への給与照会も躊躇せずに行っていくべきものと思料する。確かに当該保護者にとって勤務先へ保育料の滞納が判明するという不利益はあるが、基本

的には年収に応じた保育料設定がなされている中で一定月数分以上保育料の滞納が増えていくようなケースや、誠実に相談等に応じないような悪質なケースについては、保育料の公平な分担という観点からやむを得ない措置である。特に、保育施設等への入所にあたっては勤務先の情報が提供されており、毎年現況調査として勤務先の情報が提供されており、保育施設に児童がいる間は、給与の勤務先照会は手段としては比較的容易である。一方、保育施設を卒園等して相当期間が経過すれば退職等している可能性も高まるため、卒園等して勤務先等の把握が難しくなる。したがって、保育施設を卒園する前の早期の段階、また、一括しての支払いが困難となる前の早い段階で法的措置を含めた強い姿勢を見せなければ、滞納したまま長期間保育サービスを受け続けるという不合理な状態が続くことになりかねない。

- ④ 基本的には、保育料は世帯収入に応じて設定されており、経済的に困窮していて支払えないということはないように制度設計されているものであって、前年度の収入によって保育料が決定することから、例えば前年度から収入が減少して経済的に支払いが難しいという申し出に対しては、減免の制度も存在している。したがって、真に経済的に困窮していると思われる者に対しては、積極的にかかる制度を利用して、制度的かつ公平に、保育料が負担されるように、運用されるべきである。

イ 【意見 10：給与等を財産調査・差押の対象とした徴収マニュアルの整備】

i 結論

堺市の保育料徴収マニュアルには、生命保険と預貯金についての財産調査、差押関連業務の記載があるが、その他の財産、例えば給与や不動産に関する記載はない。したがって、給与や不動産に関する差押えの対象とした場合のマニュアルを整備し、効果的な徴収を図るべきと思料する。

ii 理由

上記意見 9 において指摘したとおりであり、マニュアルとしても、生命保険と預貯金についてだけでなく、給与等他の財産からの回収も踏まえたマニュアルを作成し、運用すべきであると思料する。

4 民間認定こども園・幼稚園運営事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的・内容

本市居住の小学校就学前の子ども及びその保護者が、市内の民間認定こども園、新制度下の私立幼稚園の利用を希望する場合、利用施設との連携に努め、利用に要した費用を施設に支払うものである。

国が定める公定価格から、堺市が定める利用者負担額を控除して、算出される金額を支出している。

イ 根拠法令等

子ども・子育て支援法 第11条、第3款

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等

ウ 扶助費交付先

民間認定こども園及び新制度下の私立幼稚園

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	13,447,791	15,902,433	17,090,885
決算額(千円)	13,463,856	15,205,285	16,610,669

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		8,381,704	10,348,030
一般財源		5,082,152	4,857,255	4,716,464
合計		13,463,856	15,205,285	16,610,669
人件費		16,400	16,200	16,400
総コスト		13,480,256	15,221,485	16,627,069
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 (千円)
給付費	15,204,101

過年度還付給付費	1,184
合計	15,205,285

(2) 監査対象に対するコメント

国が定める公定価格から、堺市が定める利用者負担額を控除して、算出される金額を支出しているものであり、請求書の受領、システムへの入力等の事務作業は、委託している事務センターにて対応しており、給付費の支払業務に関して、特段指摘すべき点はない。

5 民間保育所保育実施委託事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

保育所運営事業を社会福祉法人、株式会社を主体とした民間保育所へ委託しており、民間保育所の保育の実施に要する費用を施設に支払うものである。

国が定める公定価格相当額を委託費として支出している。

イ 根拠法令等

子ども・子育て支援法 第11条、第3款

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等（国基準）

堺市子ども・子育て支援施行規則

ウ 委託費支払先

堺市内の民間保育所

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	2,541,674	2,440,992	2,551,681
決算額（千円）	2,517,800	2,377,642	2,456,328

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		1,754,776	1,711,850
一般財源		763,024	665,792	702,659
合計		2,517,800	2,377,642	2,456,328
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		2,520,260	2,380,072	2,458,788
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

事業費はすべて委託料として支払われている。

(2) 監査対象に対するコメント

国が定める公定価格分の支払いであり、政策的要素のない業務であり、特段指摘

する点は見当たらない。

6 地域型保育事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

堺市居住の小学校就学前の子ども及びその保護者が、市内の小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業の利用を希望する場合、利用施設との連携に努め、利用に要した費用を施設に支払うもの。

国が定める公定価格から、堺市が定める利用者負担額を控除して、算出される金額を扶助費として支出している。

イ 根拠規定

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	1,902,095	2,367,489	3,066,668
決算額（千円）	1,848,288	2,225,536	2,711,453

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		1,420,109	1,724,279
一般財源		428,179	501,257	261,870
合計		1,848,288	2,225,536	2,711,453
人件費		8,260	8,180	9,060
総コスト		1,856,548	2,233,716	2,720,513
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 （千円）
給付費	2,225,536
合計	2,225,536

(2) 監査対象に対するコメント

国が定める公定価格分の支払いであり、政策的要素はない事業である。なお、支払金額上位 5 施設の申請から給付までの資料を確認したが、特段指摘すべき点は見当たらなかった。

7 民間認定こども園・保育所運営補助事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

幼保連携型認定こども園や保育所等に対し、利用子どもに対しての教育・保育内容の充実（職員加配、嘱託医との連携、看護師等の配置、利用子どもの処遇向上等）及び要配慮児童（障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども）への対応並びに地域の子育て家庭への支援の実施に係る経費の一部を補助することにより、安心して子供を産み、育てられる環境づくりを推進することを目的とする。

ii 内容

主に、以下の項目で費用・経費を助成している。

- ①保育教諭等配置改善費（主に1歳児、4・5歳児の職員配置改善のための助成）、
- ②職員等充実補助費（公定価格に含まれない職員加配のための助成）、
- ③看護師等雇用費（保健師又は看護師を雇用した場合に助成）、
- ④嘱託医手当加算費（嘱託医による児童の健康診断等のための助成）、
- ⑤障害児保育対策費（障害児保育の充実にを図るための助成）、
- ⑥地域活動・子育て支援事業費（各施設が行う地域活動・子育て支援事業に要する事務費・事業費に対し助成）

iii 目標及び実績の評価

堺市の令和2年度の事務事業総点検シートにおいては、以下のとおり、かかる補助金の対象となる施設数を目標値として設定し、活動成果が評価されている。

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設数	目標値	107	109	115	120
	実績値	107	109	107	120
	達成率	100%	100%	93%	100%
	評価	良い	良い	普通	－

イ 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法

堺市民間認定こども園・保育所運営補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	2,194,866	2,258,382	2,362,033
決算額（千円）	1,922,177	2,068,006	2,140,806

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		80,753	210,187
一般財源		1,841,424	1,857,819	1,962,849
合計		1,922,177	2,068,006	2,140,806
人件費		8,260	8,180	9,060
総コスト		1,930,437	2,076,186	2,149,866
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

全て補助金として対象となる民間認定こども園・保育所へ支給されている。

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見11：補助金の目標設定及び実績評価の方法】

i 結論

民間認定こども園・保育所運営補助事業における補助金は、保育内容の充実等のために人件費の補助にかかる部分と、地域の子育て家庭への支援として地域活動・子育て支援事業にかかる費用を補助するという部分と性質の異なる目的のものが含まれているが、事務事業総点検シートにおいては、それらを区別せずに本事業の目標値の設定及び実績の評価を行っている。それぞれの事業についての適切な評価を行うべく、別個に目標設定や実績評価を行うべきであると考え。

ii 理由

本補助金は、主に、①保育内容の充実、要配慮児童への対応、医療的ケアが必要な子どもへの対応のために国基準よりも人員を加配手配できるように補助するものと、②地域の子育て家庭への支援のために園庭開放等の事業を行う場合の事業費を補助するもの、という大きくわけて2つの性質のものが存在するが、事務事業総点検シートにおける目標値及び実績の評価においては、いずれかが実施されることを目標として、実績評価を行っている。しかし、当該補助事業が全ての施設で実施されているという評価だけをみれば、保育内容の充実、要配慮児童、医療的ケアの必要な児童への職員加配がほぼ全ての保育所で実現されているかの印象を

受けるが、平成 29 年度及び平成 30 年度は、実際には地域活動・子育て支援事業のみを行っているところも存在した。

いずれの目的も重要であって、職員の加配や地域活動・子育て支援が各認定子ども園等で実施されるよう、別々に目標設定や実績評価を行うことが望ましい。

8 地域型保育運営補助事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

保育内容の充実（職員加配、嘱託医との連携、看護師等の配置）のため、職員の加配等を促進するための事業として実施している。

主に、①保育士配置改善費（1歳児の職員配置改善のための助成）、②利用前検診費（嘱託医による利用前検診を実施するための費用の助成）、③医療的ケア専任看護師等雇用費（重症心身障害児対応の児童発達支援事業所を併設した医療的ケア児対応小規模保育事業施設において、医療的ケアを必要とする利用子どもの医療的ケアに専任する看護師又は准看護師を雇用した場合に助成）を内容とする。

イ 根拠法令

地域型保育事業運営補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	39,830	64,213	79,135
決算額（千円）	52,258	58,367	73,246

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		-	-
一般財源		52,258	58,367	73,246
合計		52,258	58,367	73,246
人件費		2,150	2,130	2,390
総コスト		54,408	60,497	75,636
備考				

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見12：保育士の配置改善についての目標設定・実績評価】

i 結論

地域型保育運営補助事業においても、民間認定こども園・保育所運営補助事業や私立幼稚園運営補助事業と同様に、保育士の配置改善について目標を設定し、実績の評価を行うべきである。

ii 理由

- ① 本事業と、民間認定こども園・保育所運営補助事業は、職員の配置改善費の補助等において共通するものであり、補助の対象となる施設が、地域型保育事業施設か、民間認定こども園・保育所かという違いにすぎない。民間認定こども園・保育所運営補助事業については、上記のとおり、事務事業総点検シートが作成され、目標値設定・実績値の評価がなされているが、本事業については作成されていない。
- ② 堺市によれば、本事業について事務事業総点検シートを作成していない理由として、地域型保育事業運営補助金は地域型保育給付費とまとめて「地域型保育事業」として把握しており、地域型保育給付費が法定義務事業にあたることから事務事業総点検シートの作成対象外という整理をしているとのことであるが、同趣旨の補助事業では作成する必要があるとして事務事業総点検シートが作成されているにもかかわらず、法定事務事業とあわせて一つの事業として把握すればその必要性がなくなるとは考えがたい。
- ③ 地域型保育事業施設においても、他の施設と同様に保育内容の充実等のための職員加配は重要であり、目標を設定し、実績の評価をすることが望ましい。

9 私立幼稚園運営補助事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

本事業は、新制度に移行する私立幼稚園に対し、①幼稚園教諭の配置改善や、②要配慮児童対応のための職員加配のための補助費、③障害児保育の充実を図るための補助費を支給するものである。

認定こども園・保育所運営補助事業の内、①保育教諭等配置改善費、②要配慮児童対応補助費、③障害児保育対策費と同様の内容となっている。

本事業は、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が始まり、私立幼稚園として新制度へ移行する園に対して、国基準である施設型給付費が支弁されているが、幼稚園教諭の配置改善、加配によって幼児教育をさらに充実させるために、堺市が国基準を超えて実施を開始した補助事業である。

イ 根拠法令等

子ども・子育て支援法

堺市市立幼稚園運営補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	15,086	14,192	14,145
決算額（千円）	13,391	14,667	17,063

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		—	—
一般財源		13,391	14,667	17,063
合計		13,391	14,667	17,063
人件費		990	980	1,070
総コスト		14,381	15,647	18,133
備考				

【主な事業費の内訳】

本事業費はすべて補助金として、要件を満たして補助金申請のあった新制度下の私立幼稚園に交付されている。

エ 目標及び実績の評価

堺市の令和2年度の事務事業総点検シートにおいては、以下の通り、配置改善・加配に必要な述べ幼稚園教諭数について目標を設定し、実際に加配された人数で実績成果が評価されている。

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	96	96	96	96
	実績値	64	60	62	78
	達成率	67%	63%	65%	81%
	評価	少し悪い	少し悪い	少し悪い	－

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見13：目標達成率の向上】

i 結論

私立幼稚園運営補助事業において、事務事業総点検シートにおいて設定している目標に対しての達成率が低い。その要因についてより詳細な分析を行い、設定目標の見直しを行うか、配置改善が進むようにより積極的に働きかけを行うべきである。

ii 理由

- ① 目標に対しての達成率が65%前後にとどまる理由として、国基準の配置基準は満たしているものの、加配の要件を満たす程までには人材確保ができなかったという回答であった。なぜ、加配の要件を満たす程までに人材確保ができないのかについて、補助金の額では少額に過ぎ、幼稚園側で更なる加配をすることに消極的なのか、あるいは幼稚園教諭への成り手が足りないのか（待遇面、環境面の問題なのか）、分析の上、配置改善が進むよう積極的に働きかけを行うべきである。
- ② また、目標達成率が65%前後にとどまるが、予算額よりも決算額が増大しているのは、過去実績から現実的に必要と見込んで設定した予算であり、目標はあくまでも目標であるとして実現が困難な設定となっていたためであり、目標設定においても過去実績等から実現可能性も見据えた目標設定を行うべきである。

10 延長保育推進事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

民間認定こども園・保育所入所児童の保護者の仕事と子育ての両立を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的とする事業である。

ii 内容

直接保護者と施設との間で契約を締結の上、施設は延長保育を実施し、利用者は利用料を支払い、市は、施設から実績報告を受けたうえで、その内容に応じて施設に対し、補助金を交付する。

iii 目標及び実績の評価

令和2年度の事務事業総点検シートでは、延べ利用児童数を評価指標として、以下の通り、目標設定と実績値を評価している。なお、目標値は、子ども・子育て支援新制度移行後に一番多かった平成27年度の延べ利用数を基準に微増させた数値である。

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	67,000	67,000	67,000	67,000
	実績値	52,062	51,864	55,520	38,135
	達成率	78%	77%	83%	57%
	評価	少し悪い	少し悪い	普通	－

堺市では、延べ利用人数や補助対象施設数が極端に上下することなく安定していることから、施設に対して十分な周知ができていることが分かったと評価し、年々補助対象施設数も増加していることから、延べ利用人数の緩やかな増加が期待できると分析している。

イ 根拠法令等

少子化対策基本法第11条1項

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	59,031	59,711	62,080
決算額（千円）	48,941	52,968	49,552

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	32,627	29,618	25,040
	一般財源	16,314	23,350	24,512
	合計	48,941	52,968	49,552
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		51,401	55,398	52,012
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

本事業費はすべて補助金として、申請のあった民間認定こども園・保育所に対して交付されている。

(2) 監査対象に対するコメント

補助金交付確定額が上位の 6 認定こども園等にかかる申請から補助金支給までの資料も含め確認したが、特に指摘する事項は見当たらなかった。

1 1 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）（一般型、幼稚園型）【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

一時的な保育ニーズに応じたサービスを提供することにより、保育者の就労等と育児の両立支援を図り、また、核家族化、地域のつながりの希薄化等による保護者の子育て不安、負担軽減を図ることにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業である。

ii 内容

疾病、介護等突発的な事情や社会参加などによる保育需要や保護者の育児負担を軽減するため、児童を一時的に預かる一時預かり事業を実施する認定こども園、保育所等に対して補助金を交付する。

事業類型としては、①一般型（園児以外の子供の一時預かり）と②幼稚園型（幼稚園等に在籍する満3歳以上で、教育時間の前後又は長期休業日等に保育が必要な子供の一時預かり）の2つがある。

iii 目標及び実績の評価

令和2年度の事務事業総点検シートでは、延べ利用児童数を評価指標として、以下の通り、目標設定と実績値を評価している。なお、目標値は、一般型一時預かり事業の利用者数は、待機児童数の増減と相関関係があるため、待機児童数の見込みと直近数年間の一時預かり利用者数の増減率を基に設定した数値とされる。

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	18,000	18,200	18,700	15,870
	実績値	16,589	14,608	12,165	5,312
	達成率	92%	80%	65%	33%
	評価	普通	普通	少し悪い	—

堺市では、保育士確保が困難となっている中で、各民間施設の努力により、一時預かりのニーズに対応することができたと評価している。

なお、令和2年度において目標値を下方修正したのは、待機児童の減少により利用者数が減少傾向にあるためとしている。

iv 保護者への周知方法

一時預かりを希望する保護者への、一時預かり保育を実施している施設の周知方法として、「認定こども園、保育所、地域型保育事業等で利用できる保育サービ

ス」との表題で堺市のホームページ⁴に、区毎に一覧表を載せ、施設名と実施しているサービスの有無を○×で表示し、当該一覧表の下部に各施設の連絡先と所在地が記載されたページへのリンクを貼っている。この表には、一時預かりが可能な年齢、利用料等についての記載はなく、各施設へ直接問い合わせくださいとの記載があるのみである。また、利用料の補助の有無についての記載もなされていない。

なお、さかい子育て応援アプリで、一時預かりの項目を確認すると、一時預かり制度（一般型）の概要と、原則として堺市在住の認定こども園・保育所等に在園していない就学前の子どもが対象であることと、「直接認定こども園及び保育所にお問い合わせください」との記載がされ、上記ホームページへのリンクが関連ページとして記載されている。

イ 根拠法令

子ども・子育て支援法 59 条、児童福祉法 34 条の 2
堺市一時預かり事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	231,489	249,277	274,540
決算額（千円）	211,156	240,941	219,176

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		156,930	160,627
一般財源		54,226	80,314	73,060
合計		211,156	240,941	219,176
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		213,616	243,371	221,636
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

本事業費はすべて補助金として、申請のあった民間認定こども園・保育所等に対して交付されている。

⁴ <http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/mokuteki/azuketai/hoikuservice/service/index.html>

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 14：ホームページにおける情報記載の充実】

i 結論

堺市の一時預かりの事業にかかるホームページにおいて、現在は施設名と一時預かりを実施しているか否かしか表記されておらず、受入可能月齢、申込期限、料金の目安や減免制度については表記されていない。他市のホームページにおいては、一覧乃至リンクによってそれらの情報がすぐにわかるように表記されているところがあり、堺市のホームページにおいても、一時預かりに関するページに受入可能月齢、申込期限、料金の目安や減免制度を記載するなどして、より充実した情報提供を行うべきである。

ii 理由

- ① 現在、堺市の一時預かりの情報が記載されたホームページの状況は、上記(1)アiv記載の通りである。
- ② 一時預かりサービスを利用しようとする保護者は、上記「認定こども園、保育所、地域型保育事業等で利用できる保育サービス」のページから、利用している施設の詳細ページに移り、直接施設のホームページか、施設に問い合わせ、預かり可能な年齢かどうか、申込期限はいつか等を確認乃至質問をする必要があるが、預かり可能な年齢や原則的な申込期限等が一覧となっていれば、問い合わせのために複数施設に連絡する等の手間も省け、より利用しやすくなるといえる。また、一時預かりサービスを利用しようとして当該ページを見ても、当該ページには減免制度に対する言及が全くないため、本来利用料が無償となる世帯であるにもかかわらず、減免制度はないと誤信し、利用につながらない可能性がある。実際には要件や詳細は各施設へ確認することが必須であるとしても、基本的な情報についての記載は可能と思われる。
- ③ 実際に、他の周辺自治体のホームページを見ると、利用料や受け入れ可能かどうかについて最終的には各施設に問い合わせるように案内されているものの、要件や利用料の目安、減免制度について、一時預かり事業の説明のページから直ちにわかるように記載されている。(たとえば、大阪市においては、一時預かりの対象者や利用料、施設の一覧のほか、一時預かり事業の実施状況として、施設ごとに一時預かり事業に従事する保育士数、受入可能月齢や申込期限等について明示されており、利用料の減免制度についても記載され、減免制度の詳細ページへのリンクが貼られている⁵。また、神戸市でも、利用料の明示及びその減免制度へのリンクが貼られ、施設一覧と受入開

⁵ 大阪市 HP : <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370649.html>

始年齢が記載された PDF へのリンクが貼られている⁶。) 堺市においても、一時預かりの潜在的なニーズに対応するためにも、一時預かりを利用しやすいように、ホームページの記載を充実させ、保護者へより分かりやすい情報提供を行うべきである。

⁶ 神戸市 HP : <https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/yochien/hoikujo/nursery/ichijihoku.html>

1 2 一時預かり事業（幼稚園型II）【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 待機児童解消策として、幼稚園において保育を必要とする 2 歳児を定期的に預かる制度が、国において平成 30 年 4 月から創設され、これまでも子育て支援の一環として幼稚園入園前の 2 歳児を受け入れているケースもあることから、堺市における待機児童対策の 1 つとして活用を図るため、保育を必要とする 2 歳児を受け入れる私立幼稚園に対し、経費の一部を補助する事業である。

ii 対象

市内在住の 3 号認定を受けた 2 歳児（2 歳の誕生日を迎えた日から 3 歳の誕生日を迎えた年度末までの幼児）の受け入れを行う私立幼稚園

iii 補助金の額

対象児童 1 人当たり、あらかじめ定めた日額の合計とし、予算の範囲内で決定された額

iv 目標及び実績の評価

令和 2 年度は市内 3 園で合計 54 名の定員で園児募集を行い、一時預かりの利用者の年間延べ人数は 3,259 人であった。令和 2 年度の事務事業総点検シートでは、以下のとおり、当該定員を目標値とし、その定員が埋まったことを実績として評価している。また、待機児童対策のための 1 つの事業であることに鑑み、待機児童数の観点からも評価している。

<評価指標：受け入れ人数>

単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人	目標値	-	-	54	78
	実績値	-	-	54	78
	達成率	-	-	100%	100%
	評価	-	-	良い	-

<評価指標：待機児童数>

単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人	目標値	-	-	0	0
	実績値	-	-	11	0
	達成率	-	-	-	100%
	評価	-	-	悪い	-

イ 根拠法令等

子ども・子育て支援法、児童福祉法、堺市幼稚園型Ⅱ一時預かり事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	－	39,503	57,059
決算額（千円）	－	4,751	6,132

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	－	3,168	4,088
一般財源	－	1,583	2,044	
合計	－	4,751	6,132	
人件費		－	2,430	2,460
総コスト		－	7,181	8,592
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

すべて対象となる私立幼稚園に支払われている。

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見15：事務事業総点検シートの目標設定の再検討】

i 結論

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）についての事務事業総点検シートにおける目標設定について、受け入れ可能人数を増やすことを目標値として設定するべきである。

ii 理由

事務事業総点検シートでは、確保された定員数を目標として設定し、当該定員分を利用した実績の有無で、達成率を判断しているが、受け入れ可能人数（定員）をさらに増やすことを目標にするのであれば、増加させるべき定員数を目標値として設定して、当該目標値に向けて一時預かりを実施する幼稚園が増えるように幼稚園への働きかけを行い、実際に受け入れ可能となった人数を実績

値として評価することが望ましい。

1.3 私立幼稚園預かり保育推進事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

大阪府が実施する預かり保育推進事業の時間延長を実施する私立幼稚園において、通常保育期間及び長期休業期間中に認可保育所並みの1日11時間以上（教育時間を含む）の保育を実施する私立幼稚園に対し、経費の一部を補助する事業である。大阪府新子育て支援交付金を充当しており、堺市の一般財源からの支出はされていない。

イ 根拠法令等

堺市市立幼稚園預かり保育推進事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	17,500	15,000	12,500
決算額（千円）	15,000	15,000	10,000

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		15,000	15,000
一般財源		-	-	-
合計		15,000	15,000	10,000
人件費		4,100	4,050	4,100
総コスト		19,100	19,050	14,100
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

すべて補助金として対象となる幼稚園へ支払われている。

(2) 監査対象に対するコメント

大阪府実施の補助金を支払う事業で、堺市の一般財源から支払われているものはない。

1.4 市外認定こども園・保育所等利用事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

本市居住の小学校就学前の子ども及びその保護者が、堺市以外の市町村の認定こども園及び保育所等の利用を希望する場合、関係市町村及び入所施設との連携に努め、利用に要した費用を施設に支払う。

イ 根拠法令等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	209,245	194,078	223,064
決算額（千円）	212,268	220,876	236,498

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	127,122	94,851	135,479
	一般財源	85,146	126,025	101,019
	合計	212,268	220,876	236,498
人件費		4,100	4,050	4,100
総コスト		216,368	224,926	240,598
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 （千円）	主な内容
給付費	199,889	認定こども園・幼稚園・地域型保育事業者への支払い
委託費	20,987	私立保育所への支払い
合計	220,876	

(2) 監査対象に対するコメント

国の基準に従い、市外の認定こども園等を利用した子供の市町村負担分を支払うものであり、堺市における裁量の余地のない事業であり、特段指摘する事項はない。

1.5 私立幼稚園幼児教育振興事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

- i 本事業には、①私立幼稚園に通う園児の保護者の入園料及び保育料を補助し、園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする幼児補助金事業と、②私立幼稚園に在園する幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする幼稚園幼児健康管理事業が含まれている。

なお、同事業には、私学助成幼稚園に通う世帯の負担を軽減する制度としてあった就園奨励補助金交付事業は、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い本事業内から廃止され、本事業とは別に、新たに幼児教育・保育無償化（施設等利用給付）事業として施行されている。

- ii 幼児補助金

幼児補助金は、補助対象年度に支払った入園料を年間在園月数で除した額に月額保育料を加えた額が子ども子育て支援法30条の11に規定する施設等利用費を上回る場合に、補助対象年度に支払った入園料を年間在園月数で除した額に月額保育料を加えた額から25,700円を控除した額を、月額2,600円を上限に補助している。

なお、当該制度は、堺市が独自に実施している私学助成幼稚園を利用する世帯への補助であり、令和3年度で廃止が予定されている（令和3年度中、5歳児クラスに通う子どものみが対象）

- iii 幼稚園幼児健康管理事業補助金

私立幼稚園が行う学校保健安全法施行規則第6条1項に規定する検査を行う私立幼稚園に対して、医師の報酬、スクリーニング検査料、消耗品費の経費について、一定額を上限に支給する補助金である。

イ 根拠法令等

堺市私立幼稚園幼児補助金交付要綱

堺市私立幼稚園幼児健康管理事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	987,159	1,655,111	35,105
決算額（千円）	1,109,888	548,898	28,657

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		—	—
一般財源		1,109,888	548,898	28,657
合計		1,109,888	548,898	28,657
人件費		6,560	7,080	8,200
総コスト		1,116,448	555,978	36,857
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 (千円)
就園奨励補助金	491,672
幼児補助金	54,660
幼児健康管理事業補助金	2,566
合計	548,898

(2) 監査対象に対するコメント

幼児補助金が令和 3 年度で終了するが、国の幼児教育無償化の制度により幼稚園における保育料の多くが無償化される中、限られた財源の中で幼児補助金の廃止を行うものであり、やむを得ないものと考えられる。

ただし、事業としては縮小傾向にあるにもかかわらず、令和元年・令和 2 年度と人件費が大幅に増加傾向にあった。事業の変更、廃止に伴う対応等から一定の人件費増はありうるものと思われるが、増加幅が比較的大きく、改善の余地がなかったか検証は必要と思われる。

16 幼児教育・保育無償化事業（施設等利用給付）（教育費）【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

令和元年10月より開始した、国の3歳から5歳児の保育料等の無償化の一環として、堺市居住の小学校就学前の子どもが私学助成幼稚園を利用した場合、利用料の無償化を行うもの（上限月額25,700円）。

イ 根拠法令等

堺市子ども・子育て支援施行規則

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	－	1,850,434	1,808,304
決算額（千円）	－	879,563	1,675,070

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	－	659,673	1,256,303
一般財源	－	219,890	418,767	
合計	－	879,563	1,675,070	
人件費	－	8,100	8,200	
総コスト	－	887,663	1,683,270	
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

事業費は給付金としてすべて対象となる私学助成幼稚園に給付されている。

1.7 幼児教育・保育無償化事業（施設等利用給付）（民生費）【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

堺市居住の小学校就学前の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた3～5歳児、市町村民税非課税世帯の0～2歳児が預かり保育事業、認可外保育施設などを利用した場合に、保護者が支払った利用料について保護者からの申請に基づき利用料を償還払いする方法で無償化を行うもの（上限あり）。

イ 根拠法令等

堺市子ども・子育て支援施行規則

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	－	1,850,434	524,987
決算額（千円）	－	68,135	104,709

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	－	51,101	78,531
一般財源	－	17,034	26,178	
合計	－	68,135	104,709	
人件費		－	8,100	8,200
総コスト		－	76,235	112,909
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

事業費は全て施設等利用給付として、申請のあった保護者に対して支払われている。

(2) 監査対象に対するコメント

国の無償化事業であり、特に指摘すべき事項はない。

18 認可外保育施設等利用者負担補助事業（多子世帯利用者負担補助金）【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

多子世帯における経済的負担の軽減を通じ、より多くの子どもを生子、育てることができる環境づくりに資することを目的とするもの。

ii 事業内容

国の無償化対象外の、保育の必要性の認定を受けた第3子以降の0～2歳児の子供（市民税課税世帯）が認可外保育施設を利用した場合、月額42,000円を上限に無償化を行うもので、令和元年10月から開始した堺市の独自政策である。認可外保育施設を利用した後、保護者が施設へ支払った保育料について、保護者からの申請により、保護者へ償還払いする方法で支給している。

iii 対象の拡充

なお、当初予定では、令和3年度から、第2子の0～2歳児の子ども（市民税課税世帯）についても同様に無償化を予定していたが、令和3年2月に堺市財政危機宣言を発出したことから、対象を年収380万円未満相当世帯に限定し、無償化を実施している。

iv 活動実績と成果

令和元年度の対象者は68人であり、多子世帯における経済的負担の軽減を図ることができたとしている。なお、目標値は、アンケート結果を下に第3子以降の割合を算出し、対象施設を利用する児童数に乗じて見込みを積算したものである。

<評価指標：補助対象者数>

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	－	－	47	68
	実績値	－	－	68	61
	達成率	－	－	145%	90%
	評価	－	－	大変良い	－

イ 根拠法令等及び関連計画

堺市認可外保育施設等多子世帯利用者負担補助金交付要綱
 少子化社会対策大綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	－	11,844	23,688
決算額（千円）	－	7,388	9,989

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	－	－	－
	一般財源	－	7,388	9,989
	合計	－	7,388	9,989
人件費		－	－	－
総コスト		－	7,388	9,989
備考				

(2) 監査対象に対するコメント

本事業は、令和3年度より年収制限なく第2子が無償化する予定であったが、実際には、対象を年収380万円未満相当世帯に限定され、実施することになった。堺市における独自政策として、第2子以降の保育料の無償化等多子世帯への援助を拡充することで、既に堺市に居住する世帯への援助となるだけでなく、堺市で子育てを行いたいという世帯が他市から移住するきっかけにもなりうるものであり、市の少子化対策として重要なものであり、令和3年度より予定していた年収制限なく第2子が無償化することが財政上の問題で実現できなかったのは、財政危機宣言がなされている状況、コロナ禍を踏まえると、より援助の必要性の高い年収380万円未満世帯へ限定して無償化を実施したことはやむを得ないものといえるが、今後の多子世帯への援助等の拡充を期待したい。

1 9 堺認証保育所運営補助事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 事業の目的

堺市が独自に定めた基準を満たす認可外保育施設を認証保育所として位置づけ、その運営に必要な経費の一部を補助することで、施設が提供する保育サービスの維持向上と、児童福祉の増進を図るとともに、多様な保育ニーズにも対応することで、保護者の選択肢を広げ、保育所入所待機児童の開所を図ることを目的とする。

ii 事業の内容

利用者と直接契約により、利用形態に応じてサービス内容を決定し、迅速かつ柔軟で多様な保育サービスを提供する認証保育所に対して、その運営に必要な経費の一部を補助するもの。

概要としては、運営補助金（月額）として、①運営費（0～2 歳児：61,000～65,000 円、3 歳児：37,000～41,000 円）、②兄弟姉妹入所軽減分（（上限）18,000 円）、③利用料軽減分（市町村民税所得割額に応じて、第 1 子 15,000 円（又は 10,000 円）を支給する。

iii 立入調査

認証保育所においては、他の認可外保育施設と同様、堺市認証保育所事業実施要項、児童福祉法、子ども・子育て支援法の規定に基づき、毎年度 1 回以上、立入調査及び帳簿等確認の調査を行っている。

なお、過去 3 年間の地域型保育事業立入調査及び帳簿書類等確認報告書（従前の名称「認証保育所立入調査及び帳簿書類等確認報告書」）を確認したが、特に指摘する事項はなかった。

iv 現状

平成 16 年度からモデル事業として 3 か所でスタートし、当初対象児童は 0～2 歳であったが、平成 22 年度から 3 歳児までに拡充し、実施していた。令和 2 年度には既存 2 施設のうち、1 施設が保育所へ移行し、現在、残り 1 施設も認可移行に向けて調整を行っている。堺市子ども・子育て総合プランでも、令和 3 年度以降認可保育所に移行することを計画していたものであり、計画的に、認証保育所から認可保育所へ移行している。

認証保育所から認可保育所になることの施設にとってのメリットは、経費面において運営しやすくなるものであるが、デメリットとしては入所に際して応諾義務が課されることになるため、保育所の独自性を出すための自由度が低くなる点が考えられる。市の担当者によれば、令和 2 年度中に認可保育所への移行はでき

なかったが、令和3年度においても認可保育所への移行を目指しているとのことである。

v 認証保育所の案内

認証保育所は、堺市のホームページ上、「市が独自の基準を設けて認証した保育所です」との案内がなされ、堺市から補助金が出されていることと、保育料について補助の対象となること等が記載されている⁷。

堺市がどのような基準で認証しているのか、他の認可外保育所、認可保育所との違いについての具体的な説明はない。

イ 根拠法令等

児童福祉法、堺市認証保育所運営補助金交付要綱、堺市認証保育所事業実施要項

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	57,720	54,834	25,707
決算額（千円）	47,539	53,297	21,511

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	24,792	24,935	10,131
	一般財源	22,747	28,362	11,380
	合計	47,539	53,297	21,511
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		49,179	54,917	23,151
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

すべて補助金として認証保育所へ支払われている。

⁷ 堺市 HP :

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/lifestage/hoikuen/jigyouninkagai/sakaihoikushitsu.html>

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 16：認証保育所にかかるホームページの記載の充実化】

i 結論

堺市における認証保育所が、どのような基準に基づいて認証されているのかが明確ではなく、認可外保育所以上の基準を設定している項目等、ホームページにおいてわかりやすく表示されるべきである。

ii 理由

- ① 堺市のホームページ等において、認証保育所の説明として、単に「市が独自の基準を設けて認証した保育所」というのみで、具体的な認証の基準は、認証保育所の説明を行うページにおいて、明確に表示されていない。認可外保育所の中で、一部の保育所のみが認証され、補助金が支給されているとなると、運営面等において漠然と他の認可外保育施設よりも優れているといった印象が持たれかねない。
- ② また、およそ認証保育所の制度は、認可保育所だけでなく、保護者の多様なニーズに応え、もって待機児童の解消に役立てることを目的としているものであるところ、どのような面を評価して認証しているのかが明らかでなければ、保護者のどのようなニーズに合致する保育所であるのかも判然としない。
- ③ この点、東京都においても、独自の基準を設けて認可外保育所を認証するという堺市の認証保育所と類似する認証保育所の制度を実施しているところ、どのような基準に基づいて認証しているのかが明確にされている⁸。
- ④ 今後、縮小予定にある事業ではあるが、認証保育所の制度を続ける以上は、どのような基準に基づいて認証されているのかについて、保護者らに適切に情報提供を行うべきものと思料する。

⁸ 東京都福祉保健局 HP 参照：

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/index.html>

20 事業所内保育施設運営事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

仕事と子育てを両立できる職場環境整備のための取り組みが求められるなか、労働者の就労状況に応じた多様な保育ニーズに応える有効な施策を講じる必要が生じたため事業が平成21年度から開始された。なお、平成27年4月から施行された、子ども・子育て支援新制度における「事業所内保育事業」については、「地域型保育事業」において計上することとされ、本事業とは区分けされており（3施設中2施設が移行している。）、本事業自体も令和2年度で終了している。

イ 根拠法令等

児童福祉法、子ども子育て支援法、堺市事業所内保育施設設置支援事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	6,864	6,026	6,026
決算額（千円）	5,332	5,580	3,286

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		－	－
一般財源		5,332	5,580	3,286
合計		5,332	5,580	3,286
人件費		820	810	820
総コスト		6,152	6,390	4,106
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

全て対象となる施設へ補助金として交付されている。

2 1 実費徴収に係る補足給付を行う事業【施策領域 3-2】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

低所得者世帯の保護者及び多子世帯の保護者の教材費や副食費等の費用の一部を給付することで、すべての子どもの健やかな成長を支援することを目的として、子ども・子育て支援法第 59 条 3 号に基づき、平成 27 年より、堺市において「実費徴収に係る補足給付を行う事業」を実施している。

ii 事業の内容

次の対象者ごとに、対象となる費用（施設に支払った実費分の一部）を支給している。

対象者	対象となる費用
① 認定こども園・保育所等を利用する生活保護世帯	教材費等 月 2,500 円まで 副食費 月 4,500 円まで
② 私学助成幼稚園を利用する小学校 3 年生の子どもから数えて第 3 子以降の子どもの保護者	副食費 月 4,500 円まで
③ 私学助成幼稚園を利用する年収 360 万円未満相当世帯	副食費 月 4,500 円まで

ただし、②及び③については、幼児教育・保育の無償化に伴い令和元年 10 月より新たに対象となったものである。

イ 根拠法令等、関連計画

子ども・子育て支援法、認定こども園法、堺市子ども子育て総合プラン

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	16,785	46,303	103,017
決算額（千円）	4,515	15,085	24,489

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		2,345	9,698
一般財源		2,170	5,387	8,163

	合計	4,515	15,085	24,489
人件費		3,820	4,600	3,764
総コスト		8,335	19,685	28,253
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 (千円)	主な内容
実費徴収に係る 補足給付費	14,547	申請のあった保護者へ給付した額
通信運搬費	418	対象者への通知等のための費用等
その他	120	
合計	15,085	

(2) 監査対象に対するコメント

令和2年度においては、給付要件を満たさない場合を除き、申請者すべてに対して給付がなされており、令和元年度の法改正への対応のための事務量の増加があったものの、堺市子育て事務センターへの一部業務委託等を行うことで、コストの削減を図っており、現時点において特に指摘する事項はない。

2.2 保育教諭等人材確保事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭及び待機児童の解消に必要となる保育士の確保のため、職員の資格取得及び資格の更新を支援する特定教育・保育施設を支援することにより、保育教諭及び保育士の増加並びに有効な幼稚園免許状保有者の増加を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

ii 事業の内容

次の事業区分に応じて、対象施設で勤務する職員が保育士資格の取得又は幼稚園教諭免許状の取得若しくは更新のために必要となる指定保育士養成施設又は大学の教科目・単位取得の受講料を、当該対象施設が職員に対して補助する場合に、その費用について堺市が当該対象施設に対して補助を行う。なお、対象施設に勤務する幼稚園免許状保有者を対象とした幼稚園免許更新講習修了支援事業も平成 30 年度以降行っていたが、令和 2 年度より支援を終了している。

① 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

対象：対象施設に勤務する幼稚園教諭免許状保有者

補助金額：受講経費の 2 分の 1（上限 100,000 円）

② 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

対象：対象施設に勤務する保育士資格保有者

補助金額：受講経費の 2 分の 1（上限 100,000 円）

③ 保育所等保育士資格取得支援事業

対象：対象施設に勤務する保育従事者

補助金額：受講経費の 2 分の 1（資格取得のための習得内容に応じて、上限 300,000 円、100,000 円、200,000 円の 3 区分あり。）

イ 根拠法令等

堺市保育教諭等人材確保事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	14,372	14,709	3,723
決算額（千円）	2,298	1,257	69

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	1,149	628	34
	一般財源	1,149	629	35
	合計	2,298	1,257	69
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		4,758	3,687	2,529
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

全て対象となる施設に補助金として交付されている。

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 17：資格取得後 1 年以内に退職した場合に補助金の返還等】

i 結論

堺市保育教諭等人材確保事業補助金交付要綱上、資格取得後 1 年以内に退職した場合の返還の規定がない。保育士・幼稚園教諭の確保という制度の趣旨・目的に照らせば、資格取得後 1 年以内に退職をした場合には、対象施設にその理由の開示を求め、相当な理由が認められない場合には返還を求めることができる旨の規定に改定することを検討すべきである。

ii 理由

- ① 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭や待機児童の解消のため必要となる保育士の確保を目的とした事業であるところ、資格取得のための費用を負担したにもかかわらず、すぐに退職してしまうことを許容しては、当該目的が果たせない。
- ② この点、堺市保育教諭等人材確保事業補助金交付要綱では、補助の条件として（同要綱 7 項）、補助事業の対象となる者について、「原則として、保育士資格若しくは幼稚園教諭免許状の取得後、1 年以上補助対象施設に勤務すること」と規定し、また、「補助事業者は、補助事業対象者が保育士資格若しくは幼稚園教諭免許状の取得に必要な全ての科目を習得した場合には、当該取得した日又は当該修了した日の属する年度の翌年度の 4 月 30 日までに、」雇用契約書の写し等を添えて完了報告書や、補助金実績報告書を提出することとなっており（同要綱 14 項及び 15 項）、資格取得後 1 年経過前に完了報告がなされることが想定されているが、1 年未満で退職した場合の返還を求める規定が存在しない。

本事業は、国の「保育人材確保事業の実施について」（雇児発 0417 第 2 号 平成 29 年 4 月 17 日、最終改正 子発 1225 第 2 号令和 2 年 2 月 25 日）に記載される保育士資格取得支援事業等に基づき実施するものであるが、同要綱では、「ただし、資格取得後 1 年以上対象施設に勤務すること。」という条件が付されており、「原則として」という文言はない。ただし、堺市において国及び大阪府へ、当該規定の解釈運用について確認したところ、実務上補助対象職員が 1 年未満で退職したことをもって、施設へ対し返還は求めた事例はないとの回答だったとのことである。

- ③ この点、他の自治体においては、1 年以上勤務してから支給するとしている自治体や、1 年未満で退職した場合には返金することが明確に示されている自治体もある（後者の例としてさいたま市⁹）。ただし、やむを得ず 1 年未満で退職する職員もおり、施設側において当該規定を理由として当該職員を引き留めることもできないため、返金の規定があるさいたま市においても、ただし書きとして「勤務時間 1 年未満で対象施設等を退職した場合、対象施設等を経由して市長に文書にて理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、この限りでない。」としている。堺市においても、要綱上、さいたま市のように、退職の理由を申請させ、市長が相当と認めた場合には返還を求めないといった規定とし、繰り返し資格取得後短期間で職員が退職するような施設等に関しては返還を求めることができる余地を残すような規定とすべきである。

⁹ さいたま市 HP : https://www.city.saitama.jp/003/001/015/006/003/p049867_d/fil/ninkagai.pdf

2.3 保育士宿舎借り上げ支援事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

待機児童解消や、子どもを安心して育てることができる環境整備のため、教育・保育に必要な保育士・保育教諭の確保が喫緊となっている中、保育士・保育教諭の宿舎を借り上げるための費用を支援することによって、保育人材の新規確保及び就職継続を図り、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的とする。平成29年度より開始した事業である。

ii 内容

民間の補助対象事業者（認定こども園、保育所、小規模保育事業者、事業所内保育事業者、認証保育所）に対し、事業者が保育士・保育教諭の宿舎を借り上げる費用を補助する。

補助対象となる保育士・保育教諭について、採用された日から10年以内であること、常勤であること（有期雇用の者は除く）、実家等の本来居住地が堺市外であるか、本来居住地から勤務地までの距離が片道2キロメートル以上であること等の要件を満たす必要があり、補助対象者1人あたり月82,000円と補助対象経費（賃料、管理費、礼金、更新料、駐車場（駐輪場）代）を比較していずれか低い方の4分の3の額が補助金として支給される。

iii 目標及び実績の評価

令和2年度の事務事業総点検シートでは、前年度と比較して補助対象者が大幅に増加しており、新たな保育士の確保及び就職継続、職場への通いやすさ等保育教諭の整備にも貢献できたと考えていると評価している。

<評価指標：補助対象者数>

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	38	80	80	100
	実績値	21	53	86	169
	達成率	55%	66%	108%	169%
	評価	悪い	少し悪い	良い	-

イ 根拠法令等

堺市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	44,280	44,280	79,704
決算額（千円）	23,488	42,431	85,190

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	16,153	27,827	51,905
	一般財源	7,335	14,604	33,285
	合計	23,488	42,431	85,190
人件費		4,100	4,050	4,100
総コスト		27,588	46,481	89,290
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

すべて補助金として対象事業者へ支給されている。

2.4 休暇取得促進支援事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

民間認定こども園等に勤務する保育士の職場環境を整えることにより、当該認定こども園等における保育士の就職の促進及び離職の防止を図り、教育及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

ii 内容

補助対象となる事業の概要は以下の通りで、補助対象経費の4分の3の額（上限300,000円）を支給する。

① 年次有給休暇取得促進事業

- ・ 事業内容：年次有給休暇の計画的付与制度の導入か、有給休暇取得率が、
ア) 前年度45%未満である施設は前年度の年次有給休暇取得率に+15%、
イ) 前年度45%以上である施設は前年度の年次有給休暇取得率に+10%、
ウ) 当該率が70%を超える場合は70%以上とする事業
- ・ 補助対象経費：補助事業者が支給する報奨金、記念品等に係る費用等

② リフレッシュ休暇取得促進事業

- ・ 事業内容：勤続3年以上の長期勤続者に対する休暇制度を制定し、かつ当該対象となる職員に連続して2日以上の有給休暇を取得させる。
- ・ 補助対象経費：補助事業者が支給する報奨金、記念品等に係る費用

③ 相談体制の整備事業

- ・ 補助対象経費：相談窓口の設置に係る費用

④ 園内研修の強化事業

- ・ 補助対象経費：外部の講師への依頼に係る費用

⑤ 園内表彰事業

- ・ 補助対象経費：補助事業者が支給する報奨金、記念品等に係る費用

⑥ ワーク・ライフ・バランス支援事業

- ・ 補助対象経費：補助事業者が職員に交付した当該職員の研修又は講座の受講に係る経費に係る費用

iii 目標及び実績の評価

令和元年度の事務事業総点検シートによると、「実績値において、前年度比約17%の増加となっている。また、事業費においても同様に前年度比約17%の増加となっており、施設数の目標には到達していないものの、着実に保育士の職場環境の改善が実施されているものとする。また、「休暇取得率向上を実施している施設等では、継続して事業を実施している場合、一定の基準に達するま

で前年度の目標よりも更なる向上が求められるものもあり、実績値や事業費の増加率では表せない保育士の職場環境の改善が図られているものと考えている」とする。

<評価指標：職場環境の改善を行った施設数>

単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件	目標値	－	35	70	73
	実績値	－	34	40	47
	達成率	－	97%	57%	64%
	評価	－	普通	悪い	－

iv 事業の終了

本事業は令和2年度末で終了した。

イ 根拠法令等

堺市休暇取得促進支援等補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	10,500	21,000	21,900
決算額（千円）	7,109	8,323	8,670

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	－	－	－
	一般財源	7,109	8,323	8,670
	合計	7,109	8,323	8,670
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		9,569	10,753	11,130
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

全て対象事業者となる民間の認定こども園・保育所等へ支払われている。

(2) 監査対象に対するコメント

本事業は、職員の職場環境の改善という目標では同じであるものの、補助金

対象事業として、年次有給休暇取得率の向上やリフレッシュ休暇の取得率の向上という職員が適切に休暇を取得できる職場環境を整えるというものと、相談窓口の設置や研修の実施というものと、内容が大きく異なる事業が含まれている。

それらのいずれかを実施した施設数を単純に加算する目標設定、実績値及びその評価は、前年度よりも施設数が増えたからといって、必ずしも全体として前年度より職場環境の改善が図られているかは評価しづらい（全施設が相談窓口を設けたが、全施設とも有給休暇取得率向上やリフレッシュ休暇取得はできなかったといった場合でも、実績値・目標達成率は極めて良い評価となる）。

年次有給休暇取得事業においては、年次有給取得率 70%に到達するまで前年度よりも更なる向上が求められるため、実績値や事業費の増加では表せない部分もあるものの、年次有給休暇取得率の実態把握を行い、業績の分析にて付記することも可能である。年次有給休暇取得率やリフレッシュ休暇の取得率は、職員の就職や離職の防止のために特に重要な要素であると考えられるため、見える化を図るための事務事業総点検シートにおいて、本事業の実態の把握と評価のため、別途目標値の設定及び実績の評価を行うことが望ましいものであった。

本事業はすでに令和2年度末にて終了しているため、令和3年度以降に本事業の目標設定及び評価方法を変えることはできないが、今後、同様に複数の目的・内容を含む事業を実施し、それを評価する場合には、目標値の設定・評価において、一つの指標で足りるか、検討を要する。

25 さかいマイ保育園事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 事業の目的

気軽に認定こども園・保育所に出向き、子育て相談や保育教諭等の子どもとの関わりから子育てのヒントを得ることで、子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子供を生み育てる環境づくりを推進することを目的とする。

ii 内容

堺市在住で母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の方及び堺市在住で就学前の児童（認定こども園・保育所入所中の児童を除く）を養育する方を対象に、身近な認定こども園・保育所を“かかりつけこども園・保育所”として登録してもらい、認定こども園・保育所における各種子育て支援サービス（子育て相談、園庭開放、半日無料一時預かり保育等）の利用促進を通して、地域の子育て拠点施設としての機能充実を図る事業である。

iii 目標及び実績の評価

主に、堺市は、各施設にマイ保育園の実施に協力を呼びかけ、また、多くの妊娠中の方や子育て中の方に登録していただくよう情報提供を行う。令和2年度の事務事業総点検シートによれば、マイ保育園実施園数及びマイ保育園登録者数は以下の通りとされている。

<評価指標：マイ保育園実施園数>

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
園	目標値	114	115	115	117
	実績値	113	115	115	116
	達成率	99%	100%	100%	99%
	評価	普通	良い	良い	－

<評価指標：マイ保育園登録者数>

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	4,400	4,400	4,400	4,400
	実績値	4,339	4,536	4,288	3,172
	達成率	99%	103%	97%	72%
	評価	普通	良い	普通	－

※新規登録者を加算

イ 根拠法令等

児童福祉法 21 条の 9

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額 (千円)	150	150	90
決算額 (千円)	171	166	106

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		-	-
一般財源		171	166	106
合計		171	166	106
人件費		820	810	810
総コスト		991	976	916
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

本事業の事業費は、さかいマイ保育園の案内のチラシ等の印刷費のみである。

2.6 認定こども園等の監査に関する業務

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

私立の認定こども園等に関する法定監査は、下記図のとおり、監査対象施設種別及び監査対象項目に応じて、健康福祉総務課、幼保運営課、幼保推進課が行っている（なお、幼稚園型認定こども園及び幼稚園（新制度下の幼稚園及び私学助成幼稚園）については、大阪府が施設監査を実施している。）。

特定教育保育施設・特定地域型保育事業の監査について						
○監査実施状況						
施設種別		施設監査 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法等)	確認監査・業務管理体制 (子ども・子育て支援法)			
			児童処遇関係 給付関係 業務管理体制			
認定こども園	幼保連携型	健康福祉総務課 (職員処遇等) 幼保運営課 (児童処遇、給食)	幼保運営課	幼保推進課	<p>幼保連携型認定こども園：原則年1回実地監査を実施。ただし、要綱に規定する要件を満たす場合は、2年に1回の実地監査とし、実地監査を実施しない年は書面監査を実施。 ※国通知上の頻度は「定期的かつ計画的に」</p> <p>保育所（保育所型認定こども園含む）：原則年1回実地監査を実施</p>	
	保育所型					
保育所						
認定こども園	幼稚園型	大阪府	幼保運営課	幼保推進課		<p>3年に1回実施 ※国通知上の頻度は「定期的かつ計画的に」</p>
幼稚園	新制度					
	私学助成		—	—		
地域型保育事業	小規模保育事業	幼保推進課・幼保運営課			<p>原則年1回実地監査を実施</p>	
	事業所内保育事業					
	家庭的保育事業					

(堺市提供資料より)

イ 監査対象

これらの監査のうち、令和2年度に、堺市が実施すべき監査について、法定の監査が実施されているか、監査での文書での指摘項目の有無、文書での指摘のあった施設についての改善報告書等の内容について確認を行った。また、施設監査を行う際の確認項目を記載している幼保連携型認定こども園の施設調書の内容について確認を行った。

また、令和 2 年度に指摘事項のあった幼保連携型・保育所型認定こども園及び保育所の施設監査及び地域型保育事業にかかる監査結果報告書及び改善報告書について確認を行った。

認定こども園（幼保連携型・保育所型）及び保育所に対する給付関係・業務管理体制にかかる確認監査並びに認定こども園（幼稚園型）及び幼稚園にかかる児童処遇関係にかかる確認監査については、令和 2 年度はコロナウイルス感染症の状況に鑑み、実施していないとの回答があった。

(2) 監査対象に対するコメント

ア 確認監査についての定期的かつ計画的な実施について

認定こども園（幼保連携型・保育所型）及び保育所への給付関係業務管理体制確認監査並びに認定こども園（幼稚園型）にかかる確認監査について、堺市では、3 年に 1 度として実施していたが、国通知上は、「定期的かつ計画的に」との文言で、明確には何年に 1 度という規定はされていない。そのため、堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和 2 年度は実施せず、令和 3 年 11 月のヒアリング時点においても、令和 3 年度以降も未定とのことであった。ただし、堺市によれば、ヒアリング後、平成 30 年度以降の新規施設・移行施設(13 施設)を対象に監査を実施し、翌年以降 3 年間で全施設監査を実施する計画を定めているとのことであった。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大傾向が生じた場合でも、監査手法等を検討の上、延期をする場合でも、給付関係・業務管理体制の確認においては、補助金・給付金の過払いが判明する場合もあり、返還請求の時効についても注意しながら、監査の計画を立てるよう留意されたい。

イ バス送迎時の体制の確認について

令和 2 年度までの認定こども園・保育所等にかかる施設監査における監査項目において、バスでの送迎を実施しているか否かが確認されているが、その体制（対応人数、降車時の確認方法等）についてまで監査の項目には記載がなかった。

令和 3 年 7 月、福岡県中間市において生じた保育所の送迎バスへの置き去りによって園児が死亡した事案により、市から各園に安全管理を徹底するように通知がなされた。ただ、死亡に至らないまでもバスへの置き去りの事案が起きており、定期的な確認が確実になされるよう監査事項にも追加することが望まれるところであったが、令和 3 年 12 月時点の堺市へのヒアリングでは、令和 3 年度の監査にあたり、監査項目に追加する変更を行ったとのことである。

(3) 監査対象に対する意見

ア 【要望1：実地監査が延期されている施設への実地監査実施】

i 結論

令和2年度において、幼保連携型認定こども園に対して、通常は原則として年に1度実施している施設監査が、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、一部の施設で実地監査が延期されている。延期された施設については、優先順位をつけ、順次監査を実施されているところであるが、現在も実施できていない施設については、早急に実施されたい。

ii 理由

- ① 保育所（児童福祉施設）についての施設監査の実施周期は、児童福祉法施行令38条により年に1回以上とされているが、幼保連携型認定こども園に対する施設監査の実施周期は、法令に規定はなく、通知（平成27年12月7日付府子本第373号外「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」）により、「定期的かつ計画的に行うものとする」として頻度を各自治体の判断に委ねた上で、「児童福祉施設については、原則として、1年に一度以上実地監査を行うこととの均衡に留意すること」としている。堺市においては、幼保連携型認定こども園に対する施設監査は、原則年に1回、ただし、要綱に規定する要件を満たす場合は、2年に1回の実地監査としている。
- ② 堺市によると、令和2年度において一部の幼保連携型認定こども園（21施設）について、緊急事態宣言発令中においては、実地監査の予定を入れることができず、また、宣言解除後は、施設内への立ち入りを控えることや利用者への直接支援に携わる者との接触を避ける必要性に鑑みて施設監査は中止としたため、施設監査が実施できていないとのことであった。また、これらの施設について、令和3年10月時点でも施設監査は実施されておらず、令和3年12月以降実施予定の施設監査において監査を実施する計画がされているが、この計画も新型コロナウイルス感染症の状況等によっては延期等もあり得ることであった（ただし、令和3年12月のヒアリングの時点では、優先順位をつけて実施を開始しているとのことであった。）。
- ③ また、堺市の担当者に、緊急事態宣言を受けて実地監査の代わりとして書面等で監査を実施することは行っていないのか確認したところ、実施していないとの回答があった。
- ④ この点、児童処遇関係を含む幼保連携型認定こども園への施設監査が「定期的かつ計画的に」とされつつも、「児童福祉施設については、原則として、1年に一度以上実地監査を行うこととの均衡に留意すること」とされている趣旨

は、幼保連携型認定こども園が子どもの命を預かる施設であり、安全面等を監査すべき重要性が高いためである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、緊急事態宣言中に実地監査を行わないという判断自体はやむを得ないものであるが、解除を受けて直ちに実施するか、少なくとも可能な限り早期に実施できるように監査計画を立て、実施できる体制を整えておくべきである。この点については、令和3年12月のヒアリング時点において、すでに優先順位をつけて監査計画を立て、実施を開始しているとのことであるので、引き続き令和2年度に実地監査を延期された施設について速やかに実地監査ができるように計画を実行されることを要望する。

イ 【要望2：緊急事態宣言中における施設監査の方法について】

i 結論

今後、再度の緊急事態宣言がなされた場合における監査の方法（感染拡大防止の観点も踏まえた上での実地監査あるいは実地監査にかわるリモート等での実施方法等）について検討の上、緊急事態宣言下においても実施できるような体制を整備されたい。

ii 理由

- ① 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育所の実地監査に関して、厚生労働省子ども家庭局より令和2年5月14日付で「新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、法人（施設）の状況等を踏まえ、延期等の対応を検討されたいこと」との通知がなされており（令和3年3月にも同様の通知がなされている。）、法令上1年に1回以上の実地監査を求められている保育所においても、施設の状況を踏まえて実地監査の延期等を行うことを国が是認する状況であった。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況による影響が長引いている中、今後再度の緊急事態宣言の発令の可能性もゼロではない。上述の施設監査の重要性に鑑みれば、延期等の結果1年を超えて監査が実施されていない施設が出ないようにするため、万一、再度緊急事態宣言が発令されたとしても、実地での確認は時間・人数に配慮して、できる限り短時間・少人数で行い、質問等はWeb会議を利用する、現地での確認が必須な書類は現地で確認し、オンラインで確認可能な書類等はオンラインを利用するなど、緊急事態宣言下においても対応できるように体制を整備していただきたい。
- ③ なお、堺市によれば、施設監査における実地を伴わない手法の実施については、現在、複数の自治体（堺市は含まれない）から国に対して行っている。

る地方分権改革に関する提案の中で、オンラインを利用した監査等に関しても言及されており、その提案に係る動向を注視しているとのことであった。引き続き動向を注視し、国からの回答を踏まえ速やかに検討、対応できるようにされたい。

第6 幼保運営課

1 市立認定こども園移管事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

民間活力の導入により、効率的・効果的な施設運営を行うとともに、多様化する教育・保育需要（受け皿の拡大、延長保育時間の拡大、地域子育て支援の充実など）への迅速・柔軟な対応を行うほか、施設の老朽化解消を図る。

ii 内容

堺市が設置・運営を行ってきた市立認定こども園のうち、民営化対象施設を社会福祉法人等に移管する。本事業に関する主なスケジュール、実施方法及び手段等は、以下のとおりである。

- ① 移転建替えの場合：移転先用地の確保にかかる調整（地主・地域調整、予算確保、境界確定、売買契約、登記など）
- ② 現地建替えの場合：仮設園舎が必要な場合は、仮設園舎の設置にかかる調整（用地確保、仮設園舎のリース契約など）
- ③ 移管時期、手法の調整・決定、園舎整備にかかる補助金の予算確保、移管先法人の募集・決定、保護者・地域調整など
- ④ 新園舎の整備（現地建替えの場合は旧園舎の解体、新園舎整備にかかる地域調整、国補助金等の調整など）
- ⑤ 教育・保育の引継ぎ（移管先法人との引継ぎ会議、移管先法人及び保護者を含めた三者会議、共同教育・保育の実施など）
- ⑥ 民営化後の検証・フォローアップ（定期的な施設巡回、保護者アンケートの実施、相談窓口の設置など）

iii 移管対象の選定基準

堺市では、平成16年、建物の耐久度、施設規模、立地条件、保育・子育て支援の充実度などを総合的に勘案し、東区に1か所とその他5区に各2か所（計11か所）を存続させ、残りを民営化する方針を決定した。その後、平成27年に美原区内の1か所を存置園として追加した。

iv 移管先法人の選定方法

公募による選考方式とし、堺市社会福祉審議会条例に基づき設置された堺市幼保連携型認定こども園等認可審査部会において、外部の有識者を含めた委員が専門的、客観的な視点から書類審査、面接審査による選考を行い、堺市が決定する。

v 民営化の実施

民営化の実施については、予算案の公表に合わせて当該こども園の職員及び保

護者に対し、民営化手法、スケジュールについて幼保運営課から説明する。

イ 関連計画等

第2期・第3期行財政改革プログラム

ウ 移管箇所数等

本事業による累計移管箇所数は、以下のとおりである。本事業における移管先については、平成16年に25か所、平成27年に美原区2か所の計27か所を移管することを決定、公表している。公立39か所のうち、存置園12か所を除いた民営化対象施設数である27か所を目標値に設定している。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
累計移管箇所数（箇所）	目標値	27	27	27	27
	実数値	21	21	22	22
	達成率	78%	78%	81%	81%

本事業では、移管後も安定した教育・保育の提供のための職員の訪問を行っており、移管後1年間は毎月訪問を実施している。職員の訪問回数は、以下のとおりである。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移管後の職員による訪問回数（回）	目標値	12	－	12	－
	実数値	12	－	12	－
	達成率	100%	－	100%	－

本事業による市立認定こども園の民営化後には、堺市が保護者アンケートを実施している。具体的には、堺市が対象の園を通じて保護者にアンケートを配付した後、保護者が記入したアンケートを園内に設置した回収箱に投函し、堺市が回収する。アンケートの集計結果については、移管先法人と共有し、課題、要望等について移管先法人と堺市で協議を重ねたうえで、保護者へ結果報告を行う。当該アンケートでは、7割以上の保護者が満足、概ね満足と回答している。

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	10,678	16,318	52,766
決算額（千円）	6,292	41,316	10,406

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		－	3,033
市債		－	20,900	－
一般財源		6,292	17,383	10,406
合計		6,292	41,316	10,406
人件費		13,120	12,960	13,120
総コスト		19,412	54,276	23,526
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 （千円）	主な内容
工事請負費	4,997	民営化園解体工事等
委託料	4,152	民営化園解体工事設計業務等
その他	1,257	不動産鑑定手数料等
合計	10,406	

令和元年度の予算額と決算額の乖離が大きい理由としては、①令和元年度に公共用地先行取得事業特別会計において購入した土地について、令和2年度中に活用する必要が生じたため、補正予算で土地購入費を確保し、買戻しを行ったこと、②民営化施設に設置された塀について、劣化が認められ改修の必要が生じたため、予算の流用及び国庫補助金を活用して整備をしたことにより、決算額が大きくなったことが挙げられる。

具体的には、①取得した用地については、当初、将来の民営化に備え、公共用地先行取得事業特別会計による予算計上及び購入を行ったが、購入後、当該園において令和2年度中に施設内の設備改修工事の資材置き場として活用する必要が生じたこと、また、駐車場の台数不足により送迎時に発生する周辺道路の渋滞を解消するため、駐車場を整備する必要があることなどから、一般会計において同一

年度に買戻しを行った。②平成30年6月の大阪府北部地震による高槻市のブロック塀の倒壊事故をうけ、民営化施設において劣化が認められ改修の必要がある塀を確認したため、国庫補助金を活用し改修した。

また、令和2年度の予算額が5,276万円と高額である理由は、福泉中央こども園を令和4年度から民営化するにあたり、堺市が当該こども園の民営化の施設整備において既存園舎を解体後に移管先法人が新園舎を建築するために解体費用を計上したことによるものである。なお、予算については、減額補正の対象額（1億円以上）に満たないことから、減額補正要求を行わず未執行となっている。

2 保育士等就職促進事業【施策領域 1-2】

(1) 概要


ア 事業の目的及び内容

i 目的

保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、本市の保育士確保を推進するとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。本事業は、待機児童解消や、子どもを安心して育てることができる環境整備のために必要な保育士の確保が喫緊の課題となっている中、保育士確保策の一環として、平成28年度から実施している。


ii 内容

保育士（大阪府の地域限定保育士を含む。）として登録後、1年以内に堺市内の民間教育・保育施設等に保育士または保育教諭として週に20時間以上勤務することが決定し、かつ、その施設において2年間以上勤務することが見込まれる者を対象として、保育士試験受講講座の受講料等の2分の1（上限15万円）を堺市保育士等就職促進事業補助金として助成する。

 **堺市**
SAKAI CITY

堺市で保育士・保育教諭として働くチャンスです！！

保育士試験の受験講座費用を補助します！
（堺市保育士等就職促進事業補助金）



◆補助金の目的◆

堺市では、保育士確保を推進するとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的に、保育士（大阪府の地域限定保育士も含む。）試験受験のための学習に要した費用を補助します。

◆対象となる方◆ …次の(1)から(3)の条件を全て満たす方

- (1) 保育士試験合格後、1年以内に保育士証の交付を受けた方
- (2) 保育士証交付後、1年以内に堺市内の民間対象施設^{*1}で、保育士又は保育教諭として週20時間以上勤務することが決定した方
 - ※1 民間対象施設とは・・・認可保育所・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園、本市が認可した小規模保育事業又は事業所内保育事業を実施する施設
- (3) 民間対象施設において、2年以上勤務することが見込まれる方

◆補助の対象となる経費◆

保育士試験受験講座（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、屋間定時制）の受講に要する費用で、次の要件をすべて満たすものになります。

- (ア) 当該講座を開講している事業者に対して支払われた入学料（受講開始の際に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接受験料、教科書代及び教材費）及び上記経費の消費税
- (イ) 保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の日の属する月の1日までの間に支払った経費

ご注意ください！！

☆雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、対象外となります。



◆補助金の額◆

・補助対象者1人につき、補助対象経費の実支出額の2分の1の額（上限150,000円）





◆提出書類◆

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 講座実施事業者が補助対象事業について発行した領収書*2
※2 領収書には、次の事項の記載が必要です。
 - I 講座実施事業者の名称
 - II 支払者名
 - III 領収額
 - IV 領収額の内訳（入学金と受講料のそれぞれの額）
 - V 領収日
 - VI 領収印
- ③ 保育士証の写し
- ④ 保育士証の交付後、1年以内に民間対象施設で週20時間以上勤務することが決定したことが確認できる書類*3
※3 施設からの勤務条件通知書、雇用条件通知書など、様式は問いません。
- ⑤ 誓約書（様式第2号）



以上の書類を、堺市 幼保運営課に提出してください。（郵送での申込みも可。）
書類の提出期日は、対象施設等で勤務を開始した日から起算して1年を経過する日まで
（例：令和2年4月1日勤務開始の場合、令和3年3月31日まで）

◆補助金交付の条件◆

補助金の交付を受けた方は、次の条件を遵守しなければなりません。

- ア 民間対象施設で継続して勤務していることを確認するため、勤務開始日（保育士証の交付前に勤務を開始している場合は、保育士証の交付日）から起算して、その1年後及び2年後に、従事期間証明書（様式第3号）を提出すること。
- イ 提出した交付申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容及び理由を記入の上、堺市保育士等就職促進事業補助金変更届（様式第4号）を提出すること。
- ウ 堺市補助金交付規則及び堺市保育士等就職促進事業補助金交付要綱に従うこと。
- エ 本市の求めに応じて、本補助金に係る必要事項を報告し、又は必要書類を提出すること。

問合せ先・申請書の提出先

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課
〒 590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号（高層館8階北側）
電 話 072-228-7231（直通）
FAX 072-222-6997



イ 根拠法令

堺市保育士等就職促進事業補助金交付要綱

ウ 申請者数

本事業による助成金の申請者数は、以下のとおりである。なお、目標値については、過去の目標値及び実績値をもとに算出されている。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申請者数（人）	目標値	100	20	4	4
	実数値	1	0	1	3
	達成率	1%	0%	25%	75%

本事業の達成率が極めて低い理由は、以下のとおりである。

本事業は、国庫補助金の交付を受け実施しており、国庫補助の対象となるための経費の支払対象期間（保育士試験の筆記試験日から起算して 1 年前の属する月の 1 日まで）や申請可能期間（勤務を開始した日の属する月の末日まで）が極めて限定されていたことから、補助対象者の該当者が少なく、実績値が少なくなっている。

そこで、その後、国の制度改正に合わせた対象経費の支払対象期間の見直し（「保育士試験の筆記試験日から起算して 1 年前の属する月の 1 日まで」から「保育士試験の筆記試験日から起算して 2 年前の属する月の 1 日まで」にすること）や申請可能期間の見直し（「勤務を開始した日の属する月の末日まで」から「勤務開始日から 1 年を経過する日まで」とすること）により、令和 2 年度は 3 人の実績となっている。

エ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	1,500	600	600
決算額（千円）	－	54	118

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		－	27

	一般財源	-	27	59
	合計	-	54	118
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		1,640	1,674	1,758
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
補助金	118	就職促進のための補助金
合計	118	

3 さかい保育士就職応援事業【施策領域 1-2】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

堺市内の保育人材の確保・定着化を促進し、本市における保育サービスの供給体制の安定化を図る。本事業は、待機児童解消や、子どもを安心して育てることができる環境整備のために必要な保育士の確保が喫緊の課題となっている中、保育士確保策の一環として、潜在保育士等の再就職を支援するため、平成 28 年度から実施された。

ii 内容

堺市内の民間保育所等に保育士又は保育教諭として勤務することが決定した潜在保育士（保育士資格を有するが保育士として勤務していない者）に対し、就職準備金の貸付事業を行う団体（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）に経費補助を行う【別図】さかい保育士等就職応援事業（案内冊子抜粋）参照。民間保育所等におおむね 2 年間以上勤務が見込まれる人が対象であり、2 年以上勤務した場合は、貸付金の返済が免除される。他方、①貸付契約が解除されたとき、②借受人が堺市内（但し、借受人の意思によらず、従事先の法人における人事異動等によって、堺市外に所在する保育所等で返還免除対象業務に従事することになった場合は、大阪府内）に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき、③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったときのいずれかに該当する場合には、借受人は、受給した貸付金を 6 か月以内に返還しなければならない【別図「さかい保育士等就職準備金 貸付の注意事項」参照】。

保育士資格を活かして就職したいあなたへ！

堺市内の民間保育所等で保育士や保育教諭として就職する際に必要な資金を貸し付けます。

さかい保育士等就職応援事業とは

この事業は、保育士資格をお持ちで、現在保育士又は保育教諭として勤務していない方が、堺市内の民間保育所等に就職する際に必要な費用（就職準備金）を貸し付けるもので、就職後、保育士又は保育教諭として2年間継続して勤務すれば、返還免除となります。



貸付対象者

下記①～③の要件をすべて満たす方が対象となります。ただし、保育士修学資金貸付制度における就職準備金の加算を受けた方は除きます。

- ① 次のAからEのいずれかの施設もしくは事業を離職した方、又は当該施設もしくは事業に勤務経験のない方
 - A 保育所及び幼児保育連携型認定こども園
 - B 家庭的保育事業
 - C 小規模保育事業
 - D 事業所内保育事業
 - E 幼稚園
- ② 堺市内の次に掲げる民間保育所等（以下「保育所等」という）に、新たに保育士又は保育教諭として勤務することが決定した方
 - A 保育所
 - B 幼稚園のうち預かり保育を常時実施している施設又はウの認定こども園への移行を予定している施設
 - C 認定こども園（幼児連携型・保育所型・幼稚園型）
 - D 家庭的保育事業
 - E オ 小規模保育事業
 - F 事業所内保育事業
- ③ 堺市内の保育所等に週20時間以上勤務する方

*対象となる施設等は添付の一覧でご確認ください。

④保育士養成施設の卒業予定者や、新規卒業業者で新たに勤務することが決定した方は貸付対象にはなりません。ただし、離職者等再就職訓練を受講して保育士資格を取得した方は対象となります。
⑤他の都道府県で就職準備金の貸付を受けた方や、修学資金の貸付を受けている方、生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている方は対象外となります。

貸付条件

■貸付限度額 400,000円以内

※ 貸付対象となる経費の一例

- 保育所等への経費に上乗せして雇用が伴う場合における転居費用
- 短居先の賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料
- 保育所等で使用する被服費
- 保育所等の勤務に雇用するに当たり研修等を要した際の研修費用
- 保育所等への通勤に要する経費用（自転車等の購入費 など）

■貸付回数 1人につき1回

■貸付の利子 無利子

※免除や返還については「貸付の注意事項」をご参照ください。

必要書類

※郵送の場合は定形の角2封筒を使用し、不備等の事故を防止するため、必ず特定記録郵便等で郵送してください。普通郵便での郵送等によって不備等の事故が生じた場合、当センターでは責任を負いません。

- ① さかい保育士等就職準備金貸付申請書（様式第1号）
 - ② 申請者を含む世帯全員の住民票（申請日より3か月以内に発行されたもの）
 - ③ 同意書
 - ④ 保育士証（写し）（※保育士登録を申請中の場合は、保育士試験の合格が分かるもの）
 - ⑤ 採用（予定）証明書（様式第2号）
 - ⑥ 連帯保証人の収入を証明するもの（直近の住民税課税証明書又は源泉徴収票等）
- ※就職日より、3か月以内に申請してください。

その他の条件

- ① 申請者及び連帯保証人は、個人情報取扱や連帯保証、返還の事由に該当した場合に返還義務が生じること等を十分認識していただき、同意書に自筆での署名・捺印が必要です。

この就職準備金は、堺市内（ただし、ご自身の意思によらず、勤務先の法人における人事異動等により勤務先が変更することとなった場合は、大阪府内）において2年間、保育士又は保育教諭として業務に従事しなければ返還義務が生じること、申請者及び連帯保証人が十分に認識していただく必要があります。

- ② 連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人になれる方は、「生活福祉資金など大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）が実施している貸付金の連帯保証人にならなければならないこと」及び「府社協が実施している貸付金を要している場合は、その要件を継続していただく」等が条件となります。

- A 独立した生計を営んでいること。
 - B 申請日において年齢が65歳未満であること。
 - C 安定した収入（住民税が課税される程度）があり、現在従事中であること。
 - D 日本国内に居住する成年の者であること。
 - E 日本国内に居住する成年の者であること。
- ※貸付審査の際は、連帯保証人に確認事項の連絡をすることがあります。

【別図】 さかい保育士等就職応援事業（案内冊子抜粋）

さかい保育士等就職準備金 貸付の注意事項

重要

申請後の手続き

1 貸付の決定

書類による審査を行い、貸付の採否結果を郵送にて通知します。

2 貸付決定後の手続き

上記により貸付の決定を受けた方（以下「貸付決定者」という）は決定通知を受けた日から14日以内に、以下の書類を社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪福祉人材支援センター担当窓口へ提出してください。郵送の場合は、簡易書留・特定記録をご利用ください。

- ① さかい保育士等就職準備金借用証書（様式第5号）
※収入印紙200円（10万円以内）400円（10万～40万円）貼り付け
- ② 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定日より3か月以内発行）
- ③ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し
（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの）

3 貸付決定後の取扱い

貸付決定後、借用証書、連帯保証人に係る書類等の確認を行ったうえで、大阪府社会福祉協議会が貸付決定者にさかい保育士等就職準備金の貸付を行います（一括送金）。

- 送金前に、貸付契約の解除を申し出たときや、必要な書類を提出しない場合は貸付を辞退したものとみなします。
- さかい保育士等就職準備金の貸付を受けた方（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日をもってさかい保育士等就職準備金の貸付契約を解除します。なお、貸付契約を解除した翌月から貸付金を返還していただきます。
- ① 死亡・心身の故障のため、保育の実務に従事する見込みがなくなったとき。
 - ② 虚偽その他の不正な方法によりさかい保育士等就職準備金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - ③ 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
 - ④ その他さかい保育士等就職準備金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

返還猶予～返還免除に関する手続き

※（例）貸付後、下記の通り報告を行ってください。

【1】就職したとき

① さかい保育士等返還猶予申請書（様式第9号）

② 業務従事開始届（様式第14号）

【2】就職して1年経過したとき（返還猶予1年目）

① 現況報告書

② 業務従事期間証明書（様式第16号）

【3】就職して2年経過したとき

（返還猶予2年目及び返還免除申請）

① さかい保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第7号）

② 現況報告書

③ 業務従事期間証明書（様式第16号）

- ◆ 現況報告の提出については、該当する時期に大阪福祉人材支援センターより、提出様式を送付しますので、必ず提出してください。ご提出がない場合、業務従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求することがありますので、ご注意ください。
- ◆ 業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届（様式第15号）に業務従事期間証明書（様式第16号）を添えて、直ちに大阪府社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- ◆ 転職や休職（出産等）の場合はすみやかに事務局へお問い合わせください。

返還免除の場合

次の場合は、返還債務の全部が免除となります。

- (1) 借受人が堺市内に所在する民間保育所等における児童の保護等(以下「対象業務」という。)に2年間引き続き従事したとき。なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、従事期間には算入しない。また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、堺市外(大阪府内に限る。)において免除対象業務に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとする。
- (2) 免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

返還猶予の場合

次の場合は、その事由が継続している間、返還を猶予することができます。

- ① 借受人が堺市内(ただし、借受人の意思によらず、従事先の法人における人事異動等によつて、堺市外に所在する保育所等で返還免除対象業務に従事することとなった場合は、大阪府内)に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

貸付契約の解除

次の場合は、貸付契約が解除となります。

- (1) 退職したとき。
- (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法によりさかい保育士等就職準備金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (6) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- (7) その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

返還の場合

さかい保育士等就職準備金は、大阪府社会福祉協議会が、保育士資格をお持ちで、現在保育士又は保育教諭として勤務していない方に対して、堺市内の民間保育所等に就職する際に必要となる準備金をお貸しするものです。

大阪府社会福祉協議会さかい保育士等就職応援事業実施要綱及び同要綱に定める返還免除や猶予の事由に該当する場合は除き、責任を持って返還しなければなりません。

また、借り受けた本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

※返還となる場合(重要)

- ① 貸付契約が解除されたとき。
 - ② 借受人が堺市内(ただし、借受人の意思によらず、従事先の法人における人事異動等によつて、堺市外に所在する保育所等で返還免除対象業務に従事することとなった場合は、大阪府内)に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなくなったとき又は従事する意思がなくなったとき。
 - ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 1 返還期日 返還の期間は、6ヶ月以内です。
※ただし一括もしくは分割の返還も可能です。
例) 下記の要件で貸付を受けた方が返還する場合
就職準備金 400,000円を6ヶ月で分割した場合の返還例
→月々の返済額 約66,666円×6ヶ月分
 - 2 返還方法
原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社(りそな決済サービス株式会社)を通じて、自動振替します。返還完了後、さかい保育士等就職準備金借付証書をお返しします。
 - 3 延滞利子
正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年3%の延滞利子を支払わなければなりません。

iii 実施主体

実施主体は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会である。本事業の開始当時（平成28年度）の国通知（保育士修学資金貸付制度の運営について（雇児発0413第8号平成27年4月13日））において、都道府県社会福祉協議会において実施することが望ましいとされていたため、堺市から大阪府社会福祉協議会に対して本事業の実施を依頼した。なお、本事業は補助事業であるため、毎年度、相手方からの申請に基づき補助金交付決定をしている。なお、本事業は、国通知において望ましいとされていた大阪府社会福祉協議会を実施主体とし、補助事業として実施されている。

iv 堺市さかい保育士等就職応援事業補助金の金額

補助金の金額については、令和元年度から貸付限度額が20万円から40万円に引き上げられた。

イ 根拠法令

堺市さかい保育士等就職応援事業補助金交付要綱

ウ 申請者数

本事業による助成金の申請者数は、以下のとおりである。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請者数（人）	目標値	100	100	50	50
	実数値	9	8	13	61
	達成率	9%	8%	26%	122%

令和2年度の申請者数が61人に激増した理由としては、国要綱（保育士修学資金貸付等制度実施要綱）の改正をふまえ、貸付金額の増額（20万円から40万円への引き上げ）や貸付対象者の要件緩和（離職期間要件（1年以上）の撤廃）を行ったこと等が考えられる。

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	4,737	4,737	4,737
決算額（千円）	2,310	2,651	4,529

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一般財源		2,310	2,651
合計		2,310	2,651	4,529
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		3,950	4,271	6,169
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
補助金	4,529	社会福祉協議会への補助金
合計	4,529	

4 さかい保育士総合支援事業【施策領域 1-2】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

指定保育士養成施設を卒業後、資格を活かし、保育士や保育教諭として市内民間教育・保育施設等への就職につながるよう支援するとともに、就職後も引き続き、離職防止のための支援を行うことによって、安定的に保育人材を確保し、教育・保育の質の向上を図る。本事業は、指定保育士養成施設の学生等を支援し、卒業後、市内民間保育施設等への就職促進を図るため、令和元年度から開始された。

ii 内容

① 修学支援金

市内民間教育・保育施設等へ就職を希望する市内指定保育士養成施設の学生に対し、修学支援金を支給する。具体的には、堺市内の指定保育士養成施設の学生で市内民間保育施設等に就職を希望する者を対象に、修学支援金として2年間を限度に月1万円を支給、3年間の勤務を要件に支給する。

② 就職支援金

市内民間教育・保育施設等に就職した新卒者に対して、堺市から、事業者が支給した就職支援金への補助を行う。具体的には、新卒者が堺市内の民間保育施設等に就職した場合、当該施設を通じて、堺市から就職支援金（上限20万円）を支給する。就職支援金については、現在対象外となっている在学中に保育士試験合格により、資格を取得した新卒者も対象にすることで、より多くの人材確保につなげる。なお、公立のこども園については、一定の倍率をもって試験で選考するので、修学支援金及び就職支援金の支給の対象外である（対象となる市内民間の就学前教育・保育施設は約230箇所）。

iii 期限

待機児童解消に向けた受入枠の拡充に合わせ、令和元年度から4年間限定で実施する。そのため、令和4年度に終了する予定である。

iv 市内指定保育士養成施設との協定

堺市では、本事業について、堺市内の指定保育士養成施設と協定を締結している。これは、各指定保育士養成施設（大学等）との間で、保育士等の確保を図るための学生への就職支援を図るための協定である。

v 修学支援金の返還

修学支援金の支給対象者について、当該対象者が学生時に堺市内で勤務しないことが確定した場合には既払分の修学支援金を返還し、また、就職後3年以内に離職した場合には既払分の修学支援金を返還しなければならない。

イ 根拠法令

堺市さかい保育士就職支援事業補助金交付要綱、堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付要綱

ウ 申請者数

修学支援金及び就職支援金の申請者数は、以下のとおりである。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申請者数（支援金支給人数）（人）	目標値	－	－	220	250
	実数値	－	－	176 (修学支援金 36、就職支援金 140)	218 (修学支援金 22、就職支援金 196)
	達成率	－	－	80%	87%

エ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	－	38,400	46,000
決算額（千円）	－	31,420	41,580

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	一般財源		－	31,420
合計		－	31,420	41,580
人件費		－	4,860	4,920
総コスト		－	36,280	46,500
備考	令和元年度から実施			

【令和 2 年度の主な事業費の内訳】

費目	令和 2 年度決算額 （千円）	主な内容
修学支援金補助金	2,580	修学支援
就職支援金補助金	39,000	就職支援
合計	41,580	

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望3：さかい保育士総合支援事業に関する代替案の検討】

i 結論

さかい保育士総合支援事業に基づく就職支援金および修学支援金の支給制度については、令和4年度に終了する予定であるが、今後の制度継続または支援金支給が困難であれば、代替案としての貸付金制度の検討をすることが望ましい。

ii 理由

本事業に基づく就職支援金および修学支援金の支給制度は、指定保育士養成施設の学生等に対する経済的な援助という観点から、将来の保育士等の確保にとって効果的な事業である。同支給制度については令和4年度に終了する予定であるとのことであるが、申請者数が増加傾向にあり需要があると考えられること、また、待機児童解消のためには、指定保育士養成施設の学生等を支援し将来の民間保育施設等における人材を確保することが不可欠であることからすると、令和4年度以降も修学支援金や就職支援金の支給制度を継続することが望ましいが、財政上の理由により支給が困難であれば、代替案として、就職支援金や修学支援金と同種の貸付金制度を検討することが望ましい。

5 さかいプレ保育士事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

保育士不足の解消を図るとともに、保育サービスの供給体制の安定化を図る。

ii 内容

市内認定こども園等において実務研修や職場体験（ボランティア保育士）を行うことで、教育・保育現場での勤務に対する不安の軽減やスキルアップを図り、就労意欲の向上につなげ、保育士確保の促進及び就労支援を行う。

イ 参加者数

認定こども園での実務研修の参加者数は、以下のとおりである。目標値については、過去の目標値及び実績値をもとに算出されている。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、実施されなかった。また、令和元年度については、13人の参加者のうち、3人が実際に就職するに至った。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者（人）	目標値	40	18	25	25
	実数値	3	9	13	－
	達成率	8%	50%	52%	－

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	272	441	426
決算額（千円）	165	168	－

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一般財源		165	168
合計		165	168	－
人件費		1,990	1,980	－
総コスト		2,155	2,148	－
備考				

6 小規模保育事業等巡回支援事業【施策領域 2-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

経験豊富な保育士等が定期的に堺市内の小規模保育事業所及び認可外保育施設を巡回し、保育に関する様々なアドバイス等を行うことで保育の質の向上を図る。

ii 内容

園長経験のある OB 保育士等の専門職を巡回指導員としてチームを結成し、これまでの経験とノウハウを最大限に活かして巡回支援を実施する。巡回の頻度は、施設ごとで（週 1 回～3 か月に 1 回程度）、1 日 3 施設程度を巡回する。具体的には、堺市の公立こども園で園長職の経験や保育の実務経験を有する OB 保育教諭（再任用職員 2 名）及び実務経験を有する管理栄養士（会計年度任用職員、公募で 1 名）の合計 3 名でスケジュールを組んで巡回する。保育者や施設長からの運営や保育内容等に関する相談に応じるなど、寄り添い型の支援を行う。なお、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により巡回訪問ができない中、オンライン研修会やニュースレターを送付するなどにより、支援事業を継続した。

iii 選定される OB 保育士等

堺市の公立こども園で園長職の経験や保育の実務経験を有する OB 保育教諭（再任用職員）及び実務経験を有する管理栄養士（会計年度任用職員）であり、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則に従い、会計年度任用職員については月額 16 万 4,900 円の報酬金を支給している。

イ 根拠法令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 3 条第 2 項

ウ 巡回訪問支援実施施設数

本事業による巡回訪問支援実施施設数は、以下のとおりである。目標値については、堺市内に設置される小規模保育事業 A 型及び認可外保育施設（届出対象）の施設数を基準に算出している。なお、令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2～3 月頃に予定していた巡回が中止になり、年度末に予定していた認可外保育施設への巡回も中止となったため、目標の達成ができなかった。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
--	--	----------	----------	-------	---------

巡回訪問支援 実施施設数 (箇所)	目標値	-	-	82	135
	実数値	-	-	61	135
	達成率	-	-	74%	100%

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	-	491	251
決算額(千円)	-	20	279

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	-	-	10
一般財源	-	-	10	140
合計	-	-	20	279
人件費	-	-	8,640	8,602
総コスト	-	-	8,660	8,881
備考	令和元年度から実施			

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
旅費	242	会計年度職員旅費
消耗品	28	絵本等教材
その他使用料及び 賃借料	9	駐車場費用
合計	279	

7 公立認定こども園運営事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

公立認定こども園の円滑な運営、管理を目的とする。令和3年4月時点における堺市立幼保連携型認定こども園の概要については、【別表】「堺市立幼保連携型認定こども園における職員配置数等について」のとおりである

- ・ 【別表】堺市立幼保連携型認定こども園における職員配置数等について

堺市立幼保連携型認定こども園における職員配置数等について

R3.4

名称	住所	定員	在園児数	配置基準	職員数(※) (保育教諭)
共愛こども園	堺区協和町5丁481-2	186	157	20	35
錦西こども園	堺区七道西町12-29	118	132	12	29
浜寺石津こども園	西区浜寺石津町中3丁8-30	120	122	12	30
東陶器こども園	中区福田329-2	184	180	18	34
上神谷こども園	南区片蔵92-4	85	26	5	10
登美丘東こども園	東区北野田179-2	142	90	10	21
福泉中央こども園	南区稲葉1丁3131-2	30	15	3	5
津久野こども園	西区津久野町1丁9-1	150	148	17	30
新金岡こども園	北区新金岡町4丁3-1	158	164	16	36
宮園こども園	中区宮園町2-13	161	125	15	29
東浅香山こども園	北区大豆塚町1丁25-4	133	141	13	28
英彰こども園	堺区少林寺町西3丁2-2	96	91	7	16
宮山台こども園	南区宮山台1丁5-1	126	129	12	32
若松台こども園	南区若松台1丁3-2	126	138	12	30
日置荘こども園	東区日置荘原寺町127	140	157	13	33
美原にしこども園	美原区北余部26-2	250	267	26	56
美原ひがしこども園	美原区さつき野東1丁目4-2	122	117	12	26

※職員の雇用形態によって勤務時間数が異なるため、人工換算後の数値で表示している

※朝夕の送迎時や延長保育等にかかる職員を除く

ii 内容

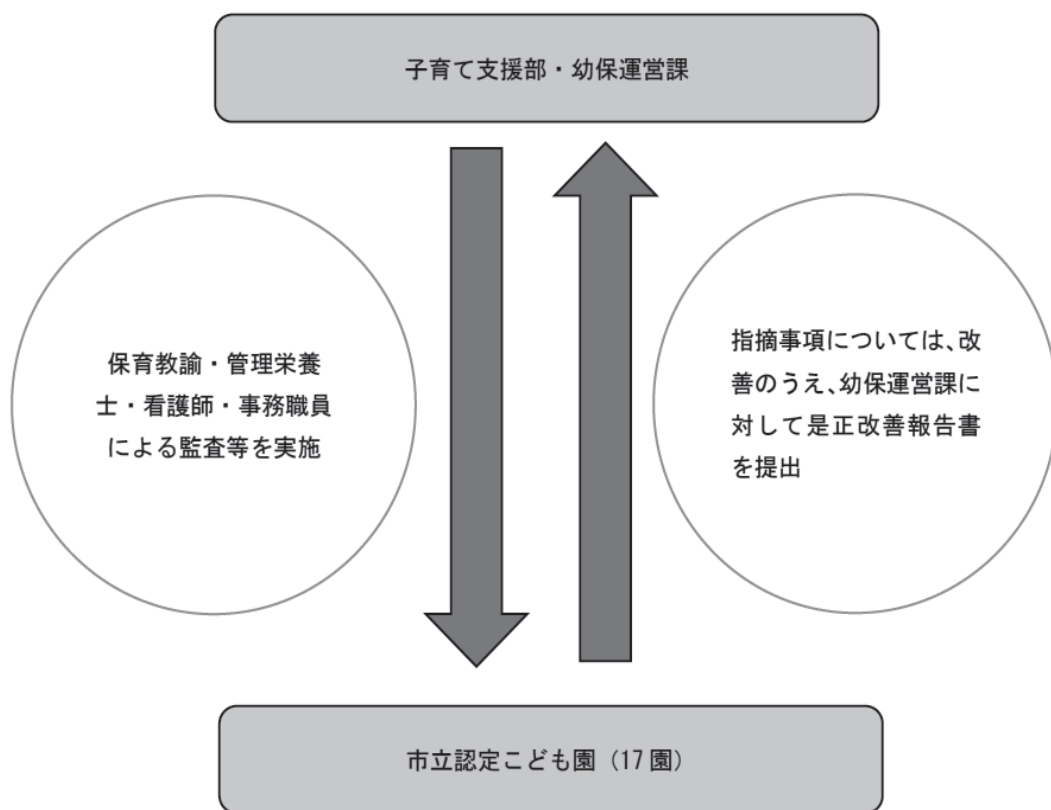
堺市内の公立認定こども園については、幼保運営課がその維持管理、運営、施設監査、運営指導等を全て所管しており、同事業では、公立認定こども園の管理・運営に要する経費が計上されている。なお、堺市子ども・子育て総合プランに記載されている以下の各事業については、独立した事業ではなく、本事業の中で実施されている。

項目 【 】内は子ども・子育て総合プランに掲載されている事業名	概要
延長保育 【延長保育事業(P14)】	基本保育時間〔標準時間認定(11時間)又は短時間認定(8時間)〕を超えた時間について、延長して保育を実施
一時預かり(幼稚園型) 【幼稚園型一時預かり事業(P13)】	教育時間の前後の時間帯及び休業日に在園児の保育を実施
一時預かり(一般型) 【堺市一時預かり事業(P14)】	保護者の就労に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭等による保育を実施 (※美原にしこども園のみ)
元気メール配信 【こども園緊急情報発信メールシステム事業(P14)】	公立こども園における突然の休園や行事の変更、日常行事や保育の情報をメールで配信 (※使用料及び賃借料：759千円を計上)
障害児の受入 【障害児保育の充実(P37)】	障害のある子どもも障害のない子どもも、ともに育ちあうよう集団保育を実施
医療的ケア児の受入 【医療的ケアを必要とする子どもへの保育の充実(P14)】	人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養注入などの医療的ケアを必要とする子どもも安心して預けることができるよう、看護師を配置の上保育を実施
地域における子育て支援 【認定こども園等における地域活動事業(P67)】	地域の在宅で子育てする家庭を対象に、育児講座や育児相談を実施するほか、園庭開放では子育て家庭の交流、地域の方等との世代間交流及び保育ボランティアとの協働の場を提供
さかいマイ保育園 【さかいマイ保育園事業(P43)】 ※幼保推進課所管	出産予定や子育て中の不安や悩みを軽減・解消するため、「かかりつけこども園」として登録してもらい、園で提供している各種子育て支援サービス(情報提供、育児相談、園庭開放、ほっと預かりなど)の利用を促進
【公立こども園における外国籍の利用者への支援(P62)】	外国籍の子どもや保護者に対して、運営上必要なお知らせや情報提供等を行うため、こども園ガイドブックの外国語版(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)を作成し、各公立こども園に配付 また、日々の連絡等は音声翻訳タブレット等により対応

iii 監査

幼保運営課では、堺市内の各公立認定こども園に対し、就学前の子どもに関する

る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条、子ども・子育て支援法第 38 条及び第 58 条の 8 の規定に基づく施設監査及び確認監査を行うとともに、その他運営状況や事務処理状況の確認を年に 1 回実施している。当該監査では、「堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」違反を含め、その他関係法令に反する事項がないか確認する。具体的には、以下のとおり、幼保運営課から各公立認定こども園に対し、保育教諭、管理栄養士、看護師、事務職員による監査等を実施し、指摘事項については、改善のうえ、幼保運営課に対して是正改善報告書を提出させる。



具体的な監査のスケジュールは、概要、以下のとおりである。

6 月頃：各公立認定こども園に対する監査実施の通知

7 月頃：各公立認定こども園に対する監査の実施

10 月頃：各公立認定こども園に対する監査結果の通知

各公立認定こども園に対する是正改善報告書の提出依頼

11 月頃：各公立認定こども園からは正改善報告書の提出

幼保運営課の職員による是正内容の現地確認

当該監査について、各公立認定こども園における令和 2 年度の監査実施通知、監査結果通知、運営指導指摘事項及び是正改善報告書の内容につき確認を行った。当該監査における運営指導チェックリストは、以下のとおりである。

運営指導指摘事項及び是正改善報告書では、下記の事項に関する指摘又は注意が記載され、各公立認定こども園がこれに対する是正改善の具体的な方法と内容に関する報告を行う。

(1) 施設係

① 施設管理状況

- ・ 避難経路
- ・ 地震対策
- ・ 施設設備等生活環境
- ・ 敷地内の危険物又は危険箇所
- ・ 安全点検の実施状況
- ・ フロン排出法法定点検業務簡易点検

② 危機管理

- ・ 消火・避難訓練等の状況
- ・ 不審者の侵入対策
- ・ 危機管理マニュアル¹⁰関連

③ 備品管理

④ 公用車の管理

(2) 施設係 現金出納

① 公金・公金外の会計区分

② 公金外現金の取扱い状況

③ 公金の取り扱いについて

- ・ 徴収金・出納簿関係
- ・ 利用状況報告書
- ・ 延長保育利用申込書
- ・ リフレッシュ預かり

④ 一時預かり（幼稚園型・一般型）関係

¹⁰ 堺市立幼保連携型認定こども園では、事故防止及び危険発生時の対応マニュアルとして、「堺市立幼保連携型認定こども園 危機管理マニュアル（事故防止及び危険発生時対応マニュアル）」が策定され、各公立認定こども園に設置されるとともに、各職員に対する周知が行われている。

- ・ 利用登録申請書・利用登録通知書（一時預かり事業徴収金）
- ・ 利用の申込み
- ・ 領収書関係
 - ⑤ 給食費の徴収について
- ・ 給食提供・辞退について
- ・ 徴収金関係
- ・ 認定区分の変更
 - ⑥ タクシー共通乗車券の管理状況

(3) 施設係 運営管理

- ① 重要事項説明書
- ② 情報の提供
- ③ 利益供与等の禁止
- ④ 応諾義務
- ⑤ あっせん、調整及び要請に対する協力
- ⑥ 受給資格証等の確認
- ⑦ 支給認定申請の援助
- ⑧ 運営規程

(4) 指導係 保健

- ① 衛生管理の状況
- ② 日本スポーツ振興センター給付金
- ③ スポーツ振興センター保護者負担金
- ④ 園児の健康管理
 - ・ 健康観察について
 - ・ 健康診断について
 - ・ 保健に関する計画について
 - ・ 与薬対応について
 - ・ 応急処置に関すること
 - ・ 感染症対策
 - ⑤ SIDS（乳幼児突然死症候群）について
 - ⑥ 事故発生について
 - ⑦ 緊急時等の対応

(5) 指導係 教育・保育

- ① 教育・保育状況
 - ・ 教育・保育の計画及び評価
 - ・ 教育・保育の内容

- ・ 職場研修
- ・ 教育・保育記録
- ・ 教育・保育環境の整備

(6) 指導係 給食

① 給食の状況

- ・ 給食材料の発注・検収・管理状況
- ・ 「調理作業日誌・衛生点検表」の記録状況
- ・ 職員の検便の状況
- ・ 検食の実施と記録
- ・ 食育委員会、食育の実施状況
- ・ 調理室の衛生管理の状況
- ・ 保存食の実施状況
- ・ 服装の状況
- ・ 調乳室の衛生管理に関すること

(7) 管理係

- ① 職員情報システム関係
- ② 文書管理システム関係
- ③ 電子メールについて
- ④ 短期臨時職員関係

iv 債権管理

本事業において、延長保育事業徴収金、一時預かり事業徴収金（幼稚園型）、一時預かり事業徴収金（一般型）及び給食費については、幼保運営課が債権管理を行っている。このうち、延長保育料については、平成19年度に1,600円、平成21年度に200円が滞納となった事例があり、それぞれ債務者の居所不明により回収不能となったため債権放棄をしている。また、給食費（副食費）については、令和元年10月からの保育料無償化に伴い徴収が必要となったものの、滞納発生については令和2年度以降であり、令和2年度末時点における滞納額は合計36万3,400円と比較的少額であるため、現在のところ法的措置を講じた事例はない（但し、今後も滞納状態が続く場合には、費用対効果も含め、法的措置について検討する予定である）。なお、給食費の債権回収フローについては、【別表】「公立こども園徴収金について」記載のとおり、原則として当月分の給食費につき前月末日までに口座振替の方法により納付され、その後、振替不能者に対しては振替不能通知書を発行し、その後も納付がない場合には、督促状、催告状の順に発行する。

・【別表】 公立こども園徴収金について

公立こども園徴収金について

1. 令和2年度決算額等

単位：円

項目	調定額	決算額	滞納の有無
延長保育事業徴収金	3,499,000	3,499,000	無
一時預かり事業徴収金（幼稚園型）	663,300	663,300	無
一時預かり事業徴収金（一般型）	1,857,000	1,857,000	無
給食費	58,933,912	58,570,512	有

2. 債権管理

(1) 現状

○給食費滞納状況（令和2年5月～令和3年4月分）

令和2年度末時点

項目	滞納者数	滞納件数	滞納額
給食費	44人	162件	363,400円

(2) 給食費徴収事務フロー

対象：3歳児以上の在園児（進級・入園前に金額、納期等について説明）

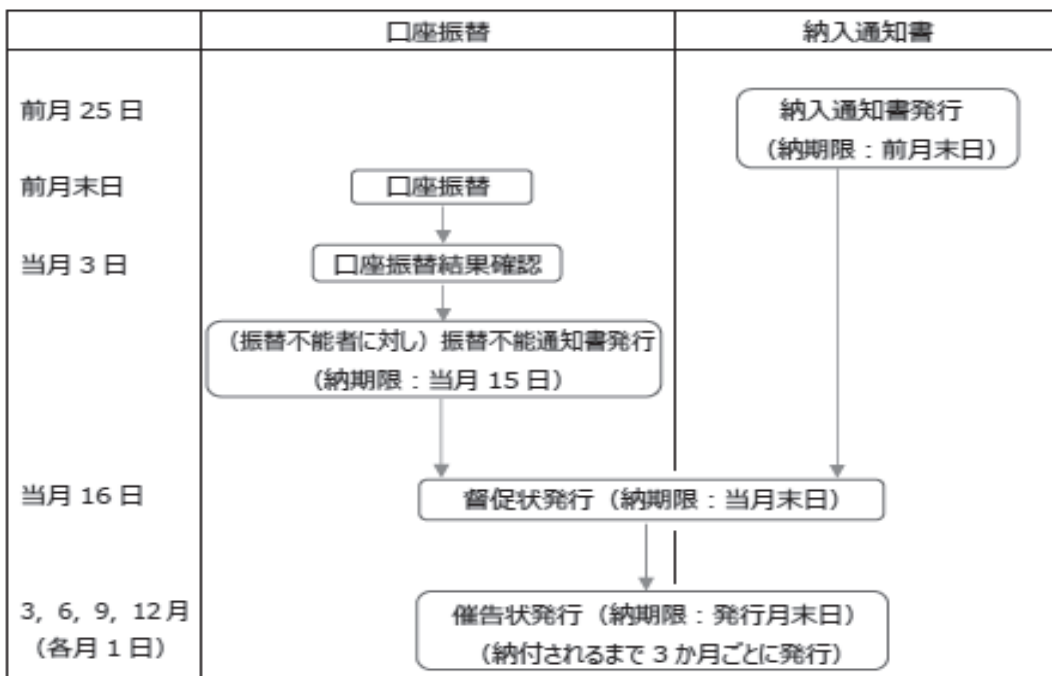
月額：1号認定子ども 4,000円（8, 12, 3月は3,000円）

2号認定子ども 5,300円

※副食費免除対象者は800円

納付方法：原則口座振替（口座振替手続が間に合わない等の場合は納入通知書で納付）

納期限：前月末日（納入通知書は前月25日頃発行）



※滞納者に督促状、催告状を手渡す際に、園長から納付勧奨を実施

v 紛争等

公立認定こども園の運営において、過去3年間に保護者や第三者との間で紛争（訴訟を提起された事案又は法的請求がされた事案等）が生じたことはない。

イ 根拠法令、関連計画等

子ども子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、堺市延長保育事業実施要綱、堺市立幼保連携型認定こども園一時預かり事業（一般型）実施要綱、堺市立幼保連携型認定こども園一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準、堺市子ども・子育て総合プラン、堺市立幼保連携型認定こども園園則、堺市立幼保連携型認定こども園危機管理マニュアル（事故防止及び危険発生時対応マニュアル）

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	3,672,508	3,682,780	3,758,072
決算額（千円）	3,419,877	3,356,612	3,417,821

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金等		105,125	146,344
一般財源		3,314,752	3,210,268	3,255,885
合計		3,419,877	3,356,612	3,417,821
人件費		29,430	35,750	40,390
総コスト		3,449,307	3,392,362	3,458,211
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 （千円）	主な内容
報酬	923,757	会計年度任用職員にかかる報酬、期末手当等、共済費、園嘱託医等の報酬
給料	1,131,561	
職員手当等	849,715	
共済費	2,477	

賃金	(※)0	
報償費	451	研修講師等への謝礼金等
旅費	28,665	職員の旅費、会計年度任用職員の交通費
需用費	342,353	光熱水費、保育運営に要する消耗品費・印刷製本費、物品の修繕料、施設設備の修繕料、給間食にかかる食材費等、燃料費（ガソリン代）
役務費	15,463	電話・切手代、ごみ収集・運搬に要する費用や各種保険料等
委託料	46,794	工事設計・監理・測量等における調査業務等、施設・設備等保守点検等業務、戸外保育にかかるバス運行等業務、システム導入設定業務、その他各種委託業務
使用料及び賃借料	2,469	公用車リース料や機器（AED）等の借上料、こども園緊急情報発信メールシステム
工事請負費	55,319	施設・設備等改修工事費
原材料費	1,076	原材料費（木材、寒冷紗用ネット、ねじ、くぎ等）
備品購入費	17,700	保育用備品、厨房備品等の購入費
負担補助金及び交付金	21	研修会参加などにかかる各種負担金等
合計	3,417,821	

※会計年度任用職員制度の導入に伴い、アルバイト職員の人件費は「賃金」ではなく「給料」に計上している。

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 18：公立認定こども園運営事業の具体化・明確化】

i 結論

公立認定こども園運営事業においては、同運営にかかる事業内容が多岐にわたっており、外部からの全体像の把握が難しく、各事業内容の有効性、効率性について検証が困難となっている。具体的な事業項目毎の支出額の算定が困難であったとしても、透明性の観点から、一時預かり、障害児や医療的ケア児、外国籍の子どもの受入など具体的な事業項目について、利用者の実績数等を明らか

にするなど、その具体的な事業内容を明確化し、市民に公表することが望ましい。

ii 理由

- ① 本事業は、堺市内の公立認定こども園の維持管理、運営、施設監査、運営指導等に関する全ての業務が含まれており、その業務内容は多岐にわたるとともに、公立認定こども園の管理・運営に要する経費がまとめて計上されている。この点、本事業については、事務事業評価運用マニュアルに基づき事務事業総点検シートの作成を要する「一般事務事業」には該当しないため、事務事業総点検シートの作成はされておらず、その全体像を把握することが困難である。
- ② 公立認定こども園運営事業における各業務体系のイメージ図（堺市作成による）は以下のとおりであり、一時預かり（幼稚園型）、障害児や医療的ケア児、外国籍の子どもの受入などの事業項目があるが、それぞれの個別の事業内容ごとに職員を配置しているものではなく、また、利用者により利用時間が異なるため、事業内容ごとの支出額を算定するのが実際上困難であるとの事情がある。



※それぞれの業務については、利用者によって利用時間が異なり、一律ではない。

- ③ しかしながら、各事業項目の支出額が困難であったとしても、市民に対して事業内容を明確化、その検証を図るという透明性の観点から、一時預かり、障害児や医療的ケア児、外国籍の子どもの受入など具体的な事業項目について、利用者の実績数等を明らかにするなど、その具体的な事業内容を明確化し、市民に公表することが望ましい。

イ 【要望4：給食費徴収の法的措置に関する運用等の策定】

i 結論

給食費徴収の法的措置に関する基準や運用等を定めたマニュアル等を作成することが望ましい。

ii 理由

給食費（副食費）については、上記のとおり、令和2年度末時点における滞納額は合計36万3,400円と比較的少額であるため、現在のところ法的措置を講じた事例はないとのことであるが、今後の滞納状態次第では、法的措置を含む対応が必要になるとと思われる。そのため、現時点から、給食費徴収の法的措置に関する基準や運用等を定めたマニュアル等を作成しておくことが望ましい。

8 一般管理事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

上記1乃至7の各事務事業のほか、幼保運営課の事務執行にかかる経費や職員・保育人材確保に関する経費を計上することを目的とする。

ii 内容

幼保運営課の事務執行にかかる経費及び児童福祉法第10条第4項第4号に規定される職員研修や保育人材確保に関する経費を計上している。なお、堺市子ども・子育て総合プランに記載されている「幼児教育・保育にかかる研修事業」及び「保育士・保育教諭等研修事業」については、本事業の中で実施されている。保育士・保育教諭等研修事業については、厚生労働省が定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、教育・保育施設等におけるリーダー的な役割を担う職員等の育成を目的として実施されている。

iii 委託先

本事業における幼児教育・保育にかかる研修事業の委託先は、特定非営利活動法人ちやいどネット大阪であり、委託期間は1年である。また、本事業における保育士・保育教諭等研修事業の委託先は、一般財団法人保健福祉振興財団であり、委託期間は1年である。また、保育士等就職支援業務（保育就職相談会等の企画・運営業務）の委託先は、株式会社ネオキャリアであり、委託期間は1年である。

イ 関連法令、関連計画等

児童福祉法、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン、堺市子ども・子育て総合プラン

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	613,727	676,296	709,456
決算額（千円）	624,166	622,430	693,809

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		33,002	39,240

	一般財源	591,164	583,190	654,092
	合計	624,166	622,430	693,809
人件費		9,720	12,300	12,300
総コスト		633,886	634,730	706,109
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
人件費	631,767	会計年度任用職員にかかる報酬、職員手当、共済費
旅費	18,420	職員の旅費、会計年度任用職員の交通費
謝礼金	309	研修講師への謝礼金等
需用費	1,245	事務執行に要する消耗品費、印刷製本費
役務費	2,823	切手等購入等にかかる通信運搬費、職員募集に係る求人広告費等
委託料	38,693	保育教諭等研修企画・運営委託業務、幼児教育・保育の質の維持・向上研修委託業務、その他研修にかかる業務、保育士等就職支援業務 ¹¹ 、その他
使用料及び賃借料	218	会場借上料等
負担金等	334	研修会参加等にかかる各種負担金
合計	693,809	

¹¹ 本事業における「保育士等就職支援業務」では、民間認定こども園等における保育人材の確保を推進するため、堺市が主体となって就職支援施策等を周知する取組みや施設に対して学生や求職者とのマッチングの機会を提供する就職相談会を開催している。これに対して、幼保運営課における一事業である「保育士等就職促進事業」は、主に保育現場で働くことを希望する求職者に対する支援であるため、本事業の決算とは別個の決算となっている。

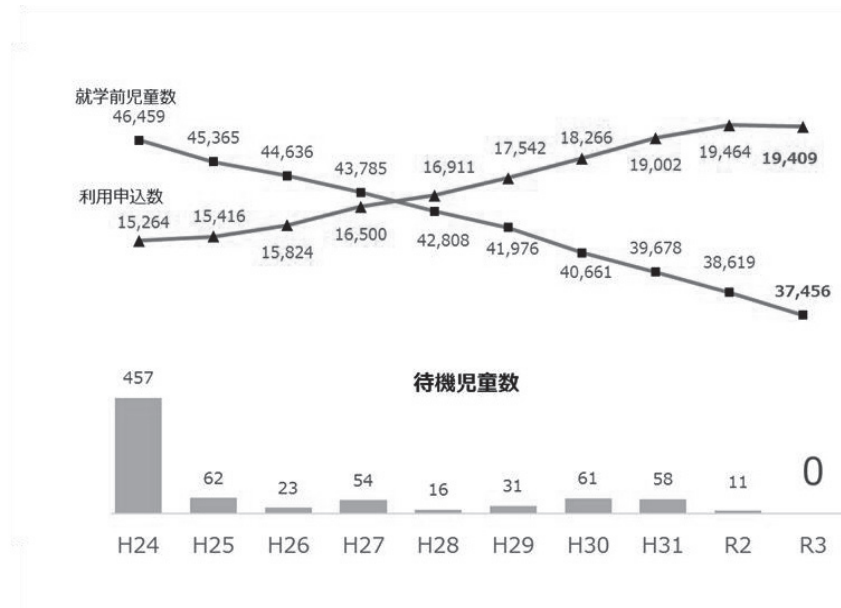
第7 待機児童対策室

1 待機児童の状況

(1) 概要

ア 待機児童数等の推移

平成24年度から令和3年度までの堺市における0歳から5歳までの就学前児童数、利用申込数、待機児童数は以下の表の通り推移している（毎年4月1日時点）。



（堺市報道提供資料（令和3年5月12日提供）より抜粋）

堺市では、近年、就学前児童数は毎年約1,000人ずつ減少する傾向にあり、一方で利用申込は600人程度ずつ増加する傾向にあったところ、令和3年度に利用申込が初めて減少に転じている（前年度比マイナス55人）。4月1日時点での待機児童数は、平成24年度に457人と多数存在したが、平成25年度以降は11人から60人前後の比較的少数で推移し、令和3年4月1日に待機児童数が初めて0人となった。令和3年度に待機児童数が0人となったのは、後述の通り、認定こども園や小規模保育事業の新設等によって受入れ枠を拡大した成果でもあるが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を受けて復職等の時期を見送る等の理由で利用申込が減少したことも大きな要因の一つであったと考えられる。

厚生労働省の発表によると、このように利用申込数が減少し、待機児童数が減少する傾向は全国的にみられ、新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控えが要因の一つとして考えられるとしているが、令和2年度に減少した女性就業率が令和3年度は再び上昇し、今後保育ニーズ（申込者数）も再び増加する可能性があり、注視が必要としている（令和3年8月27日付厚生労働省報道発表資料「子育て安心プラン」及び「新子育て安心プラン」集計結果 概要資料

参照¹²⁾。

イ 未利用児童の状況

i 待機児童・未利用児童の定義

待機児童とは、厚生労働省の基準では、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。）又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの（「未利用児童」）から、幼稚園・認証保育所等を利用する児童、育児休業中で復職意思が確認できない者、求職活動を休止している者、特定の施設のみ申込者などを除外したものとされる。

未利用児童には、認定こども園・保育所等に入所したかったが入所できずに幼稚園や認可外保育施設等に通い、以後も希望する認定こども園・保育所等の定員に空きが生じることを待っている者なども含まれることから、未利用児童数は、「待機児童」としてはカウントされていない者を含むが、認定こども園・保育所等の潜在的なニーズが存在することを示す指標の一つと考えられている（いわゆる「隠れ待機児童」）。

ii 堺市における未利用児童の状況

堺市における未利用児童の過去3年の内訳は、以下の表のとおりである。

未利用児童内訳 (単位：人)

区分	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
認定こども園・保育所等利用申込数 (A)	19,002	19,464	19,409
認定こども園・保育所等利用児童数 (B)	18,121	18,650	18,730
未利用者数 (C) = (A) - (B)	881	814	679
幼稚園・認証保育所等利用児童数 (D)	198	225	171
幼稚園等	(167)	(203)	(152)
認証保育所等	(9)	(3)	(1)
企業主導型保育事業所	(22)	(19)	(18)
育児休業中で復職意思が確認できない者 (E)	123	134	164
求職活動の休止 (F)	201	120	62
特定の施設のみ申込者など (G)	301	324	282
待機児童数 (H) = (C) - (D) - (E) - (F) - (G)	58	11	0

また、各区における年齢別未利用児童数の内訳は、以下のとおりである。

各区における年齢別未利用児童数 (単位：人)

	平成30年4月1日時点							令和2年4月1日時点							令和3年4月1日時点						
	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
堺区	144	33	76	14	19	2	0	121	19	49	20	18	8	7	101	24	38	9	12	8	10
中区	173	30	31	30	53	18	11	137	16	30	24	30	21	16	133	25	39	12	13	27	17
東区	53	9	18	16	5	4	1	71	8	36	5	8	10	4	81	14	40	7	8	6	6
西区	115	16	48	33	11	4	3	138	31	63	20	19	4	1	94	27	48	8	6	2	3
南区	157	27	66	26	10	13	15	120	23	19	15	24	19	20	92	25	30	5	8	11	13
北区	224	59	86	33	28	11	7	205	66	82	17	29	5	6	167	53	84	15	6	6	3
美原区	15	4	8	1	2	0	0	22	4	7	3	7	1	0	11	4	3	2	0	2	0
計	881	178	333	153	128	52	37	814	167	286	104	135	68	54	679	172	282	58	53	62	52

¹² <https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000840529.pdf>

年齢別にみると1歳児が突出して未利用児童数が多く、次に0歳児に未利用児童が多いことが分かる。一般的に育児休業明けの1歳児が最も未利用児童数が多くなる傾向にあり、堺市においても同様の傾向があるといえる。

地区別にみると、美原区、東区の未利用児童数は例年少なく、北区が特に多いことがわかる。

ウ 年度途中（10月1日時点）の待機児童の状況

i 堺市の利用申込者数及び待機児童の状況

上記の状況は、新年度が始まる4月1日時点での状況であるところ、過去4年間の年度途中である10月1日の待機児童の状況については、以下の通りである。

堺市における10月1日時点の利用申込者数及び待機児童数

(単位：人)

	平成29年10月	平成30年10月	令和元年10月	令和2年10月
利用申込数	18,619	19,295	20,142	20,453
待機児童数	461	480	553	97

上記アのとおり、4月1日時点での待機児童数は、11人から60人前後の比較的小数に抑えられているが、10月1日時点でみると相当多数の待機児童が存在することが分かる。なお、平成29年度には450人以上いた待機児童が、令和2年度には97人に減少しているものの、例年の利用申込数の増加数（600人～800人）と比べ、例年の半数程度の増加（311人）にとどまっている。

これも新型コロナウイルス感染症の状況による利用控えが要因の一つであり、今後はさらに利用数が増えることが見込まれる。

ii 大阪府下の政令指定都市及び中核市の年度途中の待機児童の状況

大阪府下の政令指定都市及び中核市における年度途中の保育所等利用児童数・待機児童数は以下の表のとおりであり、堺市の年度途中の待機児童数は他市と比較して多いことが分かる。

大阪府下の政令指定都市・中核市の待機児童数（10月1日時点）

(単位：人)

市町村名	平成29年10月	平成30年10月	令和元年10月	令和2年10月
大阪市	1,335	390	69	26
堺市	461	480	553	97
豊中市	198	157	181	120
高槻市	14	0	13	0
枚方市	143	123	117	115
東大阪市	124	121	169	75
八尾市		93	79	48
寝屋川市			0	0
吹田市				27

※八尾市、寝屋川市、吹田市は、中核市となった年以降表記している。

iii 堺市における年度途中に生じる待機児童対策

堺市においては、年度途中に待機児童が多数生じる要因として、4月1日時点で大半の定員枠に対して入所決定がなされていることを挙げ、その対策として、4月1日以降に保育が必要となる子どもに対しては、「利用定員の弾力化」により確保方策を上回る受け入れを行っている、入所可能な保育施設の案内を行うと共に、施設の空き情報を毎月堺市ホームページ及びさかい子育て応援アプリで公表しているとのことである。なお、「利用定員の弾力化」とは、児童の受け入れは利用定員の範囲内で行うことが原則であるが、認可基準を下回らない範囲内であれば、利用定員を超えて受け入れることが認められているため、当該範囲で受け入れを行うというものである。

堺市によれば、令和元年度当初の時点では、保育施設の空き情報をホームページ等で公表しておらず、令和2年1月から堺市ホームページ及びさかい子育て応援アプリで公表を開始したことが、令和元年度から令和2年度にかけて待機児童数が大幅に減少した要因の一つと分析しており、今後も情報発信と、保護者ニーズと施設のマッチングに力を入れていくとのことであった。

エ 小規模保育事業の定員割れ状況

i 堺市における小規模保育事業等の設置状況

地域型保育事業には、以下の4つの事業があり、原則として、0歳児から2歳児までの子どもを保育する。なお、国家戦略特区内の小規模保育事業については、3歳児以上の受入を可能としており、堺市においても令和3年9月現在、5施設が3歳児以上を受け入れている（特区小規模保育事業）。

小規模保育事業	定員6人から19人。保育士等が施設で保育を行う。規模等に応じてA型、B型、C型がある。
家庭的保育事業	定員1～5人。家庭的保育者が居宅等で保育を行う。
事業所内保育事業	事業主等が、事業所の従業員の子どもと一定割合の地域の子どもの保育を行う。定員20人以上の場合は保育所の基準、19人以下は小規模保育事業A型、B型と同様の基準を満たす必要がある。
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者が保育を行う。

堺市における、小規模保育事業等の施設設置の状況は以下の通りである。

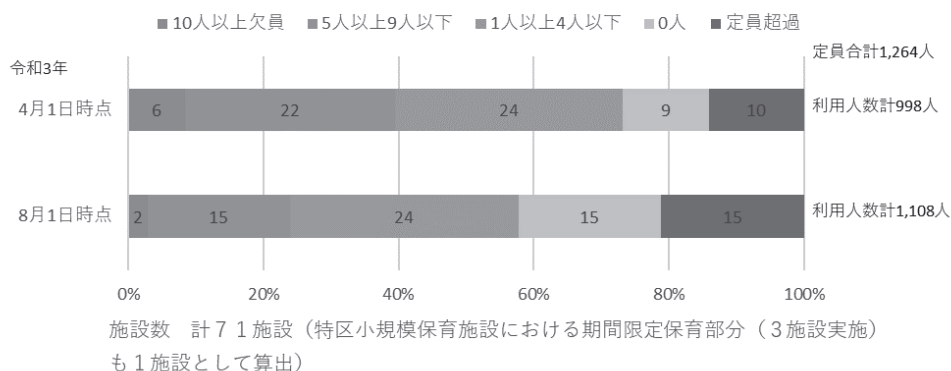
	小規模保育事業 全 (特区型)	家庭的保育事業	事業所内保育事業
堺区	20 (2)	1	
中区	8	1	
東区	4		2
西区	10 (2)	1	1
南区	2		
北区	22 (1)	2	
美原区	2		
計	68 (5)	5	3

ii 小規模保育事業の利用状況

全 71 施設（特区小規模保育事業における期間限定保育部分（3 施設実施）も 1 施設として算出）ある小規模保育事業のうち、令和 3 年 4 月 1 日時点において利用児童が定員に達していなかった施設は計 52 施設あった。

その後、徐々に利用児童は増えているものの、令和 3 年 8 月 1 日の時点で定員に達していなかった施設は 41 施設あり、うち 17 施設では 5 人以上の空きが生じている状況であった（なお、一方で定員を超えて（1 人から 3 人超過）受け入れしている施設が 15 施設あった。）。

小規模保育施設定員割れ状況



iii 小規模保育事業の定員割れ対策

小規模保育事業を希望する者が少ないことを受けて、堺市は令和 3 年 7 月頃に、さかい子育て応援アプリを利用して、保護者にアンケートを実施し、アンケート結果は以下の通りであった。なお、回答数は 177 件であった。

- ① 問 小規模保育事業の卒園後、3 歳児クラスの入所申込の際に、優先や加
点があることを知っていたか
答 知らなかった 43.5% 区役所で案内されて知った 19.2%
- ② 問 小規模保育事業を希望しなかった理由

答 5歳児までの同じ施設に通わせたかった40.7%、卒園後の行き先が確
実でない19.8%

この結果を受け、堺市は、令和3年10月には、ホームページにおいて、「小
規模保育施設の情報発信！」と題して、小規模保育事業等がどのような施設
であるか、卒園後の連携施設への優先利用や調整点数の加算の情報、実際の
利用者へ行ったアンケート結果の情報を発信している。

オ 待機児童対策のための事業の一覧

堺市における待機児童対策として、待機児童対策室において、主に以下の事業
を実施している。

- ① 認定こども園等整備事業
- ② 小規模保育整備事業
- ③ 送迎保育ステーション事業
- ④ さかい子育て応援アプリを活用した待機児童解消事業

(2) 監査対象に対する意見

以下は全体的な待機児童対策に関する意見であり、各待機児童対策のための事
業特有の意見については、各事業にて記載する。

ア 【意見19：年度途中の待機児童対策の強化】

i 結論

堺市においては、年度途中の待機児童数が、大阪府下の自治体の中で例年
多い傾向にある。堺市は、年度途中の待機児童の対策に「利用定員の弾力化」
と施設の空き状況の公表及びさかい子育て応援アプリでのマッチングを挙げ、
令和2年度にはマッチング等による一定の効果もみられるものの、未だ相当
数の待機児童がいる状況にあるため、年度途中の児童の受け入れを促進する
ことを目的として、より積極的な対策の検討が必要と思料する。

ii 理由

- ① 堺市では、年度途中の待機児童対策として、利用定員の弾力化が主な対策
であるとしているが、利用定員の弾力化という対策では、受入れ自体1施
設あたり数名程度と自ずと限界があり、数百人規模の待機児童数（新型コ
ロナウイルス感染症の影響で98人とどまった令和2年度以前は500人前
後）に対応することは困難であること、設定した定員より数年間多く受け
入れられる状況が続けば定員自体を引き上げる必要が生じ、そうすると結
局、年度途中で新たな受け入れが難しくなる可能性があると考えられる。

- ② 令和2年1月以前は実施されていなかった保育施設の定員の空き情報の公表及びさかい子育て応援アプリを利用した保護者ニーズと施設のマッチングは、一定の効果をあげているものと評価できるが、かかる公表及びマッチングを開始した令和2年度においても96人の待機児童が存在する。
- ③ この点、他の自治体では、希望する保育所等に入所するまでの間一時的に児童（待機児童）を受け入れる施設を設けている自治体（茨木市、寝屋川市、枚方市等）や、受入れが見込める保育所等へ、児童数に応じて必要となる保育士に加え、年度途中の児童の受入れを促進することを目的として、事前に保育士を配置する事業を実施している自治体もある（寝屋川市「児童受入促進事業」¹³、静岡県「0歳児入所サポート事業」¹⁴等）。堺市においても、引き続き年度途中の待機児童数の把握に努め、このような年度途中の待機児童数を減らすためのより積極的な取り組みを行うことが必要であると思料する。

イ 【意見20：年度途中の待機児童数の公表】

i 結論

10月時点での待機児童数を把握及び見込み、対策等の検討については、厚生労働省による集計が終了したとしても、堺市の10月時点での待機児童数の多さや推移からすれば、年度途中の待機児童対策のために少なくとも一定期間は継続して行うべきであり、年度途中の待機児童数やその対策の実施状況について公表していくべきである。

ii 理由

- ① 令和3年8月の調査時点において、令和3年10月時点での待機児童数の見込みについて堺市の担当者に確認したところ、これまで10月時点での待機児童数は、厚生労働省が集計し、その結果を公表していたが、令和3年度以降は実施しない方針であるとの回答があり、独自で10月時点での待機児童数の把握や見込みの検討はされていないようであった。堺市によれば、厚生労働省が集計及びその結果の公表を実施しない理由としては、厚生労働省が各自治体にアンケートを実施した結果、各自治体で国定義の待機児童数を把握するために相当な時間と手間がかかる一方、それを施策として利用できていない自治体が多かったことが考えられるとのことであった。
- ② しかしながら、10月時点での待機児童数を施策として利用できていない自

¹³ 寝屋川市HP：

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/hoikuka/1489535338850.html

¹⁴ 静岡県HP：<https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-030/documents/2sizenngenn.pdf>

治体が多く、厚生労働省が全国的に一律に把握するための調査を中止したとしても、堺市においては、令和元年度まで10月時点での待機児童数が500名前後と多かったことや、令和2年度に97人まで減少したのが果たして空き施設の公表とさかい子育て応援アプリによるマッチングの効果であり引き続き同様の人数で推移するのかの検証を行うなど、少なくとも一定期間は引き続き調査を行い、積極的に施策として利用することを検討すべきものと思料する。

- ③ また、各施設各年齢の空き人数の情報も保護者にとって有益であり、かかる情報の発信も重要であり、すぐに申込を行う者にとって有益な情報ではあるが、待機児童数は、当該空き情報に対してどの程度の数の利用申込がなされる可能性があるのかという目安にもなる。年度途中の待機児童の状況は、いわゆる早生まれとなる子供を妊娠中の母親や引っ越し等で年度途中に利用申込みをせざるを得ない世帯にとって、とりわけこれまで相当数の待機児童がいた自治体においては、当然知りたい情報であり、また、年度途中の待機児童の状況について改善がみられる、あるいはそのための対策がしっかりとなされていることは安心にも繋がるものである。

したがって、年度途中の待機児童の状況や、その対策等についても少なくとも一定期間は把握・公表し、また、状況を分析した上で施策を検討して公表していくべきである。年度途中の待機児童が相当少なくなってきた場合には、把握に時間を要する国定義の待機児童数ではなく、より調査が容易な指標（未利用児童数）を施策の検討に利用すること等をしていくべきと思料する。

ウ 【意見21：小規模保育事業の定員割れ対策の検討】

i 結論

小規模保育事業において利用申込者数が少なく、令和3年度は8月時点でも6割を超える施設において定員割れが生じている。その主たる理由として3歳での卒園後に再度の利用調整が必要となる不安（いわゆる3歳の壁）があげられ、小規模保育事業卒園後の利用調整においてどの程度優先調整の枠が確保されているのか、どの程度希望する認定こども園等に入所できているのか等、3歳児での利用調整における保護者の不安がある。堺市では、かかる払拭するための情報発信を行っているが、引き続きより充実した情報発信を行っていくべきと考える。また、3歳児の利用申込時の優先調整等のさらなる拡充や保育料の設定等も含め、小規模保育事業の希望者数を増加させ、定員割れをおさえることで、小規模保育事業の継続的安定的な実施を支え、もって、

現在通っている児童・保護者の保護や小規模保育での保育を希望する保護者らのニーズに応えるための対策の検討が必要と思料する。

ii 理由

- ① 上記の堺市における令和3年度4月時点での小規模保育事業の入所数の状況によれば、7割を超える施設において定員割れが生じており、同年8月時点でも6割を超える施設で定員割れが生じている。園児一人あたりの公定価格の単価が高く、園児の充足率が給付費の金額に大きく影響する地域型保育の小規模保育事業については、定員割れの状況が続くと経営難で閉園せざるを得ない園が増えてくると予想される¹⁵。

- ② 堺市で実施したアンケートでは、小規模保育事業を希望しなかった理由として、「5歳児までの同じ施設に通わせなかった」が40.7%、「卒園後の行き先が確実でない」が19.8%と多数存在した。

このうち「卒園後の行き先が確実でない」に対応する堺市の取り組みとしては、利用調整の際に、各小規模保育施設の連携施設に設けられた優先枠で、優先的に利用調整がされること、優先枠に入所できなかった場合・入所を希望しない場合には、一般の利用調整において加点がされるといった対応をしている。全国的には連携施設が調整できていない小規模保育事業者も多数いる中、堺市においては、ほぼ全ての小規模保育事業において連携施設が確保されており、加点も他の加点事由（1～6点程度）よりも小規模保育施設等の卒園の際の加点が10点と高く設定されており、一定の対策は取られていると考えられる。

しかし、かかる状況にあることについて、十分に周知されていないことが上記アンケート結果より判明している。

現在は、「小規模保育施設の情報発信！」と題してホームページ上でも、連携施設の説明や、卒園後の利用調整における優先・加点についての説明等がなされているが、優先枠には限りがあること、優先枠に入れない場合や優先枠の設定されている連携施設への通うことが困難な場合等では、加点がなされたとしても希望する認定こども園等が2歳児からの持ち上がりで定員がほとんど埋まっている状況であれば、やはり卒園後の行き先についての保護者の不安は尽きない。優先枠がどの程度確保されているのか、小規模保育施設の卒園者の約何割が幼稚園等連携施設以外を希望し、加点によってどの程度希望どおりの施設へ通えているのか等も分析し、情報発信することが重要と考えられる。

¹⁵ 全国小規模保育協議会 2020.2.15 付「【報告】内閣府「子ども・子育て会議（第54回）」提言のご紹介」(<https://syokibohoiku.or.jp/topics/54>) 参照。

また、特定の連携施設のみでの優先枠の設定ではなく、優先枠に空きがあり、他の小規模保育事業からでも希望があれば優先的に調整するなど、小規模保育事業の卒園児がスムーズに他の施設に入所できるような仕組みが採られることが望ましい。

- ③ 次に、5歳児まで同じ施設に通わせたいというニーズにも合致する小規模保育事業として、堺市は特区小規模保育事業を他市に先駆けて令和2年4月から始めている。確かに5歳児まで通えるという点ではニーズに合致しており、特区小規模保育事業は待機児童を解消する為の施策や小規模保育事業の卒園後の受け皿として重要であることは間違いないが、3歳児以降はより活発な活動ができる園庭のある認定こども園等を希望する者も多いと考えられ、3歳児から5歳児においても小規模保育での保育を積極的に希望しているのか、その積極的なニーズがどの程度存在するのかという点は、今後詳細なアンケートの実施や特区小規模保育事業への利用申込者数の推移等により慎重に判断していくべきであると思料する。
- ④ なお、認定こども園等を利用した場合と、小規模保育事業を含む地域型保育事業を利用した場合で、保育料に差がないことが一般的であるが、一部の自治体において、保育料に差を設け、地域型保育事業の保育料を一定割合減額している自治体もある（例えば、京都市、西宮市。西宮市では認定こども園等の保育料の7割に設定している。）。認定こども園等に5年間続けて通え、園庭等のある広い保育施設等より、保育料が低く設定されていることで、地域型保育事業を選択する一つのインセンティブにもつながりうると考えられる。ただし、保護者の負担額を減額した場合、市の負担が増えることにつながるため、このような他の自治体の取り組みなども踏まえ、より詳細なアンケート等を実施するなど、小規模保育施設への希望者が増える取り組みをさらに検討すべきである。

2 認定こども園等整備事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

認定こども園や保育所等を整備し、認定こども園利用待機児童の解消を促進することを目的とし、認定こども園を創設する事業者や保育園・幼稚園から移行する事業者などに対して、施設整備に要する費用の一部を補助する事業である。

ii 令和元年度及び令和2年度の実績

令和元年度は、幼保連携型認定こども園の創設2か所（中区1か所、東区1か所）、分園の新設1か所（堺区1か所）、増改築1か所（北区1か所）、大規模修繕3か所（堺区1か所、北区2か所）を実施した。

令和2年度には、幼保連携型認定こども園の創設6か所（堺区2か所、中区1か所、東区1か所、西区1か所、北区1か所）、分園の新設2か所（中区1か所、北区1か所）、増築1か所（西区1か所）、大規模修繕1か所（南区1か所）を実施している。幼保連携型認定こども園の6か所創設は過去最大規模の整備数となっている。

iii 府営金岡東第一住宅跡地への認定こども園整備の計画について

大阪府が所有する府営金岡東第一住宅跡地の一部（面積1675.92㎡）に認定こども園を整備すべく、当初、市が対象地で認定こども園を設置・運営する事業者を公募・選定し、大阪府が当該選定事業者に対象地を売却し（随意契約）、当該選定事業者が対象地で施設を整備するという計画を立て、令和2年4月及び8月に事業者を公募したが、いずれも応募者はなかった。担当者において、公募の現地説明会に参加したものの、応募しなかった事業者へヒアリングしたところ、今後の施設運営にとって一括で土地を買い取ることはリスクであるとの回答があったため、事業者の一時的な費用負担やリスクを軽減する観点から、事業者の公募・選定が完了してから、堺市が大阪府から対象地を買取り、事業者に対象地を貸し付ける方針に変更し、令和3年度の予算では土地購入価格3億円を予算として要求していた。計画では、事業者が決まった場合にのみ対象地を購入することから、事業者が決まらなかった場合、市は対象地を購入しないため、土地が不良債権にならないことがポイントとされ、貸付期間33年で購入金額と同等になり（想定賃料年額が約9,000千円）、貸付期間は事業用定期借地権付契約で35年間というものであった。もっとも、当該予算要求は通らず、令和3年度以降は、大阪府が直接事業用定期借地契約による貸付を行う計画で事業者の募集を行っている。

なお、当該地区は、未利用児童が多い地区であるため、堺市としては、認定こども園等の整備が必要である地区という認識をしているとのことであった。

iv 評価

令和2年度の事務事業総点検シートにおける目標値の設定及び成果は以下の通りであった。

<成果指標>待機児童数

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
待機児童数	目標値	0	0	0	0
	実績値	31	61	58	11
	達成率	-	-	-	-
	評価	悪い	悪い	悪い	-

<成果指標>受入れ枠の増加

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	286	694	1,142	1,031
	実績値	366	354	507	812
	達成率	128%	51%	44%	79%
	評価	大変良い	悪い	悪い	-

堺市によれば、待機児童が生じた理由として、「必要な整備を行ったが、ニーズと整備箇所の一部ミスマッチがあったため」と分析し、また、受入れ枠の増加に関しては、「事業者の募集を行っても、整備に適した土地がないなどの理由から、募集件数を応募件数が下回る状況が発生したことが要因として考えられる」としている。

v 運営事業者選定の方法について

認定こども園等における運営事業者の選定においては、公募が行われ、外部の有識者等で構成される幼保連携型認定こども園等認可審査部会が、申請書類の審査及び応募者の面談を実施し、審査基準に基づいて採点し、当該採点の結果で運営事業者を選定している。選定に際しては、資金計画の確実性の観点は検討材料の一つであるが、その高低のみで事業者を決定するのではなく、施設の運営方針や建物計画、過去の運営状況（監査結果等）や計画地域での保育需要（ただし、公有財産活用の場合を除く。）なども重視され、採点の結果、基準点に満たなければ選定されないこととされている。

なお、本監査において、令和2年度における幼保連携型認定こども園等認可審査部会の議事録及び申請書類を確認したが、特段指摘する点は見当たらなかった。

イ 根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、堺市保育所等整備費補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	1,612,645	2,588,171	2,171,778
決算額（千円）	564,756	1,253,936	1,597,118

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		375,523	1,097,066
市債		149,400	122,900	147,600
その他		—	1,591	—
一般財源		39,833	32,379	40,217
合計		564,756	1,253,936	1,597,118
人件費		5,740	10,530	12,300
総コスト		570,496	1,264,466	1,609,418
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額（千円）
負担金、補助及び交付金	1,251,073
役務費	1,342
委託料	1,521
合計	1,253,936

3 小規模保育整備事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

小規模保育事業所を整備し、認定こども園等利用待機児童の解消を促進し、子どもを安心して育てることができる保育環境の整備を行うことを目的とする。

ii 概要

小規模保育事業所を新たに開設するための施設の建設及び改修等に要する費用の一部を補助する。なお、令和元年度からは、従来の小規模保育事業所（0～2歳児）の整備に加え、国家戦略特別区域を活用し、3歳児以上の定員を設定する小規模保育事業所（特区小規模保育事業所）を整備している。

iii 令和元年度及び令和2年度の実績

令和元年度に小規模保育事業所を計12か所（堺区4か所、西区2か所、南区2か所、北区4か所）、特区小規模保育事業所を計4か所（堺区1か所、西区2か所、北区1か所）整備した。

令和2年度には、小規模保育事業所を計4か所（堺区2か所、西区1か所、北区1か所）、特区小規模保育事業所を計1か所（堺区）整備した。

なお、令和2年度の事務事業総点検シートにおける目標値の設定及び成果は以下の通りであった。

<成果指標>待機児童数

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
待機児童数	目標値	0	0	0	0
	実績値	31	61	58	11
	達成率	-	-	-	-
	評価	悪い	悪い	悪い	-

<成果指標>受入れ枠の増加

単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	目標値	57	209	190	209
	実績値	149	177	304	83
	達成率	261%	85%	160%	40%
	評価	大変良い	悪い	大変良い	-

堺市によれば、令和元年度に待機児童が生じた理由として、「必要な整備を行ったが、ニーズと整備箇所の一部ミスマッチがあったため」と分析している。

なお、令和3年4月1日時点の待機児童数は、前述の通り、0人となったが、上述の通り、小規模保育事業所においては、71施設中52施設で定員割れの状況であり、その後令和3年8月1日時点でも41施設が定員割れしている（ただし、単純に定員に達していない施設数であり、保育ニーズがあるが、保育士不足などの事情により入所児童数が定員に達していない施設を含む可能性がある。）。令和3年4月1日以降、徐々に埋まっている様子が見てとれるが、令和3年8月1日時点でも15人から19人の定員の施設で5人以上定員に達していない施設が17施設存在していた。

iv 今後の整備計画について

堺市によれば、認定こども園等の整備状況や令和3年4月1日に待機児童数が0人となった状況等を踏まえ、令和3年度以降は、積極的に小規模保育事業所を設置していくことは考えておらず、今後の待機児童数の推移等を見ながら、必要な受入れ枠の確保について努めていくとのことであった。

v 運営事業者選定の方法について

小規模保育事業における運営事業者の選定も認定こども園等における運営事業者の選定と同様に実施されている（ただし、審査基準は、認定こども園、小規模保育事業、特区小規模保育事業等、ほぼ審査項目は共通しているが、それぞれの特性に応じて別途定められている。）。

なお、本監査において、令和2年度における幼保連携型認定こども園等認可審査部会の議事録及び申請書類を確認したが、特段指摘すべき点は見当たらなかった。

イ 根拠法令等

児童福祉法、堺市小規模保育事業等開設経費補助金

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	504,780	584,840	705,570
決算額（千円）	219,010	350,151	140,433

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		193,294	311,236
市債		10,300	9,100	7,600

	一般財源	15,416	29,815	8,005
	合計	219,010	350,151	140,433
人件費		3,280	4,860	5,740
総コスト		222,290	355,011	146,173
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

すべて補助金として、小規模保育事業所を整備する社会福祉法人、株式会社などに支払われている。

なお、令和2年度における各小規模保育整備事業の決算額は、以下の通りである。

【小規模保育整備事業】

No.	施設名	決算見込額	特財			一財
			国費	府費	起債	
1	(仮称)うり坊保育園	86,253	76,670	0	7,600	1,983
2	(仮称)堺東こどもの森保育園	16,500	14,666	0	0	1,834
3	(仮称)あおばちびっこ保育園堺東	9,591	8,525	0	0	1,066
4	(仮称)あおば保育園堺東	11,589	10,301	0	0	1,288
5	(仮称)きらら保育園新金岡ルーム	16,500	14,666	0	0	1,834
	合計	140,433	124,828	0	7,600	8,005

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 22：計画的な整備及び評価方法の改定】

i 結論

小規模保育整備事業においては、受入数の目標設定に比べて相当多くの施設整備がなされており、ニーズの把握に努め、目標設定数やニーズを大幅に超える整備がなされないよう、計画的な整備が必要である。事務事業総点検シートにおける事業評価においても、単純に受入人数の増加数が多ければ多いほど大変よいと評価するのではなく、業績の分析欄等において、受入人数の増減以外の当該事業を評価するために必要な情報を記載すべきと考える。

ii 理由

- ① 事務事業総点検シートの目標値の設定及び成果をみると、平成29年度には受入人数の増加目標を57人としながら実績は149人であり、平成30年度は目標を209人と大幅に増加させた結果、実績177人と目標に達しなかったが、令和元年度は目標190人を大幅に上回る304人増加させている。堺市によれば、令和2年度において、目標190人に対し、304人の整備がなされたのは、幼保連携型認定こども園(0歳から5歳児合計120名)の新設公募の不成立があったため、小規模保育事業へ振替えたことが要因の一つとのことであった。確かに、待機児童に占める0から2歳児の割合が高く、また、待機児童解消へ待ったなしの状況であったことから行われた措置であることから、かかる

整備にはやむを得ない面もある。もともと、堺市は、事業の評価として、上記受入人数の増加をもって「大変良い」という評価をしているが、もともと0歳児から5歳児の受入可能な施設を整備しようとしていたことの代わりとして、同人数分程度を0から2歳児の小規模保育事業で整備したことや、小規模保育事業においては定員割れをしている施設も出てきていること、認定こども園等の整備が進んでいけば、小規模保育事業は職場や自宅あるいは駅等に近いといったニーズに合致した施設整備がとくに重要となることからすると、受入人数が増えたことのみをもって「大変良い」という評価が妥当かは疑問がある。

- ② 確かに、評価指標としては、整備された地区の利用申込者数や待機児童数等は毎年変わるもので、事業自体によって左右される数値でもないため、待機児童の減少数等の数値で評価することも難しく、必要な場所で必要な数が整備されたかを数値で表すことは困難であるため、小規模保育整備事業においては、どれだけの人数分の整備が行えたかということが客観的な評価の指標として使用すること自体はやむを得ないところである。しかし、令和2年度の事務事業総点検シートでは、令和元年度に目標190人を大幅に上回る304人分増加した事情などは一切記載されておらず、目標を大幅に超えて設置したとしか判断できない。幼保連携型認定こども園の整備を小規模保育事業へ振替えたことが要因であれば、小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園の整備事業双方についての適切な評価や市民への情報提供のためにも、かかる事情は事務事業総点検シートに記載がなされるべきである。
- ③ 以上より、小規模保育事業の目標設定および評価にあたっては、受け入れ枠の増加を基本としつつも、業績の分析において、当該事業の適切な評価のために必要となる情報も記載すべきである。

4 送迎保育ステーション事業

(1) 概要

ア 事業の目的・内容

i 目的

駅周辺など、保育ニーズが高いが認定こども園等の整備が進みにくい場所に送迎保育ステーションを設置し、郊外に設置されている認定こども園等へ送迎を行うことで、待機児童の解消及び利用者満足度の向上に寄与することを目的とするものである。

国が、広域的保育所等利用事業としてこども送迎センター事業やその設置改修事業として国が待機児童対策として進める施策の一つであり、国と市区町村で2分の1ずつ費用負担を行っている。

ii 内容

本事業は、保育の必要性の認定を受けた3から5歳児を、バス等で、ジョルノ（堺区三国ヶ丘御幸通 154 番）に設置する送迎保育ステーションから堺市立美原こども館やかみの敷地の一部（美原区大饗 159 番7）に設置する幼保連携型認定こども園に送迎する事業である。

送迎保育ステーションは、単なる送り迎えの中継地点というだけでなく、送迎保育ステーション事業を利用する児童を、送迎の前後の時間帯において、一時的に保育するスペースで、認可外保育施設指導監督基準を満たすものである。

送迎保育ステーションを設置するための改修費用（上限 7,267 千円）とバス等の購入に要する経費（上限 13,000 千円）を補助する。ただし、バス等には、「幼児専用座席（当該座席の後面には、衝突などによる幼児の被害を軽減させるため、緩衝材を追加すること）を設置すること。また、幼児に添乗する者の専用座席を設置すること」という条件が付されている。

なお、同事業の運営の開始は、送迎先の認定こども園が開園する令和4年4月1日からとなる予定である。

iii 利用者の見込み

送迎保育ステーションには小規模保育事業が併設されており、当該小規模保育事業の卒園児は、優先的に送迎保育ステーションを利用することができ、仮に全員が利用すると、11人（小規模保育事業における2歳児の定員）の3学年（3歳児、4歳児及び5歳児）の33人が利用することを想定している。

イ 根拠法令等

堺市送迎保育ステーション事業開設経費補助金交付要綱

ウ 補助金交付先

すべて事業者に交付されている。

エ 事業費

令和2年度より開始した事業であり、送迎先の認定こども園自体は令和4年4月1日に開園を予定しているため、送迎保育ステーションの運用自体は令和4年4月1日からであるが、改修費用・バス等の購入にかかる経費の補助として令和2年度は補助金を支出している。

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	-	-	7,267
決算額（千円）	-	-	7,267

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	-	-	3,633
一般財源	-	-	3,634	
合計	-	-	7,267	
人件費	-	-	2,480	
総コスト	-	-	9,747	
備考				

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望5：保護者ニーズにあった運用】

i 結論

送迎保育ステーションから送迎先の認定こども園まで車で約30分の距離にあり、かつ認定こども園が車以外での送迎が難しい場所にあることから、送迎保育ステーション事業の運用面に関して保護者のニーズを的確に捕らえて実施することが望まれる。

ii 理由

- ① 送迎保育ステーションは、駅前等の利便性の高いところで子どもを預け、郊外の広い認定こども園へ子どもを通わせることができる事業であり、比較的定員に余裕のある認定こども園へも預けやすくなることから待機児童対策と

してもメリットがある事業であり、全国的に、多数の自治体が導入を行っている事業の一つである。

- ② ただし、横浜市などでは、急な発熱等のためのお迎えや、定期的を送迎先の認定こども園へ行くことが必要等、保護者のニーズに合致せずに、送迎保育ステーション事業について定員割れの状況が続き、事業を一部廃止しているというところもある。そのため、本事業の実施に当たっては、保護者のニーズを的確に把握して実施していくことが特に重要と考えられる。この点、堺市では、堺東駅直結の小規模保育事業から、美原区の新設される認定こども園に送迎する事業を予定している。堺東駅直結という利便性の高い場所で預けることができ、広いこども園でのびのびと活動できること、当該小規模保育事業の卒園児が優先的に利用できることで小規模保育事業卒園後の行先の不安も解消されるということでメリットの高い事業といえる。

もっとも、堺市における本事業での送迎先の認定こども園は、送迎保育ステーションから車で約 30 分かかり、車以外での送迎が難しい場所にある。急な発熱など、送迎時間以外において急遽お迎えの必要が生じた場合などにおいて、認定こども園へ送迎が必要となると対応が難しいことも考えられ、また、日中の様子を直接対応した保育教諭から確認できない、月に何回かは保護者が認定こども園へ行く必要があるような運用がなされた場合、保護者のニーズに合致しないリスクも存在する。

本事業における募集要項においては、送迎の際には認定こども園に勤務する保育教諭が対応に当たることや、「本件こども園での保育中に、送迎保育ステーション事業を利用する子どもに体調不良等の異常が生じ、保護者のお迎えが必要となる場合、規定のバスの運行時間でない場合であっても、当該子どもを送迎保育ステーションへバスで送迎し、保護者負担を軽減するよう努めること。」といった要件が定められており、かかるニーズへの配慮がなされているといえる。今後は、かかる要件が適切に守られているかの確認や、その他利便性・運用面に関して保護者のニーズを的確に捉えて実施されているかについても適切に監督されたい。

イ 【意見 23：購入費の補助対象となるバスの安全基準】

i 結論

堺市送迎保育ステーション事業開設経費補助金交付要綱において、購入費の補助対象となるバスについて、衝突時等における幼児の被害を軽減させるために、「幼児専用座席（当該座席の後面には、衝突などによる幼児の被害を軽減させるため、緩衝材を追加すること）を設置すること」という条件を付している

が、平成 25 年 3 月に国土交通省車両安全対策検討会が示した「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」では、「幼児用座席の座面から座席背もたれ上部までの高さについて 470mm～490mm 程度とすることが望ましい」とされている。すでに導入された車両は当該ガイドラインを満たすものであったが、今後本要綱に基づいて車両購入費用等を追加で交付する場合には、当該ガイドラインの基準を満たすことを条件とすべきである。

ii 理由

- ① 本事業において補助の対象となるバス等について、幼児用の座席に関しては、座席の後面に緩衝材を追加することだけが条件付けされている。
この点、園バス等の幼児専用車両の安全基準に関しては、平成 25 年 3 月に国土交通省車両安全対策検討会が示した「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」が存在するところ、当該ガイドラインでは、シートバックの後面に緩衝材を装備すること（最前列の幼児用座席の前方に備えられた車両構造物についても同様に衝撃吸収性能要件又はこれに準ずるものを満たすことが望ましい等）と、シートバックの高さとして幼児用座席の座面から座席背もたれ上部までの高さについて 470mm～490mm 程度とすることが望ましいとしている。
- ② 堺市によれば、当該ガイドラインも参照した上で、大人の同乗者による観察性が高いシートと比較して劣ることから、あえて条件とまではせず、事業者の判断に委ねたとのことであった。しかしながら、当該ガイドラインは、観察性の観点も踏まえて、安全性の観点から 470mm～490mm という数値を出しており、あえて異なる基準とする必要はなかったものと思われる。とくに、本事業では、送迎保育ステーションから送迎先の認定こども園まで片道約 30 分間もバス等で移動することが予定されており、車両の安全対策は極めて重要であり、当該ガイドラインは幼児用バスの購入者や利用者が法的に守るべき基準ではないものの、万一事故等が起こり、児童がけがを負った場合、補助金を利用して購入したバスのシートがガイドラインより低いことが問題視されかねず、少なくとも、当該ガイドラインを満たす車両であることは条件とすべきであったと史料する。
- ③ 結果として、今回の事業で購入されたバスは当該ガイドラインの高さ基準も満たす車両であったとのことであり、現在、本事業を追加で実施することは検討していないとのことであるが、追加で実施する場合や、他の事業において幼児用バスの購入費用を補助金として支給する場合には、当該ガイドラインの基準を満たすことを条件とすべきである。

5 さかい子育て応援アプリを活用した待機児童解消事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 認定こども園などの申込を行ったものの利用できなかった保護者や利用を検討している保護者に対して、さかい子育て応援アプリで認定こども園などの空き情報を配信して情報を提供し、市民サービスの向上を図る。また、認定こども園などを地図上で表示する（既存機能）ことにより、今まで気づかなかった施設にも目を向けてもらい、保護者に選択肢を広げてもらうことで、待機児童解消を実現していくことを目的とする。

ii 令和元年度実績

令和元年度に、認定こども園などの空き情報を提供する機能改修を実施した。なお、「さかい子育て応援アプリ」のダウンロード数は26,449件（令和3年11月30日現在）にのぼる。

イ 委託費支払先

当該アプリ開発・改修業務の受注事業者

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	－	3,785	7,150
決算額（千円）	－	4,409	7,150

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	－	4,409	－
一般財源	－	－	7,150	
合計	－	4,409	7,150	
人件費	－	2,940	4,850	
総コスト	－	7,349	12,000	
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 (千円)	主な内容
賃金	1,659	アプリ改修業務への短期臨時職員にかかる賃金
委託料	2,750	委託料
合計	4,409	

(2) 監査対象に対するコメント

認定こども園等をアプリの地図上で確認でき、また空き情報も簡単に検索・確認できることから、認定こども園等の利用を検討している保護者等にとって、非常に使いやすいアプリとして、評価されているようである。

一時預かりについても、待機児童解消に役立つものとして位置づけられており、当該アプリ上で、一時預かりを実施している認定こども園等が検索・確認できるようになれば、より一層充実したアプリとなるものと考えられる。

なお、当該アプリの改修業務等にかかる委託契約書及びそれに関連する業務報告書等を確認したが、特段指摘すべき点は見当たらなかった。また、そのほか、当該アプリを活用した待機児童解消事業として、特に問題点は見受けられなかった。

6 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 経緯・目的

当初は大阪府において実施していたが、本市が中核市に移行した際に事業を引き継いだ。大阪府が平成 14 年度末で事業を廃止したことから、堺市も新規借入れに対する補助を停止し、廃止前に補助を行っていた社会福祉法人のみを対象に事業を継続していた。その後、耐震化整備の必要性が増してきたことから、耐震化促進を目的に多額の費用を必要とする整備に対し、平成 21 年度から利子補助の新規受付を再開したが、平成 27 年度以降は、再び新規借入れに対する補助を停止している。

ii 内容

①平成 15 年 3 月 31 日までに独立行政法人福祉医療機構から施設整備資金を借り受けた社会福祉法人、②平成 21 年 4 月 1 日から、耐震化整備に係る施設整備資金を独立行政法人福祉医療機構から借り受けた社会福祉法人を対象として、借入れした施設整備資金の利子償還時における借入金元金残高に、当該借入れにかかる年利率から 1%を減じた率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額の合計額を補助するもの。

イ 根拠規定

堺市社会福祉施設整備資金借入金利子補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額 (千円)	1,055	1,282	859
決算額 (千円)	1,055	943	859

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		—	—
一般財源		1,055	943	859
合計		1,055	943	859
人件費		820	300	420
総コスト		1,875	1,243	1,279

備考	
----	--

【令和元年度の主な事業費の内訳】

全て補助金として対象となる社会福祉法人へ支払われている。

第8 子ども家庭課

1 子ども・若者育成支援事業【施策領域 2-3、3-4】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

堺市在住の49歳以下で、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの状態にある子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう支援をしている。

- ① 困難を抱える子ども・若者やその保護者への相談、支援
- ② 各専門機関、NPO法人、ボランティアグループ等関係機関との連絡調整（継続相談者には、居場所や就職準備のプログラムの提供）
- ③ 教育・就労などに関する情報や、NPO法人等の支援活動、体験活動の情報収集・情報発信
- ④ アクティビティ（コミュニケーショントレーニング等）、就職準備講座、就業体験等の実施
- ⑤ ニート状態の若者の就労相談・就労支援・定着支援の実施
上記支援の拠点として、堺市ユースサポートセンター内に、堺地域若者サポートステーションを設置している。
- ⑥ 市民及び関係機関への啓発研修

イ 根拠法令等

子ども・若者育成支援推進法、次世代育成支援対策推進法

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	23,856	22,738	27,199
決算額（千円）	20,781	21,088	25,854

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		5,000	6,500
一般財源		15,781	14,588	15,791
合計		20,781	21,088	25,854
人件費		6,780	6,840	6,880
総コスト		27,561	27,928	32,734
備考	国の施策による対象年齢引き上げにより令和2年度の決算額上昇			

2 女性相談事業【施策領域 3-2、4-3】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

各区保健福祉総合センターに、売春防止法に規定する婦人相談員（本市では女性相談員（会計年度任用職員）という。）を配置し、配偶者等からの暴力や離婚問題等、日常生活を営む上でさまざまな悩みを抱える女性について、幅広く相談に応じ、自立支援を行っている。相談については、祝日・年末年始を除いた月曜から金曜日の午前9時から午後5時30分まで電話で行っている。

また、平成24年7月からDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを設置しDV被害者に特化し、祝日・年末年始を除いた月曜から金曜日の午前9時から午後5時30分まで電話相談を行い、必要に応じて面談による相談も行っている。夜間休日においては夜間・休日DV電話相談を行っており、平日午後5時30分から翌日午前9時まで、土曜日曜祝日年末年始については24時間対応している。

さらに、必要に応じ、大阪府女性相談センター等と連携し、一時保護や施設入所による保護、また、自立促進のための情報提供や助言等を行っている。

ii 利用実績

平成29年度より一定数で推移している。

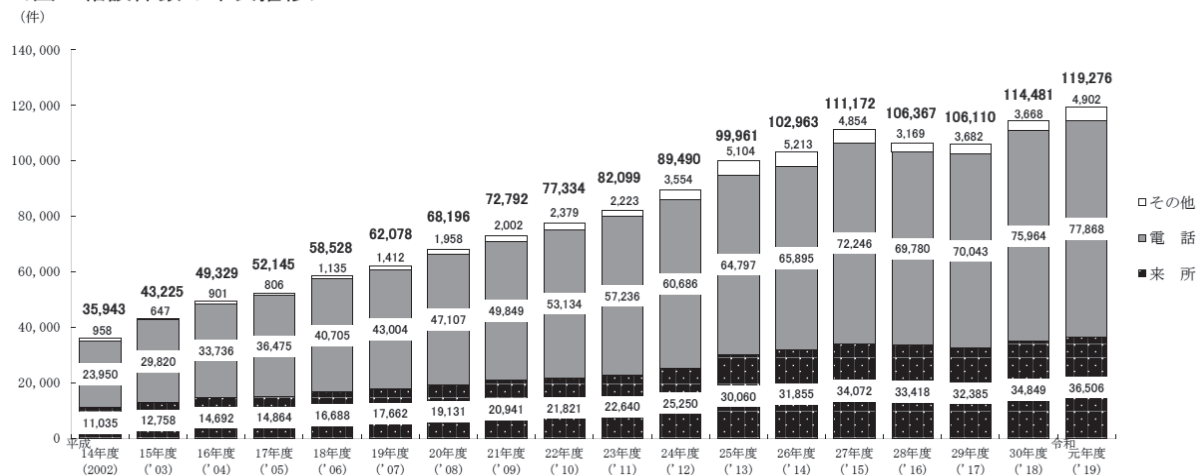
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	2,129	2,138	2,129	2,283

iii 全国相談件数の推移

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数に限っても、全国での相談件数は平成29年度より増加傾向にある¹⁶。

¹⁶ https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2019soudan.pdf

<図 相談件数の年次推移>



イ 根拠法令等

売春防止法（婦人保護事業）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

ウ 今後の見通しについて

コロナ禍においては、外出自粛や休業などによる生活不安やストレスから、DVの増加や深刻化が懸念されており、相談件数の増加も見込まれる。

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	47,027	54,223	51,118
決算額（千円）	46,752	46,621	45,371

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	13,680	13,671	13,579
	一般財源	33,072	32,950	31,792
	合計	46,752	46,621	45,371
人件費		8,200	8,100	8,200
総コスト		54,952	54,721	53,571
備考				

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望6：Webツール等による迅速な相談対応】

i 結論

婦人相談員による女性相談における Web ツールの使用や電子メールでの受付等、相談を受け付ける窓口として多様な方法を準備し、迅速な相談受付を可能とするよう検討すべきである。

ii 理由

現在、堺市では、堺市配偶者暴力相談支援センターによる電話相談（休日・夜間相談を含む。）や面談相談を行っている。しかし、DV の場合、加害者と被害者が同居しており、電話のできる機会が制限される可能性がある。

DV 等の暴力行為は人権侵害の程度が大きく、生命身体に対する危険も大きいほか、児童がいる場合には虐待にもつながりうる重大な事案であり、迅速かつ早期の相談が何より求められている。

この点、内閣府の設置する DV 相談プラスではメールやチャット相談も受け付けており、市民にとって直接相談が容易な自治体においても、電話に限定せず、WEB ツールやメールなどの多様な相談窓口を準備し、必要に応じて直接相談を進めるなど、迅速な相談受付を可能とする体制を整えるべきと考える。

3 子育て短期支援事業【施策領域 3-2、3-3、3-4、4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図る。

ii 実施方法

事業実施施設（乳児院、児童養護施設及び母子生活支援施設）を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施。令和 3 年度における実施施設は 6 箇所。

利用者の申請方法としては、各区子育て支援課に申請し、利用決定を受けなければならない。

iii 利用実績

【短期入所生活支援事業（延べ利用日数）】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	520	520	520	246
実績値	245	453	461	197

【夜間養護等事業（延べ利用日数）】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	260	260	260	260
実績値	262	576	553	151

目標値については、過年度の利用実績値から見込み値を設定している。

利用実人数は 30 人前後で推移しているものの、実績値については、複数回利用や兄弟での利用も含まれ、重複している部分がある。

イ 根拠法令等

児童福祉法、子ども子育て支援法

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	2,692	2,692	2,919
決算額（千円）	3,429	3,280	1,270

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	1,912	2,384	772
	一般財源	1,517	896	498
	合計	3,429	3,280	1,270
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		5,069	4,900	2,910
備考	令和2年度は新型コロナウイルスによる利用者の減少により決算額大幅減			

4 母子家庭等就業・自立支援センター【施策領域 3-3】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、ひとり親家庭の母又は父に対し、就業に結びつきやすい講座の受講料の一部について、教育訓練給付金を支給し、能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図っている。

また、就職の際に有利である資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

さらにひとり親に対する相談先を用意し、ひとり親の悩みに対応できる体制を作り、自立支援を図っている。

ii 具体的な就業相談等の相談事業

- ・ 就業支援講習会
- ・ 就業相談
- ・ ひとり親家庭相談（育児や家事・健康管理生活一般、将来の生活設計アドバイス等）
- ・ 法律相談業務（弁護士による専門相談）
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定

iii 就職相談実績数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値（人）	939	1,073	1,197	1,229
実績値（人）	1,242	1,181	1,264	1,163

イ 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	21,552	21,480	19,920
決算額（千円）	20,309	20,994	19,826

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	7,739	12,271	13,402
	一般財源	12,570	8,723	6,424
	合計	20,309	20,994	19,826
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		21,949	22,614	21,466
備考				

5 ひとり親家庭等支援事業【施策領域 3-3、3-4】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

交通事故により父又は母等を失った義務教育修了前の児童を養育する者に対して、児童一人につき月額 8,000 円の交通遺児手当を年 2 回（4 月と 10 月にそれぞれの前月分まで）支給している。

母子家庭等の離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを目的として、各区保健福祉総合センターに母子・父子自立支援員（会計年度任用職員）を 1 名ずつ配置し、母子家庭等の相談に応じ、子育て・生活支援施策、就業支援施策、養育費の確保、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談、償還指導等の総合的な自立支援を行っている。

ひとり親が定期的集い、相談し合う場として原則毎月第 3 日曜日の午後 1 時から 4 時に堺ふお〜らむ広場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲形成と家庭生活の安定を図っている。

イ 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、堺市交通遺児手当基金条例、堺市交通遺児手当支給要綱

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	25,722	24,239	28,283
決算額（千円）	23,121	22,591	23,371

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		143	138
その他		331	51	1,831
一般財源		22,647	22,402	21,275
合計		23,121	22,591	23,371
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		24,761	24,211	25,011
備考				

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 24：リモート会議の利用】

i 結論

ひとり親家庭の意見交換会等については、対面に限定せず、ウェブや電話によるリモートによる Web 会議の使用によっても参加できるようにすべきである。

ii 理由

ひとり親家庭においては、親の精神的な健康状態が直接子どもの福祉につながることもあることから、コロナ禍においても、自立支援員による相談や意見交換会等について開催の必要性は高い。しかしながら、現状、新型コロナウイルスの感染防止のため、密な接触は避ける必要があり、柔軟な開催が難しいほか、ひとり親家庭においては、養育のため外出することも自由にできない。今後において感染症の拡大の懸念が払拭されるものでもなく、また、子育てをしながら容易な参加を実現するため、Web 会議等のリモートでの参加を検討すべきである。

イ 【要望 7：ワンストップ化の推進】

i 結論

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行うため、各区子育て支援課がひとり親家庭支援事業に関するワンストップ窓口として機能していることを広く周知すると共に、IT 機器等も利用したワンストップの相談体制を検討すべきと考える。

ii 理由

ひとり親家庭に対する支援について、ひとり親家庭サポートブック等により周知活動を継続しているものの、事業も細かく分かれており、制度利用のための手続を行うにあたり、どの窓口に対応を求めれば良いか必ずしも明確ではなく、各区子育て支援課が相談先としてのワンストップ窓口として機能していることについての周知が不十分であると思われる。そのため、多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、ひとり親家庭が必要とする適切な支援にアクセスするには、より改善が望まれる。

厚生労働省では、ひとり親家庭がスマートフォン等から入力した情報からチャットボットを用いて適切な制度を紹介し、入力された情報を関係する全ての部署に共有しつつ、必要な対象者には各部署から接触できるようなシステムの構築に対し、1 自治体あたり 8,000 万円の補助金支出を設定しており¹⁷、このよ

¹⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/000827884.pdf>

うな制度の利用も検討すべきと考える（なお、令和4年度における予算要求において、上記補助金の利用が検討されている。）。

6 ひとり親家庭等日常生活支援事業【施策領域 3-3】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

母子家庭等が自立するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定と自立の促進に寄与し、母子家庭等の福祉の増進を図る。

ii 家庭生活支援員

生活援助に関しては、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項の介護職員初任者研修課程又はこれと同等の課程を修了した者をいう。

子育て支援に関しては、保育士又は堺市ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に関する要綱別表第 1 に定める研修を受講した者をいう。なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法第 59 条第 12 号及び児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成 26 年 5 月 29 日付け雇児発 0529 第 17 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において参考として示している講習カリキュラムの項目をすべて受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、堺市ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に関する要綱別表第 1 の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者をいう。

イ 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、堺市ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に関する要綱

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	452	252	239
決算額（千円）	126	168	229

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	62	101	107
	その他（徴収金）	－	12	14
	一般財源	64	55	108
	合計	126	168	229
人件費		820	810	820
総コスト		946	978	1,049
備考				

7 母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業【施策領域 3-3】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

ひとり親家庭の母又は父に対し、就業に結びつきやすい講座の受講料の一部について、教育訓練給付金を支給し、能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図る。また、就職の際に有利である資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

イ 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について（令和3年4月16日付）

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	78,143	76,102	114,633
決算額（千円）	84,325	101,398	100,454

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		63,243	79,641
一般財源		21,082	21,757	14,487
合計		84,325	101,398	100,454
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		85,965	103,018	102,094
備考	令和2年度は要綱の改正による給付額の増額により増加			

8 要保護児童支援事業【施策領域 3-2、3-4、4-3】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

里親等への委託推進のため、普及啓発活動として、里親制度パネル展、ミニ相談会、短期養育里親説明会、里親啓発月間における泉北高速鉄道、南海電車におけるポスターの掲示等を行っている。また、週末里親事業、里親等の資質向上のための研修の実施、相談・援助事業等を総合的に実施する里親支援機関業務を委託実施している。

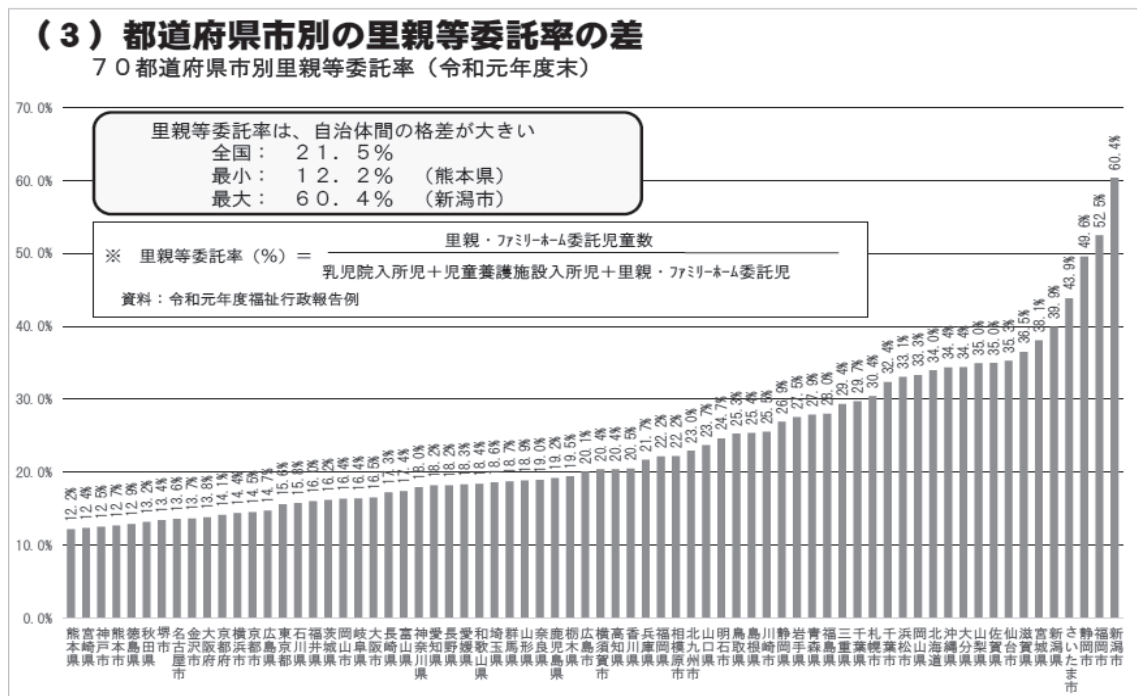
子ども相談所の補完的役割の拠点として児童家庭支援センター業務を委託実施している。

児童養護施設等を退所した児童等を対象に、自立生活に必要な知識や技術の習得のための講習会を実施、職場開拓や職場訪問等を実施する等の自立支援や就業支援等を委託実施している。

要保護児童の家庭養護を目的とした諸活動に要する費用の一部を補助することにより、児童福祉の増進に貢献している。

ii 里親委託についての現況

里親委託率については、令和元年度末の時点で全国平均 21.5%の中、堺市は 13.4%と全国 69 都道府県市の中でワースト 7 位の状況である¹⁸。



¹⁸ <https://www.mhlw.go.jp/content/satooyashiryouR3.pdf>

iii 委託実績

平成 29 年度から、目標値を上昇させており、実績値も上昇している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値 (人)	34	39	44	47
実績値 (人)	34	40	44	43

イ 根拠法令等
児童福祉法

ウ 主な支出先

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会、大阪府社会福祉協議会

エ 今後の見通しについて

里親の委託率、里親等委託先数の上昇を目指し、社会的養育推進計画を立案しており、令和 2 年度から実施中。

令和 11 年度において委託率 35.3%、登録里親数を約 2.3 倍、ファミリーホーム数を 5 倍にする目標を掲げている。

オ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額 (千円)	34,846	40,183	40,713
決算額 (千円)	31,963	34,801	51,901

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	21,093	22,670	16,465
その他	685	1,047	16,852	
一般財源	10,185	11,084	18,584	
合計	31,963	34,801	51,901	
人件費		8,200	8,100	8,200
総コスト		40,163	42,901	60,101
備考				

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 25：里親制度周知方法の多様化】

i 結論

堺市における里親委託率は全国的にも下位に位置している。委託率が過去 10 年間で急成長している新潟市、福岡市等の方策を参考に、里親支援等を行っている市民団体や専門家との勉強会の開催や、里親家庭協力者の募集を含む里親支援機関の充実など、里親制度の周知方法の更なる多様化を検討すべきである。

ii 理由

堺市では、ホームページでの掲載の他、里親制度パネル展、ミニ相談会、短期養育里親説明会、里親啓発月間（泉北高速鉄道、南海電車への広告掲示）、関西大学との連携事業、その他啓発事業（里親カフェや里親シンポジウムの開催）を行っている。

しかしながら、令和元年度末時点の里親委託率は全国平均 21.5%の中、13.4%と下位に位置しており、周知方法が不足していると考えられる。

厚生労働省によると、過去 10 年間で 22.2%から 60.4%まで大幅に成長した新潟市等の自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、他の自治体と連携した広報、NPO や市民活動を通じた口コミ等の様々な取組が行われている¹⁹とのことである。

堺市でも、里親支援等を行っている市民団体や専門家との勉強会の開催や、里親家庭協力者の募集を含む里親支援機関の充実などを行い、里親委託率向上のために必要な手段を模索し、また、委託率上位に属する自治体との情報交換や、近隣自治体、大阪府との協働での周知活動を行うことを検討すべきである。

¹⁹ 福岡市子ども総合相談センターホームページ内里親ページ
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/egaakan/consultation/satooya/index.html>

9 子ども虐待防止事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

子ども虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護とその保護者への家庭統合に向けた支援を目的とし、市全体の関係機関において虐待通告の把握及び各機関の調整や情報の集約、分析を行うほか、関係機関間の連絡会議や研修の実施等を行っている。

また、虐待防止等の啓発として虐待に関する理解や認識を深め、虐待に気づいた際に、どこへ相談・通告したらよいのかを幅広く周知するため、堺市を本拠地とするプロバレーボールチームの堺ブレイザーズを広告塔としたオレンジ&パープルリボンキャンペーン等を行い、啓発活動を行っている。

令和2年度より大阪府、大阪市と共同でLINEを活用した児童虐待防止相談を実施している。

ii 堺市要保護児童対策地域協議会について

堺市では、市が主導し、堺市の行政部局（福祉、保健、人権、教育）と警察、消防、医師会、弁護士をはじめとする民間団体及びその団体に属する機関が構成メンバーとなり、個々の事例についてネットワーク支援を行うことに加え、発見から援助までのシステムの検討・構築とその運用に関することの検討、子ども虐待対応とその予防に関する研修、啓発などの活動を行っている。

具体的な会議としては、代表者会議、区代表者会議を年度中1～2回、区子ども虐待ケース連絡会、区要支援ケース連絡会を年度中3～4回程度、個別ケースカンファレンスを随時開催している。

ケース連絡会では、通告、相談があり、見守りが必要と判断されたケースについて、ケース一覧に記載して保管しており、参加機関においてケース一覧の内容を共有し、支援方針や支援方法の見直しを行っている。

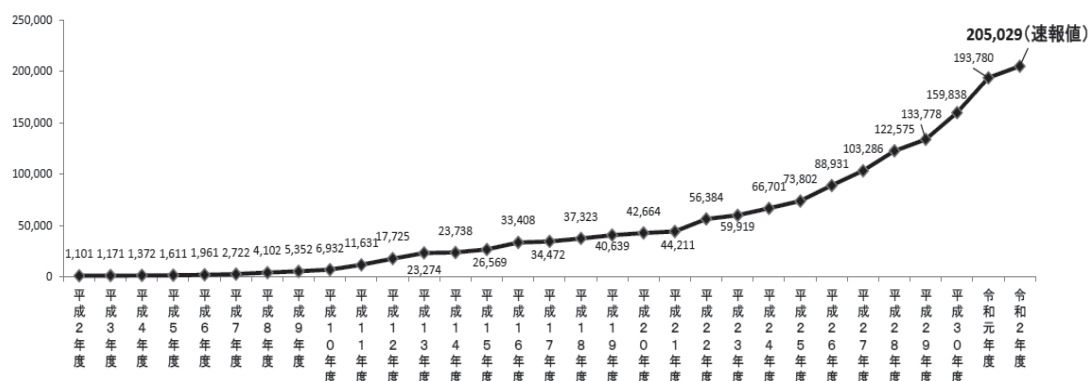
iii 情報管理について

ケース一覧については、会議の参加機関が鍵付きの保管庫にて保管している。

iv 虐待対応件数の推移

年々増加しており、平成24年以降の増加率は1割を超え、増加の一途をたどっている状況である²⁰。

²⁰ <https://www.mhlw.go.jp/content/000824359.pdf>



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(速報値)
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

イ 根拠法令等

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、堺市子どもを虐待から守る条例

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	18,729	19,105	22,512
決算額(千円)	18,459	15,330	15,929

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		1,115	597
一般財源		17,344	14,733	13,958
合計		18,459	15,330	15,929
人件費		9,950	9,900	10,000
総コスト		28,409	25,230	25,929
備考				

10 家庭児童相談事業【施策領域 3-2、4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

各区保健福祉総合センターにおいて、子どもの養育、発達に関することなど家庭における様々な問題に対し、個別相談、家庭訪問、グループ指導、カンファレンス、関係機関訪問等の対応をしている。

ii 相談内容

・ 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等、環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。

・ 保健相談

養育医療（低出生体重児等）に関する相談。内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。

・ 障害相談

肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、自閉症相談。

・ 非行相談

ぐ犯等（虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の行為若しくは飲酒、喫煙など）に関する相談、触法行為等相談。

・ 育成相談

性格行動相談、不登校相談、適正相談、しつけ相談。

イ 根拠法令等

昭和 39 年 4 月 22 日付け厚生省発児第 92 号厚生事務次官通達「家庭児童相談室設置運営要綱」

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	80,483	86,800	90,160
決算額（千円）	86,082	89,852	85,600

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	221	302	14,113
	一般財源	85,861	89,550	71,487
	合計	86,082	89,852	85,600
人件費		41,000	40,500	41,000
総コスト		127,082	130,352	126,600
備考				

1.1 ひとり親家庭学び直し支援事業【施策領域 3-3、3-4】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

高等学校を卒業していない（中退を含む。）母子家庭の母、父子家庭の父又はその子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格をめざす場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るために、給付金を支給する。令和元年度までは、受講修了時に給付する金額が受講費の2割、高卒認定試験を合格した場合に給付する金額が受講費の4割であったが、本給付金の利用を促進するため、令和2年度より、受講修了時に給付する金額を受講費の4割、高卒認定試験を合格した場合に給付する金額を受講費の2割に見直した。

ii 実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	2	2	2	2
実績値	-	2	-	-

イ 根拠法令等

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	253	252	349
決算額（千円）	1	32	-

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		-	24
一般財源		1	8	-
合計		1	32	-
人件費		820	810	820
総コスト		821	842	820
備考				

(2) 監査対象に対するコメント

本事業は、ひとり親家庭を対象としているが、高卒認定試験を受けるよりもそのまま就業する者や高卒認定試験不要の資格を取得する者が多く利用者は低水準を推移しており、実績値が 0 の年度も存在する。ただし、人件費については、計数的な割り当てであり、申請がない場合には実際の支出もないこと、令和 4 年度には国庫補助が強化される動きもあり、高卒認定試験を受ける利用者への支援として事業自体には存続する意義があると考ええる。

1.2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付補助金事業【施策領域 3-3】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 概要

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し資格を取得した場合に貸し付けるものを就職準備金として、貸し付けを行い、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

ii 対象者

堺市在住のひとり親家庭の父母であり堺市高等職業訓練促進給付金の支給対象者

iii 貸付内容

養成機関入学時に、入学準備金として 50 万円貸付。

養成機関の課程を終了し、かつ、資格を取得した場合に就職準備金として 20 万円貸付。但し、養成機関卒業から 1 年以内にその資格を生かして就職し、指定の区域内で 5 年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

イ 根拠法令等

堺市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額 (千円)	3,796	2,180	2,570
決算額 (千円)	1,344	20,929	1,457

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		-	19,414
一般財源		1,344	1,515	1,457
合計		1,344	20,929	1,457
人件費		4,100	810	820
総コスト		5,444	21,739	2,277
備考	令和元年度の増額は、同年度から令和 4 年度までの補助金を受け、これを実施団体に補助するため補正予算で計上したことによるもの。			

1.3 在宅乳幼児親子教室開催事業【施策領域 1-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

集団指導が必要とされた在宅乳幼児とその保護者に対して適切な援助を行うことにより、当該乳幼児の健全な発達を促進し、さらには適切な次の進路へとつなげることを目的とする。

ii 内容

市内全8教室において、月1回集団保育による経過観察や保護者指導を行って、子どもの療育の必要性を見極め、適切な進路指導を行う。

イ 根拠法令等、関連計画

堺市子ども・子育て支援事業計画

ウ 実績

i 乳幼児健診対象者・受診者数と親子教室参加者数（人）

	親子教室 参加者	1歳6ヶ月児健診			3歳児健診			健診全体			参加率
		対象者	受診者	発達障害等 が疑われる 乳幼児	対象者	受診者	発達障害等 が疑われる 乳幼児	対象者 合計	受診者 合計	発達障害等 が疑われる 乳幼児合計	
H29	272	6,829	6,697	2,317	6,846	6,557	926	13,675	13,254	3,243	8.39%
H30	297	6,600	6,420	2,266	6,896	6,727	949	13,496	13,147	3,215	9.24%
R1	270	6,086	5,960	2,423	6,007	5,791	887	12,093	11,751	3,310	8.16%
R2	187	6,976	6,225	2,216	7,629	6,748	1,021	14,605	12,973	3,237	5.78%

ii 乳幼児総数と親子教室参加者数（人） ※堺市年齢別統計表(2021.4末)

	親子教室 参加者	乳幼児			参加率
		乳児	幼児	乳幼児合計	
H29	272	6,682	42,607	49,289	0.55%
H30	297	6,150	41,643	47,793	0.62%
R1	270	6,058	40,628	46,686	0.58%
R2	187	5,883	39,551	45,434	0.41%

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	2,694	2,422	2,366
決算額（千円）	2,457	2,368	1,816

【主な事業費の内訳】 報償費、役務費、需用費など

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	-	-	-
	一般財源	2,457	2,368	1,816
	合計	2,457	2,368	1,816
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		4,097	3,988	3,456
備考				

第9 子ども家庭課（児童自立支援施設）

1 児童自立支援施設整備事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

児童自立支援施設に関する事業は大阪府に委託しており、堺市子ども・子育て総合プランには含まれていない。しかし、児童自立支援施設の整備、その後の運営は子ども・子育て支援事業にとって重要な役割を担っている。また、当該事業は堺市として一旦推進されたものの現在中止の決定がされている。そのような経緯から本事業は監査対象とした。

児童自立支援施設整備事業の目的は非行や家庭環境などに問題を抱える本市の子どもを入所させ、子どもに寄り添った適切な指導と、健全育成に向けた支援を実施するため、児童自立支援施設を整備することにある。

平成 17 年度の政令指定都市移行にあたり、平成 23 年度までに堺市立の児童自立支援施設を整備するものとした確認書を大阪府と締結した。本確認書に基づき、堺市として児童自立支援施設を整備することとした。

イ 児童自立支援施設

児童自立支援施設とは、児童福祉法第 44 条に定められた施設であり、児童福祉法第 44 条には『児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。』とある。

付言すれば、児童自立支援施設は不良行為をなし、又はなすおそれのある子どもを主な対象とする児童福祉施設で、職員が常に子どもに寄り添い信頼関係を築きながら、規則正しい生活を行わせることで、不良行為の背景にある環境要因に働きかけ、子どもが自らの問題に向き合うことを支援する施設である（下記【図表】参照）。

・ 【図表】 児童自立支援施設の概要

	児童自立支援施設
所管	厚生労働省
根拠法令	児童福祉法
運営主体	国立 2、都道府県立 50、政令指定都市立 4、社会福祉法人立 2
対象年齢	18 歳未満（必要に応じて 20 歳まで可）

目的	必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う
手続主体	行政機関

ウ 児童自立支援施設への入所

児童自立支援施設への入所は、都道府県知事又は児童相談所長が児童福祉法に基づいて行う措置（行政処分）として行われる。

児童自立支援施設への入所経路は、以下のとおりである（下記【図表】参照）。

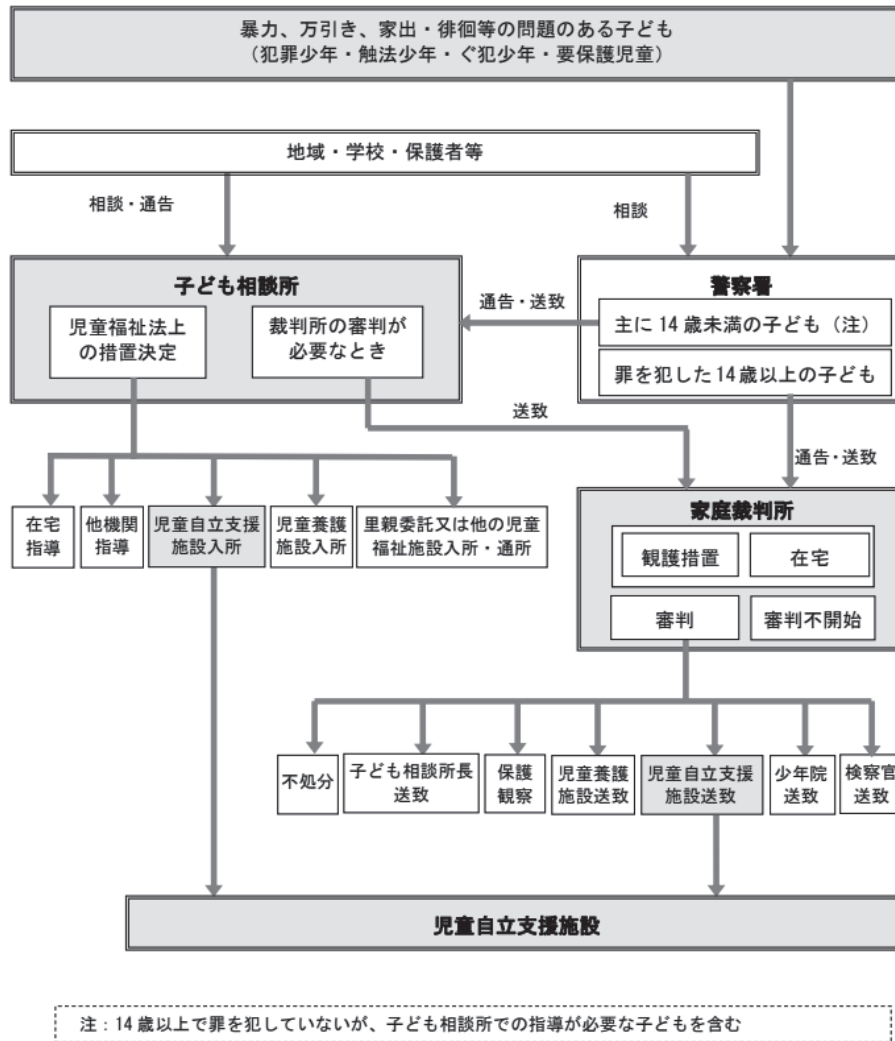
① 児童相談所（以下「子ども相談所」という。）からの措置【児童福祉法第27条第1項第3号】

保護者や地域・学校等からの相談や警察署等からの通告等を受け、児童自立支援施設に入所させて指導することが必要であると認めた場合で、保護者や子どもの同意が必要である。

② 家庭裁判所からの送致【少年法第24条・児童福祉法第27条の2】

少年法に基づく家庭裁判所の保護処分に従って入所措置をとる場合で、法的強制力があることから保護者の同意は必要ない。

・ 【図表】 児童自立支援施設入所に至る経路



また、近年では、様々な事情により家庭での養育が困難な児童が入所する児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更されるケースも発生している。

このように、児童自立支援施設は、非行児童及び非行傾向にある児童への家庭的・福祉的なアプローチを行う施設として、最後の受け皿という重要な役割を果たしている。

エ 根拠法令等

児童福祉法第35条第2項、第44条

児童福祉法施行令第36条

オ 経緯

(ア) 政令指定都市への移行から調査時までの流れ

- ・平成 17 年 5 月 政令指定都市移行に先駆け大阪府と事務移譲等に関する確認書を締結
- ・平成 18 年 4 月 堺市政令指定都市に移行（児童自立支援施設の設置義務）
- ・平成 18 年 4 月 大阪府と児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議書を締結
- ・平成 24 年 3 月 堺市立児童自立支援施設基本構想を策定
- ・平成 30 年 3 月 堺市南区に整備用地を取得
- ・平成 31 年 1 月 堺市立児童自立支援施設基本計画を策定
- ・令和元年 8 月 堺市立児童自立支援施設基本計画に基づく施設整備を中断
- ・令和 3 年 1 月 大阪府と事務委託継続について合意
- ・令和 3 年 5 月 中止決定
- ・令和 3 年 7 月現在 令和 6 年 4 月大阪府立修徳学院敷地内にて新寮舎開所を目指し、施設整備に係る費用や施設運営体制等について大阪府と協議を進めている。

児童自立支援施設は、都道府県及び政令指定都市に設置義務がある施設（児童福祉法第 35 条第 2 項）であり、堺市が平成 18 年 4 月に政令指定都市へ移行したことに伴い、平成 18 年度から平成 23 年度までの間に堺市立の児童自立支援施設を整備するものとした。また、その間大阪府との「堺市の政令指定都市に係る事務移譲等に関する確認書」に基づき、児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議書を大阪府と締結した。

その委託期間の中で、国や他の自治体における施設設置方法や運営状況の調査を行うなど、施設機能の確保に向けたさまざまな手法について検討を行ってきたが、施設の設置には時間を要することから、大阪府との委託協定を毎年延長し、引き続き児童自立支援機能を確保していた。

平成 23 年度以降も児童自立支援施設への入所を必要とする堺市の児童は、大阪府やその他の自治体が所管する児童自立支援施設に入所していた。しかし、大阪府内では大阪府立修徳学院の入所者数が定員に近い状態が続いており、施設入所による児童自立支援が必要であると判断されていても、すぐには入所できない状況が発生していたことから、堺市においても児童自立支援施設の設置が急務となっていた。そのため、「堺市マスタープラン～さかい未来・夢コンパス～」の中で、「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！」として、「困難を抱えた子どもの社会的自立」を達成目標に、本施設の整備を位置づけていた。

平成 24 年 3 月に策定された堺市立児童自立支援施設基本構想において方向性が示され、それを受けて、平成 31 年 1 月に策定された堺市立児童自立支援施設基本計画において基本理念と方針が示された。その間に施設の設置場所である土地の

選定が行われ、平成30年3月約6億7千万円にて堺市南区の土地を取得した。

その後令和元年8月に施設整備の中断が発表され、令和3年1月に大阪府と事務委託継続に係る合意書が締結された。大阪府に事務委託することが確認されたことにより令和3年5月施設整備の中止が決定された。

カ 基本計画において堺市が目指したもの

i 基本理念

(i) 本市の社会資源を最大限に活用し、市全体で子どもを支援します

本市は市民と協働しながら、本市の社会資源を活用し、社会全体で子どもの自立を支援します。

本施設に関する情報提供を積極的に行い、本施設が市民に正しく理解されるよう努めます。

(ii) 地域とつながりのある施設づくりをめざします

地域との交流を通じて、子どもたちが様々な人や地域に対して信頼感を持ち、また、社会とのつながりをはぐくめる環境づくりに取り組みます。

(iii) 家庭や地域・関係機関との連携のもと、子どもの早期の自立の実現に取り組みます

子どもの抱える個別の課題に応じた適切な指導・支援を行うとともに、家庭に対する支援を充実させることで、入所の長期化を防ぎ、子どもの早期自立・地域復帰をめざします。また、地域や関係機関と連携しアフターケアを充実します。

ii 基本方針

(i) 一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり

① 子どもとの信頼関係を基礎とする指導体制

a. 職員は、「withの精神」のもと、子どもたちに寄り添い、行動を共にすることで、信頼関係を築いていきます。

b. 運営に関しては、第三者委員会の設置、職員研修の実施、外部意見の聴取等、子どもたちの人権に配慮した権利擁護の体制を確立させます。

c. 社会的な環境、資源、生活スタイルなど、時代の変化を踏まえ、支援内容・方法・体制などは必要に応じて柔軟に対応します。

② 早期の自立をめざす環境づくり

a. 子どもたちとともに考える姿勢を基本とし、一人ひとりの子どもが抱えている課題に応じた指導や支援を行い、自発性や主体性を最大限に引き出す工夫を行います。

b. 治療的・心理的なプログラムが実施できる体制を整えます。

- c. 子どもと施設のみならず、保護者、学校、地域も含めた人や関係機関全体で、自立に向けた達成目標を共有することで、子どもが、早期の自立をめざして努力できる環境づくりを行います。
- d. 子ども相談所や教育機関をはじめとする関係機関の役割についての共通理解のもと、子どもの入所から、退所後の生活に至るまで、切れ目なく必要な指導・支援が行われるよう、関係機関との連携を密にします。

(ii) 地域とつながりのある施設運営

- ① 地域全体で子どもたちの自立を支える社会の実現に向け、本施設は地域とつながりのある施設運営をめざします。
- ② 自立支援の実績や効果などについて、市民理解を得るとともに、施設運営への協力を得るよう努めます。

(iii) 退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築

- ① 家庭に対する積極的な働きかけを行い、子どもが安心して生活できる場の確保に努めます。
- ② 子ども相談所、原籍校やその他関係者などとの連携を図り、退所後の子どもや家庭を見守り支える環境づくりに取り組みます。
- ③ 退所後のアフターケアの充実を図り、社会適応と再非行防止に重点をおきます。

キ 事業費及び財源

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	66,558	69,657	3,000
決算額（千円）	7,411	3,294	2,660

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	市債	—	—	—
一般財源	7,411	3,294	2,660	
合計	7,411	3,294	2,660	
人件費		23,800	39,500	24,600
総コスト		31,211	42,794	27,260
備考				

児童自立支援施設に関しては大阪府に事務事業を委託しており、上記の他、子ども家庭課において平成30年度168,095千円、平成31年度155,381千円、令和2年度

191,185千円の事業費が発生している。

児童自立支援施設を保有する場合と大阪府に委託する場合の概算費用の比較は、以下のとおりである。

- ・ 児童自立支援施設を保有する場合と大阪府に委託する場合の概算費用の比較
(単位：千円)

項目	堺市にて保有・運営時	大阪府への事務委託時	備考
設備整備費用	—	—	—
建物	3,500,000	300,000	施設規模は異なる
土地	666,690	—	支出済み
運営費用（毎期）	550,000	200,000	—

また、本事業の検討開始時（平成23年度）以降の事業費は、以下のとおりである。

堺市立児童自立支援施設年度別整備費用 (単位：千円)

	人件費	用地購入費	その他	合計
平成23年度	16,350	—	4,883	21,233
平成24年度	19,030	—	4,977	24,007
平成25年度	19,930	—	956	20,886
平成26年度	25,320	—	212	25,532
平成27年度	18,110	—	1,031	19,141
平成28年度	21,140	—	7,725	28,865
平成29年度	23,700	666,690	2,759	693,149
平成30年度	23,800	—	7,411	31,211
令和元年度	39,500	—	2,143	41,643
令和2年度	24,600	—	297	24,897
計	231,480	666,690	32,394	930,564

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望 8：児童自立支援施設の設置中止による取得土地の有効利用】

i 結論

児童自立支援施設の設置準備のために費用 930,564 千円（うち人件費 231,480 千円、土地取得費 666,690 千円）を支出したが、同設置中止により、取得土地についても現状その利用方法の目処が立っていない状況となっている。行政が行う事業の判断の是非については、時期に応じて変化するものであるが、設置準備費用は市民の税金による支出であることを踏まえ、取得土地についての有効利用（売却を含む。）を早急に検討することが望まれる。

ii 理由

- ① 堺市は、当初、政令指定都市として設置義務のある児童自立支援施設の開設を目指したが、開設を断念し同事業は大阪府に事務委託することになった。この点、政令指定都市では児童自立支援施設の設置が義務付けられているものの、政令指定都市 20 市のうち児童自立支援施設を設置しているのは横浜市、大阪市、名古屋市、神戸市の 4 都市でしかなく、昭和 36 年を最後に児童自立支援施設の新規設置はなく、児童自立支援施設を自ら保有する政令指定都市は限られている。政令指定都市になる際に当該事務は移譲対象であるが多くの政令指定都市では府や県に同事務を委託しており、都道府県に事務委託することにより、実際の設置は必ずしも必須ではないことになる。
- ② 堺市においても政令指定都市移行後の平成 18 年から大阪府に事務委託を行ってきた。加えて、平成 23 年度以降の入所措置人数を見た場合、平成 26 年度の 25 人が最大でここ数年は概ね 20 人で推移しており、増加傾向にあるとは言えない。また、堺市によれば、修徳学院(大阪府の児童自立支援施設)以外の他府県の施設に入所している児童はいるものの、入所そのものを長期で待っている児童はいないとのことである。
- ③ 加えて、児童自立支援施設の建設を中止し、大阪府に委託した場合、施設の大きさや収容可能人数は異なるものの、費用面から見た場合建設費約 35 億円（別途土地は約 7 億円で確保済み）が約 3 億円、毎期の運営費約 5.5 億円が約 2 億円と大幅に削減できることとなっている。
- ④ 結果として、堺市が、施設設置の準備に支出した費用 930,564 千円（うち人件費 231,480 千円、土地取得費 666,690 千円）については、当初の目的のためには使用されず、取得土地は相当な面積であるうえ、郊外に取得していることからすれば、他の用途への転用・転売が難しい土地でもある。現状、堺市として他の利用方法があればいいが、その目途はたっていない。

- ⑤ 行政が行う事業の判断の是非については、時期に応じて変化するものであり、結果として当初の目的のために使用されないものとなったことはやむを得ないが、市民の税金による支出であることを踏まえ、取得土地についての有効利用（売却を含む）を早急に検討することが望まれる。

イ 【要望9：児童自立支援施設の設置に代わる対応策の検討】

i 結論

児童自立支援施設が設置中止となっても、設置時の理念を活かすための対応策を検討し、市民に公表すべきである。具体的には、今後増設予定の修徳学院の施設へ堺市から常勤の職員を派遣することや定期的な訪問回数を増やして堺市の入所児童に対するケアを充実させることなどが考えられる。

ii 理由

堺市は、児童自立支援施設開設を決定した際に、3つの理念として、①堺市の社会資源を最大限に活用し、市全体で子どもを支援すること、②地域とつながりのある施設づくりを目指すこと、③家庭や地域・関連機関との連携のもと、子どもの早期の自立の実現への取り組みを挙げているのであり、施設設置中止となっても、これらの理念が損なわれないような対応が求められる。具体的には、今後増設予定の修徳学院の施設へ堺市から常勤の職員を派遣することや定期的な訪問回数を増やして堺市の入所児童に対するケアを充実させることなどにより基本理念に沿った対応を検討すべきと考える。

第10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計【施策領域 3-3、3-4】

(1) 概要

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は事務事業ではなく特別会計として取り扱われているが、堺市子ども・子育て総合プランにおいて重要な一助をなすことから本包括外部監査において監査対象とした。

ア 事業の目的及び内容

この貸付制度は、母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するためのものである。

母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭及び父子家庭及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭及び父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。本特別会計では、一般家庭と比べると社会的・経済的基盤の弱い母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な資金の貸付を行うことにより、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図る。

イ 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

ウ 所轄部署

本庁子ども家庭課及び各区役所子育て支援課

エ 貸付の対象者・借入条件

【貸付の対象者】

- ① 母子家庭の母（現に児童を扶養している方）
- ② 父子家庭の父（現に児童を扶養している方）
- ③ 寡婦（配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方）
- ④ 40歳以上の配偶者のない女子であって、現に子を扶養していない方（婚姻（事実婚を含む）をしたことのない方は含まない）
- ⑤ 父母のない児童

※寡婦と40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方の場合、前年の所得が2,036,000円以下の場合に限り貸付の対象となる。

※就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金については、児童（子）自身

も申請できる場合がある。

※父子家庭の父にかかる貸付は、児童を扶養している場合に申請できる（扶養する子が全員20歳以上の場合は申請できない）。父子家庭の父が、20歳以上の子と20歳未満の児童を同時に扶養している場合には20歳以上の子にかかる貸付が申請できる資金もある。

【借入の条件】

- ① 堺市の居住者（転宅資金を除く）
- ② 償還完了が70歳を超えない方
- ③ 暴力団員及び暴力団密接関係者でない方
- ④ 弁済資力を有する方
- ⑤ 過去に貸し付けた堺市母子父子寡婦福祉資金貸付金（「旧称堺市母子寡婦福祉資金」以下同じ。）の償還金に滞納がない方
- ⑥ 自己破産免責後7年が経過しており、かつ、以前借りた堺市母子父子寡婦福祉資金を免責決定されたことがない方

※原則として、2種類以上の資金は貸付できない

（弁済資力を有する方とは次の要件を満たす方）

- ①一定の収入があり、かつ、独立生計を営んでいる方（今後、一定の収入が得られる方も含む）
- ②市府民税又は所得税が課税されている方、若しくは、収支状況等で返済が可能と認められる方
- ③年返済額が他の借入総額も含め、年収の15%未満であること

※資金の種類、貸付限度額、償還期間、利子等については、次表のとおり

資金の種類	対象	資金内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
修業資金	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための資金	月額 68,000円 知識技能を修得する期間中5年以内 (特別 460,000円) ※特別…自動車免許の取得に必要な資金 (高校3年在学中で就職を希望する児童に限る)	知識技能習得期間満了後(やめたときは、やめて後)1年	据置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	①⑤ ②⑨ ③ ④	就職する際に必要な資金(被服、履物等の資金等)	100,000円	1年	据置期間経過後6年以内	※2 無利子
技能習得資金	① ② ③ ④	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための資金 高等学校に入学する際に必要な資金及び高等学校に修学するために必要な資金	月額 68,000円 知識技能を修得する期間中5年以内 (特別 460,000円) (一括 816,000円) ※特別…自動車免許の取得に必要な資金 ※一括…入学時に支払う必要がある入学金等が対象	知識技能習得期間満了後(やめたときは、やめて後)1年	据置期間経過後20年以内	年1%の利子がかかります。ただし、連帯保証人を立てた場合は無利子となります。
医療介護資金	① ② ③ ④ ⑤	医療を受けるために必要な資金 ※医療保険の自己負担分、通院に要する交通費、医師が必要と認めたあん摩・マッサージ等にかかる資金	340,000円 (特別 480,000円) 当該医療を受ける期間中概ね1年以内 ※特別…貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時における経済的な事情が所得税非課税の者と同等程度と認められる場合	医療・介護期間満了後6カ月	据置期間経過後5年以内	
	①③ ②④	介護を受けるために必要な資金	500,000円			
生活資金	① ② ③ ④	知識技能を修得している間、医療・介護を受けている間の生活の安定・維持に必要な資金	月額 141,000円 知識技能を習得する期間中5年以内 月額 105,000円 医療・介護を受けている期間中1年以内 ※・母子家庭の母又は父子家庭の父並びに寡婦等が生計の中心者でない場合 ・現に扶養する子のない寡婦等の場合 ・現に扶養する子の生計を維持していない寡婦等の場合 月額 70,000円	知識技能習得満了後又は医療・介護期間満了後6カ月	据置期間経過後技能習得20年以内 医療介護5年以内	
		失業し、求職活動期間中の生活の安定・維持に必要な資金	月額 105,000円 ※・母子家庭の母又は父子家庭の父並びに寡婦等が生計の中心者でない場合 ・現に扶養する子のない寡婦等の場合 ・現に扶養する子の生計を維持していない寡婦等の場合 月額 70,000円 ※離職後1年以内(当初は3カ月、以後再申請)	貸付期間満了後(貸付中に失業でなくなった場合、その翌日から)6カ月	据置期間経過後5年以内	
	① ②	母子家庭又は父子家庭となって7年未満の世帯で、生活の安定に必要な資金※1	月額 105,000円(合計 2,520,000円) 母子家庭又は父子家庭となって7年未満で、5年以内に貸付を開始し、2年を超えない期間 ※母子家庭の母又は父子家庭の父が生計の中心者でない場合 月額 70,000円	貸付期間満了後6カ月	据置期間経過後8年以内	
住宅資金	① ② ③ ④	住宅を補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円(特別 2,000,000円) ※特別…災害等により、特に必要と認められる場合	貸付の日から6カ月間	据置期間経過後6年以内 特別7年以内	
転宅資金	①③ ②④	住宅を移転するために必要な住宅の賃借に係る資金(敷金、引越し代等)	260,000円	貸付の日から6カ月間	据置期間経過後3年以内	
結婚資金	⑤⑦ ⑥⑧	婚姻に際し、挙式披露や家具購入等の費用に充てる資金	300,000円	貸付の日から6カ月間	据置期間経過後5年以内	
事業開始資金	①③ ②④	事業を開始するのに必要な資金(店の設備等の資金)	3,030,000円	1年	据置期間経過後7年以内	
事業継続資金	①③ ②④	事業を継続するのに必要な資金(商品や材料の購入等の資金)	1,520,000円	6カ月間	据置期間経過後7年以内	

※1 他に要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※2 母又は父等にかかる資金の場合は年1%の利子がかかります。ただし、連帯保証人を立てた場合は無利子となります。

資金の種類 対象・内容	貸付限度額（円）							据置期間	償還期間	利率	
就学支度資金 高校、大学等に入学の際に必要な資金 【対象者】⑤⑥⑦⑧⑨	小学校		/				64,300	満15歳に達した日の属する学年を修了した後6カ月	据置期間 20年間経過後	無 利 子	
	中学校		/				81,000				
	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	/				150,000			(やめたときは、やめて後6カ月は、やめて後)
			自宅外通学	/				160,000			
		私立	自宅通学	/				410,000			
			自宅外通学	/				420,000			
	短期大学 大学 専修学校 (専門課程) 高等専門学校	国公立	自宅通学	/				410,000			
			自宅外通学	/				420,000			
		私立	自宅通学	/				580,000			
			自宅外通学	/				590,000			
	大学院	国公立	/					380,000			
		私立	/					590,000			
専修学校 (一般課程)		自宅通学	/				150,000	当該修業施設における知識技能の習得を修了した後(やめたときは、やめて後)6カ月	据置期間 5年以内		
		自宅外通学	/				160,000				
修業施設 (高卒)		自宅通学	/				272,000				
		自宅外通学	/				282,000				
修学資金 高校、大学等の修学に必要な資金 【対象者】⑤⑥⑦⑧⑨	学校等種別		学年別					当該修学を修了して後(やめたときは、やめて後)6カ月	据置期間 20年間経過後		
			1年	2年	3年	4年	5年				
	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000	/				
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500	/				
		私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	/				
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	/				
	高等 専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500			67,500	
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500			76,500	
		私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500			79,500	
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000			90,000	
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	/				/	
			自宅外通学	78,000	78,000	/				/	
		私立	自宅通学	89,000	89,000	/				/	
			自宅外通学	126,500	126,500	/				/	
	短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	/				/	
			自宅外通学	96,500	96,500	/				/	
		私立	自宅通学	93,500	93,500	/				/	
			自宅外通学	131,000	131,000	/				/	
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000			/	
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500			/	
私立		自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	/				
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	/				
大学院	修士課程	132,000	132,000	/		/					
	博士課程	183,000	183,000	183,000	/		/				
専修学校 (一般課程)		51,000	51,000	/		/		据置期間 5年以内			

(注)・専修学校(高等課程・専門課程)は、大阪府育英会・日本学生支援機構貸付対象校のみ貸付対象です。
 ・専修学校(一般課程)は、上記以外の専修学校で、予備校以外のものです。
 ・日本学生支援機構の貸付額、給付額または修学支援新制度の減免額を差し引いた範囲内で貸付可能です。
 ・児童扶養手当法施行令第4条の計算方法により算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合は、修学資金の限度額が低くなります。 ※扶養親族等を1人とした場合です。

オ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

i 【過去3年間の歳入額・歳出額】

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入総額	600,818	727,032	474,579
歳出総額	210,024	621,065	376,844
差引実質収支	390,794	105,967	97,735
単年度収支	115,474	▲284,827	▲8,232
前年度実質収支	275,320	390,794	105,967

ii 【歳入・歳出額の内訳】

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計繰入金	8,033	8,019	7,735
前年度繰越金	275,320	390,794	105,967
諸収入	317,465	328,219	360,877
(内訳)			
貸付金元利収入	317,249	327,892	360,252
貸付金違約金	216	327	625
歳入総額	600,818	727,032	474,579
事務費	8,403	431,302	234,559
(内訳)	－	－	－
報償費	－	44	22
報償費	34	17	4
需用費(消耗品費)	－	－	3
需用費(印刷製本費)	715	559	446
役務費(通信運搬費)	2,371	2,264	2,212
役務費(手数料)	1,201	1,201	1,203
委託料	3,927	4,184	4,519
使用料及び賃借料	26	26	26
償還金、利子及び割引料 (国庫返還金)	131	283,000	151,312
償還金、利子及び割引料 (過誤納還付金)	－	186	65
繰出金	－	139,821	74,748

母子父子寡婦福祉資金貸付金	201,621	189,763	142,285
歳出総額	210,024	621,065	376,844

iii 回収不能のリスクのある債権と貸倒引当金

回収懸念債権と貸倒引当金・貸倒損失

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
回収懸念債権	446,724	453,619	463,817
引当金	961	640	588
引当率	0.22%	0.14%	0.13%
翌年度貸倒損失	1,691	-	3,924

平成 30 年度の貸倒は 3 件、1,691 千円発生しており、債務者はいずれも自己破産、連帯保証人は自己破産ないし死亡している。令和 2 年度の貸倒は 2 件 3,924 千円発生しており、債務者はいずれも自己破産、連帯保証人自己破産ないし行方不明となっている。

iv 督促と催告の状況

令和 3 年 7 月以前 1 年間毎月の督促状送付件数と対象債権

(単位：件、円)

年月	件数	金額	年月	件数	金額
令和3年7月	985	5,598,731	令和3年1月	999	5,263,629
令和3年6月	971	5,176,266	令和2年12月	1,032	5,699,191
令和3年5月	976	5,295,943	令和2年11月	1,002	5,473,916
令和3年4月	1,010	5,449,964	令和2年10月	1,033	5,556,740
令和3年3月	991	5,324,427	令和2年9月	1,047	5,486,756
令和3年2月	981	5,280,551	令和2年8月	1,021	5,616,607

令和 3 年 7 月、8 月催告の状況と債権額 (単位：件、円)

年月	件数	金額	
令和3年7月	1,456	366,026,033	償還者宛
令和3年8月	406	111,941,812	連帯借主宛

v 【母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類別・内容別貸付額】 (単位：千円)

資金名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
母子福祉資金貸付金			
修学	185,595	171,118	117,358
技能習得	788	1,935	3,286
生活：技能	－	1,384	2,604
転宅	182	－	－
就学支度	8,899	8,338	6,962
父子福祉資金貸付金			
修学	5,091	5,856	7,460
就学支度	95	160	390
寡婦福祉資金貸付金	－	－	－
修学	972	972	4,224
合計	201,621	189,763	142,285

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 26：母子父子寡婦福祉資金貸付事業における延滞債権の開示について】

i 結論

母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、多額の貸倒懸念債権が発生していることもあり、貸付金事業において重要なリスク指標となる滞留債権額、貸倒損失などを歳入額、歳出額の内訳として明示し、公表されるべきと考える。また、長期延滞債権について、地方公会計マニュアルにしたがった附属明細書の作成を行ったうえ、開示すべきであると考ええる。

ii 理由

- ① 堺市において、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の財務諸表は一般会計等に含まれて作成されている。母子父子寡婦福祉資金貸付事業は特別会計であり、単独で財務諸表を作成することについては、法律上は要求されていない。しかしながら、同貸付事業においては、令和元年度において4億6,300万円以上の貸し倒れ懸念債権があり、その額は直近の3年度間において毎年約1,000万円増加している状況にある。他方で、現在、同事業の決算承認において市議会に提出される資料は特別会計の歳入歳出決算だけであり、かかる資料だけでは当該事業のリスクを測るのに必要である貸付債権の総額、そこから生じている滞留債権や貸倒損失が判断できない。延滞債権の年度別の発生状況や回収状況など詳細な情報は決算審査において関係者に開示されているが、これらの情報は、市民や市議会が事業を評価する際の材料となるものであり、よりわかりやすい形で公表すべきである。
- ② 加えて地方公会計マニュアルでは1年を超える収入未済債権に関しては長期延滞債権として別掲し、内訳に関わる附属明細書を作成することが求められている。地方公会計マニュアルは地方公共団体の財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに財政の効率化・適正化を図ることが期待されて作成されているものであり、マニュアルに沿わない取扱をとる場合には、他の方法により説明責任を果たす必要がある。この点、長期延滞債権は収入未済額のうち1年を超えるものであり将来的に回収が懸念される債権であることから、収入未済額とは別の表示科目での計上が同マニュアルでは求められており、附属明細書での詳細な開示が求められている。堺市では長期延滞債権の内訳に関わる附属明細書が作成されていないので作成のうえ、開示すべきと考える。

イ 【要望 10：回収懸念債権の把握について】

i 結論

母子父子寡婦福祉資金貸付事業において、堺市では、借入人の返済期日が到来した債権のみを回収懸念債権として取り扱っているが、滞納が発生した場合、当該借入人の債権総額について回収懸念が生じるものであるから、滞納金額のみならず、当該借入人の借入額全額に対して回収懸念債権として認識しておくことが望ましい。

ii 理由

- ① 堺市では債権額のうち期日が到来して、支払いがないものを回収懸念債権として認識している。すなわち、滞納した債務者の全債権額ではなく、当該債務者の返済期日の到来した債権（支分債権）のみ回収懸念債権として取り扱っている。堺市の貸付制度において、支分債権を延滞したことによる期限の利益の喪失条項はないことから、上記取扱が問題というものではない。しかしながら、債務者が返済できないということは期日の到来した債権のみでなく、債権すべてにつき回収が懸念されるものであるから、回収懸念債権としては、期日が到来した支分債権のみならず、その債務者の債権総額についても、回収懸念債権（総額）として認識すべきと考える。
- ② なお、堺市が回収懸念債権として把握している金額は平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度それぞれ、446,724 千円、453,619 千円、463,817 千円であるが、上記のように滞納した債務者の全ての債権を回収懸念債権と捉えた場合、金額が大きく増加することが見込まれる。

第 1 1 健康福祉局 障害支援課（支援教育課）・障害福祉サービス課

1 発達障害者支援センター運営事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

発達障害者(児)に対する支援の地域拠点として、発達障害者(児)及びその家族からの相談に応じ、指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により、発達障害者(児)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害者(児)及びその家族の福祉の向上を図る。

ii 内容

相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び研修事業を実施するとともに、関係機関と連携しライフステージに応じた一貫した支援及び支援機能の強化を図る。

①相談支援：発達障害児(者)を理解するための相談

- ・日常生活（対人関係、コミュニケーション、生活リズム）等の相談
- ・社会資源・制度の利用方法や、医療機関等への紹介

②発達支援：成長するにつれ多様化する行動への支援

- ・家庭や学校など所属機関(施設)における支援の方法の助言、情報の提供
- ・教育機関と連携し、支援の方法を検討

③就労支援：就労に向けての支援

- ・就労機関と連携し、就労に向けての支援

④啓発・研修

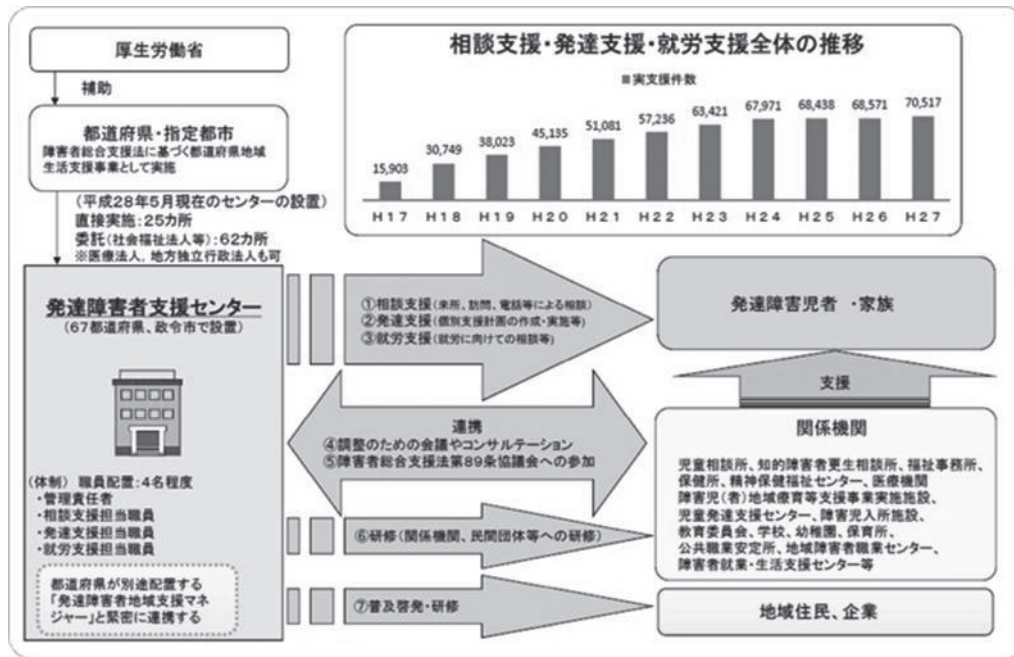
- ・発達障害に対する認知を広め、正しく理解するための研修活動の実施

イ 根拠法令等

発達障害者支援法第 14 条 1 項、発達障害者支援センター運営事業実施要綱、障害者総合支援法第 78 条 1 項・同法施行規則第 65 条の 15

堺市子ども・子育て支援事業計画、第 2 期堺市障害児福祉計画

厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課作成



ウ 事業実施方法の経緯（沿革）と選定者

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行に基づき、平成 19 年 11 月に、(社)堺市社会福祉事業団を指定管理者とし、市立北こどもリハビリテーションセンター内に発達障害者支援センターを開設。その後、平成 24 年 4 月に堺市立健康福祉プラザに場所を移転。

平成 26 年度からは、公募型プロポーザル方式により実施者を選定し業務委託。

- ・ H19.11～H26.3 指定管理者の指定（堺市社会福祉事業団）
- ・ H26.4～ 公募型プロポーザル方式による実施者の選定と随意契約（業務委託）

現在の業務実施者 医療法人杏和会（R2.4～R5.3）

プロポーザル実施年度	申請者	決定者及び受託者
H25 (契約期間：H26～H28)	社会医療法人ペガサス 医療法人 杏和会 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	医療法人 杏和会
H28 (契約期間：H29～H31)	社会医療法人ペガサス 医療法人 杏和会 社会福祉法人 大阪 YMCA	医療法人 杏和会
R1 (契約期間：R2～R4)	医療法人 杏和会	医療法人 杏和会

エ 堺市発達障害者支援センターアプリコット堺の概要

- i スタッフ 常勤 専任 4 名、兼任 1 名（いずれも医師以外）

非常勤 0名

- ii 営業 相談時間 月～金 第2土曜日(新規) 9:00～17:30(土日祝を除く)
 相談は予約制
 費用：無料

iii 利用対象者

堺市内在住の自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠如多動性障害(ADHD)その他の広汎性発達障害(PDD)などの発達障害のある本人、家族、関係施設・機関。年齢は問わず。

iv 事業実績 (令和2年度)

事業内容			実績	
1. 相談支援・発達支援 (* 下記2. を除くすべてのケース)	(1)実支援人数・延支援件数	実支援人数	1453 人	
		延支援件数	2165 件	
	(2)医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	
		実判定人数	0 人	
	(3)夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	
		延支援件数	0 件	
	(4)相談支援・発達支援に伴う情報共有等(調整会議)			21 件
(5)相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)			8 件	
2. 相談支援・就労支援 (* 就労支援に重点を置いた支援が行われたケース)	(1)実支援人数・延支援件数	実支援人数	395 人	
		延支援件数	599 件	
	(2)相談支援・就労支援に伴う情報共有等(調整会議)			59 件
	(3)相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)			1 件
(4)職場拡大のための企業等への啓発活動			0 回	
3. 地域住民等に対する普及啓発	(1)パンフレットの作成等		1 件	
	(2)地域住民向け講演会の開催等		3 回	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	7 回	
		延参加人数	100 人	
	(2)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	10 回	
		延参加人数	202 人	
	(3)((1)及び(2)の再掲)教育関係者との合同研修会	実施回数	1 回	
延参加人数		35 人		
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会(支援地域協議会)の開催状況		実施回数 1 回	
	(2)障害者総合支援法第89条協議会等への参加状況		参加回数 25 回	
	(3)他の協議会への参加状況		参加回数 9 回	
6. 職員の研修派遣状況			参加回数 14 回	

7. 職員の支援等に関する専門性の確認状況	評価の有無	0 回
-----------------------	-------	-----

オ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	29,685	29,785	30,099
決算額（千円）	29,685	29,765	30,058

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一般財源		29,685	29,765
合計		29,685	29,765	30,058
人件費		820	810	820
総コスト		30,505	30,575	30,878
備考				

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望11：発達障害者支援センターの役割について】

i 結論

発達障害者支援センター運營業務では、相談者への相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修業務などが行われているが、同支援センターが発達障害者支援地域協議会などにおいて積極的な役割を担い、学齢期の発達障害者支援を行う教育センター、学校などの教育機関とも定期的な協議を行い、障害者支援を総合的に行う地域の拠点的作用を果たすことが望ましい。

ii 理由

- ① 発達障害者支援センター業務については、発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援、発達障害児（者）に対する就労支援、関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修、関係施設及び関係機関等との連携等業務を実施し、年間3000万円規模の事業予算（委託費）が費やされているが、その殆どが人件費となっている。人件費に関して、事業実施報告書では医学的診断件数は「0件」であるが、嘱託医による相談・助言及び困難ケースに対するスーパーバイズなどを行っており、嘱託医（H29～隔週）に対する人件費の支払いが行われている。また、常勤職員には心理士（有資格者）が1名在席するが、事業実施報告書では心理学的判定数は「0件」となっている（心理学的アセスメントやカウンセリン

グを実施)。同センターでは、相談者の相談内容に応じ、適宜、専門機関への紹介等を行っているが、上記委託費に見合った人材活用ができていないのか疑問もある。

- ② この点、平成 28 年度改正発達障害支援法においては、「切れ目のない支援」の重要性が強調され、医療・保健・福祉・教育等の分野間で連携する支援（「ヨコの支援」）と、保育園・幼稚園と小学校（就学）、小学校と中学校・高等学校（進学）、学校等と就職先（就職）など、乳幼児期から学齢期、そして社会参加に至るまでの各段階において分断されること無く、ライフステージに応じた一貫した支援（「タテの支援」）の 2 つを示している。同法第 19 条の 2 において「発達障害者支援地域協議会」の設置の規定が新設されたが、この協議会は、各種関係者が一同に集まり、地域における発達障害者支援についての実情や今後の課題を共有し、互いの機能や役割を確認・見直しを行い、共通の認識を持ちながらそれぞれの取組をきめ細かく円滑に進めるための会議体であるが、その議論・検討の過程においては、過不足のあるサービス、支援、人材などについて共通の認識を持ち、中長期的な見通しを持ちながら必要な体制整備に努める役割を担う機関が必要とされている。
- ③ また、各自治体においては、文科省・厚労省による 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（平成 30 年 3 月 29 日）を受けた同各省「教育と福祉の一層の連携等の推進についての通知」（平成 30 年 5 月 24 日）に基づき、家庭・教育・福祉の連携強化のための施策等（トライアングルプロジェクト）が行われている。家庭と福祉と教育を具体的に繋ぐための人材（発達障害者地域支援マネージャーや発達障害者支援コーディネーターなど）及びツール（振り返りシート、養育支援シートなど）など、積極的な人材登用及びツール活用などが行われている。前記「トライアングル」プロジェクト報告において、教育と福祉の連携を推進するための方策の 1 つとして、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置が掲げられているが、その具体的施策として、徳島県の実践例を参考に、既存の協議会などを活用するなど、効率的かつ効果的な運営に努めることなどが提言されている。
- ④ 堺市においても発達障害者支援地域協議会が設置され、発達障害者支援センターもそのメンバーとなっているが、上記の趣旨を踏まえ、同センターは、発達障害者支援地域協議会において積極的な役割を担い、学齢期の発達障害児支援を行う教育センター、学校などの教育機関とも定期的な協議を行い、発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点的役割を果たすことが望ましい。

2 発達障害者（児）支援事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

発達相談の実施により早期発見・早期支援を推進し、就学移行支援を行うことにより、学校での二次的な不適應を予防し、児童の健全育成をより一層推進する。また、不安を持ち、孤立しがちな養育者に対する子育て支援を行い、虐待予防を図る。

ii 事業内容

4・5歳児発達相談、家族のための学習会（短縮版ペアレントトレーニング）、「あい・ふあいる」活用セミナー、市民啓発事業、超早期療育支援事業を実施。また、発達支援コーディネーターにより、発達障害児とその家族を支援するとともに、地域の機関等からの相談・助言をうけ支援体制のサポート強化を行う。

iii 実施方法

直接実施及び一部委託（国立大学法人大阪大学）により実施

iv 目標値の設定と実績

指標名【活動指標】	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
発達相談来談者数	人	目標値	200	200	200	200
		実績値	166	171	176	155
		達成率	83%	86%	88%	78%
		評価	普通	普通	普通	—
算出方法・設定根拠など	堺市マスタープランに基づく					
指標名【活動指標】	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
発達相談満足度（保護者）	%	目標値	100	100	100	100
		実績値	100	96	97	97
		達成率	100%	96%	97%	97%
		評価	良い	普通	普通	—
算出方法・設定根拠など	アンケート調査回答（前年度分）より					

v 発達障害児の概数

- ・堺市における 4 歳児 6,985 人（平成 31 年 4 月 30 日現在）
6,695 人（令和 3 年 4 月 30 日現在）

・発達障害児（疑い含む（0～5歳児））の概数 963人（令和元年度就学前障害児実態把握調査）

・相談者数 176人（R1）

イ 根拠法令等

発達障害者支援法、堺市マスタープラン、堺市子ども・子育て支援事業計画、第2期堺市障害児福祉計画

ウ 就学時の引継ぎ

当該事業では4・5歳児発達相談を受けた児童の保護者に振り返りシートを交付することで、保護者を介しての情報の引き継ぎが行われている。

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	32,259	32,400	32,490
決算額（千円）	32,313	31,888	28,394

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一般財源		16,591	18,332
国・府支出金		15,722	13,556	15,959
合計		32,313	31,888	28,394
人件費		1,640	1,620	1,640
総コスト		33,953	33,508	30,034
備考				

【主な事業費の内訳】

委託料、発達支援コーディネーター報酬、その他医師及び研修講師謝礼として支給

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望 12：発達障害者（児）支援事業の更なる周知】

i 結論

発達障害者（児）支援事業について、乳幼児健診（1歳6ヶ月・3歳）などの機会を利用するなどして、保護者に対し、同事業の存在をさらに周知徹底させることが望ましい。

ii 理由

発達障害の疑いの可能性のある児童の割合が約7人に1人（6.5%）と推計されていることを踏まえれば、発達障害者支援事業における「4・5歳児発達相談」などの現在の目標値及び実績値（R1の176人）は、堺市の4歳児の実数（約7,000人）を考慮すると少数にとどまっているとの印象がある。現在、堺市では広報以外に保健センターや保育園やこども園等を通じて、すべての4歳児に4月及び9月に案内を送付し周知しているところであるが、早期発見・早期支援の意義、二次的な適応障害の予防の有用性から考え、1歳6ヶ月児健診や3歳児健診などの機会を利用し、同事業について更に周知することが望ましい。

イ 【要望 13：就学期の各種関係機関への確実な引き継ぎ】

i 結論

発達障害者（児）支援事業の「4・5歳児発達相談」時に作成される「振り返りシート」について、就学を機に支援が分断されないよう、各機関で連携を図っているが、より緊密な連携を図るべく、保護者の同意を得て確実に関係機関(小学校その他)に引き継ぎがなされる体制の充実化を図ることが望ましい。

ii 理由

- ① 現在、堺市は、発達障害者（児）支援事業における「4・5歳児発達相談」を受けた児童の保護者に対し、「振り返りシート」を交付し、保護者を介して、引き継ぎ先の関係機関に交付するよう伝えている。「振り返りシート」は在籍する保育所やこども園用に交付するものを含め2枚保護者に送付し、それを通じ、園等での支援について助言するなどの連携を図っている。その後の就学移行については、園が主体となり、振り返りシートを就学相談時に活用するように園から保護者に伝えている。また、堺市では、就学前児童に関して、市の関係課及び市の事業の受託者が連携した支援を図るため障害児支援等関係機関連絡会を開催し、教育委員会の関係課も構成機関に加わっており、就学期での引き継ぎも実施している。
- ② また、堺市では、特別な支援を必要とする子どもたちが、乳幼児期から成人

期までのライフステージを通して継続した支援を受けられるようにバインダー形式のファイル（あい・ふぁいる）を作成し、本人に関する教育、保健、医療、福祉等に関する情報を記入することで、それぞれの機関が情報を共有し、支援のために活用することができるものとしている（同ふぁいるは、就学相談時など関係機関を通じ希望者に配布しており、様式はホームページでもダウンロードすることができる）。

- ③ 上記の堺市の取組みは、就学を機にこれまでの相談支援の成果が分断されないよう各機関において連携を図るものであり評価できる。他の自治体では、例えば、岡山県保健福祉部障害福祉課・おかやま発達障害者支援センターにおいては、部局横断で構成される検討組織の設置、移行期の情報共有ツールである共通支援シートの活用と同シートの引き継ぎによる「個別の教育支援計画」への反映、個人情報に関する関係法令等に基づく適正な取り扱い、年間スケジュールの共有、各担い手である保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭・小学校教諭による理解、移行期における情報連携に関するガイドラインの策定、市民向けリーフレットの作成などを実施しており、より密な連携を図っている事例もあり、参考とすべきである。

3 障害児施設入浴サービス事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

自宅での入浴が困難な障害児を施設で入浴させることにより、当該障害児及びその家族の福祉の向上を図る。施設で入浴させることにより、障害児の身体の清潔の維持・心身機能の維持も図る。

ii 事業内容

体格も大きく保護者の介助が困難な 12 歳から 18 歳未満の障害児に施設にて入浴の機会を提供する。(利用は 1 週間当たり 2 回とし、月 10 回を限度としている)

iii 実施方法

委託による実施

iv 目標値の設定と実績

指標名【活動指標】	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延べ支援件数	件	目標値	1,000	800	800	700
		実績値	809	780	632	566
		達成率	81%	98%	79%	81%
		評価	普通	普通	少し悪い	—
延べ利用者数	人	目標値	200	160	120	120
		実績値	166	133	103	90
		達成率	83%	83%	86%	75%
		評価	普通	普通	普通	—
算出方法・設定根拠 など	障害児通所支援事業所でもサービスが提供されるようになり、利用者数が減少傾向のため、実績に基づき設定					

イ 根拠法令等

堺市障害児施設入浴サービス事業実施要綱

事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額 (千円)	6,720	6,450	5,802
決算額 (千円)	6,428	5,181	4,554

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	受益者負担金	317	246	232
	一般財源	6,111	4,935	4,322
	合計	6,428	5,181	4,554
人件費		1,980	1,620	1,640
総コスト		8,408	6,801	6,194
備考				

【令和 2 年度の主な事業費の内訳】

全て委託料である。

4 障害児事業者等指定・指導事務

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

障害児支援事業所の適切な運営。

ii 内容

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者、障害児入所施設、障害児相談支援事業者の指定及び指導並びに当該事業者の義務である業務管理体制の整備及び届出にかかる検査・指導等を実施するもの。

iii 目標値及び実績

指標名【活動指標】	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害児通所支援 事業所等の実地 指導数	回	目標値	30	30	30	30
		実績値	35	30	25	16
		達成率	117%	100%	83%	53%
		評価	良い	良い	普通	－
算出方法・設定根拠	おおむね 3 年に 1 度の実地指導を行うことを前提として指定事業所数に基づき算出。					

iv 事業実施状況

平成 24 年の児童福祉法の改正により、各種支援事業の創設・再編が行われ、障害児支援が強化された。事業者の指定及び指導監督事務については、大都市特例により都道府県事務を指定都市で行っている。

指定事業者の増加に伴い、指定及び指導監督事務も年々増加している。

v 事業所指定件数、及び利用者数の推移

障害児通所支援事業所(児童発達

※各年度 10 月実績で集計

支援・放課後等デイサービス)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業所数合計	34	49	66	86	103	112	112	121	122
児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を実施	22	27	32	49	59	67	71	76	77
児童発達支援のみ実施	0	0	0	0	0	1	2	4	4
放課後等デイサービス等のみ実施	12	20	31	34	39	38	34	34	35
児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を実施 ※1	0	0	2	2	4	5	5	7	6
児童発達支援のみ実施 ※2	0	2	1	1	1	1	0	0	0

※1 多機能（児童発達支援及び放課後等デイサービス）で主に重症心身障害児を受入

※2 児童発達支援、主に重症心身障害児を受入

※各年度 10 月実績で集計

児童発達支援センター	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
児童発達支援センター	3	3	3	3	3	3	3	2	2
医療型児童発達支援センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2

保育所等訪問支援	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	0	2	5	5	6	6	6	5	6

医療型障害児入所施設	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	1	1	1	1	1	1	1	1	1

障害児通所支援事業		※各年度10月実績で集計																
サービスの種類	H24年		H25年		H26年		H27年		H28年		H29年		H30年		R1年		R2年	
	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月
児童発達支援センター除○	51	158	182	681	253	1116	347	1559	463	2010	665	2780	642	3646	600	2673	736	3886
放課後等デイサービス	917	6421	1199	9264	1543	12517	1971	15895	2179	17418	3333	26347	2616	25813	2826	22496	2961	24659
福祉型児童発達支援センター	149	2891	158	2964	181	3036	254	3215	253	3060	242	3231	247	3304	245	2964	253	3095
医療型児童発達支援センター	57	747	81	832	71	701	75	690	65	644	71	707	65	689	57	514	51	571
保育所等訪問支援	0	0	5	7	28	37	13	17	30	33	22	24	31	39	72	111	85	128

障害児相談支援事業		※各年度月平均で集計																
サービスの種類	H24年		H25年		H26年		H27年		H28年		H29年		H30年		R1年		R2年	
	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	
障害児相談支援事業	34	102	139	313	308	347	347	398	432									

障害児入所支援事業		※各年度10月実績で集計																
サービスの種類	H24年		H25年		H26年		H27年		H28年		H29年		H30年		R1年		R2年	
	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月	利用者数	利用日数/月
福祉型障害児入所施設	9	276	10	296	8	246	19	397	21	419	17	370	5	153	6	182	6	186
医療型障害児入所施設	20	579	17	526	19	533	19	576	20	571	20	502	14	383	11	310	11	319

vi 事業者による不正発生防止の為の各種方策

1年に一度、全ての指定障害児支援事業者に対し集団指導を実施し、注意喚起、制度の周知を図るとともに、おおむね3年に一度実施する実地指導時に事業所において書類（サービス提供記録、職員の出勤状況、人員配置など）のチェックが行われている。

その他、事業所に対する電子メールの送信等の手法により、随時注意喚起、制度周知等が図られている。

vii 不正事案発覚状況（実地指導と監査、勧告・処分、指定取消）

	H29	H30	R1	R2
実地指導	36	40	25	16
監査に移行	6	3	7	3
勧告	1	2	1	—
処分	5	0	5	2
勧告・処分なし	—	1	1	1

効力停止	一部効力停止	2	1	-	1
	全部効力停止	-	3	-	1
指定取消		1	-	5	-

イ 根拠法令等

児童福祉法

厚労省社会・援護局：指定障害児通所支援事業者等指導指針

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	11,963	16,364	12,228
決算額(千円)	8,418	13,628	16,544

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一般財源		8,418	13,628
国・府支出金		-	-	2,950
合計		8,418	13,628	16,544
人件費		15,800	15,550	15,800
総コスト		24,218	29,178	32,344
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)
報酬	10,913
職員手当等	1,539
旅費等	1,086
その他	3,006
合計	16,544

★通所給付費(利用者負担分を除く)の負担割合 国 1/2、大阪府 1/4、堺市 1/4

入所給付費(利用者負担分を除く)の負担割合 国 1/2、堺市 1/2

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 27：実地指導の確実な実施】

i 結論

障害児事業者等指定・指導事務事業について、定期的な実地指導の確実な実施を行うべきである。そのために、担当職員の人員増強、人材育成等の方策、一部外部委託などによる業務効率化も検討すべきと考える。

ii 理由

- ① 通報を除き、実地指導が、事業所の不正の発覚の契機となることが多いと考えられることから、障害児事業所等の質の維持及び向上のためには、障害児事業所等に対する実地指導の確実な実施が必要不可欠である。現在、3年に一度の実地指導が確実に実施されていない現状があり（令和2年度現在、約130の事業所に対し、実地指導件数は年40回に満たない）、民間事業所が参入する現状で、不正事案の防止を図るべく、実地指導の確実な実施に向けての体制の充実が急務である。
- ② 現行の児童福祉法の下で、外部委託が可能なものには、実地指導における中核的な業務（命令や立入り検査など）は除かれているが（参照：同法57条の3の4第1項1号）、少なくとも実地指導の現状の体制（令和3年度の組織改正に伴う移管先健康福祉局における実地指導人員の減少）に鑑みれば、実地指導における事前準備作業（書類作業）、実地指導における書類確認、及び事業所従業員への聴き取り補助、実地指導後の書類作成業務などの事務的な作業について、外部委託を行うなどして、実地指導の効率化を図ることは可能であり、3年に一度の実地指導の確実な実施に向け、一部外部委託などの方策も検討すべきである。

イ 【要望 14：指定事業者の事業内容の質の審査の必要性】

i 結論

障害児事業所等指定・指導事務事業における対象事業所の障害児等に対する支援の質の向上を図るため、第三者機関（委託）による外部評価の実施が望ましい。

ii 理由

- ① 障害児事業所については、営利を目的とする民間事業所の参入により、支援の質の低下、及び、事業者間における質の格差の存在が全国的な課題となっている。堺市内の事業所による支援活動についても、利用者等からの苦情及び事故の報告が多く寄せられており、事業所の質の向上が強く求められている。
- ② ライフステージに応じた切れ目の無い支援の充実を考えた場合、今後益々、民

間の事業所の活用が増大することが見込まれ、事業所における支援の質の向上・維持がより一層強く求められるところ、現状においては、事業所による自己評価が行われているに過ぎず、各事業所の障害児（者）に対する支援の中身（質）に関する客観的な評価は行われていない。そこで、第三者機関（外部）からの評価を行い、支援内容の充実（質の維持・向上）を図ることが有用と考える。

- ③ 厚労省による「障害児支援サービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」報告（令和2年7月）では、外部評価項目、外部評価マニュアル、評価者養成講座カリキュラムへの事業者、評価者、保護者の評価は高く障害福祉サービスの向上に役立てることが可能であることが確認され、外部評価の有効性が明らかにされている。前記外部評価マニュアルを活用した第三者による外部評価により、事業所の実施内容の客観的な評価が可能となり、事業所による支援の質の確保及び向上が期待できる。堺市においては、全国に先駆けて外部評価制度の導入に向けた各種施策等を行い、早期の実現を図ることが望ましい。

5 障害児等療育支援事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、その他療育が必要と認められる障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制の充実を図るとともに、他の療育機関等との重層的な連携を図り、もって当該障害児及びその家族の福祉の向上を図る。

ii 事業の内容

①訪問療育等指導事業

相談・指導を担当する職員等で編成された相談・指導班を設置し、相談若しくは指導を希望する障害児の居宅等に定期的若しくは随時訪問し、障害児及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う。とりわけ、重症心身障害児などの重度の障害児等においては、通所支援を受けるために外出することが難しいため、その需要が存在する。

②外来療育等指導事業

障害児及びその保護者に対し、外来の方法により各種の相談・指導を行う。

③施設支援指導事業

障害児通所支援を実施する事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し、障害児の療育に関する技術指導等を行う。

iii 事業実施の経緯と実施方法

平成18年度から児童発達支援センターにおいて指定管理方式により本事業を実施していたが、より身近な地域で支援が受けられるよう、障害児相談支援及び障害児通所支援若しくは障害児入所支援の事業者指定を受けている相談、療育指導を行うための専門技術及び実績を有する法人を公募により選定し、平成26年度から拡充。

現在、7団体が実施団体として選定されている。※あい・すてーしょん

iv 目標値の設定と実績

指標名 【活動指標】	単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ支援件数	件	目標値	700	800	850	850
		実績値	760	923	1,285	1,082
		達成率	109%	115%	151%	127%
		評価	良い	良い	大変良い	－

算出方法・設定根拠など	委託事業者からの実績報告書の支援件数から算定。					
指標名 【成果指標】	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用登録解除数/新規利用登録者	%	目標値	50	50	50	50
		実績値	43	40	30	37
		達成率	86%	80%	60%	74%
		評価	普通	普通	少し悪い	-
算出方法・設定根拠など	当該年度における新規利用登録者数に対する利用登録					

v 事業報告書（令和 2 年度）の集計

		名簿登録数			実施件数		施設支援指導		職種別実施状況		
		R1	R2		訪問	外来	実施回数	延参加人数	訪問	外来	施設指導支援
1	(特非)びーす	132	145	13	2	69	836	1154	2	69	984
2	(福)大阪府肢体不自由者協会	0	2	2		10	11	11		26	15
3	(福)コスモス	37	40	3	8	20	8	39	4	19	8
4	(福)堺あすなる会	0	1	1			18	18			18
		169	188	19	10	99	873	1222	6	114	1025

vi 障害児サービス等の見込量

		R3	R4	R5
児童発達支援	利用人数（人／月）	904	914	924
	利用日数（人日／月）	5,801	5,866	5,930
医療型児童発達支援	利用人数（人／月）	52	51	50
	利用日数（人日／月）	409	401	393
居宅訪問型児童発達支援	利用人数（人／月）	1	1	1
	利用回数（回／月）	2	2	2
放課後等デイサービス	利用人数（人／月）	2,932	2,961	2,990
	利用日数（人日／月）	22,914	23,142	23,368
保育所等訪問支援	利用人数（人／月）	80	90	100
	利用回数（回／月）	120	135	150
障害児相談支援	利用人数（人／月）	537	664	804

イ 根拠法令等

障害者総合支援法

第 2 期堺市障害児福祉計画

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	9,888	10,227	10,650
決算額（千円）	8,315	12,490	12,193

※事業費は全て委託料である。

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	2,250	2,250	2,250
	一般財源	6,065	10,240	9,943
	合計	8,315	12,490	12,193
人件費		990	980	820
総コスト		9,305	13,470	13,013

(2) 監査対象に対するコメント

現在、障害児等療育支援事業の事務事業総点検シートにおける目標値は、3つの事業の延べ支援件数を基にしているため、個別の目標設定をすべきかどうかについて検討を行ったが、当該事業は、利用希望者（事業所等）からの申請をもとに受託事業者が業務を実施しており、受託事業者が事業所等を選んで業務を実施するわけではないため、ニーズに対応した事業となっており、当該事業は、業務ごとの実施件数に対しての単価契約となっているため、業務ごとの目標設定は不要と考えた。

6 あい・さかい・サポーター養成事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

地域の認定こども園・保育所・幼稚園・学校・障害児支援事業所等、子どもの発達支援に携わるすべての機関において、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援が行えるよう専門研修を実施し、支援力の向上を図るもの。

また、各機関及び地域において中核となるサポートリーダーを養成する。

ii 内容

保育教諭・指導員（直接支援者）コース、保健師・相談員（相談支援者）コース、
ぴあリーダー養成研修修了者

- ・ 2年間をかけ、発達、福祉、障害理解、家族支援、事例検討など、2時間程度1コマとした合計23コマ程度の研修を実施。1年目：基礎講座15コマ、2年目：応用講座8コマ程度
- ・ 1年目の基礎講座の全課程受講者に『あい・さかい・サポーター認定証』を発行。
- ・ 2年間の研修の全課程受講者に『あい・さかい・サポートリーダー認定証』を発行。

iii 実績

令和元年度あい・さかい・サポーター養成研修の受講生（5期生）を4月に募集し、76名の新規受講申し込み者があり、基礎講座・応用講座併せて64名が研修を修了した。

5期生の内訳としてこども園・保育所・幼稚園で15名、学校（のびのびルーム含む）14名、障害児支援事業所等47名。

本研修では、地域の認定こども園・保育所・幼稚園・学校・障害児支援事業所等、子どもの発達支援に携わるすべての機関において、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援が行えるよう専門研修を実施し、各機関及び地域において中核となるサポートリーダーを養成した。

障害児や支援が必要な子どもにかかわる複数の支援機関・支援者が同じ考え方に基づき支援を行うために、共通の研修を実施し、スキルアップを図った。また、支援機関が実際に実施している支援について報告会を行い、支援方法等の助言、指導をし、支援の質の向上や支援方法の改善を図った。

イ 根拠法令等

堺市マスタープラン、第2期堺市障害児福祉計画

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	1,565	1,577	1,649
決算額(千円)	734	651	368

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	734	651	368
	一般財源	-	-	-
	合計	734	651	368
人件費		820	810	820
総コスト		1,554	1,461	1,188
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 (千円)
会場借上料	211
講師謝礼金	360
消耗品費	24
通信運搬費	56
合計	651

7 発達障害啓発事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

広く市民へ発達障害の正しい理解と対応方法や相談機関等の周知を進めることで、発達障害児者が地域・社会で安心して暮らすことができるように支援すること。

ii 内容

広く市民へ発達障害の正しい理解と対応方法や相談機関等の周知を図るため、4月2日～8日の「発達障害啓発週間」に合わせて、講演会、ブルーライトアップ、パネル展、懸垂幕・タペストリーの掲揚、リーフレットの配架等の啓発活動を行う。

iii 事業実績と成果

① 発達障害が疑われる子ども、障害支援が必要な子ども（家族）の概数

・幼児期

0歳～5歳 963人（令和元年度就学前障害児実態把握調査）

・小学生（7～12歳）

3,182人（市立）、89人（府立等）

・中学生（13～15歳）

1,085人（市立）、44人（府立等）

・高校生（16～18歳）

市立及び府立等において支援学校・支援学級・通級で学ぶ児童生徒数

なお、私立及び高等学校に在籍する児童生徒数は資料なし

② 目標値と実績

指標名【活動指標】	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
講演会参加人数	人	目標値	100	100	50
		実績値	117	70	45
		達成率	117%	70%	90%
		評価	良い	少し悪い	－

イ 根拠法令等

発達障害者支援法

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	1,508	1,038	909
決算額（千円）	798	432	449

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	399	215	221
	一般財源	399	217	228
	合計	798	432	449
人件費		820	810	820
総コスト		1,618	1,242	1,269
備考				

【令和元年度の主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 （千円）
委託料	33
需用費	117
印刷製本費	256
会場借上料	26
合計	432

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望 15：啓発活動の充実】

i 結論

発達障害啓発事業における啓発活動をより一層充実させ、また、発達障害者支援センターとのより一層の連携を図っていくことが望ましい。

ii 理由

- ① 現在、堺市では、発達障害啓発事業として、講演会、「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」ブルーライトアップ、パネル展示、発達障害啓発週間ブックフェア、懸垂幕・タペストリーの掲揚等を実施し、また、堺市主催の研修や市ホームページでの情報提供による啓発、センターでの研修・セミナー等の実施等も含めてその啓発活動を実施している。
- ② 事業の評価指標では、同事業で講演会の参加人数としているが、発達障害の疑いの可能性のある児童の割合が約 7 人に 1 人（6.5%）と推計されていることなど、潜在的な発達障害者（児）の概数及び発達障害者支援センターにおける相談支援・発達支援：1,453 人（令和 2 年度）である一方、発達障害啓発事業における講演参加人数が 100 名程度にとどまっていることを踏まえると、引き続き、同事業の周知・啓発活動を充実化させていくことが望ましい。また、発達障害者支援センターと協働で本事業が実施されているが、より一層の連携を踏まえて、その周知を図ることが望ましい。

8 障害児通所支援事業者育成事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

指定障害児通所支援事業者等を対象として、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援を推進し、障害児の発達支援に資することで障害児通所支援事業の質の向上を図る。

ii 内容

① 機関支援（1事業所年3回必須）

市内指定事業所に対して、訪問及び実施事業所への来訪、見学・実習受け入れ等により、障害児支援技術及び通所支援計画に基づいた支援について助言・指導を行う。

② 研修（年3回）

事業所職員のほか、事業所が連携すべきほかの福祉、保育、教育、医療、保健等、施設・事業者の従業者を対象として、障害児支援に関する研修を実施する。

iii 目標値設定及び実績

指標名【活動指標】	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ機関支援件数	件	目標値	156	156	156
		実績値	183	231	211
		達成率	117%	148%	135%
		評価	良い	大変良い	－
算出方法・設定根拠等	事業者からの実績報告書に基づき算定				

iv 実施機関及び実績（令和2年度）

	受託事業者	機関支援事業		研修事業	実施機関連絡会
			内訪問		
1	(特非) ぴーす	92	35	3	6
2	(福) コスモス	39	39	3	6
3	(福) 堺あすなろ会	39	37	3	6
4	(福) こころの窓	42	41	3	6
	合計	212	152	12	24

※各法人間で訪問事業所の振り分け

※3つの研修内容は、同じテーマを実施

イ 根拠法令等

児童福祉法
第2期堺市障害児福祉計画

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	18,592	18,852	17,844
決算額（千円）	18,592	18,852	17,844

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		18,592	18,852
一般財源		-	-	-
合計		18,592	18,852	17,844
人件費		1,160	1,150	1,170
総コスト		19,752	20,002	19,014
備考				

【主な事業費の内訳】

全て委託費である。

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望16：他の事業との連携による効率化】

i 結論

障害児通所支援事業者育成事業においては、障害児等療育支援事業、あい・さかい・サポーター養成事業との連携を図り、同種事業との効率化を図るべきである。

ii 理由

障害児通所支援事業者育成事業は、障害児等療育支援事業における施設支援指導事業とは、同一の実施機関（主体）にて行われており、また、あい・さかいサポーター養成事業とは、障害児通所支援事業所など、当該事業の対象機関が同一のものもあるため、事業間の連携による合理化、効率化を図ることが望ましい。

9 発達障害医療機関等支援事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

円滑な発達障害の診療体制を整備するため、発達障害の高度な専門性を有する医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、医療関係者に向けた研修や医療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することにより、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。

また、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とする。

ii 内容

① 人材育成・実地研修

医療機関の医師等を受け入れ、専門的技術に関する研修、検査、リハビリ等を含む診療等への陪席を実施する。

医療機関に拠点医療機関の医師等が出向き、診療等に対する助言・指導、その他の支援を行う。

② 情報収集・提供

本市内の発達障害の診療等を行う医療機関に関する情報（診療内容、待機状況等）を収集する。また、受診を希望する当事者とその家族に対し、地域の診療可能な医療機関について、情報提供を行う他、保育所、学校、障害児支援や障害福祉サービス事業所に対し、地域の適切な医療機関の紹介等を行う。

③ ネットワーク構築・運営

拠点医療機関が中心となり地域の発達障害の診療等を行う医療機関同士の会議体を構成し、定期的な意見交換や研修等を実施する。

④ 発達障害医療コーディネーターの配置

事業を実施するため、拠点医療機関に発達障害医療コーディネーターを配置し、医療機関同士や医療機関の地域の関係機関、当事者とその家族との調整を行う。

発達障害医療コーディネーターは、拠点医療機関において研修を受講した医療機関のリストを作成する等本事業の実施に際して必要となる取組を行う。

⑤ 発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学

研修」)の内容を踏まえた研修を実施する。

iii 目標値及び実績

指標名【活動指標】	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内の診療所等に対する研修会の参加人数	人	目標値	-	70	50
		実績値	-	76	17
		達成率	-	109%	34%
		評価	-	良い	-
算出方法・設定根拠など	研修を修了した人数。新型コロナウイルス感染防止対策により、研修会場の人数制限を行うことを考慮し令和2年度の目標値を設定。				

イ 根拠法令等

発達障害者支援法

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	-	12,178	11,209
決算額(千円)	-	11,555	11,209

【総コストの内訳】

財源内訳(千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	-	5,777	5,604
	一般財源	-	5,778	5,605
	合計	-	11,555	11,209
人件費		-	810	820
総コスト		-	12,365	12,029
備考				

【主な事業費の内訳】

全て委託費である。

10 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

ii 内容

厚生労働省が示すカリキュラムに基づき、障害児通所支援事業所、保育所、放課後クラブ及び学校等において、医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修及び医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施する。

イ 根拠法令等

児童福祉法、医療的ケア児等総合支援事業実施要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

令和2年度開始の新規事業である。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	－	－	422
決算額（千円）	－	－	803

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		－	－
一般財源		－	－	366
その他		－	－	14
合計		－	－	803
人件費		－	－	8,920
総コスト		－	－	9,723
備考				

【主な事業費の内訳】 令和2年度開始の新規事業につき資料なし

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望 17：外部委託の検討】

i 結論

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業の実施主体を専門機関に外部委託することを検討すべきと考える。(なお、令和4年度予算にて外部委託にて予算要求が行われている。)

ii 理由

医療的ケア児等コーディネーターの養成及びその研修は、専門性を有する人材の育成事業であり、直接実施が必ずしも必要ではなく、むしろ専門性（技術やノウハウ）を有する民間の第三者機関による実施が事業の実質化を図る上でも望ましい。

1.1 こどもリハビリテーションセンター運営管理事業【施策領域 3-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 事業の目的

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、その児童の豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助する。

ii 事業内容

① 児童発達支援センター

- ・ 児童発達支援（日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応訓練を行う。）
- ・ 医療型児童発達支援（児童発達支援及び治療を行う。）
- ・ 保育所等訪問支援（保育所、幼稚園等に訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う。）

② 障害児相談支援（障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成し、モニタリングを行う。）

③ 障害児等療育支援事業（障害のある児童及びその疑いのある児童の課題に応じた療育支援や保護者への相談助言を行うため、通所教室等を実施する。）

7団体の1つ（事業所）として、堺市より受託し、障害児等療育支援事業を実施

イ 根拠法令等

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例、堺市立えのきはいむ条例

ウ 指定管理者

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	702,324	695,657	657,376
決算額（千円）	709,069	693,596	691,457

※事業費の殆どは委託料（指定管理料）である。

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		2,318	-
受益者負担金		1,394	1,378	1,376
一般財源		705,357	692,218	690,081
合計		709,069	693,596	691,457
人件費		4,100	4,100	4,100
総コスト		713,169	697,696	695,557
備考				

【主な事業費の内訳】

費目	令和元年度決算額 (千円)
指定管理料	688,269
工事費	2,944
備品購入費	714
その他委託料	1,168
需用費	150
役務費	351
合計	693,596

第12 子ども相談所

1 子ども相談所運営事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

個々の子どもや家庭にもっとも効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

ii 内容

児童の福祉に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じる。

児童及びその家庭につき、必要な調査や医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。

児童及びその保護者につき、上記の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なう。

児童の一時保護及び児童福祉施設等への入所措置を行う。

イ 根拠法令

児童福祉法

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	106,787	109,174	130,386
決算額（千円）	102,625	104,435	116,211

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一般財源	81,289	73,883	85,454
	国・府支出金	21,336	30,552	30,757
	合計	102,625	104,435	116,211
人件費		670,200	520,500	586,700
総コスト		772,825	624,935	702,911
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)

子ども相談所管理 運営	102,596
子ども相談所相談 支援等	13,615
合計	116,211

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 28：子ども相談所における業務運営】

i 結論

子ども相談所における職員の長時間勤務が常態化していることを踏まえ、児童福祉司を含めた職員配置数の適正化を図る必要がある。また、外部 NPO 法人への業務一部委託や弁護士等の専門職の採用等を含め、職員の負担軽減につながる方法について検討すべきと考える。

ii 理由

① 児童福祉司の設置人数（現状の人的配置状況について）

子ども相談所の職員数及び職種別の内訳は、次表のとおりとなっている（令和 3 年 4 月 1 日時点）。

子ども相談所職員数															
区分	職員数			職種別内訳											
	常勤	非常勤	計	事務職員	児童福祉司	児童心理司	医師	看護師	保健師	心理職	保育士	相談員	児童指導員	指導員	補助員
所長	1		1		1										
所次長	1		1	1											
参事役	1		1			1									
育成相談課長	1		1	1											
育成相談課参事	1		1	1											
育成相談課長補佐	1		1		1										
管理係	3	2	5	5											
相談第一係	8	2	10	1	9										
相談第二係	7	2	9		8							1			
相談第三係	5		5		3	2									
虐待対策課長	1		1		1										
虐待対策課長補佐	1		1		1										
主幹	1		1						1						
対応第一係	6	6	12		5				1			6			
対応第二係	9		9		9										
対応第三係	8	2	10	1	9										
家庭支援課長	1		1	1											
家庭支援課長補佐	1		1			1									
心理支援第一係	9	5	14			9	2		3						
心理支援第二係	8	6	14		1	7	3		3						
一時保護所長	1		1							1					
一時保護所長代理	1		1										1		
副主査	2	1	3	3											
保護係	15	26	41				1	1			2	3	24	5	5
合計	93	52	145	14	48	20	6	1	2	7	2	10	25	5	5

子ども相談所の業務は、子どもの家庭福祉の援助実践を担うという点において、高度の専門的知識及び技術が必要である。そのため、子ども相談所は、児童福祉司を必ずおこななければならないものとされている（児童福祉法 13 条）。児童福祉司は、関係機関との連絡調整役を担い、社会診断（問題の所在とその背景等についての調査を進め、相談者による主訴とその背後にある基本的な問題並びに問題と社会的環境との関連等を解明することにより、社会学や社会福祉学的視点から援助のあり方を明確にすることをいう）を行うものであることから、援助指針（援助方針）の原案を作成する等の業務を行うこととされている。

堺市における児童福祉司の配置状況は、以下のとおりであり、令和 3 年度において、21 名の児童福祉司が不足している状況にある。

児童福祉司の配置基準に対する堺市の配置状況														
年度	児童福祉司の数													
	第3条第1項第1号イに掲げる数			第3条第1項第1号ロに掲げる数				第3条第1項第2号及び第3号		合計	実配置	過不足	第3条第2項	
	公表された最近の国勢調査の結果による当該児童相談所の管轄区域における人口	人口を3万で除して得た数		(1) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数		(2) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数	(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た数を40で除して得た数	里親養育支援	市町村支援					(3)+(6)+(7)+(8)
	人口①	摘要	経過措置②	①÷②(端数切上げ)③	児童虐待対応件数④	摘要	①×0.1%⑤	(④-⑤)÷40(端数切上げ)⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑩-⑨	⑩÷6(端数切上げ)
R2	839,310	H27.10.1	30,000	28	2,170	H30年度実績	839.310	34	1	1	64	48	▲ 16	8
R3	826,161	R2.10.1	30,000	28	2,367	R元年度実績	826.161	39	1	1	69	48	▲ 21	8
※各条項は、児童福祉法施行令														

② 子ども相談所における勤務状況

また、時間外労働の上限は、堺市職員の時間外勤務に関する規則第3条において原則として、年360時間となり、特別な事情がなければ、これを超えることはできない。また、年360時間を超えない就労環境の適正化については、例えば、平成29年4月11日や令和元年5月17日に行われた庁議においても確認がされている。しかしながら、子ども相談所における勤務状況に関して、令和2年度に時間外勤務が年間360時間を超える者は、下記のとおり、職員117名中26名にも及んでおり、特に虐待対策課及び育成相談課は、係長級以上の役職者で時間外勤務時間数が多い傾向が認められる。このように職員が時間外勤務を厭わずに職務を行うことによって、子ども相談所の事業は維持されているが、それは、職員個々人への負担が加重となってきていることを意味し、早急に改善することが望まれる。

記

育成相談課：課長補佐級以下の職員25名中10名
 虐待対策課：課長補佐級以下の職員30名中14名
 家庭支援課：課長補佐級以下の職員23名中1名
 一時保護所：課長補佐級以下の職員39名中1名
 子ども相談所全体：職員117名中26名

③ 問題点の整理

以上の通り、子ども相談所においては、法が定める人員が不足しており、また、長時間労働が恒常化している。子ども相談所の業務が子どもの家庭福祉の援助実践を担うという重要な内容であるところ、その職務においては、法令を

遵守することはもちろんのこと、日頃から緊急を要する事態に即時対応できるような体制を構築しておく必要がある。日頃から長時間労働が恒常化しているような現況は、効率性を阻害するおそれが高く、勤務状況を改善する必要がある。

④ 児童相談所強化プラン（弁護士配置状況）

児童相談所強化プラン（厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）は、弁護士の配置を積極的に推進することを定め、平成 28 年 10 月以降、全ての児童相談所において、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うことを定める。堺市においては、堺市児童虐待等援助チームを作成し、登録されている 7 名の弁護士が、ローテーションを組んで、各種会議に参加している。各種会議に弁護士も参加し、弁護士との間で電話やメールを利用した随時相談体制をとっている。弁護士による堺市児童虐待等援助チームは、有効に機能をしており、堺市として、特に問題を認識しているわけではない。

もっとも、上記の通り、年 360 時間を超える時間外労働をしている職員が 20%を超えている現状にあり、職員の超過勤務労働を是認することは、ひいては子ども相談所事業の有効な運営を阻害することに繋がりがかねない。令和 2 年 4 月 1 日時点で、常勤弁護士を採用した自治体は、13 箇所、16 人にのぼり、年々増えている状況にある。常勤弁護士を採用した自治体等からは、同じ弁護士からタイムリーにアドバイスを受けられることがメリットとしてあげられており（例えば名古屋中央児童相談所等。子どもの虹情報研修センター「平成 29 年度研究報告書 児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究（第 2 報）」8 頁）、等成果が上がっているとの報告もなされているところであり、堺市児童虐待等援助チームを強化することにより、職員の適正配置に資する可能性も十分ある。例えば、現在の堺市児童虐待等援助チームに加えて、特定の弁護士が継続的に勤務するような形態を採用する等の方策を考えることもできる。

特定の弁護士が継続的に勤務するような形態は、職員が法的な問題について、即時アドバイスを受けられることできるというメリットだけではなく、児童の家族が抱える一般的な法的問題に対しても弁護士からアドバイスを受けられることができるということは、市民サービスという観点からも有意義であると考えられる。

⑤ NPO 法人等への外部委託

現在、堺市においては、一部業務について児童家庭支援センター、里親支援機関等への外部委託を行っている。これに加えて、さらに子ども相談所事業の一部業務を外部委託することが可能かを検討すべきと考える。堺市として

は、特に必要性は感じていないとのことであるが、例えば、虐待通告等に対して、NPO 法人等の外部機関に委託して、安全確認を行うことは、他市においても複数の事例がある。堺市においては、個人情報に関する法令及び契約書等の規定を遵守するよう必要な措置を講じたとしても、情報漏洩等のリスクは伴う上、迅速性が損なわれ、かえって事務が煩雑になるなど費用対効果の面でもデメリットの方が大きいとの意見もあるが、例えば、大阪府においては「大阪府児童虐待相談における児童の安全確認等業務」が行われており、かかるデメリットへの対応も対処可能であると考えられる。NPO 法人等への外部委託は、職員の負担を軽減することが出来、また、市民サービスにもつながるという意見（大久保真紀「ルポ児童相談所」朝日新書 223 頁 2018 年参照）もあることから、検討に値すると考える。

イ 【要望 18：子育て支援課、児童心理司との連携と情報の集約化】

i 結論

堺市では、子ども相談所の業務は、本庁と主に児童心理司が配属されている三国ヶ丘庁舎分室、一時保護所に分かれている。また各区役所に保健福祉総合センター子育て支援課が設置されている。かかる子ども相談所本庁と、三国ヶ丘分室、各区役所子育て支援課との連携強化(3庁舎間のテレビ会議システムの導入)や、子どもの管理情報(カルテ)の電子化及び堺市のクラウドネットワーク上でのクラウド利用等の IT ツールを利用した連携強化を推進することが望ましい。

ii 理由

- ① 子ども相談所は、児童の福祉に関する様々な問題について、児童及びその家庭に対して、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員による行動診断などの調査を行い、児童とその環境を総合的に理解した上、それらを基にして担当者による協議(会議)を重ね、判定(総合診断)し、できるだけ迅速に、児童の最善の利益を追求するための援助指針(援助方針)を策定する機関である。また、堺市においては、各区役所子育て支援課(家庭児童相談室)が、家庭その他からの相談の一次窓口になっており、地域の児童の福祉に関する様々な問題の解決に役立っている。このようなことから、児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、各区役所子育て支援課の緊密な連携は極めて重要である。
- ② 配置の状況：現在、堺市子ども相談所では、児童福祉司は、主に堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号に所在する堺市立健康福祉プラザに配置されているが、児童心理司は、堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1に所在する三国ヶ丘分室に配置されている。各区役所子育て支援課(家庭児童相談室)は、それ

ぞれの区役所内に配置されている。子ども相談所と三国ヶ丘庁舎分室との間では、テレビ会議システムが導入されているが、区役所子育て支援課と子ども相談所、三国ヶ丘庁舎分室との間には、テレビ会議システムがなく、電話でのやり取り、もしくは、直接訪問することでやり取りを行っている。

- ③ 情報管理：現在子ども相談所内で児童の情報は、基本情報については、情報管理システムで管理されているものの、全ての情報が掲載されているわけではなく、個別情報などは紙媒体で管理され、堺市立健康福祉プラザ内に集約されている。そのため、児童の情報について、児童心理司や子育て支援課の職員が確認をする場合には、堺市立健康福祉プラザを訪問するか、同プラザ内にいる職員に電話連絡し、確認をしてもらうしかない。また、過去の資料の保管スペースが限られており、三国ヶ丘分室では、過去の記録を保管する場所がなく、キャビネットや戸棚の上に、段ボールに詰めて管理することとされている。このため、過去の記録をすぐに確認することが出来ず、また、地震等の場合には、キャビネットや戸棚の上から記録が落ちてくることによって、記録が散逸し、流出の恐れもある。
- ④ IT 環境の整備：堺市としては、既存の情報管理システムや電話での聞き取りによって、円滑に対応ができており、連携を図ることが出来ているとのことである。もっとも、さらに IT 環境を整備することで、共通の資料を確認しながら、遠隔での会議等を行うことも可能である。その結果、職員の就労環境を整えることが出来る。その結果、就労時間の短縮にもつながることになり、人件費コストの削減が可能となると考える。

2 一時保護所管理運営事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図り（緊急保護）、児童の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況のアセスメントを行う。また児童の状況に応じて短期入所指導を実施する。

ii 内容

児童の処遇（家庭引取や施設入所等）が決定し退所するまでの期間、児童指導員、保育士、児童心理司、学習指導員、看護師等の専門職による生活指導、学習指導、健康管理、カウンセリングを行うことにより、児童の健全な育成を図る。

イ 根拠法令

児童福祉法

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	106,772	111,557	110,821
決算額（千円）	106,586	102,630	98,577

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		42,125	55,752
徴収金収入		1,159	1,117	1,124
一般財源		63,302	45,761	41,190
合計		106,586	102,630	98,577
人件費		123,000	137,700	155,800
総コスト		229,586	240,330	254,377
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 （千円）	主な内容
委託料	30,281	設備保守点検等、施設維持管理費等
扶助費	2,842	一時保護児童の日用品購入費等

役務費	2,315	電話使用料や郵送料、保険料等
合計	35,438	

エ 一時保護施設について

一時保護所の過去2年間の入所率と平均保護日数は、以下のとおりである。

記

令和元年度

入所率：105.9% 平均保護日数：31.3日

令和2年度

入所率：93.4% 平均保護日数：35.1日

入所率が極めて高い数値で維持されており、入所すべき児童が増えた際には、入所率が100%を超えることもありうる状況となっていた。

そこで、現在堺市では、現在一時保護所の定員増に向けた増築工事を行っており、定員数の増加等により、令和4年度からは入所率が定員以下になる予定である。

入所率が高くなると、子どもに十分に目を配ることができにくくなり、また、子どもとしても、居住スペースが低下することにより、生活の質が低下することとなる。そこで、今後も入所率が高くないように継続的に注視する必要がある。

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望 19：一時保護児童について 2 カ月以内の援助方針】

i 結論

一時保護児童については、2 カ月以内に援助方針を決定すべきことが定められているが、2 カ月を超えて援助決定がされているケースが相当程度認められる。そのため、早期に援助方針を決定できるように、体制の整備を図るべきである。

ii 理由

児童福祉法 33 条 3 項「前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。」と定められている。しかし、令和 2 年度に在籍した 233 人のうち、55 人が一時保護期間 2 カ月を超えている。一時保護は、子どもの安全を確保するという目的のために、原則として学校に通えない等の外部との交流が制限されており、子どもの自由を拘束している面がある。

方針決定するためには、調査や検討を繰り返し、保護者を含む関係者との調整や、環境整備等が必要であり、2 カ月という短期間のうちに、これらを行うことは困難ではあるものの、子どもの権利擁護のため、早期に方針決定し、ひいては保護解除（家族再統合、社会的養護への移行）まで結び付ける必要がある。

イ 【要望 20：一時保護児童に関する教育の機会保障】

i 結論

2 か月以内の援助方針決定が困難であるという現状を考慮すれば、一時保護施設での、児童の学習環境を整えるため、教育委員会と協力のうえ、保護中の児童の年齢と人数に見合った教員数を確保すべきと考える。

ii 理由

- ① 児童相談所運営指針第 5 章第 3 節 3- (7) は、一時保護学習期間の学習について「一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況になっていない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具

体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。」との指摘がなされている。

- ② これに対して、堺市では、一時保護中の子どもについて、基本的には通学させず、一時保護所で学習指導を実施している。学習指導は正職の教員（教育委員会の併任兼務）1名と再任用の教員2名が担当し、文科省が示した出席扱いが認められる要件を満たすよう学習環境を整備している。一時保護中の子どもは、小学生から高校生まで、幅広い年齢に分かれており、また、当然ながら学習の進度にも違いがある。通常、学校では、1年毎に進級が行われており、当然一年毎に学ぶ内容が異なっている。そして、小学生（6年）、中学生（3年）、高校生（3年）と進学していく。進級や進学に応じて子どもの状態は変わっていき、その状態に応じた教員の配置が望まれる。一般の学校教育と比較して、一時保護所に保護されている児童については、状態に応じた教育を受ける機会を損なっている。上記の通り、2カ月以内とされている一時保護期間内に援助方針決定ができていない現状からすると、きめ細やかな指導を行い、一時保護期間中の子どもの学力の低下を防ぐべく、教員の数を増やすことが必要である。

ウ 【要望 21：徴収率の改善について】

i 結論

児童養護施設等入所者負担金の徴収率が悪化している。児童養護施設等入所者負担金は、利用者負担金ではあるものの、保護者の意向に反する職権による一時保護などをきっかけに入所に至るという点で、一般的な利用者負担金とは大きく異なり、慎重な対応が望まれるため、一律の外部委託は困難であるものの、一定の条件の下で、外部機関へ、徴収業務の委託を検討するなど、徴収率の改善に努めるべきと考える。

ii 理由

児童養護施設等入所者負担金については、下記の表記載のとおり、徴収率が40%を下回っており、特に滞納繰越分にいたっては、その徴収率が、10%を下回っている。この点、児童養護施設等への入所については、必ずしも親権者の意向に沿って入所するわけでもないことから、その徴収が容易でないことは理解できるものの、自主納付している保護者との公平性や徴収業務に対する納税義務者からの信頼ということを鑑みれば、適正な徴収業務を行わなければならない。

例えば、児童養護施設制度を理解している弁護士に外部委託し、滞納繰越分に限定して、徴収業務を委託する等の方法によれば、入所児童の親権者との

関係悪化という懸念点や、職務上守秘義務を負っていることから、個人情報保護という懸念点もクリアすることができる。徴収業務の全てを一律に職員が行うのではなく、徴収業務の一部を外部に委託することによって、職員において徴収業務に時間をとられることがなく、要保護児童への対応に注力できることが望ましい。

令和2年度 児童福祉施設入所者負担金										
種別	現年分					滞納繰越分				
	調定額	収入済額	徴収率	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	徴収率	不納欠損額	収入未済額
児童養護施設等入所者負担金	18,457,550	6,498,580	35.2%	0	11,958,970	24,672,860	670,450	2.7%	0	24,002,410
障害児施設入所者負担金	2,531,850	1,990,800	78.6%	0	541,050	5,398,600	63,700	1.2%	0	5,334,900
計	20,989,400	8,489,380	40.4%	0	12,500,020	30,071,460	734,150	2.4%	0	29,337,310

エ 【要望 22：アンケートの実施】

i 結論

一時保護施設で保護された児童や親権者、里親等へアンケート調査やインタビューを実施し、その結果を集約して施策に反映することを検討すべきである。

ii 理由

堺市社会的養育推進計画（令和2年3月）において、「2 当事者である子どもへの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」において、子どもからの意見聴取や施策を検討する際の子どもからの意見聴取、第三者支援による子どもからの意見聴取が定められており、措置先（委託先）の施設等や里親等に対して行ったアンケート調査やインタビュー等を実施することが検討されているが、未だ実施されていない。これらを実施し、より充実した事業の実施に役立てるべきと考える。

オ 【意見 29：積極介入事案における検証について】

i 結論

堺市では、第三者評価の体制を整備し、2年に1回又は必要に応じ外部委員等により、①児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、検証等に関する事、②被措置児童等虐待に関する事、③児童相談所の運営に関する評価及び検証に関する事について評価を行っているが、児童相談所による積極的な介入によって保護者との間で紛争化した個別案件等については、その検証、評価の対象に含まれていない。かかる事案についても、

中立性、独立性が保たれた評価機関による市民に対する説明を行うことは重要と考えられることから、積極的介入による個別事案の検証についても外部委員等からなる堺市子ども虐待検証部会の目的事項に含めるか、もしくは、別途、外部委員等からなる検証体制を整えることが望ましいと考える。

ii 理由

- ① 堺市では、社会福祉法第12条第1項に基づき堺市子ども虐待検証部会を設置し、死亡事案等重大事件及び被措置児童等虐待発生時における検証並びに子ども相談所の運営に関する評価、検証を行っている。令和3年度に、堺市は、子ども相談所の運営に関する評価・検証として、「職権による一時保護事例の面会・保護期間等について」と題する報告書において、令和元年12月27日に発生した受傷原因について、保護者側の説明と子ども相談所の調査結果（法医学鑑定を含む）に相違があり、一時保護開始から、本児と父母との初回面会までに約5か月を要し、父母宅引き取りまでに約1年間を要した事例（以下「本事案」という。）について、堺市子ども虐待検証部会による評価・検証結果を公表した。
- ② 子ども相談所の運営に関する評価・検証は、子ども相談所に設置されている『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課のうち、毎年度2課を評価・検証の対象とし、下記目的のため、各課について隔年ごとに評価・検証を行っているが、子ども相談所が積極的に介入し、保護者と紛争化した個別事案については、下記目的の範疇には含まれていない。

記

- (i) 児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、検証等に関すること。
- (ii) 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待に関すること。
- (iii) 児童相談所の運営に関する評価及び検証に関すること。

前掲事案について、外部委員からなる堺市子ども虐待検証部会による評価検証を行ったことは評価できるものの、子ども相談所のが積極的に介入し、保護者と紛争化した個別事案の検証は、同部会の目的事項には記載されたものではない。かかる事案についても、中立性、独立性が保たれた評価機関による市民に対する説明を行うことは重要と考えられることから、かかる積極的介入による個別事案の検証についても同部会の目的事項に含めるか、もしくは、別途、外部委員等からなる検証体制を整えるこ

とが望ましいと考える。

第 1 3 教育委員会（学童事業）

1 放課後子ども総合プラン事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

本事業を実施していくことで、待機児童の解消等の課題解決や保護者ニーズへの対応に向けた新たな放課後施策を構築し、子育て支援の充実・強化を図る。

ii 内容

実施校数：21 校（令和 2 年 4 月時点）

- ・ のびのびルーム（厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」）

開設時間：月曜日～金曜日（放課後～午後 6 時 30 分）、土曜日・長期休業中（午前 8 時～午後 6 時 30 分）（ともに利用時間延長制度利用者のみ、午後 7 時まで延長）、負担金：月額 8,000 円、（利用時間延長制度利用者は、時間延長一部負担金として、別途月額 1,000 円）（ともに減免制度あり）

- ・ すくすく教室（文部科学省所管の「放課後子供教室」）

開設時間：月曜日～金曜日（放課後～午後 5 時）、土曜日・長期休業中（午前 9 時～午後 5 時）、負担金：月額 4,000 円（8 月のみ 6,000 円）（減免制度あり）

イ 根拠法令等及び関連計画

根拠法令：児童福祉法、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱

関連計画：堺市子ども・子育て支援事業計画、第 2 期未来をつくる堺教育プラン

ウ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	546,915	572,023	707,519
決算額（千円）	526,465	551,788	600,258

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金		180,528	187,929
受益者負担金		185,115	188,662	142,224

	(使用料、手数料等)			
	一般財源	160,822	175,197	203,868
	合計	526,465	551,788	600,258
人件費		18,425	18,870	19,310
総コスト		544,890	570,658	619,568
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
委託料	593,852	
備品購入費	2,245	事業に係る備品の購入費
需用費	3,170	消耗品費、印刷製本費等
役務費	930	郵送費用、空調機清掃・洗浄費用等
報酬	61	専門家費用等
合計	600,258	

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望23：堺市放課後子ども総合プラン事業について】

i 結論

堺市放課後子ども総合プラン事業について、一部小学校では随意契約が行われている。これは、地域住民等の参加を促進する趣旨に適うため、同校区においてのみ担い手となるNPO法人が存在することが理由とされている。その趣旨を活かし、公募型プロポーザルを行う場合にも、地域住民等の参画促進について、その選定の際の考慮条件とすることが望ましい。

ii 理由

- ① 堺市においては、21校で堺市放課後子ども総合プラン事業が行われているが、御池台小学校の堺市放課後子ども総合プラン事業のみ、公募型プロポーザル方式をとらずに、一者随意契約が行われている。なお、学童事業全体としてみると、98箇所ある学童事業の内、一者随意契約がなされているのは、わずかに2事業だけである。かかる事情について堺市の説明は以下のとおりである。
- (ア) 放課後子ども総合プラン事業のすくすく教室にあたる国の放課後子供教室においては、地域住民等の一層の参画促進を図り、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わるNPO等が人材の参画を促

進していくことが望まれるとされている。また、第3期未来をつくる堺教育プランにおいても、地域に対して、地域住民や企業・大学・NPO法人等の団体の参画を経て活動を多様化し、それぞれの地域や学校における実情や特色に応じて、地域全体で子どもたちを支援する仕組みを構築することを掲げている。

(イ) 御池台小学校区では、上記のような趣旨に賛同し、地元自治会を基礎としたNPO法人が立ち上げられ、当時、運営を担うことのできる民間事業者が十分存在しない中で本事業に参画してもらった経緯があり、現在、地域の保護者からも高評価を得ているとのことである。

- ② 上記の説明には、理由があると考えられるため、他の校区において公募型プロポーザルを行う場合においても、地域住民等の参画促進について、その選定考慮条件とすることが望ましい。

2 放課後児童対策事業（のびのびルーム）

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

当事業は、小学校に就学している留守家庭児童等の放課後における健全な育成、また児童が安全に過ごすことのできる環境を実現し、保護者が安心して就労できるようにすることで、子育てを支援することを目的に実施している。

ii 内容

実施校数：71校（令和2年4月時点）

開設時間：月曜日～金曜日（放課後～午後6時30分）、土曜日・長期休業中（夏季休業中含む）（午前8時～午後6時30分）（ともに利用時間延長制度利用者のみ、午後7時まで延長）、負担金：月額8,000円（利用時間延長制度利用者は、時間延長一部負担金として、別途月額1,000円）（ともに減免制度あり）

イ 根拠法令等及び関連計画

根拠法令：児童福祉法、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、堺市放課後児童対策事業実施要綱

関連計画：堺市子ども・子育て支援事業計画、第2期未来をつくる堺教育プラン

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	1,293,757	1,289,935	1,904,197
決算額（千円）	1,261,367	1,245,083	1,712,238

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		493,856	519,076
受益者負担金 （使用料、手数料等）		530,395	517,837	388,692
一般財源		237,116	208,170	288,743
合計		1,261,367	1,245,083	1,712,238
人件費		30,795	31,090	31,810

総コスト		1,292,162	1,276,173	1,744,048
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
委託料	1,692,899	
備品購入費	4,711	事業に係る備品の購入費
需用費	8,830	消耗品費、印刷製本費等
役務費	3,824	郵送費用、空調機清掃・洗浄費用等
使用料及び賃借料	1,974	借室料等
合計	1,712,238	

3 放課後ルーム事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

放課後ルーム事業は4年生から6年生の高学年児童を対象に、放課後等に学校の図書室、多目的室等を活用し、学習アドバイザーや指導員とともに宿題などの自主学習を継続的に行うことで児童の学習の習慣づけを図る。また、様々な体験プログラムの実施により、児童の意欲や関心の向上をめざしている。

ii 内容：実施校数：7校（令和2年4月時点）

開設時間：月曜日～金曜日（放課後～午後6時）、土曜日・長期休業期間中（午前9時～午後6時）、夏季休業中（午前8時30分～午後6時）（ともに利用時間延長制度利用者のみ、午後7時まで延長）、負担金4,000円（8月のみ6,000円）、減免制度なし

イ 根拠法令等及び関連計画

根拠法令：堺市放課後ルーム事業実施要綱

関連計画：堺市子ども・子育て支援事業計画、第2期未来をつくる堺教育プラン

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	127,100	124,510	135,156
決算額（千円）	119,380	122,137	103,318

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		16,787	15,270
受益者負担金 （使用料、手数料等）		27,025	21,787	11,918
一般財源		75,568	85,080	75,362
合計		119,380	122,137	103,318
人件費		7,690	7,900	7,640
総コスト		127,070	130,037	110,958
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
委託料	102,307	
役務費	727	郵送費用、空調機清掃・洗浄費用等
需用費	223	消耗品費、印刷製本費等
報酬	61	専門家費用等
合計	103,318	

(2) 監査対象に対する意見

ア 【要望24：放課後ルーム事業について】

i 結論

放課後ルーム事業について、一部小学校では随意契約が行われている。これは、地域住民等の参加を促進する趣旨に適うため、同校区においてのみ担い手となる地元自治会を基礎とした運営委員会が存在することが理由とされている。その趣旨を活かし、公募型プロポーザルを行う場合にも、地域住民等の参画促進について、その選定の際の考慮条件とすることが望ましい。

ii 理由

- ① 堺市においては、6校（令和3年4月時点）で放課後ルーム事業が行われているが、新湊小学校の放課後ルームのみ、公募型プロポーザル方式をとらずに、一者随意契約が行われている。なお、学童事業全体としてみると、98箇所（令和3年4月時点）ある学童事業の内、一者随意契約がなされているのは、わずかに2事業だけである。かかる事情について堺市の説明は以下のとおりである。

(ア) 放課後ルームにあたる国の放課後子供教室については、全ての児童の学習支援や多様なプログラムの充実を図るため、地域住民等の一層の参画促進を図り、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わるNPO等が人材の参画を促進していくことが望まれるとされている。

(イ) また、第3期未来をつくる堺教育プランにおいても、地域に対して、地域住民や企業・大学・NPO法人等の団体の参画を経て活動を多様化し、それぞれの地域や学校における実情や特色に応じて、地域全体で子どもたちを支援する仕組みを構築することを掲げている。

(ウ) 新湊小学校区では、そのような趣旨に賛同し、地元自治会を基礎とした運営委員会を立ち上げ、当時、運営を担うことのできる民間事業者が十分存

在しない中で本事業に参画してもらった経緯がある。

- ② 上記の説明には、理由があると考えられるため、他の校区において公募型プロポーザルを行う場合においても、地域住民等の参画促進について、その選定考慮条件とすることが望ましい。

イ 【意見 30：放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業の統合について】

i 結論

堺市では、放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業という目的及び実施内容が類似する 3 つの事業が併存しているが、実施内容について統一し、統一的、効率的な運用を図るべきである。

ii 理由

- ① 地域による格差：堺市においては、学童事業として、放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業の 3 事業が行われている。その概要は次表のとおりである。

事業名	堺市放課後児童対策事業		堺市放課後子ども総合プラン事業		堺市放課後ルーム事業
事業名(通称)	のびのびルーム		堺っ子くらぶ		放課後ルーム
関係省庁	厚生労働省		厚生労働省	文部科学省	文部科学省
国の事業扱い	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		放課後子ども総合プラン事業 (放課後児童クラブ)	放課後子ども総合プラン事業 (放課後子ども教室)	放課後子ども教室
事業開始年度	平成9年度		平成23年度		平成17年度
実施内容	小学校の余剰教室等を利用して、放課後において自主学習や集団による遊びなどを指導員の支援のもとに行う。		これまでののびのびルーム専用教室を拠点教室とし、その他図書室、体育館、多目的室等を共用利用して、小学1年生から6年生の全ての児童を対象に、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供し、のびのびルーム機能を併せ持ったモデル事業として実施する。		学習アドバイザーや指導員による基礎的知識や技能の修得を支援し、学習の習慣づけを図る。また、魅力ある体験プログラム等を行い、総合的な思考力、判断力、表現力を養う。
対象者学年	1～6年生 (放課後ルーム実施校(金岡・百舌島は除く)は1～3年生)		1～6年生		4～6年生 (金岡・百舌島は5～6年生)
実施箇所	71箇所 (堺っ子くらぶ実施校を除く) ※放課後ルーム実施校(金岡・百舌島は除く)は1～3年生が対象 (堺区) 12箇所、(中区) 10箇所 (東区) 6箇所、(西区) 11箇所 (南区) 13箇所、(北区) 13箇所 (美原区) 6箇所		21箇所 (実施校) 三宅・少林寺・大仙西・浅香山・東陶器・東百舌島・深井・日置荘・登美丘西・南八下・向丘・鳳・浜寺東・若松台・御池台・赤坂台・美木多・宮山台・庭代台・東三国丘・金岡南		6箇所 (実施校) 三国丘・金岡・百舌島・福泉・東深井・新湊
運営主体	【プロポーザル(R2～R4契約分)】 ・(公財)堺市教育スポーツ振興事業団 38箇所 堺区、南区、北区 ・株式会社C L C 23箇所 東区、西区、美原区 ・株式会社明日葉 10箇所 中区		【随意契約】 ・NPO法人 ビュー・ハート御池 【プロポーザル】 ・株式会社セリオ 10箇所(H31～R3契約5箇所分、R2～R4契約5箇所分) ・株式会社C L C 5箇所(R3～R4契約5箇所分) ・株式会社トライグループ 5箇所(R3～R4契約5箇所分)		【随意契約】 ・新湊小学校放課後ルーム運営委員会 1箇所 【プロポーザル(R3契約分)】 ・株式会社トライグループ 5箇所
実施場所	・各小学校校舎内専用ルームまたはプレハブ等専用施設(十小学校状況により共用教室) ・美原区2箇所(美原北、平尾)は美原こども館内		・各小学校校舎内専用ルームまたはプレハブ等専用施設		・各小学校内の図書室等を共用利用
開設期間	4月1日～翌3月31日				
開設時間	月曜日～金曜日 放課後から午後6時30分まで (希望者に対し午後7時まで延長) 土曜日・長期休業中 午前8時から午後6時まで (希望者に対し午後7時まで延長)		月曜日～金曜日 放課後から午後5時 土曜日・長期休業中 午前9時から午後5時まで		月曜日～金曜日 放課後から午後6時まで (希望者に対し午後7時まで延長)
休業日	日曜日、祝日 12月29日～1月3日				
対象者	・就労等家庭優先 ・1年生～6年生 (放課後ルーム実施校(金岡・百舌島を除く)は1～3年生)		・就労等家庭限定 ・1年生～6年生		・全児童対象 ・4年生～6年生 (金岡・百舌島は5～6年生)
定員	・専用+共用教室の面積を児童1人あたり面積おおむね1.65㎡で除した人数に、事前に調査する週の利用希望率を除した人数 ・1教室あたりおおむね40人がベース		・専用+共用教室の面積を児童1人あたり面積おおむね1.65㎡で除した人数に、事前に調査する週の利用希望率を除した人数 ・1教室あたりおおむね40人がベース		1教室あたり60人がベース 基本40人
負担金	月額 8,000円 (時間延長希望者は別途1,000円)		月額 8,000円 (時間延長希望者は別途1,000円)		月額 4,000円 (8月のみ 6,000円) (別途、教材費として月額最大2,000円)
減免制度	有り ・全額免除 → 生活保護世帯、府市民税非課税世帯 ・半額減額 → 府市民税均等割額のみ世帯				無し
問食代	月額 2,000円(各ルームで徴収)		無し(問食は実施しない)		
傷害保険	年額 800円(各ルームで徴収)				
国庫補助金	【内閣府(厚生労働省)】 ・子ども・子育て支援交付金 (放課後児童健全育成事業)		【文部科学省】 ・学校を核とした地域強化プラン (学校・家庭地域の連携協力推進事業、土曜日の教育活動)		
指導員	主任指導員(放課後児童支援員) 准主任指導員(放課後児童支援員) 副主任指導員(放課後児童支援員) 指導員(放課後児童支援員または補助員)		主任学習アドバイザー 学習アドバイザー 指導員		学習アドバイザー 指導員
指導員配置	利用児童数 おおむね40人毎に2名配置 (うち1名以上は放課後児童支援員) ※この他に、要配慮児童対応として児童の状況に応じて加配指導員を配置。		・利用児童数 60人以下→2名(学習アドバイザー1名含む)、以降30人毎に1名配置 ・夏季休業中について、学習アドバイザー1名追加 ※この他に、要配慮児童対応として児童の状況に応じて加配指導員を配置。		・利用児童数 40人以下→2名(学習アドバイザー1名含む)、以降20人毎に1名配置 ・夏季休業中について、学習アドバイザー1名追加 ※この他に、要配慮児童対応として児童の状況に応じて加配指導員を配置。
事業の根拠	・児童福祉法 ・堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 ・堺市放課後児童対策事業実施要綱		・児童福祉法 ・堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 ・堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱		・堺市放課後ルーム事業実施要綱

(表は令和3年4月時点のもの)

前記表記載の通り、放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業においては、その実施内容が概ね一致しており、減免の有無や、実施時間、指導員や児童の定数等において差が認められる。このうち、児童の定員については、活動場所を確保できる学校に限りのあることから、一定の差異が生じることはやむを得ないが、その余の差異については、地域間でサービスの格差を生じさせるものであり、料金体系も異なっている。

- ② 人件費コスト：上記の表記載の通り、放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業の3事業があり、それぞれの事業が、需用費や役員費を支払っている。これらの発注については、当初放課後子ども総合プラン事業として1本で計上し、その後、各事業に振り分けがされている。そのため、不必要な人件費コストを要している。
- ③ 放課後ルーム事業の目的について：放課後ルーム事業は、上記の目的記載の通り高学年児童を対象にする児童の学習習慣づけのための事業であるが、実際上は、児童の保護者の就労支援対策としての役割を果たしていることが認められるし、放課後子ども総合プラン事業については、就労支援対策を目的の一つとして掲げている。そのため、3事業について、実施内容について統一し、統一的、効率的な運用を図るべきである。

第14 子ども企画課

1 さかい子育て応援団事業【施策領域 4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

市民・企業・団体など地域社会全体が子育てに関心を持ち、子育てを支援する機運を醸成し、市民が安心して子どもを生み、希望をもって子育てができるような環境整備を推進する。

ii 内容

子育てを支援する取組等を実施する堺市内の企業、団体等を「さかい子育て応援団」として登録し、その取組等について広く情報発信する。

本事業の具体的な内容は、以下のとおりである（【別図】「さかい子育て応援団の概要」も参照）。

- ① 開拓：他部署が実施する講習会等の機会を捉えて、子育てを応援する取組を行っている企業・団体等に対し、応援団への参加を勧め、登録を呼びかける。
- ② 決定：応援団の趣旨に賛同し、要件等を満たす企業・団体等から、登録申請書の提出を受ける。なお、さかい子育て応援団の登録を決定した企業と契約等の締結は行わず、また、さかい子育て応援団の登録団体・企業に対する特典はない。登録決定すると、堺市から登録団体・企業に対し、応援団ロゴマーク入りのステッカー等を交付し、店頭等での掲示を依頼する。
- ③ 情報発信：さかい子育て応援アプリや子ども青少年局公式フェイスブックページ、堺市ホームページ等の市の情報発信ツールにより、子育て家庭を応援している団体として団体情報や取組内容を紹介する。

iii 市民による利用方法

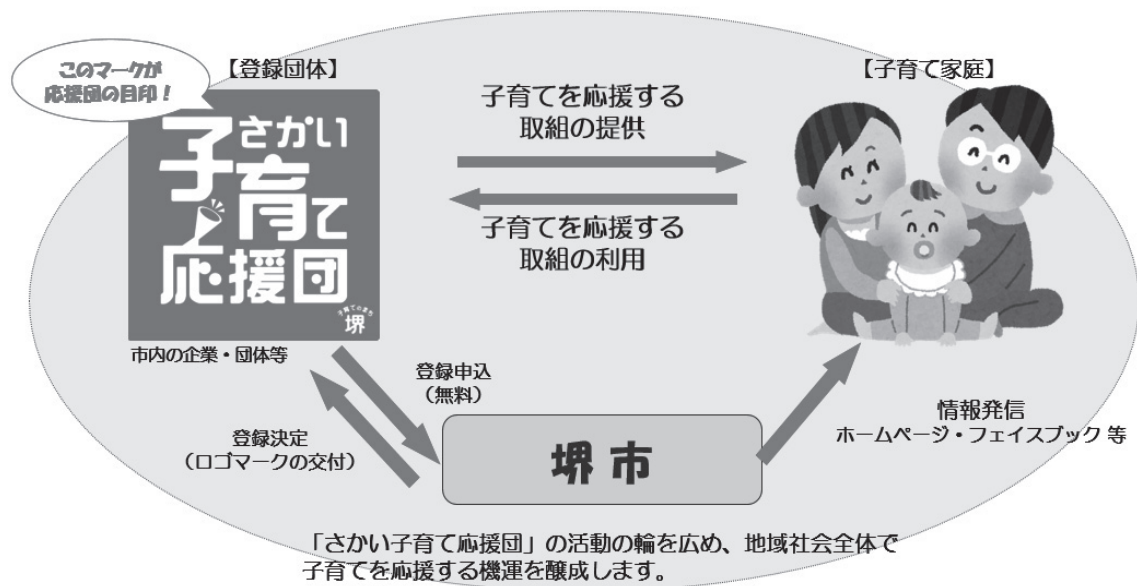
さかい子育て応援団の登録企業・団体の施設・サービス等（授乳スペース、ミルクのお湯提供、おむつ替えスペース、キッズスペース、多目的トイレ、ベビーカー預かり、託児・見守り、出張・宅配、割引・おまけ等）を利用したい市民は、予約等をせず自由に利用することができる。市民は、堺市が運営する子育て応援アプリ等を確認する方法等により、さかい子育て応援団の登録団体や場所の確認等を行うことが可能である。なお、子育て家庭に対する周知方法（さかい子育て応援団の認知度向上の取組み）として、子ども青少年局公式フェイスブック「さかい子育て応援団」や堺市ホームページ、さかい子育て応援アプリで登録団体や取組内容の紹介を行うほか、情報発信ちらしを妊娠届出時及び出生届時に届出人に配布（情報発信ちらしに応援団事業の紹介を追加）したり、各区子育て支援課や各保健センターで配架したりする等の方法がとられている。

- ・ 【別図】 さかい子育て応援団の概要

さかい子育て応援団

『さかい子育て応援団』とは

地域社会全体で子育てを応援し、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、子育てを応援する取組みを行っている市内の企業・団体等に『さかい子育て応援団』に登録していただき、市は登録団体の取組内容を発信します。



イ 関連計画等

堺市子ども・子育て総合プラン

ウ さかい子育て応援団の登録数

さかい子育て応援団の登録数については、以下のとおり、目標値を達成することができていない状況が続いている。なお、目標値については、子育て家庭にとって身近で利用しやすい存在で、外出中の必要な時にすぐに利用できる距離に応援団がある状態を目指し、堺市内のバス停数（平成31年1月時点で523箇所）を参考指標にして設定されている（なお、市内の事業所数は、30,471（平成28年6月1日時点、経済センサス）である。）。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
さかい子育て 応援団の登録 数（団体）	目標値	500	500	500	500
	実数値	405	320	322	350
	達成率	81%	64%	64%	70%

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	659	590	540
決算額（千円）	40	-	-

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一般財源		40	-
合計		40	-	-
人件費		2,800	2,770	2,960
総コスト		2,840	2,770	2,960
備考	堺市による直接実施。令和元年度については、コロナ感染防止のために開拓を行うことができず、決算額は0となった。			

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 31：さかい子育て応援団事業に関する周知】

i 結論

さかい子育て応援団の登録数について、目標値を達成できていない状況が続いているため、周知方法を拡大・改善をするなどの対策をとる必要がある。

ii 理由

現状、事業者に対しては、飲食店や美容師等向けの講習会等で事業者向け PR を行うほか、他事業で関係している事業者に対して個別 PR を行うことで事業の認知度向上を図っているが、上記のとおり、さかい子育て応援団の登録数について、目標値を達成できていない状況が続いている。

現在、堺市では、令和 3 年度以降、堺市内の事業者との間で子育て応援団への登録を含んだ包括連携協定を締結することで、さかい子育て応援団の登録数の改善を図っているが、引き続き周知方法の拡大を検討すべきである。

2 さかいチャイルドサポーター育成事業【施策領域 4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

国において、平成27年4月、保育や子育て支援の従事者を増やすことを目的として、子育て支援の新たな担い手である「子育て支援員制度」が創設された。そこで、堺市においても、子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て支援に意欲のある地域の人材を対象として研修を実施し、「さかいチャイルドサポーター」（「子育て支援員」）として育成している。なお、「さかいチャイルドサポーター」としての認定は、全国で「子育て支援員」として通用するが、国家資格ではない。

ii 内容

堺市の区域内に住所を有する者で、子育て支援の仕事に関心を持ち、小規模保育、家庭的保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等、子育て支援分野に従事することを希望する者に対し、子育て支援分野の各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」を行う。基本研修は、子育て支援分野の各事業に共通して最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術、倫理等を習得するための研修であり、他方、専門研修は、基本研修を修了した者を対象に、サポーターとして子育て支援分野の各事業に従事するために必要な子どもの年齢、発達、特性等に応じた分野ごとの専門的な知識、原理、技術、倫理等を習得するための研修である。専門研修は、地域保育コース（地域型保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）と地域子育て支援コース（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業）に区分される。

研修修了者は「さかいチャイルドサポーター」（全国で通用する「子育て支援員」）として堺市から認定される。あわせて、堺市では、チャイルドサポーター認定者ほか各子育て支援分野の従事者の資質維持・向上を図る研修を実施している。

iii さかいチャイルドサポーターの役割

さかいチャイルドサポーターの具体的な役割としては、保育施設の従事者として保育士以外が行う保育補助業務、ファミリー・サポート・センターの提供会員として子どもの送迎サポート、地域の子育て支援拠点であるみんなの子育てひろばの専任スタッフとして利用者の遊び・相談対応業務等が挙げられる。さかいチャイルドサポーターは、人材確保が難しい民間の保育施設や地域拠点施設等の小規模施設において需要があるものである。また、堺市においては、さかいチャイルドサポーターの研修修了によって雇用先を保証するものではなく（求人については関与せず）、研修修了者の就労先は把握していない。

iv 委託先

本事業は、令和 2 年度は堺市から株式会社ポピンズに委託されており、毎年度一般競争入札が実施されている。

イ 根拠法令、関連計画等

- i 根拠法令：子育て支援員研修事業実施要綱
- ii 関連計画：堺市子ども・子育て総合プラン

ウ さかいチャイルドサポーター研修修了証書の交付人数

本事業においては、さかいチャイルドサポーター等研修を 8 月（前期）と 11 月（後期）に募集し、研修を実施し、子育て支援員等として現に従事する者に現任研修をあわせて実施している。

さかいチャイルドサポーター研修修了証書の交付人数は、以下のとおりである。さかいチャイルドサポーター研修修了証書交付人数については、目標値を達成することができていない状況である。なお、目標値については、各コースのニーズ及び昨年度の実績等から算出した対象年度の募集人数を目標値としているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐために、例年の半数以下としている。なお、令和 2 年度における、さかいチャイルドサポーター研修修了証書交付人数の実数値は 73 人となっており、例年の 3 分の 1 以下となっている。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
さかいチャイルドサポーター研修修了証書交付人数（人）	目標値	365	304	260	125
	実数値	238	228	238	73
	達成率	65%	75%	92%	58%

エ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	13,104	11,949	12,151
決算額（千円）	12,169	10,000	3,282

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		4,056	4,146
一般財源		8,113	5,854	1,734
合計		12,169	10,000	3,282
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		14,629	12,430	5,742
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
委託料	3,282	研修委託料
合計	3,282	

3 子育て支援情報発信事業【施策領域 4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

堺市の子育て支援情報をコンパクトに凝縮したスマートフォンアプリ「さかい子育て応援アプリ」を活用し、楽しく安心して子育てができる情報を一人ひとりの状況に応じてタイムリーに分かりやすく提供する。

ii 内容

子育て層の利用率が高いスマートフォンを活用したアプリ「さかい子育て応援アプリ」を活用し、子どもの生年月日（出産予定日）等の利用者登録に応じたタイムリーな情報提供、地図やカレンダー機能を活用した子育て施設やイベントの検索、健診や予防接種のスケジュール管理のサポートなど、子育て家庭が必要とする情報を分かりやすく提供する。なお、さかい子育て応援アプリによる情報ページ作成の権限は各所属に付与されているため、各所属において、周知したい情報ページを作成後、当該所属内で決裁のうえ配信している（各所属からの配信となるため頻度の定めはないが、おおむね1日に1件以上配信されている）。また、スタンプラリー機能を活用したイベントを展開し、育児や家族連れの外出をサポートする。

iii 委託先

本事業は、堺市から株式会社スマートバリューに委託されており、委託の方法は、随意契約である。「さかい子育て応援アプリ」は、平成28年度にプロポーザルにより選定された株式会社スマートバリューに構築を委託したものであるところ、本契約は当該アプリの運用保守を行うものであり、現行システムを正常に機能させ、適切な環境を維持するためには、詳細な設定や各種サーバの構成等、当該システムについての詳細な知識や技術が不可欠であるため、本アプリ開発業者である株式会社スマートバリューを委託先としている。

- ・【別図】 さかい子育て応援アプリの概要

／ご利用ください／

さかい子育て応援アプリ

さかい子育て応援アプリって？
成長に合わせた子育て支援情報が届くスマートフォン用アプリです。
子育てに役立つ機能がもりたくさん！



Copyright Sakai City/All Rights Reserved.

子育て関連施設を探せるマップ
保育施設の空き情報チェックやマッチング
病児保育の空き状況の確認
予防接種スケジュールの管理

その他にもできることがたくさん！
ぜひご活用ください



ダウンロード方法

AppStore、GooglePlay からダウンロードしてください。



iPhoneをご利用の方



Android端末をご利用の方

問い合わせ先

堺市子ども企画課 TEL 072-228-7104
FAX 072-228-7106

ダウンロードは無料です
通信料はご負担いただけます



アプリならいつでも 保育施設の空き情報を調べられる!



保育施設マッチングで、保育施設の検索がより便利になりました。

★ 希望する施設があるとき：施設の空き情報をチェック!

★ 希望する条件があるとき：開園時刻やおむつの持ち帰りなど、希望条件を選択すれば、条件にあった施設がスムーズに見つかります!

新機能

← 保育施設の空き検索

保育施設の空き検索 (4月入所) ○

保育施設の空き検索 (年度途中入所) ○

保育施設マッチング検索 ○

← 保育施設マッチング検索

施設名

対象年齢 +

地域 +

施設カテゴリ +

開園時刻が7時30分以前を希望

開園時刻が18時30分以降を希望

駐車場

おむつ持帰りの必要

ふとん持帰りの必要

検索範囲

Copyright Saka City All Rights Reserved.

堺市待機児童対策室
TEL 072-228-0383 FAX 072-222-6997

← 保育施設マッチング検索

F小規模保育園
【施設カテゴリ】:小規模保育事業 (私立) ○
【地域】:堺区
【定員】:19

こども園C園
【施設カテゴリ】:認定こども園 (私立) ○
【地域】:堺区
【定員】:150

A認定こども園
【施設カテゴリ】:認定こども園 (私立) ○
【地域】:堺区
【定員】:90

Bこども園
【施設カテゴリ】:認定こども園 (私立) ○
【地域】:堺区
【定員】:140

D保育園分園
【施設カテゴリ】:小規模保育事業 (私立) ○
【地域】:堺区
【定員】:19

企業主導型G保育園
【施設カテゴリ】:企業主導型保育事業 (私立) ○
【地域】:堺区
【定員】:2名 (地域枠)

E保育園併園
【施設カテゴリ】:小規模保育事業 (私立) ○
【地域】:堺区
【定員】:19

Copyright Saka City All Rights Reserved.

希望条件を選択すると、
マッチング検索を
おこないます

急な発熱などのお子さんをお預かりする
「病児保育施設」の空き状況がわかる!

市内5か所の病児保育施設の情報を確認できます!
堺市子ども育成課
TEL 072-228-7612 FAX 072-228-8341



「関連施設マップ」では、おむつ替えや授乳スペースのある
施設もチェックでき安心!

市の施設のほか、さかい子育て応援団登録団体 (市内で子育て
家庭にやさしい取組を独自に実施している民間団体や店舗) の
協力団体が、子育て家庭のおでかけをサポート!



イ 「さかい子育て応援アプリ」のダウンロード数

「さかい子育て応援アプリ」のダウンロード数は、以下のとおりである。各年とも目標値を達成している状況であり、スタンプラリーイベントの実施や、妊娠届出や出生届時にチラシの配布等を行ったことが要因と考えられる。なお、目標値については、堺市の前年度の第1子出生数を上乗せした件数を設定している。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
「さかい子育て応援アプリ」ダウンロード数(件)	目標値	6,500	14,500	18,500	22,500
	実数値	11,093	15,486	19,638	23,523
	達成率	171%	107%	106%	105%

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	5,705	3,342	3,352
決算額(千円)	4,005	1,527	1,188

【総コストの内訳】

財源内訳 (千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		2,865	424
一般財源		1,140	1,103	1,188
合計		4,005	1,527	1,188
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		6,465	3,957	3,648
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
委託料	1,122	運用保守委託料
需用費	66	チラシ印刷製本費
合計	1,188	

(2) 監査対象に対するコメント

「さかい子育て応援アプリ」については、ダウンロード数及びページの閲覧数（延べ数）を把握することは可能であるが、どのページの閲覧数が多いか（市民がどのような情報に関心を持っているか）については検証することができない。この点、ページ毎の閲覧数について検証することができるようシステムを改善することができるのか確認したところ、「さかい子育て応援アプリ」のページ毎の閲覧数を把握するためには、現在の子育て応援アプリを廃止し新たなアプリを開発する必要があるとのことであった。もともと、「さかい子育て応援アプリ」にはアンケート機能がついており、利用者のニーズ等を把握することが可能となっている。

4 子育て事務センター事業

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

子ども青少年局及び区役所子育て支援課において発生する単純・定型事務を集約した「子育て事務センター」を開設し、その運営を民間事業者に委託する。民間事業者の有するノウハウ・経験等を活用した実施体制を整備することにより、正確・迅速・安定したサービスの提供を行い、市職員の政策立案・企画調整機能を強化することで、市民サービスの一層の向上を図る。

ii 内容

子ども青少年局（区役所子育て支援課）において、一定量の単純作業が発生する業務について、事務処理を集約化する「子育て事務センター」を開設・運営する。

委託化事務の内容は、以下のとおりである。

- ① 妊婦及び産婦・乳児一般健康診査（新生児聴覚検査含む）費用助成に関する業務
- ② 児童扶養手当に関する業務
- ③ 児童扶養手当（現況届処理）に関する業務
- ④ 児童手当に関する業務
- ⑤ 児童手当（現況届処理）に関する業務
- ⑥ 母子父子寡婦福祉資金償還に関する業務
- ⑦ 高等職業訓練促進給付金に関する業務
- ⑧ 自立支援教育訓練給付金に関する業務
- ⑨ 子どものための教育・保育給付支給認定に関する業務
- ⑩ 教育・保育施設の利用調整等に関する業務
- ⑪ 利用者負担管理に関する業務
- ⑫ 利用者負担滞納処分事務に関する業務
- ⑬ 施設型給付費・委託費支弁（管内・管外）に関する業務
- ⑭ 地域型保育給付費支弁（管内・管外）に関する業務
- ⑮ 運営補助金支弁・職員配置確認に関する業務
- ⑯ 処遇改善等加算に関する業務
- ⑰ 教育・保育施設の認可、確認に関する業務
- ⑱ 私立幼稚園補助金（預かり保育事業、健康管理事業）に関する業務
- ⑲ 延長保育事業補助金に関する業務
- ⑳ 一時預かり事業補助金に関する業務
- ㉑ 産休代替職員費補助金に関する業務

- ⑳ 保育教諭等人材確保事業補助金に関する業務
- ㉑ 認証保育所運営補助金に関する業務
- ㉒ 事業所内保育所運営補助金に関する業務
- ㉓ 家庭支援推進保育事業補助金に関する業務
- ㉔ 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金に関する業務
- ㉕ 休暇取得促進支援等事業補助金に関する業務
- ㉖ 私立幼稚園就園奨励費等補助金に関する業務
- ㉗ 国の幼児教育の無償化に関する業務
- ㉘ 多子軽減補助金に関する業務
- ㉙ 補足給付に関する業務
- ㉚ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う保育料無償化等に関する業務

iii 委託先

本事業は、堺市から株式会社パソナに委託されており、委託の方法は、公募プロポーザルである。

iv 委託契約の見直し

なお、令和3年度からは、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う業務について、事務スキームの変更により、委託する業務内容が変更となったため、委託内容を精査したうえで予算要求がなされている。また、令和3年度の新型コロナウイルス感染症への対応業務にかかる費用も計上している。さらに、借上げ経費の見直し 処理件数の増加、制度変更等への対応及び個人情報の管理という点で、作業スペースを拡充し、事務の効率化が図られる予定である。

イ 実施業務数

本事業による実施業務数は、以下のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施業務数（事務）	31	31	31	32

ウ 委託契約

堺市と委託先は毎年契約を締結しており、委託料については堺市と委託先との間で毎年協議を行っている（業務時間等を確認のうえ、委託料を決定）。但し、令和2年度以降は、委託する業務内容を見直し、令和2年度から令和6年度を契約期間とする委託契約を新たに締結している。

堺市による本事業の監督体制については、堺市が業務所管課及び各区子育て支援課の職員を監督員として選任し、監督員が業務の進捗状況の確認及び履行状況

の監督等を行うこととなっている。監督員は、改善内容のチェックも含め、進捗状況等について常に把握するとともに、個人情報の適正な管理のため必要に応じて受注者を訪問するなどして、委託先から報告を受けるとともに、委託先の業務の点検及び確認を行っている。

成果物（市民への郵便物等）については、事務センターでのダブルチェックに加え、各区で検品を行っていることから、事務センター設立以降、大きな事故（個人情報漏えい等）は発生していない。なお、仮に事故が発生した場合には、委託先から堺市の監督員宛に改善報告書が提出され、監督員による適正事務の点検がなされる。この点、今後も子育てに関する様々な個人情報を扱っていることから、委託先と協議し、ハード・ソフト両面から個人情報保護に関する取組みの強化を図るとともに、研修等を実施し、業務従事者の個人情報保護に関する意識の向上を図る予定である。

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	148,245	150,727	207,806
決算額（千円）	146,958	193,255	251,387

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	-	-	42,910
一般財源		146,958	150,345	206,468
合計		146,958	193,255	251,387
人件費		2,460	2,430	2,460
総コスト		149,418	195,685	253,847
備考	令和元年度以降、国の幼児教育無償化に関する事務費が対象となったため、国・府支出金が発生している。			

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 （千円）	主な内容
センター借上げ費	11,044	家賃・共益費等
センター管理経費	10,249	光熱水費、パソコンリース・消耗品等
センター設置・移転経費	2,141	原状回復費用、引越代等

センター業務委託料	227,953	業務委託費
合計	251,387	

なお、本事業に関する予算決算額が増加している理由は、以下のとおりである。

平成30年度は、処理件数や対象施設の増加等により、仕様書で当初見込んでいた所要時間を大幅に上回り、今後もその状況が継続することが見込まれたため、委託経費を増額した。

令和元年度は、個人情報の保管スペースを確保するため、センターの作業スペースを拡充したことから、センター借上げ経費を増額した。また、制度変更（国の幼児教育無償化）に対応する必要性が生じたことから、委託経費やセンター借上げ経費（国の幼児教育無償化の事業に対応するために別のビルの一室を賃借するための費用）をさらに増額した。

令和2年度は、委託経費が増額となっているが、これは、令和2年度から令和6年度を契約期間とする委託契約を新たに締結したため、令和元年度までと算定基準が異なっているからである。また、令和2年度にセンターを1カ所に統合したことから、センター移転経費を計上している。

5 さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業【施策領域 3-4、4-1】

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

地域の身近な場所で子どもたちが安心して利用できる居場所や多様な体験ができる環境を構築するため、地域の多種多様な団体が運営する子ども食堂の開設と持続的な活動を支援している。子ども食堂とは、堺市における様々な家庭環境で暮らす地域の子どもの対象に、食事と居場所を提供し、見守り、必要に応じて支援機関につながるものである（子ども食堂の概要については、【別図】「子ども食堂の概要」も参照）。

ii 内容

本市内で子ども食堂を実施している団体等をつなぐネットワークを形成し、以下の取組みを実施している。

- ① ネットワークの形成：参画団体間で情報共有や課題を共有するための各種会議（円卓会議、研修会等）等の開催・運営、ホームページ等による参画団体の取組情報等の発信、区域・小エリア型ネットワークの活性化への支援（なお、新規参画団体は、さかい子ども食堂ネットワーク運営規約に同意し入会申込書を提出することで、さかい子ども食堂ネットワークに加入することができる。）
- ② 新規開設団体の開拓・立ち上げ支援：地域団体等への開拓、子ども食堂開設支援補助金の申請募集・受付等、立ち上げにかかるノウハウ提供、地域との調整等
- ③ 活動の継続支援：企業や団体等からの食材提供やボランティア等のマッチング（フードドライブ、各種助成金等）、従事者向け研修の実施や賠償責任保険への加入、活動ノウハウの提供、相談対応等

iii 子ども食堂の利用方法

子ども食堂の利用方法（どのように堺市の子どもに還元されるのか）、子ども食堂の周知方法、堺市による各事業者の活動の把握方法等については、定まっておらず、各食堂の裁量に委ねられている。

iv 委託先

本事業は、堺市から堺市社会福祉協議会に委託されており、委託の方法は、随意契約である。本事業においては、ネットワーク事務局は地域の活動状況を熟知している社会福祉法人堺市社会福祉協議会への委託により運営し、公民連携を行っている。当該委託先から堺市に対しては、毎事業年度ごとに事業報告書が提出されている（なお、令和2年度は、新規開設団体の開拓・立ち上げ支援、参画団体の継続実施の支援、食材提供や寄付金、ボランティア等の啓発・マッチング、補助金・助成金の申請等支援、ネットワーク会議等の開催・運営、従事者向け研修の実

施（年2回実施を予定）、堺市子ども食堂開設支援補助金の申請募集・受付等、フードドライブの実施、さかい子ども食堂ネットワークに関する施設所有（管理）者賠償責任保険に関する事業報告が行われている）。

また、本事業における社会福祉法人堺市社会福祉協議会への委託料の内訳は、以下のとおりである。なお、物件費とは、会議・研修等運営経費、情報発信関連経費、参画団体等支援関連経費、クラウドファンディング分物品購入費等である。

- ① 平成29年度：人件費 16,189,200 円、物件費 3,296,800 円
- ② 平成30年度：人件費 16,189,200 円、物件費 3,296,800 円
- ③ 令和元年度：人件費 16,199,580 円、物件費 3,286,420 円
- ④ 令和2年度：人件費 16,550,600 円、物件費 2,935,400 円
- ⑤ 令和3年度：人件費 16,687,000 円、物件費 7,799,000 円

・【別図】「子ども食堂の概要」



さかい子ども食堂「円卓会議」の様子

さかい子ども食堂ネットワーク

<p>■立ち上げ支援 子ども食堂に関する相談対応や、立ち上げの際に必要な情報提供等の支援を行っています。</p>	<p>■円卓会議 子ども食堂、企業、関係機関などが集まる「円卓会議」を実施。立場や肩書を超えて、さかいの子ども食堂のこれからについて語り合います。</p>	<p>■交流会 子ども食堂同士がつながりあえる交流会を開催、想いや実践上の工夫を分かち合っています。</p>
<p>■研修会 子ども食堂に関わる方を対象に、食品衛生やアレルギーなどに関する研修会を実施しています。</p>	<p>■寄付のマッチング 市民や企業等からの応援・寄付を、ネットワークを通じて各子ども食堂につなげています。</p>	<p>■情報発信 ホームページ等を通じて各子ども食堂やネットワークの取り組みを広く発信しています。</p>

各区で広がる子ども食堂のつながり

同じ区内の子ども食堂実施団体が集まって、実践状況の共有やイベント等での啓発活動など、子ども食堂の広がりをつなげる取り組みが行われています。



さかい子ども食堂ネットワークの動向は公式Twitterから確認できます



◆問い合わせ先◆
さかい子ども食堂ネットワーク事務局
 (公益法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課 地域共生推進科)
 ※さかい子ども食堂ネットワークは堺市から委託を受け、堺市社会福祉協議会 が事務局を担っています。
 住所：堺市堺区南西町2-1 堺市総合福祉会館内
 TEL：072-232-5420 FAX：072-221-7409
 メールアドレス：chikifukushihaka@sakai-syakyu.net

堺市社会福祉協議会 各区事務所
 (連絡先一覧と各区管内)

中区事務所	TEL072-279-4066
東区事務所	TEL072-287-9004
西区事務所	TEL072-275-0255
南区事務所	TEL072-255-8250
北区事務所	TEL072-259-4700
美原区事務所	TEL072-369-2040

ひろがる子ども食堂の

わ

堺市社会福祉協議会事務局（2020.11.18）

地域のみんながつながりあえる場

子ども食堂では、地域の子どもたちへ食事と居場所を提供しています。子どもたちを見守り、必要に応じて支援機関につなげています。

市内の子ども食堂情報はホームページをご覧ください



各子ども食堂の取組内容は、それぞれの運営団体が働きかけて各市区のホームページに掲載しているものであり、皆さまには堺市社会福祉協議会の管理のもとで行っているものではありません。

多様な想いが

子どもの居場所になる

「子どもたちの心とおなかを満たしたい」「SOSを出してもいいんだよと伝えたい」多様な想いにそった

十人十色の子ども食堂があるからこそ、

多様な子どもの居場所になる。

ひとつひとつの活動の積み重ねが、

さかい子ども一人ひとりの笑顔をつくっています。



学生からシニアまで、さまざまな方が子ども食堂に訪れています

個人・団体受委託
施設・事業委託

町内会

堺市には様々な形の子ども食堂があります

地域団体受委託

施設・事業委託

CAFE

ひとりだけでは できない子ども食堂

持続可能な子ども食堂を取り組むにあたって、実施団体だけでは補えない部分を、企業法人や各種団体、個人がさまざまな形で応援してくれています。



実施団体からの声

「参加者が増えて食料確保が難しくなってきた…」

「活動したいが場所がない…」

「手伝ってくれるボランティアがほしい…」



子ども食堂はさまざまな人や資源が
つながることによって実現します

～子ども食堂への応援イメージ～



ヒト
子ども食堂のスタッフとして企業の方や学生ボランティア、多くの方がボランティアとして活動に関わっています。

モノ
食料や物品を寄付、または低額でいただいたりしています。お米、野菜はもちろん、ジュースやお菓子を企業団体に寄らせています。

お金
地域団体からの寄付や協賛でいただいたりしています。金銭的な応援をいただいても大丈夫です。少額でも非常に助かります。

プログラム
学びや遊びに関するプログラムを企業などから提供していただいています。みんなで行う体験は、特に大切な学びになります。

場所
地域会館、地区、保育園のスペースなどを提供してもらっています。活動場所がなくても「場所がない…」という方もたくさんいます。

子ども食堂への寄付/応援事例(一部)



絵本の寄付

目録簿での
売り上げを寄付

小児科の医師による
学びの時間

イベント収益を寄付



企業の強みを活かした
グループショップの実施

必要食材
物品などの寄付

寄付など応援いただけることがあれば、さかい子ども食堂ネットワーク事務局までご連絡ください

子ども食堂を応援するフードドライブ

～“もったいない”を“ありがたさ”に～

「フードドライブ」とは、各家庭で余った食品を持ち寄り、必要とする人や団体にフードバンクなどを通じて寄付をする取り組みです。

子ども食堂の応援を目的に、市役所・福祉会館・商業施設などで、定期的に実施しています。2018年度は348名から2325品(約1350kg)の食材が集まりました。

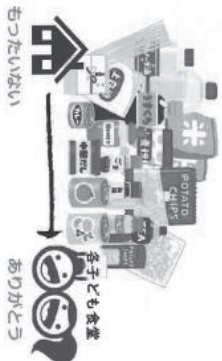


～常設型フードドライブ実施中～

実施場所：堺市総合福祉会館1階

実施時間：平日9:00～17:00

実施主体：さかい子ども食堂ネットワーク事務局



もったいない

ありがたさ

～対象食材～

- お米・食用油・缶詰・お菓子類・乾麺
- 調味料(醤油・みそ・砂糖…など)
- フレッシュ・インスタント食品…etc
- 賞味期限が記載されていて、
期限が1か月以上あるもの
- 常温保存のもの
- 賞味期限の記載がないもの(米・砂糖など賞味期限がないものを除く)、賞味期限が1か月未満のもの、ビツ詰食品、冷凍食品、アルコール飲料などは受け取れません。

未来に向けての取り組み

～子ども食堂とSDGs～

子どもたちの「地域の居場所」である子ども食堂、「交流の場」「体験の場」、「つながりの場」である子ども食堂の要因は、SDGsの「誰一人取り残さない世界の実現」というスローガンが子どもを重んじています。

SDGsとは?

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、SDGs (エス・ディー・ジーズ) と呼びます。SDGsは世界共通の持続可能な開発目標です。

1 貧困をなくそう NO POVERTY	2 飢餓をゼロに ZERO HUNGER	3 健康と長寿を促そう GOOD HEALTH AND WELL-BEING	4 質の高い教育をみんなに QUALITY EDUCATION	5 ジェンダー平等を実現しよう GENDER EQUALITY	6 安全な水とトイレを世界中に CLEAN WATER AND SANITATION
7 再生可能エネルギーを普及させよう AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY	8 働きがい、経済成長、雇用 DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH	9 産業とインフラの基盤を強化しよう INDUSTRIALIZATION, INNOVATION AND INFRASTRUCTURE	10 人や国ごとの格差をなくそう REDUCED INEQUALITIES	11 住み続けられるまちづくりを SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES	12 持続可能な消費と生産 RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION
13 気候変動に具体的な対策を CLIMATE ACTION	14 海の豊かさを守ろう OCEANS AND UNDERSEA ECOSYSTEMS	15 陸の豊かさも守ろう LIFE ON LAND	16 平和と公正を PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS	17 パートナーシップで目標を達成しよう PARTNERSHIPS FOR GOAL ACHIEVEMENT	

イ 関連計画等

堺市子ども・子育て総合プラン

ウ さかい子ども食堂ネットワーク参画団体数

さかい子ども食堂ネットワーク参画団体数は、以下のとおりである。なお、目標値については、子ども子育て支援事業計画に定める数値、すなわち、堺市の小学校区数（92 校区）を参考にして定められている。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
さかい子ども 食堂ネットワ ーク参画団体 数（団体）	目標値	30	60	90	90
	実数値	30	51	73	81
	達成率	100%	85%	81%	90%

また、子ども食堂のべ利用者数は、以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
さかい子ども 食堂ネットワ ーク参画団体 数（団体）	5,682	16,915	27,328	27,481

エ 事業費

【過去 3 年間の事業費の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額（千円）	19,486	19,486	19,486
決算額（千円）	19,486	19,486	20,319

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	国・府支出金	19,486	19,486	10,574
	一般財源	－	－	9,745
	合計	19,486	19,486	20,319
人件費		2,460	2,430	2,460

総コスト		21,946	21,916	22,779
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 (千円)	主な内容
委託料	19,486	ネットワーク形成支援委託
報償費	2	賞状用額縁
需用費	831	衛生用品（コロナ対策）
合計	20,319	

(2) 監査対象に対する意見

ア 【意見 32：委託料の適切な検証】

i 結論

さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業に関する堺市社会福祉協議会への委託料について、同協議会に対し、見積額の根拠を明示するよう依頼し、堺市においてもその検証を行うべきである。

ii 理由

堺市社会福祉協議会への委託料に関しては、堺市が堺市社会福祉協議会から見積書を徴し、その価格が堺市の予定価格内であれば見積書に記載の金額で契約しているとのことである。

この点、直近3年間の堺市社会福祉協議会からの見積書を確認したところ、本事業に関する堺市社会福祉協議会の人件費は2名分で合計約1,500万円とされており、また、物件費の具体的な用途等については、「会議・研修等運営経費」、「情報発信関連経費」、「参画団体等支援関連経費」、「その他諸経費」といった抽象的な項目で金額が計上されているのみであり、当該物件費においては食品の購入等には充てられていない。

委託料が年間約1,950万円から2,450万円と高額であり、その内訳の明細が明らかでないため、同協議会に対し、見積額の根拠を明示するよう依頼し、堺市においてもその検証を行うべきである。

イ 【要望 25：クラウドファンディングによる寄附金の使途の明確化】

i 結論

堺市がクラウドファンディングにより取得した寄附金約500万円について、クラウドファンディングの募集時から具体的な使用使途を明確にしておくべき

である。

ii 理由

堺市は、平成 29 年 4 月 1 日、株式会社トラストバンクとの間で、ふるさとチョイスを利用した決済サービス等の支援業務契約を締結し、本事業に関するクラウドファンディングを行った。当該クラウドファンディングについては、本契約に基づき、ふるさとチョイス上の機能であるガバメントクラウドファンディングを活用し実施したところ、約 500 万円の寄附金が集まった。

当該寄附金の具体的な用途については、令和 3 年 7 月まで堺市において検討、協議がなされていたとのことである。しかし、堺市社会福祉協議会から堺市に対する令和 3 年 4 月 1 日付の見積書において、堺市社会福祉協議会の委託料につき「物件購入費（ネットワーク加盟団体への配分にかかる経費（クラウドファンディング分）」として 454 万 5,455 円（税込価格 500 万円）が計上されていた。

この点、上記のとおり、堺市社会福祉協議会の委託料については堺市社会福祉協議会からの見積額の根拠が不明であるところ、上記の「物件購入費（ネットワーク加盟団体への配分にかかる経費（クラウドファンディング分）」として 454 万 5,455 円（税込価格 500 万円）が計上されている点も、その具体的な内容は不明であった。

クラウドファンディング分の 500 万円については、令和 3 年 8 月に、「株式会社コノミヤで利用できるプリペイドカード 9 万 6,000 円分を 52 団体の子ども食堂に配付し、残額 8,000 円分については、堺市社会福祉協議会において常温保存が可能な調味料セットを購入し、今後新規に加入する団体に 2,000 円分ずつ配付する」との方針が決定された。

しかし、クラウドファンディングが支援者（寄付者）から寄付を募るものであることからすると、募集時において、寄附金の具体的な使用用途については一定程度明示しておくべきであると考ええる。

6 子ども食堂開設支援補助金

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

様々な実施主体による子ども食堂の新規開設を支援し、市域全体へ子ども食堂の取組の輪をひろげていく。

ii 内容

本市内で子ども食堂を新たに開設する団体に対して、開設準備に要する経費を補助する。対象経費は、施設改修費、備品・消耗品等購入費、負担金（食品衛生責任者講習受講費用）であり、補助額は、1か所あたり上限20万円である（シンクの創設に係る費用を目安に設定）。交付対象地域は、令和2年度からは、より子ども食堂の活動を堺市全体に広げていくことを目的として、補助金の交付対象を開設補助金を支給した子ども食堂が活動していない小学校区に限定している。なお、令和2年4月1日時点で全小学校区92校区のうち補助金を受領していない校区は59校区である。

イ 関連計画等

堺市子ども・子育て総合プラン

ウ 子ども食堂開設支援補助金交付団体数

子ども食堂開設支援補助金交付団体数は、以下のとおりである。なお、交付対象地域を補助金未受領校区としたため、令和2年度の目標値を再設定している。新規登録団体数の増加率が年々鈍化しているため、本事業の達成率が年々低下している。そこで、新規参画団体の探索を行うため、さかい子ども食堂ネットワーク形成支援業務において、堺市社会福祉協議会に新規開設団体の開拓を委託している。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
子ども食堂開設支援補助金 交付団体数 (団体)	目標値	30	30	30	10
	実数値	23	14	4	7
	達成率	77%	47%	13%	70%

エ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	6,000	3,000	2,000
決算額（千円）	2,791	698	1,397

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金		783	-
その他（堺市 ふるさと応援 寄附金）		2,008	698	-
合計		2,791	698	1,397
人件費		820	810	820
総コスト		3,611	1,508	2,217
備考				

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 （千円）	主な内容
補助金	1,397	子ども食堂開設支援補助金
合計	1,397	

7 新生児臨時給付金

(1) 概要

ア 事業の目的及び内容

i 目的

国の特別定額給付金の対象にならなかった新生児の保護者に対して、子育て世帯の生活を支援するため実施した。

ii 内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するため、令和2年4月28日から同年12月31日に生まれた新生児1人につき5万円を給付する（申請期限は令和3年2月28日）。

イ 根拠法令

堺市新生児臨時特別給付金支給要綱

ウ 事業費

【過去3年間の事業費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額（千円）	-	-	-
決算額（千円）	-	-	203,070

【総コストの内訳】

財源内訳 （千円）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	国・府支出金	-	-	203,070
	合計	-	-	203,070
人件費		-	-	2,460
総コスト		-	-	205,530
備考	本事業の財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であり、市の財源負担はない。			

【令和2年度の主な事業費の内訳】

費目	令和2年度決算額 （千円）	主な内容
扶助費	198,650	新生児臨時給付費
需用費	115	消耗品費、封筒印刷製本費
役務費	487	郵送料
委託料	3,818	人材派遣委託
合計	203,070	

第15 総括

堺市における子ども・子育て支援事業においては、堺市子ども・子育て総合プランに沿い、多種多様な事業が実施されている。本監査報告書では、その全体像及び各事業の概要及びその収支を明示することも市民にとって有意義と考え、それぞれの担当部課毎に事業内容を精査し、特に意見を付していない事業についてもその概要等を記したうえ、適宜コメントを付している。監査の結果、法令・基準に違反するもの、又は適正を欠き是正が必要と認められる「指摘」事項は不見当であったが、効率性、経済性又は有効性の観点から改善を検討すべき点については「意見」を付し、また、制度・組織等に関する課題で要望すべき点については「要望」事項とした。

以下は、それぞれの意見及び要望について、同様の趣旨に基づくものを整理し、総括意見として纏めたものである。

1. コロナ禍における事務事業として改善を検討すべき点

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府による緊急事態宣言が発令され、対面による事業の実施が制限されるなど、これまで行われてきた事業の実施に支障を来す事態が生じた。もっとも、今後ともこのような感染症の拡大による対面による事業実施が困難となることも十分想定されること、また、同時に、WEB機器を利用したリモートによる面談も一般化しつつあることを踏まえ、対面による事業実施が困難となった場合でも、できる限り対面に近い形での事業実施ができるよう、リモートによる相談等の実施が望まれる。また、感染防止の観点から諸施設の実地監査が延期されることとなった。感染拡大を防止する観点からやむをえないものではあるが、保育施設や障害者施設における不祥事が全国的に相次いでいるなか、延期されていた施設の実地監査を早急に実施し、また、実地監査ができない状況でもリモート等による監査方法も次善の策として検討すべきと考える。

- ① 子ども育成課における不妊症・不育症支援事業の個別面談相談についてリモート相談の実施【意見1】。
- ② 地域子育て支援センター事業における子育て相談についてリモート相談の実施【意見4】。
- ③ ひとり親家庭の意見交換会等におけるリモートによるWeb会議の実施【意見24】。
- ④ 幼保連携型認定こども園に対する実地監査【要望1】及びリモートによる監査方法の検討【要望2】。

2. 負担の公平性の観点から改善を検討すべき点

- ① 堺市においては、保育料の利用者負担額を定めるための階層区分が、他の政

令指定都市と比較して少ないため、よりきめ細やかな設定を行うことで収入に応じた公平性を感じられるものとするよう検討を行うべき【意見 7】。

- ② 堺市においては、ひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額について、所得割額 77,101 円未満の世帯をすべて無償化しているところ、ひとり親世帯等に該当する場合か否かで保育料の負担の差額が月額最大 2 万 5,000 円も生じており、ひとり親等世帯への保護だけでなく、公平な利用者負担額の実現という観点から、保育料設定の見直しを検討すべき【意見 8】。
- ③ 保育料の徴収において、一定月数分以上の滞納が生じた場合等、早期の段階で、給与の差押えを含めた強制的な徴収に踏み切るべきであり、給与や不動産に関しても差押えの対象とした場合のマニュアルを整備し、効果的な徴収を図るべき【意見 9、意見 10】。また、給食費徴収に関し、法的措置に関する基準や運用等を定めたマニュアル等を作成することが望ましい【要望 4】。
- ④ 児童養護施設等入所者負担金の徴収率が悪化している。保護者の意向に反する職権による一時保護などをきっかけに入所に至るという点で、一般的な利用者負担金とは異なるが、一定の条件の下で、外部機関へ、徴収業務の委託を検討するなど、徴収率の改善に努めるべき【要望 21】。

3. 市民の利便性を高める観点から改善を検討すべき点

- ① 宿泊型産後ケア事業に関し、現状母親と子ども 1 名のみが対象とされているが、兄弟を同時に預かったり、他のサービスと連携するなどの選択肢を増やすべき【意見 2】。
- ② 多胎育児家庭を含めた特に支援を要する家庭に対し、育児支援ヘルパー事業の周知を徹底するとともに、その利用申請を積極的に働きかけることにより、必要な家庭に支援が行き届くよう体制をより充実すべき【意見 3】。
- ③ 堺市の一時預かりの事業にかかるホームページにおいて、現在は施設名と一時預かりの実施の有無のみ表記されているが、受入可能月齢、申込期限、料金の目安や減免制度を記載するなどして、より充実した情報提供を行うべき【意見 14】。
- ④ 認証保育所についても、どのような基準に基づいて認証されているのかホームページの記載を充実化させるべき【意見 16】。
- ⑤ 堺市では、年度途中の待機児童数が、大阪府下の自治体の中で例年多い傾向にあり、さかい子育て応援アプリでのマッチングによる一定の効果はあるものの、より積極的な対策の検討が必要であり【意見 19】、少なくとも

一定期間は、引き続き 10 月時点での待機児童数の公表を行うべき【意見 20】。

- ⑥ 小規模保育事業において、令和 3 年度は 8 月時点でも 6 割を超える施設において定員割れが生じている。その主たる理由として 3 歳での卒園後に再度の利用調整が必要となる不安（いわゆる 3 歳の壁）が考えられるが、引き続きより充実した情報発信を行い、3 歳児の利用申込時の優先調整等のさらなる拡充や保育料の設定等も含め、保護者らのニーズに応えるための対策を検討すべき【意見 21】。
- ⑦ 堺市における里親委託率は全国的にも下位に位置しており、里親制度の周知方法の更なる多様化を検討すべき【意見 25】。
- ⑧ 婦人相談員による女性相談における Web ツールの使用や電子メールでの受付等、相談を受け付ける窓口として多様な方法を検討すべき【要望 6】
- ⑨ ひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、各区子育て支援課がひとり親家庭支援事業に関するワンストップ窓口として機能していることを広く周知すると共に、IT 機器等も利用したワンストップの相談体制を検討すべき【要望 7】。
- ⑩ 発達障害者支援事業については、乳幼児診断（1 歳 6 ヶ月・3 歳）及び就学時健診などの機会を利用するなどして更なる周知を行い【要望 12、15】、就学期の各関係機関への確実な引き継ぎがなされるよう体制の充実を図るとともに【要望 13】、発達障害者支援センターについては、相談者の相談支援等に加え、障害者支援を総合的に行う地域の拠点の役割を果たすことが望ましい【要望 11】。

4. 事務事業の有効性・適正化・透明化の観点から改善を検討すべき点

- ① 堺市保育教諭等人材確保事業補助金交付要綱上、資格取得後 1 年以内に退職した場合の返還の規定がないが、資格取得後 1 年以内に退職をした場合には、対象施設にその理由の開示を求め、相当な理由が認められない場合には返還を求めることができる旨の規定に改定することを検討すべき【意見 17】。
- ② 公立認定こども園運営事業においては、同運営にかかる事業内容が多岐にわたっており、外部からの全体像の把握が難しく、透明性の観点から、一時預かり、障害児や医療的ケア児、外国籍の子どもの受入など具体的な事業項目について、利用者の実績数等を明らかにするなど、その具体的な事業内容を明確化し、市民に公表すべき【意見 18】
- ③ 堺市送迎保育ステーション事業開設経費補助金交付要綱において、購入費

の補助対象となるバスについて、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」に沿った基準を条件とすべき【意見 23】。

- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、多額の貸倒懸念債権が発生していることもあり、貸付金事業において重要なリスク指標となる滞留債権額、貸倒損失などを歳入額、歳出額の内訳として明示し、公表するとともに、長期延滞債権について、地方公会計マニュアルにしたがった附属明細書の作成を行い、開示すべき【意見 26】。また、借入人の返済期日が到来した債権のみを回収懸念債権として取り扱っているが、滞納金額のみならず、当該借入人の借入額全額に対して回収懸念債権として認識しておくことが望ましい【要望 10】。
- ⑤ 障害児事業者等指定・指導事務事業について、障害児事業者等指定・指導事務事業について、定期的な実地指導の確実な実施を行うべき【意見 27】。
- ⑥ 子ども相談所における職員の長時間勤務が常態化していることを踏まえ、児童福祉司を含めた職員配置数の適正化を図るとともに、外部 NPO 法人への業務一部委託や弁護士等の専門職の採用等を含め、職員の負担軽減につながる方法について検討すべき【意見 28】。
- ⑦ 一時保護児童について、2 カ月以内に援助方針を決定すべきことが定められているが、2 カ月を超えて援助決定がされているケースが相当程度認められるため、早期に援助方針を決定できるように体制の整備を図るべき【要望 19】。また、一時保護施設での児童の学習環境を整えるため、教育委員会と協力のうえ、保護中の児童の年齢と人数に見合った教員数を確保すべき【要望 20】。
- ⑧ さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業に関する堺市社会福祉協議会への委託料について、見積額の根拠を明示するよう依頼し、その検証を行うべき【意見 32】。
- ⑨ クラウドファンディングによる寄附を募る場合、募集時から具体的な使用用途を明確にしておくべき【要望 25】。

5. 事務事業の効率化の観点から改善を検討すべき点

- ① 保育施設の利用調整は、現状の手作業で行っているため相当な時間がかかっており、AI の活用等を含めた効率的な業務遂行について検討すべき【意見 5】。
- ② 保育士等の確保のため、市外に所在する保育施設で働く保育士等についても優先的な調整の対象とできるように、周辺自治体と協定を結ぶ等の連携・調整を図るべき【意見 6】。

- ③ 堺市では、放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業という目的及び実施内容が類似する 3 つの事業が併存しているが、実施内容について統一し、統一的、効率的な運用を図るべき【意見 30】。
- ④ 障害児通所支援事業者育成事業においては、障害児等療育支援事業、あい・さかい・サポーター養成事業との連携を図り、同種事業との効率化を図るべき【要望 16】
- ⑤ 子ども相談所の業務は、本庁と三国ヶ丘庁舎分室、一時保護所に分かれており、各区役所に保健福祉総合センター子育て支援課が設置されている。かかる担当課間の連携強化のため、3 庁舎間のウェブ会議や子どもの管理情報（カルテ）の電子化及びクラウド利用等の IT ツールを利用した効率化を検討すべき【要望 18】

6. 事務事業の評価・検証の観点から改善を検討すべき点

- ① 民間認定こども園・保育所運営補助事業における補助金は、人件費の補助にかかる部分と、地域活動・子育て支援事業にかかる費用を補助するという部分と性質の異なる目的のものが含まれているが、事務事業総点検シートにおいては、それぞれの事業についての適切な評価を行うべく、別個に目標設定や実績評価を行うべき【意見 11】。
- ② 地域型保育運営補助事業において、民間認定こども園・保育所運営補助事業や私立幼稚園運営補助事業と同様に、保育士の配置改善について目標を設定し、実績の評価を行うべき【意見 12】。
- ③ 私立幼稚園運営補助事業において、事務事業総点検シートにおいて設定している目標に対しての達成率が低いが、その要因について、分析を行い、設定目標の見直し、または配置改善が進むようにより積極的に働きかけを行うべき【意見 13】。
- ④ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）についての事務事業総点検シートにおける目標設定について、受け入れ可能人数を増やすことを目標値として設定するべき【意見 15】。
- ⑤ 小規模保育整備事業においては、受入数の目標設定に比べて相当多くの施設整備がなされており、ニーズの把握に努め、目標設定数やニーズを大幅に超える整備がなされないよう、計画的な整備が必要。また、事務事業総点検シートの業績の分析欄等において、当該事業を評価するに当たっての個別の事象（幼保連携型認定こども園の新設公募の不成立による小規模保育事業への振替えがあったことなど）も記載すべき【意見 22】。

- ⑥ 子ども相談所の事業について、第三者評価の体制を整備しているが、子ども相談所による積極的な介入によって保護者との間で紛争化した個別案件等については、その検証、評価の対象に含まれていない。かかる事案についても、中立性、独立性が保たれた評価機関による市民に対する説明を行うことは重要と考えられることから、目的事項に含めるか、もしくは、別途、外部委員等からなる検証体制を整えるべき【意見 29】。
- ⑦ 児童自立支援施設の設置準備のために費用 930,564 千円(うち人件費 231,480 千円、土地取得費 666,690 千円)を支出したが、同設置中止により、取得土地についても現状その利用方法の目処が立っていない状況となっているため、取得土地についての有効利用(売却を含む。)を早急に検討すべき【要望 8】。また、同施設設置の理念を活かすための対応策を検討し、市民に公表すべき【要望 9】。
- ⑧ 障害児事業所等指定・指導事務事業における対象事業所の障害児等に対する支援の質の向上を図るため、第三者機関(委託)による外部評価の実施が望ましい【要望 14】。

おわりに

本監査は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルスによる感染症が拡大し、現地調査や直接の面談等が制限されるなかで実施した。とりわけ、子ども・子育て事業を実際に行っている現場に赴くことができず、現場の声を直接聞く機会がもてなかったことは残念であったが、ウェブ会議等も利用し、可能な限り情報収集に努め、遺漏なく監査ができるよう工夫した。

1 年を通して、子ども・子育て事業について検証し、改めて、その事業の幅の広さ、それぞれの子どもや家庭の自主性を尊重しつつその支援を行うことの難しさ、そして自治体の支援の手が極めて重要であることを痛感した。本報告書が今後の堺市の子ども・子育て事業の充実化に少しでも役立つことができれば幸甚である。

監査対象とさせていただいた子ども・子育て事業を担う堺市の関係各部署においては、多忙な業務のなか、監査人からの膨大な資料要望や質問にも適時適切に対応していただき、監査手続に最大限の協力をいただいた。また、監査の窓口となっていた法制文書課の多大なる尽力なくして、本監査を行うことは到底できなかったものである。

改めて関係各位に感謝申し上げたい。

以上

令和4年第1回市議会（定例会）外部監査人報告綴

令和4年2月 発行

編集・発行 堺市総務局行政部法制文書課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 宏和印刷株式会社

配架資料番号

1-B2-21-0286



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。